

平成28年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成28年3月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 2日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 3日	木		○休 会
4	3月 4日	金		○休 会
5	3月 5日	土		○休 会
6	3月 6日	日		○休 会
7	3月 7日	月		○休 会
8	3月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月10日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月11日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月12日	土		○休 会
13	3月13日	日		○休 会
14	3月14日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月15日	火		○休 会
16	3月16日	水		○休 会
17	3月17日	木		○休 会
18	3月18日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

議案第 1 号	長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について	3月10日	可決
議案第 2 号	坂城町行政不服審査法施行条例の制定について	3月10日	可決
議案第 3 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第 4 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第 5 号	坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第 6 号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第 7 号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第 8 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第 9 号	坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第 10 号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第 11 号	町道路線の認定について	3月10日	可決
議案第 12 号	平成28年度坂城町一般会計予算について	3月18日	可決
議案第 13 号	平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月18日	可決
議案第 14 号	平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月18日	可決
議案第 15 号	平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月18日	可決
議案第 16 号	平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月18日	可決
議案第 17 号	平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月18日	可決
議案第 18 号	平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月18日	可決

3月18日上程

請願第 1 号	安全保障関連法の廃止を求めることについて	3月18日	採択
選第 1 号	坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3月18日	当選
議案第 1 9 号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	可決
議案第 2 0 号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	可決
議案第 2 1 号	平成 2 7 年度坂城町一般会計補正予算 (第 7 号) について	3月18日	可決
議案第 2 2 号	平成 2 7 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算 (第 2 号) について	3月18日	可決
議案第 2 3 号	平成 2 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	3月18日	可決
議案第 2 4 号	平成 2 7 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	3月18日	可決
議案第 2 5 号	平成 2 7 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	3月18日	可決
議案第 2 6 号	平成 2 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	3月18日	可決
発委第 1 号	安全保障関連法の廃止を求める意見書について	3月18日	可決

平成28年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月1日(火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○議案第1号～議案第18号の上程、提案理由の説明、詳細説明	12

第2日 3月8日(火)

○議事日程	46
○一般質問 中嶋 登 議員	46
西沢 悦子 議員	58
山崎 正志 議員	71
塩野入 猛 議員	82
柳沢 収 議員	97

第3日 3月9日(水)

○議事日程	112
○一般質問 小宮山定彦 議員	112
大森 茂彦 議員	125
朝倉 国勝 議員	138
吉川まゆみ 議員	147
入日 時子 議員	161

第4日 3月10日(木)

○議事日程	176
○一般質問 塚田 忠 議員	177
塩入 弘文 議員	185
滝沢 幸映 議員	198
○議案第1号～議案第11号の質疑、討論、採決	212
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	222

○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	241
--------------------	-----

第5日 3月18日（金）

○議事日程	246
○請願第1号、質疑、討論、採決	247
○議案第12号委員長報告の質疑、討論、採決	247
○議案第13号～議案第18号委員長報告の質疑、討論、採決	262
○追加議案上程、提案理由の説明	269
○選第1号、議案第19号～議案第26号、発委第1号、質疑、討論、採決	273
○町長閉会あいさつ	288

平成28年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田陽一君
建 設 課 長	青木知之君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田よし子君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関貞巳君
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹内祐一君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎金一君
議 会 書 記	小宮山和美君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 1 号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 第 6 議案第 2 号 坂城町行政不服審査法施行条例の制定について
- 第 7 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 6 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 9 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 10 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 第 16 議案第 12 号 平成 28 年度坂城町一般会計予算について
- 第 17 議案第 13 号 平成 28 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 18 議案第 14 号 平成 28 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 15 号 平成 28 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 16 号 平成 28 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 21 議案第 17 号 平成 28 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 22 議案第 18 号 平成 28 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第127条の規定により、13番 塚田忠君、14番 入日時子さん、2番 塩野入猛君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（塚田君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、平成28年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、平成26年8月から工事を進めてまいりました南条小学校が、今月26日に竣工式を挙げる運びとなりました。ここに至るまでの間、関係する大勢の皆様のご理解とご協力をいただき、改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、この竣工式にあわせて南条小学校の特徴である音楽堂におきまして、午後3時から一

般開放での記念コンサートの開催を計画しておりますので、大勢の町民の皆様にご来校いただきたいと思っております。

校舎の耐震化に伴う小学校の整備につきましては、27年度でハード面での一区切りを迎えましたが、引き続き「坂城の子どもは坂城で育てる」をモットーに、地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、子供たちが豊かに成長していくための、教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

さて、日本を取り巻く世界情勢の中で、今年の関心事は何といてもアメリカ大統領選挙であります。11月の本選挙に向け、民主、共和両党の2大政党の候補者がしのぎを削っており、いずれの候補者が勝つかは予断を許さない状況であります。日本といたしましては、誰が次期大統領になっても困らないパイプづくりをする必要があると考えます。

また、経済動向につきましては、中国国家统计局が発表しました2015年の実質国内総生産成長率は、1990年以来の6.9%となり、天安門事件でアメリカ、ヨーロッパの経済制裁の影響を受けた水準に減速いたしました。この中国経済の減速を受けて、国際通貨基金（IMF）は、2016年の世界経済の見通しを下方修正し、成長率を3.4%としており、世界全体の貿易の減少と経済の停滞、そして我が国への影響が懸念されるところであります。

今後の中国経済を初めとする世界の経済動向につきましては、引き続き注視していく必要があると考えます。

国内の経済動向につきましては、内閣府による1月の月例経済報告によりますと、「景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、日本銀行松本支店発表の2月の長野県内の動向でも、「長野県経済は、生産に新興国経済の減速の影響などが見られるものの、緩やかに回復しつつある。」としております。

1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査でも、生産量は、3カ月前に比較して増加した企業が増え、売り上げについても生産量とほぼ同様の傾向が見られます。雇用につきましても、この4月から調査企業全体で約40人増員を予定しており、減員分の補充を予定している企業も10社となっていることから、引き続き改善の動きが見られます。

中国経済の減速という懸念材料はあるものの、地域経済がさらに活性化し、成長していくことを期待するものであります。

さて、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画と坂城町人口ビジョン及び坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、先月15日に第3回目の総合計画審議会と総合戦略策定懇話会を開催し、答申をいただいたところであります。本計画をまちづくりの指針として、人口減少、少子高齢化、産業構造の革新、環境問題、国際化、情報化への対応など、人がともに輝くものづくりのまちを目指してまいります。

また、総合戦略策定懇話会でのご意見をお聞きする中で、当町の人口ビジョンの将来展望と

しては、人口減少・人口構造の高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年においては、1万2千人の維持を目指すことといたしました。その実現に向けて、総合戦略では、まちの将来像として、「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」とし、一つ、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する。次に、出産・子育て支援を充実して町内で生まれ育つ子供たちを増やす。町外への流出を抑制して新たな流入を増加する。生涯にわたり安心して快適に暮らすことができる地域をつくる。

この四つの基本目標を掲げ、子育て支援などの自然増対策や産業支援からの社会増対策に取り組んでまいります。さらに、町の主な重点プロジェクトとして、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業、さかきワイナリー形成推進事業、「坂城スマートタウン」構想推進事業の三つを掲げました。

トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業につきましては、行政情報や防災情報を町民の皆さんに効率的に伝達できる、安心・安全なまちづくりの観点から、災害にも強い防災行政無線の導入を第1段階として行う計画といたしました。全戸に個別受信端末を設置し、町から行政・防災に関する情報を発信するとともに、地区別放送機能、聴覚障がいの方には文字放送機能、加えて屋外スピーカーからも放送ができるようにいたします。

また、防災情報につきましては、緊急時にはJアラート及び緊急速報メールとの連携、さらに、さかきまちすぐメールなど複数の手段で町民の皆さんに確実に伝達できるようにしてまいります。平成28年度は、まず基本設計、続いて実施設計を行う中で、29年度の整備に向け事業を推進してまいります。

さかきワイナリー形成推進事業につきましては、今年度、試験圃場で収穫したワインブドウをサントリーワインインターナショナルに委託して、試験的に醸造を行いました。先月25日には、ワイナリー形成事業の懇談会を開催し、あわせて醸造されたワインの試飲会を行い、サントリーから坂城産のワインブドウについての講評をいただきました。またサントリーさんからは、高い評価をいただいたところであります。今後大いに期待するところであります。28年度は、栽培から4年目ということもあり、一定量の収穫が見込まれることから販売も視野に入れて事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、さかきワイナリー形成推進事業につきましては、国の27年度補正予算によります地方創生加速化交付金の対象となるよう進めているところであります。

坂城スマートタウン構想推進事業につきましては、これまで産学官連携によるスマート工業団地構築に向けた調査・研究のほか、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池システムなどのスマートエネルギーシステム導入に対する助成を行ってまいりました。

今後はさらに、エネルギーの地産地消に向けた取り組みや公共施設への再生可能エネルギー

の導入、蓄電池システムによるエネルギーマネジメントなど、創るエネルギー、蓄えるエネルギー、省エネルギーへの取り組みにより、町全体でエネルギーの最適利用ができる環境づくりを進めてまいります。

それでは、平成28年度の当初予算（案）について申し上げます。28年度におきましては、今後5カ年のまちづくりの基軸となる坂城町第5次長期総合計画後期基本計画及び坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の展開を念頭に置き、限られた財源の中、諸課題の解決に向け積極的な取り組みを進めるべく、一般会計当初予算の編成をしたところであります。

移住・定住を促進するための新規事業や子育て支援のさらなる充実、継続的・計画的に進めている基盤整備や橋梁・公園の長寿命化等々、予算の総額は、南条小学校建設事業が完了することで、27年度当初予算と比較し8億8千万円、率にして12.7%の減とはなりますが、60億3千万円といたしました。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、町内企業の動向を精査する中で、法人町民税は27年度より1億4千万円、個人町民税についても1千万円の増を見込み、町民税で11億7,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、地価の下落や企業の設備投資の鈍化傾向を勘案し、現年課税分を4千万円減となる12億2千万円とし、町税全体では、27年度対比4.7%、額にして約1億1,600万円の増となる25億6,419万8千円といたしました。

地方交付税につきましては、税収の増加による減額を見込み、3千万円減の7億7千万円、普通交付税の振替分となる臨時財政対策債につきましても、国の28年度地方財政対策においてマイナス16.3%と大きな減額となっていることを受け、5千万円減の2億円を計上いたしました。

また、南条小学校建設事業の完了により、国庫支出金は約6,900万円減の5億6,582万7千円、繰入金につきましても文教施設等整備基金からの繰り入れが大幅に減額となることから、約7億円減となる4億3,618万5千円としたところではありますが、財政調整基金からの繰入金につきましては、必要施策への予算を確保するため27年度対比31.7%増の2億9,900万円を計上いたしました。

次に歳出であります。町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業を初めとした投資的経費につきましては、4億5,302万円といたし、義務的経費については、人件費が11億8,947万円、障がい者の方への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医療費などの扶助費は、6億8,197万1千円を計上いたしました。

次に、平成28年度の主要施策について申し上げます。

最初に、移住・定住・人口増の施策についてであります。空家活用事業として、27年

4月から開始いたしました坂城町空家情報バンクについては、これまでに12件の登録があり、そのうち3件について契約が成立し、町外から7名の方が移住されました。28年度は、さらに内容を充実した坂城町空家情報バンク事業の専用ホームページを開設いたします。

また、移住・定住の促進を図るため、空家情報バンクに登録されている空き家の片づけ、リフォームに関する経費の一部について最大10万円の補助を行うとともに、定住を目的として空き家を購入された方がリフォーム工事を行う場合には、最大50万円の補助を行う空家利用促進補助制度を新設してまいります。

企業への人材確保事業として、移住定住・就職支援事業を展開してまいります。これは、首都圏等の大学生をターゲットに町内企業への就職情報の発信など、坂城町をPRし、町内企業における人材不足の解消及び優秀な人材の確保に結びつけるとともに、移住を希望する子育て世代からシニア層まで幅広い世代の方々の移住にも結びつけようとするものであります。加えて、町内企業にお勤めしている独身の方を対象としたイベントを企画する中で、町内企業の活性化を図り、あわせて坂城町への移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

農業分野におきましても、Uターン・Iターンや定年を機に新規に町で農業を始める方を対象に新規就農者支援補助事業を新設してまいります。これは、経営開始から5年以内の新規就農者が円滑に就農できるよう、一般の賃貸住宅を借りる場合には、5年間を限度に月額賃貸料の2分の1、月額2万円以内を、空家情報バンク登録の賃貸物件に居住する場合も5年間を限度に賃貸料の2分の1、月額3万円以内を補助する住居助成事業と、20万円以上の農業機械やビニールハウス等の施設を購入する際、1回に限り購入費用の3分の1以内で、上限20万円の購入助成を行う農機具等購入助成事業の二つの支援制度を実施するものであります。

続きまして、子育て支援の施策について申し上げます。

子育て家庭の経済的負担を軽減し、より安心して子育てをしていただけるよう、現在、中学生までとしている子供の福祉医療費につきまして、28年度より支給範囲を18歳になる年度まで拡大してまいります。また、福祉医療費受給者の医療費を事前に貸しつけ、医療機関での窓口支払いの負担を軽減するさかき福祉医療費サポート資金貸付制度を創設し、医療機関への早期受診環境を整えるとともに家計への負担軽減を図ってまいります。

また、町内3保育園の第3子以降の保育料につきましては、28年度から無料といたします。なお、坂城幼稚園に通うお子さんにつきましても、保育園と同様に第3子以降の保育料の無料化を図るため、坂城幼稚園多子世帯補助事業を新たに設け、国の補助対象とならない第3子以降の保育料等を実質無料とするための補助金を交付し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

加えて、ゼロ歳児保育につきましては、現在、南条保育園において受け入れを行っておりますが、28年度からは村上保育園においても、3名1クラス分を開設いたします。今後も子育て世代の支援の充実に努めてまいります。

さて、南条児童館建設事業につきましては、地域の皆さんを初め、学校、子育て支援関係者などで組織する建設委員会を設置し、施設の整備、内容等についてご意見をいただく中で、基本設計、実施設計を進めてまいりたいと考えております。

また、グローバル化に対応した教育環境の整備にも引き続き取り組んでまいります。中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流につきましては、28年度は、7月下旬に中国へ訪中団を派遣する教育・文化交流事業を計画してまいります。坂城町と中国の子供たちの交流を通じ、一層の友好の輪が広がることを期待しております。

また、坂城町の特色ある取り組みとして実施しております子供たちへの外国語教育につきましては、平成27年度、小学校に1名の外国語指導講師（ALT）を増員し、3名体制で小中学校に加え保育園でも外国語教育の推進を図っております。28年度も引き続き3名体制により、外国語に触れ学べる環境づくりの推進を図り、国際社会で生きていく子供たちの育成に努めてまいります。

また、さまざまな障がいがある幼児・児童・生徒を支援するため、町では、平成25年度から就学相談委員会を町単独で設置し、教育コーディネーターを配置するとともに、各小中学校に児童生徒支援員を配置し、運営を行ってまいりました。27年度からは、臨床発達心理士の資格を持つ教育・心理カウンセラーを配置し、早期からの不登校対策等に取り組んでまいりました。

28年度においては、4月から施行される障害者差別解消法に対応した、障がいのある方を含む全ての子供たちに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育支援を推進するとともに、カウンセラー、支援員等の一部勤務時間の増加を図り、これまで以上にきめ細かなサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、特徴的な施策について申し上げます。

信州さかきふるさと寄付金につきましては、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めてまいります。寄附をしていただいた方に、坂城町の魅力を感じていただき、また、来ていただく中で、坂城町の応援団となっていただけるような方策を考えてまいります。

さて、公共施設の更新、長寿命化が町にとって大きな課題となっております。そこで、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点で計画的に更新、長寿命化、統廃合を進めるべく、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の最適化を図ってまいります。また、計画策定により受けることができる財政支援を活用し、公共施設の集約化や除却を進め、財政負担の軽減・平準化も図ってまいりたいと考えております。

さて、鉄の展示館におきましては、4月9日から6月12日にかけて、「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展を開催いたします。高倉健さんのご遺族から町に寄贈いただいた生前所蔵さ

れていた日本刀を初め、高倉さんから宮入刀匠に贈られた書籍や、宮入刀匠とのきずなを示す写真パネルなどを展示いたします。また、第11回ばら祭りの開催期間とも重なりますので、ばら祭りに訪れた方や、高倉健さんのファンを初め、若者や日本刀のファンにも満足していただけの展示会といたしますので、大勢の皆さんにご来館いただきたいと思いますと考えております。

平成27年度より、公園長寿命化事業として、屋外ステージの改修を進めておりますびんぐしの里公園の整備につきましては、28年度は、バックヤードトイレ及びステージの屋根を整備し、雨天でも安心してイベントが開催できるようにしてまいります。また現在、びんぐし亭が営業しております公園管理センターに新たにお客様用のトイレを新設し、利便性を図ることによって多くのお客様にご来店いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、福祉・健康づくりの施策について申し上げます。

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴う負担軽減のため、引き続き臨時福祉給付金が支給されます。28年度は6月頃までをめぐり、27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち28年度中に65歳以上になる方を対象に3万円、また秋には28年度の住民税非課税の方を対象に3千円、加えて低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方を対象に3万円を支給してまいります。28年度も引き続き、きめ細かく給付のお知らせをする中で、大勢の方に申請いただくよう努めてまいりたいと考えております。

また重度の身体障がい者の方と、その家族の負担軽減を図るため、移動入浴車を利用した訪問入浴支援サービスを新たに開始し、障がい者の福祉の向上に努めてまいります。

また、認知症や障がい等により、日常生活の中で判断が十分にできない方などの財産や権利を守るため、成年後見支援センター業務を町社会福祉協議会に委託し、事業を一元化する中で、普及啓発などを進めてまいりたいと考えております。

今年度、健康増進と介護・寝たきり予防を目的として坂城町の歌に合わせた、誰でも気軽にできるストレッチ体操を、町スポーツ推進委員の皆さんが中心となり作成していただきました。この体操を広く町民の皆さんに親しんでいただくため、「さかきのびのび体操」とし、現在、各地区で開催している健康づくり講座等で啓発を行っております。この体操を通じて、住民の皆さんの健康づくり及び健康意識の高揚を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

続いて、産業振興施策について申し上げます。

工業振興におきましては、28年度も引き続き坂城町出品者協会への支援を充実させ、町内企業の受注機会の拡大と販路開拓を図ってまいります。また、平成24年度から実施いたしましたコトづくりイノベーション補助事業については、予定の3年間で終了いたしました。年々申請件数が増加していることから、引き続き3年間実施いたします。

さらに、坂城町で培われてきた高度な技能や技術の継承と習得、新技術や新産業の創出など、ものづくりの機運を高めることを目的に実施しております坂城WAZAパワーアップ事業の一

環として、新たに知的財産権の取得に対する表彰も行ってまいりたいと考えております。企業の意欲的な開発への取り組みや新たな企業連携のきっかけづくりになればと期待しております。

商業振興につきましては、坂城町商業店舗利活用補助金制度を新設いたします。これは、空き家、空き店舗を活用して新たに事業を始めようとする方や既存の卸業、サービス業、飲食業を含む小売事業者を対象として、店舗の改修及び改築に要する経費の3分の2以内、50万円を上限として補助するものであり、商業の活力とにぎわいが創出されることを期待しております。

農業振興についての課題であります、耕作放棄地対策につきましては、28年度は、農業委員会で実施した農地所有者の意向調査結果をもとに、人・農地プランに位置づけられた新規就農者を初めとする担い手農家への農地集積を推進するとともに、農地中間管理機構を活用するなど、安定した農業経営の支援を行ってまいりたいと考えております。また、引き続き地域で取り組む農業生産活動の支援や農地、水路、農道等の管理を地域で支える中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業を推進してまいります。

一方、有害鳥獣対策の侵入防止柵につきましては、上平地区全域に及ぶ延長6,900mの侵入防止柵が、平成25年、26年度に上平区の皆さんにより設置され、大きな効果が実証されております。今回、小網地区におきまして侵入防止柵整備の要望があり、県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し整備を進めてまいります。なお、ほかの地区につきましても、地域を挙げて被害防止対策を実施する取り組みに対しまして、町として積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、松くい虫防除対策につきましては、防災の面からも松林を守る必要性から、これまでも継続して実施しておりますが、28年度も引き続き、伐倒駆除を中心に健康被害に配慮する中で、空中散布及び無人ヘリコプター散布による予防対策、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹などの総合的な防除対策を進めてまいります。

また、平成28年度の坂城町植樹祭につきましては、52年ぶりに長野県で開催される第67回全国植樹祭の応援イベントと位置づけ、4月24日、日曜日ですが、村上地区のびんぐし山を会場として開催いたします。町の植樹祭が全国植樹祭のホームページ、パンフレットなどでも紹介されますので、町内外の方々にも広く参加を呼びかけ、多くの皆さんに、お越しいただき、びんぐし山が、びんぐしの里公園や湯さん館とともに、森林浴を楽しみ、親しんでいただける里山になればと考えております。

続きまして、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

町の主要幹線であります町道A01号線道路改良事業につきましては、地権者の皆さんのご理解とご協力をいただく中で、酒玉工区の若草橋南側の住宅を移転するとともに、一部仮設歩道を設置し、子供たちの通学を初め歩行者の安全確保を図ってまいりました。28年度は、引

き続き金井工区と酒玉工区の両工区ともに、建物を含めた用地交渉を進め早期完成を目指してまいります。

橋梁修繕事業につきましては、産経大橋の修繕工事に着手してまいります。また、継続して実施している昭和橋の修繕工事につきましては、現在、国道側から7連目までの工事を行っており、3月末に完了の予定であります。残りの8連目、9連目の修繕工事と村上側のゲルバーガーター橋、青い鉄骨製の橋の部分ですね、その修繕工事につきましては、28年度実施いたします。この工事により車道部分は完了となり、29年度以降につきましては、アーチ部分などの工事を実施してまいります。

県道坂城インター先線事業につきましては、昨年6月に事業主体の県により、地元説明会が開催され、現在、路線測量と道路及び橋梁の詳細設計を実施しているところであります。今後につきましては、詳細設計に基づき、今後、再度地元説明会が開催され、詳細な路線計画が決定された後に用地買収等に着手していく予定となっております。

公共下水道の整備につきましては、現在、金井の旧道と産業道路の間の工事を進めている状況であり、27年度末の全町における面的整備は、約8割の見込みとなります。28年度は、金井の産業道路の東側及びしなの鉄道と国道18号の間の工事を行い、32年度を目途に町全体の下水道整備完了を目指し、工事を進めてまいります。

最後に、生活環境施策について申し上げます。

町では、平成30年度に長野広域連合が計画する新ごみ焼却施設が稼動するまで、葛尾組合焼却施設の延命化と新ごみ焼却施設に対する負担金の抑制のため、さらなるごみの減量化・資源化の取り組みを進めてまいります。28年度につきましては、全ての自治区を対象にごみ減量化懇談会を開催し、減量化と資源化の推進を目指してまいります。引き続き、町民の皆さんにおかれましても、一層のご協力をお願いいたします。

以上、平成28年度の主要施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、長野市及び坂城町における中枢都市圏連携形成に係る連携協約の締結、条例の新設が1件、条例の一部改正が8件、町道路線の認定、平成28年度の一般会計・特別会計予算が7件、計18件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塚田君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第14期経営状況報告書が提出されております。また、本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（塚田君） 日程第5「議案第1号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」から日程第22「議案第18号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの18件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第1号から18号まで続けてご説明申し上げます。

まず議案第1号「長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年2月17日に長野市が公表いたしました連携中枢都市宣言に基づき、本町と長野市が相互に役割分担し、連携・協力して実施する圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上等に関する取り組みを通じて、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域の形成を目的とする連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続いて議案第2号「坂城町行政不服審査法施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月から新たな行政不服審査法が施行されることに伴い、町の行政処分に対する不服申立てを審査するために必要な事項を定めるため、条例の制定をするものであります。

不服申立人が、審査の過程において町側が提出した証拠書類等の写しの交付を求める場合の手数料等について定めるほか、不服申立てに対する裁決をする際、裁決案を第三者審査会に諮問することが義務づけられたため、諮問機関として坂城町行政不服審査会を諮問の都度、設置すること及び審査会の組織・運営について定めるものであります。

続きまして議案第3号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、新たな行政不服審査法の施行による不服申立制度の改正に伴い、関係する8条例について、一括して改正をするものであります。異議申立制度が廃止され審査請求制度に一元化されること、不服申し立て期間が延長されることに伴う所要の改正を行うほか、坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正では、情報公開等の処分に対する審査請求については、情報公開及び個人情報保護審査会で審査するため、審理員制度は適用しないこと、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正では、坂城町行政不服審査会の委員の報酬について、選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条

例の改正では、審理員の要請に応じて出頭した参考人等に対し費用弁償をすることについて、坂城町固定資産評価審査委員会条例の改正では、行政不服審査法を準用する固定資産評価審査委員会に対する審査申出に関する手続について、坂城町手数料条例の改正では、不服申立人が証拠書類等の写しを求めた際の交付手数料を定めることについて、それぞれ条例の改正をするものであります。

続きまして、議案第4号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月から改正地方公務員法等が施行されることに伴い、関係する4条例について、一括して改正をするものであります。各条例において引用する地方公務員法の条項の整理を行うほか、坂城町職員の分限に関する条例の改正では、勤務評定制度が廃止されたことに伴い、法に基づく職員の降任等をする際の要件について、坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正では、学校教育法の改正により義務教育学校が制度化されたことに伴い、育児中の早出遅出勤務をすることができる職員の要件として、義務教育学校に就学する子供がいる職員を追加することについて、それぞれ条例の改正をするものであります。

議案第5号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、今後増加が予想される広域連合や一部事務組合など、広域行政の円滑な運営を図ることを目的として、広域行政の事業に要する費用の財源に充てる広域行政事業基金を設置するため、積立基金条例の一部を改正するものであります。この改正により、広域行政の経費負担への円滑な対応を図ることに加え、諸施策への財政的影響の軽減と健全な財政運営を図っていくものであります。

続きまして議案第6号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、地方税の徴収等に係る猶予制度が見直されたため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、徴収猶予及び職権の猶予について、分割納付の規定を設けるとともに、納税者の申請に基づく換価猶予制度などを新設するものであります。

続いて議案第7号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、子供や障がい者等の医療費の自己負担分について給付を行っている町福祉医療費のうち、15歳到達年齢の年度末までとしている子供の給付範囲を18歳到達年齢の年度末までに拡大するため条例を改めるものであります。

続きまして議案第8号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める省令が改正されたことにより、これらの基準省令を参酌して定めることとされている坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、二つの条例につきまして一括して改正するものであります。

改正内容といたしましては、認知症対応型デイサービスについて、事業の運営に当たって、地域との連携の強化や事業所の運営の透明性を確保するため、利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員等で構成される運営推進会議の設置を事業者に義務づけるものについて条例で定めるものであります。

議案第9号「坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、建設を行ってまいりました南条小学校につきまして、皆様のご理解・ご協力のもと、無事完成する運びとなりました。新たに完成いたしました音楽堂につきましては、建設委員会の中でもご意見をいただく中で、社会開放施設として位置づけることとしており、本条例を改正し、対象施設に加えてまいります。

改正の内容といたしましては、音楽堂の開放につきまして、既に開放を行っているほかの学校施設などと同じ曜日、時間にて実施するとともに、音楽堂に係る施設の使用料の額などについて加えるものであります。

続きまして議案第10号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び行政不服審査法の改正により必要な改正を行うものであります。改正内容につきましては、ほかの法律による年金給付と消防団員等に係る傷病補償年金等を併給する場合における傷病補償年金等の併給調整率を改定するとともに、行政不服審査法の改正に対応して文言の改正を行うものであります。

続きまして議案第11号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、県道上室賀坂城停車場線の福沢川管理道に係る旧県道敷を、道路法93条により県から引き渡しを受け、町道0665号線として管理するため、町道認定するものでございます。

続きまして議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算についてご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画による後期5カ年のスタート年次であることに加え、町が将来にわたって力強く歩みを進めていく指針となる坂城町人口ビジョン及び坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて、雇用の確保、子育て支援、人口の流出抑制と流入増加、安心して快適な地域づくり等々、将来につながる諸施策を積極的に展開するための予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は60億3千万円で、27年度において約13億3千万円の経費を計上

しました南条小学校建設事業が完了することから、平成27年度当初予算と比較しますとマイナス12.7%、8億8千万円の減額となっております。

まず、歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入のうち町民税について、個人町民税は堅調に推移しており、前年度対比1.5%、法人町民税も円高傾向や景気減速などの不安要素はあるものの、一部企業の好調な業績を勘案する中で38.9%の増加を見込んだところであります。一方、固定資産税につきましては、土地価格の下落に加え、企業の設備投資が鈍化傾向にあるとの観測から3.2%の減としたところではありますが、町税全体では前年度当初予算と比較してプラス4.7%、1億1,614万9千円の増となる25億6,419万8千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国において前年度対比0.3%減と、ほぼ前年度並みとなる総額16兆7千億円が確保されたところですが、当町におきましては、法人町民税を中心に税収が昨年度に大きく増加し、今年度、また28年度においても一定の水準が確保できると予想されることから、交付税額が減少することを見込み、前年度対比3.8%減となる7億7千万円を計上いたしました。また、普通交付税の振りかえ措置として発行する臨時財政対策債につきましても、国の発行総額が16.3%減額されるため5千万円の減とし、交付税と合わせた実質では9億7千万円を見込むところであります。

国庫支出金につきましては、障がい者や児童への各種給付に加え、臨時福祉給付金が継続して実施されるなど、社会福祉施策に係る負担金や補助金、また、A01号線道路改良事業などの社会資本整備総合交付金が増額となるものの、南条小学校建設に伴う学校環境改善交付金が減額となり、全体では前年度対比10.9%の減となる5億6,582万7千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金が31.7%の増となりますが、南条小学校建設に係る文教施設整備基金からの繰入金が減額となることを受け、全体では前年度対比61.6%の減額という状況であります。

次に歳出の主なものでございますが、投資的経費につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、南条小学校の完了により、前年度対比70.2%の減となる4億5,302万円を計上しておりますが、金井地区で進めております町道A01号線道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業、南条地区への公共下水道整備など、生活基盤の整備に引き続き取り組むとともに、びんぐしの里公園につきましても、快適に自然と親しめる場としてまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、屋外ステージへの屋根設置やトイレの改修等を進めてまいります。

義務的経費につきましては、人件費が前年度対比1.5%の増、扶助費については障がい者へのサービス給付費の増加等により2.8%の増、公債費は4.8%の減となっております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連した事業展開では、雇用の確保や就業機会の

拡大を図るための新規事業として、首都圏などへ進学した学生への就職情報の発信や移住相談などを行う移住定住・就職支援事業、新たな農業の担い手に対して住宅家賃や農機具購入への補助を行う新規就農者支援補助金、ふるさと納税に対して町の特産品等の返礼を行うふるさと納税事業、空き店舗や空き家などを活用して新たに商業を始める方などに改修費等を補助する商業店舗リフォーム補助金を創設し、期間延長をして継続することといたしましたコトづくりイノベーション補助金などとともに、産業の創出や雇用の確保、U・I・Jターンの促進を図ってまいります。

さかきワイナリー形成事業では、今年度の試験醸造を通じて高い評価をいただいた坂城産のワインブドウについて、28年度におきましては、一定量の収穫を見込む中で坂城ワインの販売検討、品質評価、ブランド化など、6次産業化を視野に入れた事業展開を図ってまいります。

出産や子育てへの支援では、村上保育園でゼロ歳児保育に対応するほか、第2子の年齢に関係なく半額としております第3子以降の保育料について無料にするるとともに、坂城幼稚園に通園される第3子以降のお子さんについても無料となるよう補助をしてまいります。また、現在、中学生までを対象としている子供の福祉医療費について、18歳になった年度末まで対象を拡大し、子育てへの経済的負担の軽減を図るほか、福祉医療受給者の医療機関での窓口支払時の自己資金の軽減を図るさかき福祉医療費サポート資金貸付事業を新設いたします。

さらには、南条児童館の建てかえに向けた設計経費を盛り込むなど、子育て環境の充実を図るとともに、独身男女の出会いの機会を提供する団体等への助成事業さかき縁結び支援事業補助金を創設して、成婚から子育てにつながる出会いの場の創出を支援してまいります。

町への流入人口の増加対策では、さきに申し上げました移住定住・就職支援事業や新規就農者支援補助金などに加え、空家活用事業を新たに立ち上げ、空家情報バンクの専用ホームページを開設するとともに、登録物件への移住に際しての片づけ費用や改修費用を補助する空家バンク利用促進補助金を創設いたします。また、広域連携による首都圏での移住相談会などにも積極的に参画し、移住・定住の促進を図るほか、ばら祭りやねずみ大根まつりなどを通じて、当町への誘客や魅力発信にも努めてまいります。

安心して快適に暮らせる地域づくりでは、大学や企業との連携による再生可能エネルギーのあり方等についての研究を進めるとともに、家庭における太陽光発電システムや蓄電池システム、エネルギーマネジメントシステムへの設置補助を継続し、スマートタウン坂城を目指してまいります。

また、28年度においては、全町を網羅する新たな通信網の構築を目指すトータルメディアコミュニケーション施設整備事業に着手し、「つながる あんしん 坂城町」を第1ステップのキーワードとして、災害に強い防災行政無線による情報を全戸に発信・伝達できる仕組みに向けた設計経費を計上し、29年度の整備につなげてまいりたいと考えております。

ここまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の視点による新規事業等について説明をしてまいりましたが、ほかにも、子供たちの国際感覚を養成し、一段とグローバル化する社会の担い手となるよう小中学校での英語指導講師の配置や、高校生のタイ国研修事業を引き続き実施するとともに、教育・心理カウンセラーや子育て支援センターの臨床心理士、家庭児童相談員の勤務時間を増加し、支援の必要な子供たちへの、よりきめ細やかなフォロー体制を敷いてまいりたいと考えております。

防災面におきましても、安心・安全なまちづくりの一環として、区長さん方を通じて配布を進めております緊急医療情報キット（安心カプセル）について、要望数を配布できるよう予算を計上したところであります。

また、各種健康診査やがん検診などと相まって、今般完成しました「さかきのびのび体操」の啓発を図り、健康づくりを推進するとともに、障がい者を初めとした福祉サービスの充実や地域医療、介護保険など、町民の身近な課題への的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成28年度一般会計当初予算の概要についてお話ししましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

続きまして議案第13号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

有線放送電話事業の円滑な運営を図るとともに、施設の維持管理を行い、電話機能、放送機能を利用した情報提供や各種サービスを実施するための予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,422万円で、前年比マイナス90万8千円、2.6%の減でございます。

歳入の主な内容といたしましては、有線放送電話使用料3,053万1千円、広告放送料42万円、加入、工事費等の負担金27万7千円などであります。

歳出の主な内容につきましては、経常的な人件費のほか、光熱水費348万円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料292万5千円、有線施設設置移転等工事540万円、設備基金積立金374万3千円などであります。

続きまして議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営については、加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加により厳しさを増しておりますが、これまで国保の制度内で運営しておりました退職者医療制度が廃止となり、対象となる退職被保険者数が年々減少することに伴い、該当者の療養給付費等の減少を見込んだところであります。

このような状況において、本年度も保健事業を通じた健康づくりと疾病の重度化予防により

医療費の抑制を図るとともに、保険税の適正な賦課、計画的な徴収を推進し、安定した制度運営に取り組んでまいります。

さて、本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,654万6千円とするもので、前年対比3.6%の減とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億9,501万円、前期高齢者交付金5億4,394万4千円、共同事業交付金4億622万2千円で、歳出の主なものは、保険給付費11億7,646万4千円、共同事業拠出金3億9,104万6千円であります。

次に議案第15号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ276万1千円といたすもので、前年対比4.1%の減であります。

歳入の主なものは、貸付金元利収入で276万円であります。歳出の主なものは、公債費で140万8千円、一般会計繰出金で132万5千円であります。

続きまして議案第16号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、平成27年度から南条地区の本格的な整備に入り、平成32年度の完成をめどとして進めております。本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億2,044万7千円とするもので、前年対比2.5%の減であります。

歳入の主なものは、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金7,900万円、下水道使用料1億3,930万円、管渠工事に係る国庫補助金1億円、一般会計からの繰入金3億円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債2億200万円あります。

次に歳出の主なものは、下水道全般に係る一般管理費1,920万9千円、下水道の維持管理に係る施設管理費8,816万5千円、公共下水道の整備事業費3億4,361万2千円、流域下水道の整備事業費1,766万円、事業の元利償還に係る公債費3億5,130万円あります。

続きまして議案第17号「平成28年度坂城町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者が増加することにより、介護給付費等の増大を見込む中で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,624万1千円とするもので、前年対比2.7%の増額となっております。

歳入の主なものは、介護保険料3億300万円、国庫支出金3億2,961万8千円、支払基金交付金3億8,626万9千円、県支出金1億9,936万円、町繰入金1億9,400万円あります。

歳出の主なものは、保険給付費13億7,262万4千円、地域支援事業2,683万2千円であります。

続きまして議案第18号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億8,484万円とするもので、前年比較4.9%の増でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,237万3千円、繰入金4,240万円、歳出の主なものは、総務費116万8千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,361万円であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時13分～再開 午前11時24分）

議長（塚田君） 再開いたします。

続いて、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず初めに、歳入について。

財政係長（伊達君） 平成28年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち、2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。まず町民税のうち、個人町民税につきましては、28年度も堅調に推移することを見込み、前年度対比1.5%の増、法人町民税は、ここに来ての円高傾向や税制改正の影響が危惧されるところでありますが、一部企業の業績が好調であることを踏まえ、38.9%の増を見込んだところでございます。

固定資産税につきましては、土地価格の下落に加え、県の設備投資に係る動向調査から企業の設備投資の鈍化が予想されることを受け、前年度対比3.2%の減、軽自動車税につきましては税制改正により28年度から税額が引き上げられるため15%の増を見込んでおります。また、町たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮しての前年度同額の予算計上とし、町税全体では、25億6,419万8千円で、前年度と比較しましてプラス4.7%、1億1,614万9千円の増額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で県の予算や実績等を勘案し、前年度対比2.7%減の5,450万円

を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は前年度対比50%の減、款4の配当割交付金は69.2%の増、款5の株式等譲渡所得割交付金は400%の増と、いずれも増減幅が大きくなっておりますが、これは特定公社債等の利子が、利子割から配当割での課税に変更されるなど、算定上のルール変更に伴うものでございます。

款6の地方消費税交付金につきましては、一昨年4月の消費税率8%引き上げが通年で反映された今年度の状況等を勘案し、12%の増額を見込んでおります。

続いて、款7の自動車取得税交付金につきましては、エコカー減税が継続されていること、また住宅借入金等特別税額控除の減収補填交付金であります款8の地方特例交付金につきましては、それぞれ実績等を考慮する中で、いずれも前年度と同額の500万円を計上させていただいております。

続いて予算書3ページに進みまして、款9の地方交付税でございます。国の総額ではほぼ前年度と同額の16兆7千億円程度が確保される見通しとなっておりますが、当町におきましては28年度で一定の町税収入が見込まれることに加え、特に法人町民税を中心に昨年度から今年度にかけての増収に対する精算も見込まれますことから、基準財政収入額の増額による交付額の減少を見込み、前年度対比マイナス3.8%の7億7千万円を計上いたしております。また普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましても、地方税収の増額見込みにより国の総額が16.3%の減額となることを踏まえ、5千万円減の2億円を見込み、これを合わせた実質的な交付税額は9億7千万円の計上といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ前年度同額の160万円を計上いたしております。

款11の分担金及び負担金につきましては、かんがい排水事業に係る負担金などの増額が見込まれるところですが、主となります児童福祉費負担金が第3子以降の保育料無料化や保育料の多段階化による影響等で減額が大きく、全体では前年度対比6.9%の減といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物処理の手数料であります。鉄の展示館の特別企画展「エヴァンゲリオンと日本刀展」の開催に伴う商工施設使用料の計上がありました27年度に比べ全体では12.5%の減といたしております。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障がい者の自立支援給付や児童手当等に係る民生費の負担金や、継続されることとなりました臨時福祉給付金等の民生費補助金、A01号線道路改良事業等に係る社会資本整備総合交付金などでございますけれども、前年度との比較では、小学校建設事業に対する学校環境改善交付金などが減額となるため、全体では

10.9%、6,913万9千円の減額となる5億6,582万7千円を計上いたしております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでありますが、民生費や農林水産業費に係る負担金・補助金の増加に加え、参議院議員選挙に係る委託金や地籍調査に係る補助金が当初計上されたことで、全体では前年度対比プラス8.2%、2,383万2千円の増となる3億1,477万1千円を見込んでおります。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子でございますが、前年度対比では基金積立金の運用実績等を勘案し21万7千円減の1,080万4千円を計上しております。

続いて予算書4ページの款16寄附金でございますが、ふるさと納税事業の実施によるふるさと寄附金600万円を見込んだことで大幅な増額となっております。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金並びにその他特定目的基金からの繰り入れであります。前年度との比較では、新規事業経費等の計上に伴い、財政調整基金からの繰り入れを7,200万円増の2億9,900万円とする一方、南条小学校建設事業に伴う文教施設整備基金からの繰り入れが減少することから、繰入金全体では前年度対比マイナス61.6%、7億113万1千円の減となる4億3,618万5千円を計上いたしております。なお、財政調整基金につきましては、予算計上いたしました2億9,900万円を繰り入れた後の残高については19億9千万円程度となる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものであります。前年度対比では2%増となる4億9,935万1千円を計上いたしてございます。

最後に、款20の町債につきましては、町道A01号線整備や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億990万円、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業の設計業務などに係る緊急防災・減災事業債1,300万円と臨時財政対策債2億円を見込んでおり、町債全体では前年度対比でマイナス44%、2億5,350万円の減となる3億2,290万円を計上いたしております。なお、28年度末の町債残高につきましては、64億7,300万円ほどとなる見込みでございます。

以上、歳入総額は60億3千万円で、前年度と比較いたしましてマイナス12.7%、金額で8億8千万円の減額予算となっております。

飛びまして、予算書8ページ、第2表債務負担行為についてでございます。債務負担行為につきましては、県営かんがい排水事業に係る農林漁業資金借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、第3表地方債につきまして、款20の町債の内容に関するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたものでございます。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（田中君） それでは、歳出について順次ご説明を申し上げます。

25ページをご覧ください。説明書25ページから28ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。

職員研修事業では人材育成の研修、接遇研修を行い、住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員厚生事業は市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして28、29ページ、目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、文書配達委託料、コピー機7台分の賃借料等でございます。同じく29ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算書の印刷費、委託料については全国統一基準による地方公会計システム導入に伴う経費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

会計管理者（春日君） 同じページですが、続きまして目4会計管理費の主なものを申し上げます。節11需用費の消耗品につきましては、役場全体で使用いたします事務用品類の購入費用、また印刷製本費は封筒、決算書等の印刷費用でございます。節12役務費につきましては、口座振替、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料でございます。

企画政策課長（柳澤君） 同じく29ページ、目5財産管理費でございます。町の普通財産の管理等に要する経費、公共施設等の全体を把握し長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うための公共施設等総合管理計画策定に要する経費を計上いたしました。

30ページからの目6企画費でございます。企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る経費、長野市と連携して行う移住促進事業の負担金のほか、高校生が国際感覚を養い将来展望を考える機会とするタイ国研修に係る補助事業が主なものでございます。

31ページの温泉管理事業でございますが、温泉施設の維持補修工事経費、町民割引券に係る町負担金、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積み立てが主なものでございます。

続きまして、まちづくり推進事業につきましては、行政協力員の報酬と広報等の配布などに係る行政事務委託の経費、需用費にて緊急医療キットの購入に要する経費、また各区や地域づくり団体への交付をする地域づくり活動支援事業補助金を計上いたしてございます。

32ページ、国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている町国際交流協会への

補助が主なものとなっております。

続きまして、スマートコミュニティ構想事業では、スマート工業団地構築に要する調査、住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業が主なものでございます。

次に、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業では、つながる あんしん 坂城町の構築を目指し、第1段階として計画しております防災行政無線の整備に係る基本設計、実施設計業務の経費を計上いたしました。

33ページにかけてのふるさと納税事業につきましては、返礼としてのお礼品に要する経費、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者の利便性の向上を図る委託経費などが主なものでございます。

同じく33ページの日7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバー等インターネット関係機器の保守料とハードウェアのリース料、回線使用料となっております。続いて広報発行事業につきましては「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、同特別会計への繰出金でございます。

34ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワークLGWANに接続をいたしまして、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等の経費を計上してございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務などの基幹業務に要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等のほか、平成27年度に続きまして国の社会保障・税番号制度の運用に伴うシステム改修費を計上してございます。

総務課長（田中君） 続きまして34、35ページでございます。目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金、エレベーターなどの庁舎設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく35ページ、目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、修繕料及び更埴防犯協会連合会の負担金及び町防犯協会等への補助金でございます。

続きまして36ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品費、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託及び千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

続きまして37ページの日13消費生活費でございますが、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等に係る経費及び町消費者の会への補助金でございます。

企画政策課長（柳澤君） 同じく37ページ、目14男女共同参画推進費につきましては、「女と男ふれあいさかき」の講師謝金、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（池上君） 続きまして38ページ、39ページになります。項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく39ページ、目2賦課徴収費は、町税にかかわる申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の発送に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費と固定資産評価基礎資料整備に係る委託費でございます。

住民環境課長（金子君） 40ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届け出に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託及びそれぞれのシステム使用料が主なものでございます。節19のカード関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの交付事務等にかかわる地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

総務課長（田中君） 続きまして41ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。同じく41、42ページ、目3参議院議員選挙費につきましては、7月25日に任期満了となります参議院議員選挙に係る経費でございます。なお、この選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられます。

企画政策課長（柳澤君） 同じく42ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費計上でございます。43ページ、目2委託統計調査費につきましては、指定統計となる四つの調査に要する経費の計上でございます。

総務課長（田中君） 同じく43、44ページ、監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。44ページから45ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金などでございます。続きまして社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業及び社協が実践する地域福祉推進事業の補助金が主なものでございます。

次に46ページ、国民健康保険特別会計繰出金事業は、保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金でございます。臨時福祉給付金給付事業は、低所得者に対し消費税引き上げによる影響を緩和するため簡素な給付を行うものでございます。

住民環境課長（金子君） 同じく46ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが47ページにかけての老人福祉一般経費は、老人福祉センターの地下タンクの使用許可期限の終了に伴うタンクの撤去工事、長野広域連合や更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブ補助金などがございます。老人福祉町単事業では、高齢祝賀行事への補助、敬老祝金の支給などの経費を、高齢者生活支援事業では、医療機関等への送迎など外出支援サービスに係る経費を計上しております。

次に48ページの介護保険特別会計繰出金事業では、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などがございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

49ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、国が進めております一億総活躍社会の実現に向け、27年度臨時福祉給付金給付対象者のうち、65歳以上の低年金受給者へ1人当たり3万円の給付を行うため必要経費を計上いたしました。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。49ページの心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などがございます。50ページの重度障がい者介護慰労金支給事業では、在宅介護者への介護慰労金を計上してございます。福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出支援の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設などへの通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などがございます。

次に51ページにかけて福祉医療給付金事業では、給付に係る国保連への審査の委託、重度障がい者への福祉医療費を計上しております。また28年度から新たに福祉医療を受給される方の医療費の窓口負担の軽減を図るため、貸し付けを行う経費を計上いたしました。

次に、自立支援給付一般事務費は、障がい者の自立支援給付に係る事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、介護給付として居宅介護支援や生活介護支援、また訓練給付では就労移行支援や就労継続支援など、障がい者の福祉サービスを提供するための経費でございます。自立支援医療事業費では、心身障がい者が対象となる手術等により、障がいの除去や軽減を図るための医療について自己負担分に係る医療費の給付を行うものでございます。

52ページの補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う補装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

地域生活支援事業費は28年度から新たに実施する障がいのある方の訪問入浴サービス及び成年後見支援センター事業、また現在も実施しております地域活動支援センターなどの委託費

や日常生活用具の支給、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援に要する費用でございます。

企画政策課長（柳澤君） 53ページから54ページにかけての目5人権同和推進費でございます。人権同和推進一般経費につきましては、主なものは節13では同和対策集会所の管理委託、節19では人権擁護委員会負担金、そのほか協議会への補助金となっております。

次に、54ページから55ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、ふれあい講座など地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして55ページの日7高齢者対策費は、養護老人ホームの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、56ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システム保守に係る委託料など地域包括支援センターの運営費に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。住宅整備事業は、要介護3から5の高齢者及び重度障がい者が日々使用する居間、浴室、トイレなどを改修する経費の一部を補助するものでございます。

生きがい活動支援事業は、高齢者の寝た切りや認知症の予防として、家族介護支援事業では、介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入の補助などを計上しております。57ページの緊急通報体制整備事業は、独り暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話に係る委託料などでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童福祉一般経費は、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。58ページの児童手当は中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給するものでございます。

子ども医療費給付事業では、子供の入院、入院外医療費の自己負担分について助成するもので、28年度からは自己負担分の助成を、これまでの中学生から高校生まで拡大する費用も含め計上をいたしました。出産祝金事業は、少子化対策の一環として、出産した親に対し町の商品券を支給し、障害児通所等支援事業では障がい児施設の通所に係るサービス給付費などを計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉費では、母子・父子家庭の子供の小中学校への入学時と中学、高校卒業時の激励祝金を計上しております。母子・父子医療給付事業では、母子・父子家庭への福祉医療費を計上してございます。

議長（塚田君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

引き続き一般会計予算の詳細説明を求めます。

子育て推進室長（宮嶋君） 59ページから60ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費を初め、臨時保育士の賃金、3園分の賄材料費等の義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

続きまして、60ページから64ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経費でございます。主なものは需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。

28年度予定しておりますクラス数及び入所児童数は31クラス、318人で、内訳は南条保育園15クラス140人、坂城保育園8クラス98人、村上保育園では8クラス80人でございます。通常保育のほか朝夕の時間外保育、障がい児保育、一時預かり保育等特別保育事業を各保育園で実施してまいります。

教育文化課長（宮下君） 64ページ、目8児童館運営費、65ページの目9放課後児童健全育成費につきましては、3児童館の運営にかかわる経費で館長の報酬及び支援員の賃金、その他経常的な経費が主なものでございます。児童が放課後健全に過ごせる場として、3児童館とも年間253日の開館を予定しています。また、南条児童館の建設事業を進めてまいります。

子育て推進室長（宮嶋君） 続きまして、65ページから66ページの目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経常的経費でございます。子育てに関する悩みなどに幅広く対応できるよう、専門の家庭児童相談員、臨床心理士の配置を整え、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（大井君） 続きまして66ページから67ページにかけての項3災害救助費、目1災害救助費では災害等による見舞金及び食糧費を計上しております。

保健センター所長（村田さん） 67ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。67ページから68ページ、保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催にかかわる経費が主なものでございます。

続きまして、68ページから70ページ、目2予防費でございます。68ページ、予防費一般経費は、休日における在宅当番医療体制を確保するための委託料を初め、長野地域における2次救急医療体制として、輪番制病院運営事業の負担金、また上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センターの運営事業負担金、信州上田医療センター医師確保事業補助金などを計上しております。

69ページ、結核関係一般経費では、感染症法に基づき65歳以上の町民を対象に、結核レントゲン検診を実施するものでございます。69ページから70ページ、乳幼児健診事業は、乳幼児健診における医師手数料、妊婦一般健診委託料、不妊治療費の助成金、未熟児養育医療費が主なものでございます。予防接種事業は、予防接種法に基づき、感染症の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施するもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

続きまして70ページから71ページ、目4健康増進事業費でございます。健康増進事業は、健康増進法に基づき、町民の健康増進を図るため実施しております一般健康診査及び各種がん検診などの委託料が主な経費でございます。71ページ、後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者の健康増進を図るための健康診査や人間ドックの委託料が主な経費でございます。

食育・健康づくり推進事業では、食育基本法に基づきライフステージに沿った食育や健康づくりのための教室、講演会を開催するための経費が主なものです。

続きまして、71ページから72ページ、目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく72ページ、目6環境衛生費でございますが、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託、自治区環境整備補助事業は、各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施いただいている環境浄化事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄ごみ撤去委託、狂犬病予防事業は、狂犬病予防注射に係る獣医師会への委託料が主なものでございます。

続きまして73ページ、目8環境保全対策費でございますが、主なものは、毎年実施しております主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託でございます。

建設課長（青木君） 同じく73ページ、目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に係る事業補助金でございます。

住民環境課長（金子君） 同じく73ページから74ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、ごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみの指定袋あっせんに伴う自治区への手数料及びごみ減量化普及啓発を図るための町ごみ減量化推進委員会への補助金が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃、不燃ごみの収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理等及び長野広域連合負担金及び葛尾組合負担金が主なものでございます。節13委託料のPCB廃棄物収集処理委託でございますが、このPCB廃棄物につきましては、平成18年のチクマ精工解体の際に確認されたPCB含有の高

圧コンデンサー及び蛍光灯安定器等であり、これらにつきましては、町で保管をしまいましたが、国が計画的に処分を進める中で、平成28年度に長野県の処理の順番が回ってくることから、その運搬処理に係る経費を計上いたしました。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入し、町に補助金交付申請をされた際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、75ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への負担金等でございます。

産業振興課長（塚田君） 75ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費から説明いたします。

まず、76ページにかけての労政一般経費として、職員の人件費と更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が行う企業の人材確保を推進する事業に対し補助を行うものであり、新年度は合同企業説明会や大学の就職担当教員と坂城町企業人事担当者との情報交換会などを計画しています。

移住定住・就職支援事業につきましては、首都圏在住の大学生や長野県への移住希望者を対象にした町内企業への就職支援や、独身男女を対象に出会いマッチングイベントを開催し、結婚を契機とした町への定住化を進めるための予算を計上いたしました。

77ページにかけての勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。勤労者総合福祉センター管理一般経費は、一般財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等施設管理委託にかかわるものであります。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、78ページにかけての農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費を、農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

79ページ、目2農業総務費については、職員の人件費を計上しております。

80ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なもの、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金及び東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金、ワインぶどう産地化補助金など、農業振興に係る各種補助金や、若手農業者に対しての青年就農給付金10名分のほか、新たに新規及び定年帰農者の円滑な就農を図るため、借家の家賃や農業機械等の購入を一部助成する新規就農者支援補助金を計上いたしました。

また、81ページにかけての地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や農産物直売所への補助等を計上しています。

続いて需給調整推進対策事業につきましては、経営所得安定対策を推進するため、坂城町農業再生協議会に交付する水田の転作推進補助及び事務費であります。農振地域整備促進事業は、必要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬及び農業振興地域整備計画の実施と推進にかかわる経常的予算であります。

農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な計上内容です。

82ページにかけてのさかきブランド推進事業につきましては、坂城町のマスコットキャラクターのねずこんや、地域の資源を活用した特産品を広くPRするための予算を計上させていただきました。さかきワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの品種適性を実証し、商品化につなげるための試験圃場の栽培管理委託のほか、でき上がったワインをPRするための補助が主なものとなっています。

83ページにかけての有害鳥獣対策事業につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬、わなの設置等駆除に係る委託料や予防施設設置に対する補助金のほか、県の補助を活用し小網地区の有害獣侵入防止柵設置に係る原材料費や、地域と連携して捕獲を行う実施隊の作業賃金を予算計上いたしました。

目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金30件、埴科郡土地改良区の負担金などとなっています。

84ページにかけての農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持、補修費であります。町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上いたしました。次に、県営かんがい排水事業につきましては、現在進められている六ヶ郷用水改修及び埴科用水路改修事業に向けた県への事業負担金を計上いたしました。

多面的機能支払交付金事業は、農地の多面的機能の維持、増進を図るため農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道等の質的向上に資する活動に対して支援を行うもので、5年間の事業として五つの活動組織への交付金を計上いたしました。

続いて85ページにかけての項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費であります。主な内容は職員の給与等の経費と森林整備に対する補助金や森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ購入に対する補助金等の経費を計上させていただいております。

86ページにかけて、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、引き続き住民の健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化を図るとともに、長野県防除実施基準に基づき安全性を十分考慮した空中散布、無人ヘリによる防除対策や伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理などの対策を総合的、複合的に実施してまいります。町有林管理事業は、林

業委員10名の報酬、作業員の賃金などであります。特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木キノコ栽培施設の光熱水費と、お〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金であります。

87ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっております。

88ページにかけての款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものです。

89ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費ですが、報償費として永年勤続者表彰記念品と、ものづくり技能表彰としてWAZAパワーアップ表彰のほか、新たに知的財産権取得に対する報償費用を計上いたしました。

また中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、商工会経営改善普及事業補助金や商工会まちづくり事業補助金等のほか、新たに空き家や空き店舗または既存の店舗等を改修、改築して出店する事業者に対して補助する商業店舗リフォーム補助金を計上しています。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大や販路開拓を支援するため、坂城町出品者協会への補助金などを計上させていただきました。

中心市街地活性化事業では、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

次に90ページの日3観光費、観光一般経費では、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金、葛尾遊歩道や狐落城遊歩道等の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また、町民まつりを実施すべく予算を計上させていただいております。

91ページ、目4商工企画費の商工企画一般経費では、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金を、また坂城町コトづくりイノベーション補助金は、さらに3年間継続実施することとし、企業の意欲的な開発への取り組み支援の予算を計上いたしました。

92ページにかけての工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の外灯の電気料を、さかきテクノセンター支援事業では、運営補助のほか、昨年導入した3Dプリンターの賃借料、保守料に対する補助金や測定機等の更新に係る費用を計上いたしました。

93ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料となっております。今年は、昨年7月に宮入小左衛門行平刀匠の仲介により寄贈された故高倉健さん遺愛の刀剣類と日本刀専門書籍などを再度大々的にお披露目する「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展を初め、全国の刀匠や刀職者がわざを競う、「第7回新作日本刀・刀職技術展」や「第2回坂城のお雛さま展」を開催する予算を計上いたしました。

建設課長（青木君） 93ページから94ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

95ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁など照明灯の電気料、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳の保守管理及び道路への植栽に係る委託経費、県が事業実施する網掛地区の急傾斜地崩壊対策事業への負担金、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への補助事業、交通安全施設整備事業はガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設設置工事費が主なものでございます。

目2道路維持費は、町道の清掃・除草に係る委託料、維持補修に係る小規模工事費、補修に係る原材料費が主なものであります。

96ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、金井工区及び若草橋以南の酒玉工区に係る調査委託のほか、工事費、用地代、移転補償費が主なもので、同じく道路改良事業（舗装修繕）につきましては、町道A03号線田町十王堂交差点から坂城高校下の舗装修繕工事に係る事業費でございます。

目4橋梁新設改良費につきましては、昭和橋と産経大橋の修繕工事、しなの鉄道に係る歩道橋の調査設計及び町内33橋の点検を実施する事業費でございます。

97ページ、項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費のほか、夏の豪雨対策として水路の改良工事等を実施する工事費でございます。

98ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費、空家活用事業は、空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図るため、坂城町空家情報バンクの専用ホームページの開設及び空家バンクに登録されている空き家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

99ページにかけての目3住宅・建築物耐震改修事業費は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金でございます。

100ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は都市計画の事務事業に係る職員の人件費と、節13では北国街道景観整備に向けた調査を行う委託料でございます。目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

101ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、主なものは指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への委託、遊具等施設の保守点検業務及び都市計画施設長寿命化対策事業を活用し、びんぐし公園のステージ改修、トイレ設置等に係る設計監理及び工事費等でございます。

102ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費

及び整備工事費と都市緑化に係る原材料費、そして第11回ばら祭り実行委員会への補助金が主なものでございます。

103ページにかけての項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行业務委託費、循環バス2台分のリース料、169系車両の塗装修繕工事及び坂城駅周辺のバリアフリー化事業として田町地区歩道設置工事が主なものでございます。

目2 高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業として設置いたしました井戸ポンプの光熱水費と老朽化に伴うポンプ改修工事が主なものでございます。

104ページにかけての項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費につきましては、今年度新たに実施する四ツ屋地区の坂城5区の一筆地調査に係る経費が主なものでございます。

住民環境課長（金子君） 同じく104ページ、款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、105ページにかけての目2 非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、退職者記念品等及び消防団員退職報償金、新入団員補充用のほっぴ、活動服等の購入及び埴科消防協会等負担金、分団運営補助金及び消防団員出動交付金等でございます。

続きまして106ページ、目3 消防施設費は消防施設、機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは食糧費として災害時用の備蓄食料品の更新、さかきまちすぐメール及びUCVでのL字放送に係る配信システム等使用料、消防用ホース及び器具箱等の購入及び節19の上田水道管理事務所への消火栓工事負担金と長野県衛星系防災行政無線設置更新工事負担金でございます。この県衛星系防災行政無線につきましては、県、市町村及び消防本部には、災害時に相互の通信が安定して行えるよう、それぞれ設置されておりますが、設置から15年以上経過する中で、設備の老朽化が著しいことから、県下一斉に更新を行うものでございます。

建設課長（青木君） 107ページにかけての目4 水防費であります。これは水防用備蓄資材の購入及び機材の修繕経費でございます。

教育文化課長（宮下君） 続きまして、107ページからの款10 教育費について申し上げます。項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものであります。

107ページからの目2 事務局費ですが、一般経費は特別職、一般職のPersonnel費や教育コーディネーターを配置しての教育相談、就学相談委員会を運営する経費を計上しております。また、平成27年度より臨床発達心理士の資格を持つ教育心理カウンセラーを配置して教育相談業務を行っておりますが、28年度はさらに不登校対策事業の推進を図るための経費などを増額し計上いたしましたところでございます。

109ページ、教育振興事業は高校生、大学生等への奨学金、クラブ活動補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業では、中国上海市嘉定区との教育交流事業につきまして、28年度は7月の下旬に坂城町の児童が上海市実験小学校を訪れ、教育文化交流事業を行う計画であります。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励としての補助事業や町内の幼稚園の振興補助として補助事業を実施いたします。また子育て世帯にかかわる支援策の一環としまして、町内の幼稚園に通園する第3子以降の多子世帯への保育料の無料化を図るための補助事業を新たに設け、保護者の負担軽減を図ってまいります。教員住宅管理事業は、町内教員住宅にかかわる修繕費等が主なものであります。

110ページ、学力向上事業では、学力検査を実施して結果の分析と改善の方向づけを行い、日々の授業実践等を通して生きる力と基礎学力の向上を図ります。あわせて体力調査を行い、バランスのよい体力づくりの指導を行うとともに、クラスの状況を分析し、学級運営の向上を図ってまいります。大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導や相談、支援の活動を行うことに要する経費で、大峰教室指導員の賃金が主なものであります。

児童生徒支援事業は、発達障がいや教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行うための賃金を計上いたしましたところでございます。

111ページ、項2小学校費、目1小学校総務費、一般経費は職員の人件費のほか、教職員の公務の効率化を図り、子供たちと接する時間を確保する目的で導入した校務支援システムの使用料などの経費を計上しております。また、小学校の英語教育拡充を図るため、ネイティブスピーカーの外国語指導講師2名を配置する経費を計上いたしました。節15工事請負費は、坂城小学校のプール改修工事であります。

同じく111ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。

節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品や光熱水費、校舎修理にかかわる経費であります。節13委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と健康診査の委託料及び学校庁務の業務委託料であります。

続いて112ページ、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。

教育振興費は、教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師の謝礼、そのほか節11需用費では教科書改訂による教師用教科書、指導書、教科学習用の消耗品、節18備品購入については、ICT機器、教材用備品などを計上しております。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費であります。

次に116ページ、項3中学校費、目1中学校総務費は外国語指導講師、情報機器等保守にかかわる委託料、校務支援システム使用料が主なものであります。続いて目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費を計上しております。

117ページからの目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、購入が主なものであります。節18備品購入費では理科実験用備品のほか、各教科で使用する教材用備品等が主なものでございます。節20では就学援助費等でございます。

新年度の坂城町立小中学校児童・生徒の予定数は、小学生が781名、中学生が380名、合計1,161名の予定でございます。

次に、118ページからの項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節19負担金補助及び交付金では文化協会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。

120ページ、文化の館事業では報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費、休日、夜間の警備委託費、駐車場の借上料等でございます。

目2公民館費、公民館一般経費では節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金及び交付金は、各分館活動費として27分館への補助金が主なものでございます。

121ページ、各種公民館事業では文化講座の開催、成人式、文化祭等、また健康や体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品、参加賞等の経費を計上しております。公民館報は、年3回発行の予定です。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の整備補助を行います。28年度は、5分館の整備を予定しております。

同じく121ページのみ3図書館費では、図書館一般経費において、節1図書館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理委託を、節18備品購入では、一般図書の購入を計上しております。122ページ、図書館ネットワークシステム事業は、機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

123ページからの目4文化財保護費であります。文化財保護一般経費の節1報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は一般事務、古文書整理作業等の賃金、また節19負担金補助では文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体、町無形文化財保持者等への補助です。124ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわる費用が主なものでございます。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査、出土品の保存処理などを予定しております。

125ページ、目5資料館管理費は、格致学校、歴史民俗資料館の管理運営に係る費用でございます。

目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託や、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設管理にかかわる委託等でございます。

次に126ページ、目7青少年育成費では子ども会リーダー研修会、ウオークラリー大会の開催、通学合宿などに支援をしております。節19負担金では青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

目9生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めてまいります。節8報償費では教養講座、専門講座等の講師謝礼にかかわる費用、節13委託料では演奏会等にかかわる費用が主なものでございます。

127ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、総務一般経費はスポーツ推進委員等への報酬や更埴地区スポーツ推進委員協議会等への負担金、町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものです。各種スポーツ教室開設事業では、節8報償費は教室参加費やスキー・スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金であります。

128ページ、体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料で体育施設用地の借上料などが主なものであります。目2武道館管理費は、指導員賃金のほか施設の管理費が主なもので、中学校の剣道部、スポーツ少年団の剣道、空手、なぎなた等の練習の場として活用されております。

続いて129ページから130ページの目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費では調理用の消耗品、小中学校の給食賄材料費が主なものであります。節13委託料では、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。なお、小中学校の年間給食日数は小学校が205日、中学校が200日、1日当たり1,300食を予定しております。

財政係長（伊達君） 続きます、131ページの款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、公債費全体では前年度に対しましてマイナス4.8%、3,573万7千円の減となる7億501万2千円を計上いたしております。

最後に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

以上、歳出の総額は、60億3千万円で、性質別に内訳を見ますと、投資的経費につきましては、南条小学校建設工事に伴う教育費に係る普通建設事業費が減額になったことから、前年度に対し10億6,959万4千円の減額と大きなマイナスとなっており、人件費及び扶助費並びに公債費に係る義務的経費は前年度とほぼ同額、物件費、繰出金、補助費等に係るその他の経費につきましては、各種事業に係る経費あるいは国民健康保険、介護保険などの特別会計繰出金の増加などによりプラス6.7%、1億8,924万7千円の増額となっております。

以上で、平成28年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 以上で議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」の各課長等の詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号以下、議案第18号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに議案第13号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

まち創生推進室長（関君） 議案第13号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,422万円を計上いたすもので、前年度に対し90万8千円、2.6%の減でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。歳入のうち款1分担金及び負担金、項1負担金、これは加入金や移設等による工事費負担金でございます。款2使用料及び手数料、項1使用料でございますが、一般加入2,400台、スピーカー加入320台の有線放送電話使用料でございます。

4ページ、項2手数料につきましては、広告放送料が主なものでございます。款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子でございます。款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

5ページ、款6諸収入につきましては、項1の預金利子と項2の雑入としまして、主にインターネット接続業者からのアクセスポイントの使用料となっております。

続きまして、6ページからの歳出についてでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものにつきましては、職員の人件費や有線放送電話に係る一般的な経費として計上してございます。目2文書広報費は有線の事務的な経費でございます。

7ページ、目3財産管理費は、有線施設の維持管理に関する経費であります。主なものは節11需用費につきましては、有線施設の電気料や修繕料。節13委託料につきましては、交換機や放送システムなど機器等の設備保守点検の経費、節14使用料及び賃借料につきましては、中部電力やNTTへの電柱の共架料及び電柱敷地などの借上料でございます。節15工事請負費は有線放送施設の支所移転等に係る工事費の計上で、節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の人件費相当を一般会計へ負担するものであります。節25積立金は、設備基金を積み立てるものでございます。

以上、平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算につい

て」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、制度運営は厳しさを増しております。また、これまで国保制度内で運営をしておりました退職者医療制度が廃止となりました。この制度に該当されている方は、その方が65歳になるまでの間、退職被保険者として資格は継続されますが、年々対象者が減少してまいりますので、退職被保険者に係る歳入並びに歳出予算を減額し、歳入歳出それぞれ18億5,654万6千円を計上いたすもので、これは27年度当初予算と比較して6,955万2千円、約3.6%の減とするものでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明申し上げます。

初めに歳入予算について申し上げます。款1国民健康保険税は医療費分、後期高齢者医療支援分、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者の納付金分で、国保税全体では2億9,501万円の計上でございます。

4ページの款4国庫支出金、項1国庫負担金のうち、目2高額医療費共同事業負担金は、高額医療の発生による財政への影響を緩和するため、国保連合会が中心となり県単位で実施する共同事業へ町が拠出することに対し、4分の1の国庫負担を受けるものでございます。

目3特定健康診査等負担金は、特定健康診査、特定保健指導に係る国庫負担金について基準額の3分の1の負担を受けるものでございます。5ページの項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、各保険者の医療費の水準や被保険者の所得水準の違いによって生じる財政力の不均衡を調整するため、普通及び特別調整交付金として交付されるものでございます。

款5医療給付費交付金は、退職被保険者等の療養給付費などについて、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

款6前期高齢者交付金は、65歳以上の加入者の医療費について、保険者間の調整により費用負担を行うため、65歳以上の加入率が全国平均を上回る保険者に対し、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものでございます。

6ページの款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、目2特定健康診査等負担金及び項2県補助金、目1県調整交付金は国事業と同様の県事業でございます。

款8共同事業交付金のうち、目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため国保連合会より交付されるものでございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業でございます。

7ページの款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金では、低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金など法定分について繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

10ページから11ページにかけて款1総務費は、事務処理のための委託料、賦課徴収の費用でございます。

款2保険給付費は、総額1億7,646万4千円の計上でございます。主なものでございますが、12ページから14ページにかけての項1療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費などでございます。

14ページから16ページの項2高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費でございます。

17ページの項5出産育児諸費では15人分の出産一時金を、項6葬祭諸費では36名分の葬祭費を計上しております。

18ページにかけての款3後期高齢者支援金等は、後期高齢者に係る医療費に対して加入者に応じて支援を各保険者が行うものでございます。

19ページの款6介護納付金は、2号被保険者の負担分としての納付金でございます。

款7共同事業拠出金のうち目1高額医療費拠出金は、高額医療の発生による財政への影響を緩和するため、国保連合会が中心となり実施する共同事業の町負担分でございます。

20ページのみ2保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため県単位で行われる共同事業への町負担分でございます。

款8保健事業費のうち、目1特定健康診査等事業費は、集団による健診のほか、夜間、休日の健診や個別健診、人間ドック等の実施に係る経費でございます。

21ページ、目2特定健康指導事業費では、健診の受診結果に基づく指導や積極的・動機づけ支援を行う事業費でございます。

以上で、平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第15号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（柳澤君） 議案第15号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては276万1千円でございます。歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款2繰越金につきましては、科目存置、款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金、住宅取得資金に係る貸付金の元利収入でございます。

次に4ページ、歳出でございますが、款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、目1貸付事業総務費は、本会計の経常的な経費でございます。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金で長期債定期償還元金、目2利子では長期債定期償還利子の計上でございます。

続きまして5ページ、款3諸支出金、項1他会計繰出金では、一般会計繰出金の計上でございます。

以上をもちまして、詳細説明といたします。

議長（塚田君） 次に、議案第16号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（青木君） 議案第16号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億2,044万7千円を計上いたしました。平成27年度予算と比較して2,146万円、2.5%の減でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明申し上げます。

歳入、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金であります。これは下水道事業建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただくもので、平成24年度以降に賦課した分納分と供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成28年度において賦課する一括納付及び分納分を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、整備区域の拡大に伴い、前年比720万円増の1億3,930万円を見込んでおります。項2手数料、目1下水道手数料につきましては、下水道排水設備指定工事店20件の更新及び新規登録手数料でございます。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で、これは平成27年度から31年度までの南条地区の新たな地域再生計画に基づくもので、1億円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道事業県負担金は、県道工事等に伴う下水道施設移設工事負担金で科目存置でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億円を見込んでおります。

款6繰越金及び5ページの款7諸収入のそれぞれの項目は、平成27年度事業決算に伴う科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業に係る起債1億8,500万円と流域下水道事業費負担金に係る1,700万円を見込んでおります。

続きまして、6ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金前納報奨金758万円と下水道事業者として使用料等に賦課される消費税1,010万円を見込んでございます。

6ページから7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料等の賦課管理システム等の保守点検委託料、県営水道の使用料等により下水道使用料を算定するためのシステ

ム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員の人件費のほか、公共下水道整備に係る事業費で、下水道工事の設計監理及び業務委託費、実施設計の測量委託、平成27年度から本格的に着手した南条金井工区の工事費及び工事に伴う上水道管などの埋設物の移転補償費でございます。

9ページ、目3流域下水道費は、千曲川流域下水道上流処理区アクアパル千曲の整備に係る事業負担金であります。

10ページにかけての款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1は元金、目2は償還金利子及び一時借入金でございます。

以上で、平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第17号「平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第17号「平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算は、平成27年度から29年度を事業実施期間とする第6期介護保険事業計画において策定いたしました給付見込額を基本とし、平成27年度の給付実績等を勘案し、歳入歳出それぞれ14億1,624万1千円を計上いたすもので、これは平成27年度当初予算と比較して3,668万4千円、約2.7%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページからの主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。3ページ、款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料として、3億300万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の負担と調整交付金及び地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の28%と地域支援事業の交付金について支払基金より交付されるものでございます。

続きまして5ページの款5県支出金は保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

6ページ、款7繰入金は、保険給付費の町負担分のおおむね12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分を合わせて、一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページの款1総務費は、介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定に係る経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会に要する経費などでございます。

10ページからの款2保険給付費は、総額13億7,262万円ほどを計上いたしました。主な内容でございますが、10ページから16ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費、17ページから21ページ、項2介護予防サービス等諸費では要支援1・2と認定された方が利用する保険給付費でございます。22ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

22ページから24ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用でございます。また25ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は、1年間の医療と介護の利用負担が高額になった場合に支給する費用でございます。

25ページから28ページの項6特定入所者介護サービス等費では、施設利用に係る食費、居住費等の自己負担分について利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し、保険給付で補う費用でございます。

28ページから31ページの款5地域支援事業費は、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の方々に対して行う事業経費や地域包括支援センターの体制強化に係る費用などを計上してございます。

以上で、平成28年度坂城町介護保険特別会計予算詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第18号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第18号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度においては、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。本予算は歳入歳出それぞれ1億8,484万円とするもので、これは平成27年度当初予算と比較して871万円、約4.9%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料のうち目1特別徴収保険料につきましては9,681万3千円を、目2普通徴収保険料は4,556万円を見込んでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は4,123万6千円を見込んでございます。

続きまして歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などでございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、1億8,361万円の計上でございます。

以上で、平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、明日2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時39分）

3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
財 政 係 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) ふるさと納税についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (2) 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (3) 28年度の重点施策について | 山崎 正志 議員 |
| (4) 28年度主要施策についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (5) 「大人からのあいさつ運動」についてほか | 柳沢 収 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番により、最初に11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

久々のトップバッターであります。気合いを入れてホームランを取りにいきます。後に続いてくださいよ、皆さん。頑張ります。

さて、皆様も周知のとおり、安倍総理は特定秘密法から始まり、安全保障関連法案、野党では戦争法案と言っております。矢継ぎ早に法律を改正しております。先だって、高市早苗大臣が、民主主義の根幹でもある言論の自由を阻害するような発言をいたしました。放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返した場合に、電波停止を命じるということでもあります。日本国始まって以来、テレビが始まって以来、電波をとめるということでもあります。いかがなものかと私も思います。この関連かと思われませんが、12年間続いたテレビ朝日の人気番組、報道ス

テーションでニュースキャスターとして活躍をしていた古舘伊知郎さんが、この3月いっぱい以降降板されることとなったようでございます。どこからか目に見えない圧力がかかり、少しずつ少しずつ世の中が変わってきたのかと心配するものであります。そして、安倍総理はもしかしたらではありませんが、7月の10日に衆参ダブル選挙に持ち込む考えのようでもあります。

日本の行き先を考えると、国政にも目が離せない状況となってきております。我々、町議会議員も町民から大きな負託を受けております。昨年の選挙結果を思いながら、町民の安心・安全を守るため、日本国民として国政も注視をするとともに、行動も起こしていかなければと思うものであります。

それでは質問に入ります。

1. ふるさと納税について

イ. 実績は

2008年にスタートをいたしましたふるさと納税であるが、過去5年間における坂城町へ納税された人数と、合計金額の実績は。また、町民が他町村へ逆にふるさと納税をした人数と合計金額をお尋ねするものであります。

ロ. 今後の取り組みは

もともと、この制度は坂城町で生まれ育った人が、大人になって東京、大阪、名古屋など大都会に出てしまうと、その町の居住地である自治体に税金を払い、地元の坂城町に恩返しができないという問題を解消するためにできた制度でもあります。当然、自治体間の税収格差を是正する効果もあり、坂城町に住んでいなくても、ふるさと納税をしていただくことにより税収が増えれば、少子化対策などいろんなことに寄与ができるものであると私は思います。

多くの市町村で地元の特産品をプレゼントをすることにより、多額の寄附金を集めた町もあります。皆様周知のとおりです。長野県内でも億を集めた市町村が幾つかあります。また、我が坂城町の地元のですね、坂城ブランドのまさに特産品、リンゴ、ブドウ、ねずみ大根、坂城産ワイン、ねずこんグッズなど全国にPRができ、荒廃農地も果実や果物、野菜などの作付も増え、大きな効果があらわれると思うものであります。農業、商業などの活性化も図れ、町にとりましては大きな経済効果が生まれ、一石二鳥、いや一石三鳥の効果が生まれるものであると思います。

総務省によりますと、ふるさと納税による2015年4月から9月でございます、この6か月間です、地方自治体の寄附額は前年同期の3.9倍、去年より3.9倍も増えているんですよ、皆さんね。ちなみに金額が453億5,500万円であります。件数でございます。件数も何と3.7倍の227万5千件でありました。また4月から減税対象となる寄附額の上限が約2倍に引き上げられたことや、各自治体がお礼の特典を充実させたことが背景であるのではないかと総務省も言っております。

そうは言いましても、私がふるさと納税に坂城町の特産品をお礼とするよう提案をいたしました、ちょうど1年たちます。1年を経過をいたしました、そのときに町長も取り組みますよと約束をしていただきました。この1年をかけてご研究を重ね、今年度予算に盛り込まれまして、いよいよスタートすることになり、この件に関しましては、町長、敬意を表します。

今後の取り組み、いろいろお考えでございましょう。そこを詳細にお尋ねをいたします。

1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいまふるさと納税についてご質問いただきました。私からは、全体的な考え方を述べさせていただいて、実績その他につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

今、お話にありましたように、ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、あるいは自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができる仕組みで、制度が運用されております。それぞれの自治体のふるさと納税に対する考え方や、集まって寄附金の使い道等を見た上で応援したい自治体を選ぶことができ、特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

平成20年度の地方税法の改正におきまして、ふるさと納税制度が創設され、個人住民税の寄附金控除が大幅に拡充されました。当町におきましても、生まれ育った坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第二の故郷として思いを抱いていただいている皆さんに、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくため、信州さかきふるさと寄附金制度を設け取り組んでまいりました。当町ではお寄せいただいた寄附金は、寄附された方のご意向に基づきまして、4分野の使い道を選択できることとしております。

まず第1は、ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちを応援します。2番目に、歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します。3番目に、花と緑、ばらいっぱいふるさとさかきを応援します。4番目にふるさとさかきのまちづくりを応援しますといった項目から、ご選択いただき、まちづくりに生かしているところでございます。

現状では、寄附をいただいた方へのいわゆるお礼品といった特典は特にございませんが、坂城町を身近に感じていただくことを心がけ、些少ではありますが、ねずこんグッズと町に足を運んでいただきたいの思いから湯さん館の贈湯券、お風呂の券ですね、をお送りさせていただいているところであります。

ここ最近では、破格な特典を用意する自治体が相次いでいることや、自治体間の特典合戦が過熱しているだけでなく、お得なふるさと納税先を特集するメディアも増えてきているところであります。頑張っている自治体を応援する趣旨で始まったふるさと納税制度であり、やや本来の考え方から逸脱しているように思われるところもありますが、見方を変えれば、地元のP

Rや地域産業の活性化につながるものであり、絶好の宣伝ツールとも考えられます。

町でも、このふるさと納税制度につきましては、他市町村の状況を調査し、坂城町としての取り組み方法など、職員による検討会や商工会職員との打合せ等を設け、検討を重ねてまいりました。その中でも、坂城町の魅力を感じていただき、坂城町の応援団となっていたいただけるような仕組みを重点に検討してまいりました。

検討の内容でございますが、魅力ある坂城町のPRと地域振興の観点から、ねずみ大根を初めとしたリンゴ、ブドウ、巨峰ワインといった特産品を寄附者へお礼品とすることや、体験型のような坂城町に足を運んでいただけるようなお礼品について検討しております。また、振込方法につきましては、現金での振り込みや個人の口座からの振り込みといった方法では、手続きに時間や手間がかかると感じている方もいらっしゃいますので、寄附者の利便性を考えたクレジットカード決済の導入の研究も行い、民間委託での運用にて進めてまいりたいと考えております。

本来、坂城町の特産品の持つ潜在力は非常に大きいと考えられます。寄附者へのお礼品を設定することによって、必ず坂城町の魅力は伝わることで、一度きりではないリピーターになっていただけると思っております。その応援団となっていたいただいた方が、坂城町を発信していただくことによって、当町のPRや地域産業の活性化の底上げにつながることを期待しております。前向きに取り組んでいきたいというように思っております。

企画政策課長（柳澤君） ふるさと納税について、順次答弁申し上げます。

最初にイ．実績につきましてはでございますが、過去5年間の実績ということでございます。町外から坂城町へお力添えをいただきました状況は、各年1月から12月までの集計となりますが、平成22年5件50万円、平成23年3件31万円、平成24年2件110万円、平成25年4件で61万7500円、平成26年5件62万円となっております。

一方、町外への寄附の状況でございますが、平成22年はございませんでした。平成23年117件633万円、これは震災の寄附の影響が大きいかと存じます。平成24年4件25万円、平成25年11件151万5千円、平成26年27件214万7千円でございます。

次に、ロ．今後の取り組みにつきましては、ふるさと納税を当町の魅力のPRや地域振興に生かしてまいりたいと存じます。町をPRする特産品候補として現在検討しているものは、リンゴ、ブドウなどがございます。全国的に見ましても、リンゴ、ブドウを初めとした果実につきましては、お礼品の中でも特に人気を博しており、どこの市町村でもお礼品に設定すると、すぐに品切れになってしまうようでございます。その他の特産品としましては、ねずみ大根はもとより、ねずみ大根を利用した焼酎やドレッシングなどの加工品、あるいは地元の果実を使用したジャム、ジュースといった加工品、また巨峰ワインなども検討をしているところでございます。

また、口にするものだけではなく、町花でありますバラもお礼品として考えられるほか、モ

ノづくりの町の特色を生かし、行く行くは坂城町の技術力も生かしたお礼品も検討していく必要があるかと考えております。お礼品につきましては、特産品を送ることだけではなく、坂城町にお越しいただき、町の魅力を知ってもらうことによってファンになっていただくことも考えられます。

千曲川の原風景を感じていただくつければの体験や、里山の魅力、果実の収穫体験のようなものも今後研究し、足を運んでいただく方策も講ずる必要があるかと思えます。なお、ふるさと納税制度の運用につきましては、PR効果が一層図れることや、寄附手続の手間を少なくできるメリットがあることから、業務委託にて進めてまいりたいと存じます。ふるさと納税専門サイトへ当町の情報が掲載されると、町の特産品がPRされるとともに、全国の多くの自治体が掲載されている専門サイトに加わることで、町を知っていただくという相乗効果が生まれ、強い発信につながると思われます。

また、当町の特産品を専門サイトで見ながら、同時に直接ふるさと納税の申し込みが可能となり、あわせてクレジットカードによる決済が行える仕組みとなっています。このことで、振り込みなどの手続が簡略化され、寄附者の利便性が増すことにつながってまいります。

これまでの調査、検討では、クレジット決済の導入については、寄附者の多くがインターネット上からのクレジット決済を利用しておりますので、当町でもこの方法を取り入れて進めてまいりたいと存じます。また、納税をいただいたお礼に係る特産品の調達や発送につきましては、かなりの人的体制が必要となることから、それらの業務を含めて委託することで運用を図ってまいりたいと存じます。

今後につきましては、具体的なお礼品について生産者などとの打ち合わせや、業務に関する運用開始のスケジュール等を検討していく次第でございまして、ふるさと納税制度が地域振興につながるよう運用に努めてまいりたいと存じます。

11番(中嶋君) ただいまそれぞれ町長、課長よりご答弁をいただきました。大分、町長、前向きな姿勢で大変うれしく思っております。それから課長には細かくですね、私、5年ほどの状況を教えていただきたいと、こういうふうに申し上げましたらですね、この結果を見ると、隠れたところがあぶり出されるといいでしょうか、出てきますね。平成22年は町外へ、町の人が寄附したお金がどれぐらいだいたと。そしたら22年はゼロでしたね。1人もいなかった。またあれです、23年になったら、これも驚いたですね、坂城町のは、117人の人、件数になっているからちょっと多少誤差があるんでしょうけれども、117人の人が何と633万円もよその村へ寄附した、これ何だいたと。そしたら先ほどね、課長もちょっと言っておりましたけれども、これは今思い起こせばですね、平成23年の3月11日、東北の津波災害の年でありました。坂城町の町民はね、大したものですよ、これは。それこそ、みんな金ない、金ないなんて言うんだけれども、困った人がいれば、心ある人が大勢いますよ。633万円ですよ、

皆さん。117人の人がふるさと納税としており、今、ちょっと私、電卓でたたいてみたんです、ざっくりであります、1人当たり何と5万4千円でありますよ。すごいですね。これ全部東北へ坂城町の人が寄附しているんです、これ。えらいことになったぞと。大勢の人が死んでしまってもうらしいということで、大したものですね、我が町民は。

ちょっとあれです。こんな話もしておかなきゃいけません、当然ね、当時、坂城町議会も全議員が東北と栄村へ寄附をしたことは、これは当たり前でございました。表へ出てきていなかったのを見たら、とにかく驚いたですね、こんなにやっぱり坂城町の人はいいい人が大勢いるんだと。それでまたですね、平成24年、これは今、あれです、ご報告いただければ、25万円だったと。4人よそ村へ寄附していると。ただね、この25年あたりから少し始まってきたのかなというふうに私は思うものであります。11人が何と151万5千円寄附し始めた。これもざっくりですよ、今、電卓たたいてみたら、1人13万8千円ですよ。これはぼちぼちお礼をもらう部分のところの話に、私はなっけてきていると思います。災害のときの意味とは私は違っけてきていると思います。それから何と26年、このときになったらもう200万。ある意味坂城町の人もしっかりしていますよね。何か物をくれるというから、うまい話だから乗るじゃないかなんていうふうに思ったと思います。27人が214万7千円をご寄附しております。これもざっくり1人当たり8万円ぐらいなものが坂城町から、言うなれば逃げていってしまっているということでもあります。

それでちょっと私の話の仕方が下手くそでいけなかったんですが、今のせっかくあれですか、坂城町はどれくらい寄附をもらったんだいやと。そういうふうに言いますと、平成22年は坂城町の人によそへゼロだったんですが、何と心ある坂城町の住民の皆さん5人、50万円ご寄附をいただいています。それで、例の3.11のときの話をする、そのときは、坂城町へ3人の人が31万円寄附していると。それから24年のときは2人、2人だけでも110万。もしかしたら大口で100万ぐらい寄附してくれた人がいたのかなんてことが推測がされるわけであります。それから平成25年、さっき150万よそへ逃げていよなんて言ったんですが、このときは残念ながら坂城町も61万ばかりだったんですね。それから平成26年二百何万よそへ逃げていよときに、坂城町は62万だった、5人しか寄附していただいでいないという、そういう流れにはなっけております。

でもこれは正直な話で、私はいいいと思います。よく課長も答弁していただきました、本当のところをね。こういうことが大事なことです。じゃあ、これからどうするんだということなんです、皆さんね。それでいいんですよ。それで、町長もおっしゃっていただいたように、一生懸命やっけていただきまして、今、課長のお話を聞けばいろいろな施策を考えて取り組んでやっけていただいでいます。これは、予算書にも出てきていよから、ここで答えてもいいいんでしょけれども、600万も盛っけていただきました。よくお考えになっけていただいでいます。

ですから、ここでちょっと私、言わせてもらえば、できればね、この今、600万盛っていただいたもので、このぐらいのかたきは、かたきと言っちゃいけませんけれどもね、そのぐらいの以上のものは他町村からいただけるといいでしょうか、ご寄附をお願いできればありがたいのかなど。私に言わせれば、そのぐらいのことはやっぱりあれです、課長もお考えになっているとは思いますが、ぜひ、ひとつですね、これは成功させて、あんまりこういう言い方はよくありませんが、よそ村になんか負けないようにひとつ坂城町のためにひとつ、日本中からですね、ふるさと納税。それから、特に一番言いたいのは、さっきも言いましたけれども、坂城町からですね、次男坊、三男坊、四男坊、東京へ行って、大阪行って、大成功した人もいます。そういうような人たちに大いにアピールをしていただいでですね、ふるさとへ頼むぞと、そんなような流れができてくれば、これが全部リピーターになると私は思うものであります。

それからもう一つ、今後、何か私のあれですか、調べて、これはインターネットで調べてみたんですが、何か、法人もふるさと納税ができるようになるようなことも書いてありました、これからは。そんなふうになればですね、またもちろんこれまた課長中心に、また町長中心にですね、ご研究をなされて、上限はあると思います。先ほどの課長からの言葉ではありませんが、坂城の技術品の部分で何かいいものがないのかなというようなことをおっしゃってありました。もしかしたら数千万とか、億のふるさと納税がこれからあるかもしれません。そのときにはですね、竹内製作所のミニショベルを1台あげるとか、日精樹脂のインジェクションを1台、大口納税のお礼にあげるとか、こんなようなこと考えていってね、坂城町を大いにアピールしていけばまたこれも効果的であると私は思うものであります。

さて次の質問に移ります。

2. 新南条小学校について

イ. グラウンドに芝生を

いよいよ3月26日、校舎ができ上がっておりますが、竣工式が行われ、私もこの間、見に来てきたら、もうグラウンドもすばらしく整備がされてきております。ただこのとき、私思ったんですが、芝生を張る考えはなかったのかをお尋ねをいたします。以上で1回目の質問とさせていただきます。

教育文化課長（宮下君） 南条小学校につきましては、招集挨拶で町長から申し上げましたとおり、今月26日に竣工式を挙げる運びとなりました。ここに至るまでには、関係する大勢の皆様のご多大なご理解とご協力をいただき、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、ご質問の南条小学校校庭の芝生化につきましては、議員の皆さんにもご参画をいただきました南条小学校建設委員会の第3回委員会におきまして、建設委員さんの中から芝生の校庭にすることで、砂じん対策にもなることから芝生化はできないかといったご意見を頂戴しております。そのご意見に対しましては、同じく建設委員さんの中から、校庭の芝生化は雑草の

駆除等のメンテナンスが非常に大変、芝生化はコスト的、管理的にも相当な意気込みがないと継続した対応は難しい、また限られた予算であり少しでも校舎の建設費用に回したほうがよいのではないかといったご意見を出され、その結果、設計業者によるプロポーザルの提案の中で総合的に判断していくことといたした経過がございます。

そうした経過の中で、選定いただいた提案も含め中庭や外構部分での芝生化の案はございましたが、校庭の芝生化を盛り込んだ提案は出されなかったところでございます。選定いただいた提案では芝生ではございませんが、子供たちの運動を中心した活動の場所として中庭にウッドデッキを配したものとなっており、これまで校庭が使えなかったときなどには運動会の練習を行うなど積極的に活用しているところでございます。

11番(中嶋君) ただいま、課長よりご答弁をいただきました。この質問はですね、山村町政になってから初めてであります、私は中沢町政のころ、数回やっております。

南条保育園ができたときも私、ぜひ芝生を張れと、そんなようなことも言っております。それから坂城中学の子供たちがサッカーで大分いいところまで行ったんですよ。そのときも、プレゼントしてあげたらどうだろうかと、そんなようなお話もしました。なぜ、私それを言ったかという、今、割合、はだしで歩く分がなくなりまして、みんなスニーカーであるとか靴下なんかしっかり履いています。私ら、小学校、中学校のころなんか、もちろんげたでありましたし、はだしです。鶏になんか負けてられないよと、はだしで飛んで歩いたものです。

そんなようなことでありましたので、今の時代、どんなことになったかという、大勢の子供たちが扁平足になってきているようであります。じゃあ、その扁平足を治すにはどうしたらいいんだと。土踏まずがなくなってきている子供が多いんだそうです。やっぱり今、言われたように、靴下しっかり履かなきゃだめだよなんて、お母さんに怒られながらね、スニーカーだという時代になって、突っかけだ、草履だなんていうような時代じゃなくなっているのは、私はわかっておりますが。そんなようなことを踏まえましてですね、これは医学的に言っている人も大勢おりまして、長野県内でも大分あれですか、芝生化したというお話も聞いております。

それで、じゃあ、どうするんだいといったら、芝生の上を子供たちにはだしで、言うなれば飛んで歩かせると、そんなふうになったら大分扁平足が治ってきたなんていうような事例も出ているようでございます。でありますのでですね、坂城町もできれば保育園も3カ所、それから小学校も3カ所あるわけでございますが、全部やれとは、さっきも課長のご答弁にあります、お金もかかります、これは。町長もその辺はよくわかっていると思いますが、お金がかかることは事実であります。ただでもですね、今のこの少子化時代、本当に子供は貴重品で大事な大事な子供たちということに、余計になっております。余りにも過保護にし過ぎた原因が扁平足だというようなことも言われておるわけであります。ですからせめて、学校へ来たときぐらい

は、はだしになって飛んで歩こうじゃないかと。

今、芝生のお話もちよっと出たんですが、実はこれも県のほうの関係で、私、ちよっと調べたときがあったんですが、例のゴルフ場でありますとか、それこそ何億もかけたサッカー場ありますとか、あのところの芝生はすごいですよ、これは。世界で一番いい芝生をやるんですから。そんなもんじゃないんですよ、子供たちの芝生は。もう少し、ABCランクをつければCやEランクでいいわけです。しかもあれです、大したことないようです。もし草がどうたらといったら、これは自分が子育てしているんだから、PTAの皆さんにやっていただければいいことだし。町に少し余裕でもあれば、今のあれですよ、シルバーの皆さんだって、最近聞いたらあんまり仕事ちよっとなくなってきたわなんていうようなお話もありました。そんなところへ手当てをしながらですね、今の芝生を1カ所か2カ所植えてみて、それで本当に子供たちが扁平足がなくなったなんていうようになったら、全部の小中学校へ私は芝生を植えていくことを望むものであります。せっかくあれですから、教育長、お答えできればしていただきたく思います。教育長、どんなお考えでしょうか。通告していなかったかな。もしなければあれですが、そうでなければ、答えられれば答えていただければ、議長、ありがたいですが、よろしくをお願いします。

教育長（宮崎君） 芝生化の関係でございますけれども、ただいま課長が申し上げましたように、南条小学校においてはですね、今、少ない予算の中でどうやって効果を上げるかという、そういう議論で芝生の問題も出てまいりましたけれども、結論として最終的にウッドデッキということの中で取りまとめて一つの目玉になってきたということでもあります。いろいろ経費的な、後の管理の問題であったりですね、今、ゴルフ場のお話もあったり、反面、管理の中については、例えばシルバーを使ったり、PTAを使ったりというお話もいただいたわけですが、それぞれ予算の問題があったりPTAについてもですね、平素いろいろなところでご支援をいただいているという部分もあって、なかなか日々のところまで、どこまでご協力をいただけるかというのは非常に難しさもあるかなというふうに思います。

そういう中で、試しに、試しにというか、一つの目玉として実施したウッドデッキについて、非常に使い勝手もいいということですね、いろんな活動に使わせていただいている。休み時間には、子供があそこです、本当に楽しく遊んでいるというようなことで、これについては非常にいいかなというふうに思います。

もう1点ですね、芝生といえば村上小学校において、140周年記念のときに、地域の皆さんのご支援の中で芝生化をしたということでもあります。そこら辺についてはですね、管理についても学校側で一生懸命やったり、子供たちもそこで出て遊んでいるというようなことで、芝生のよさというのでも十分理解できるわけでもあります。ただこれをグラウンドとして使うということになりますと、ちよっとニュアンスが変わってまいりまして、そこで運動するという部分

もありますので、なかなか管理上も難しいかなというようなことで、今考えているところであり
ます。

その場所の中、あるいは管理の仕方、子供たちの取り巻くいろんな環境の中です、よし
となれば、そういったことで村上小学校のように部分的にやるという方策もあるかと思いま
すが、現時点の中でそれぞれの学校施設の校庭を芝生化にするということは、今、考えていな
いところでもありますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

11番（中嶋君） 教育長よりご答弁をいただきました。ウッドデッキのすばらしさは、今はや
りでありますから、私もよくわかっておるわけでありますが、村上小学校で一部ね、部分的
には芝生を植えていただいたと、それはとつてもありがたかったなというように思いますが、こ
れは今日時間がありませんので、ここでいろいろあだこうだ言っているあれがないもので、
またこれは、私やりたいと思います。いつかどこかへグラウンドへということは、私は何とか
やっていただけるようにまた、私、議員やっている間中はあれです、申し上げていきたいと
思っておりますので、心しておいてください。

それでは最後の質問に入ります。

3. 隣保館について

イ. 二階の床は

毎年ある団体の新年の旗開きに十数年来、私にご招待されており、2階を必ずそのときに使
わさせていただいております。それがですね、私が調べてみましたら、あの建物は昭和52年、
38年もたっておるわけでございます。特に2階の床のフローリングの劣化が著しく、もうぼ
こぼこになったところもあります。これは早急にですね、新しい床にするべきであると思いま
すが、お考えをお尋ねをいたします。

ロ. 男女共同トイレは

トイレを使用していたら、突然女性が入ってくるんです、後ろを振り向いたら。誰かと思っ
たら、びっくりしました。そうしましたら、カーテンで仕切ってあるだけでありました。今の
世の中、男女共同参画社会ということはよく私も理解はしておりますが、トイレも男女共同参
画はいかかなものかなと思うものであります。まさに、子供用のトイレでも昨今は男女別であ
ります。南条小学校も別であります。隣保館のトイレは大勢の町民が利用しておりますが、こ
れバリアフリーも考えなきゃいけないと思いますが、その辺も考慮いたしましてですね、男女
別のトイレに早急に改善できないかをお尋ねをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 隣保館につきまして、順次答弁申し上げます。

初めにイの二階の床はについてでございます。坂城町隣保館は、昭和52年4月に開館され
まして、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流となる開かれたコミュニティセ
ンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行っております。

開館以来39年が経過しており、2階の大会議室の床面がかなり老朽化してきております。現在、各種会議や地域交流促進事業として、太極拳教室、スマイルポーリング教室、高齢者ダンス教室などの講座が開催され、定期的に7団体の皆さんに毎日利用されているところでございます。

大会議室の使用状況は、平成25年度が286回、延べ5,117人、26年度が282回、延べ5,257人、また毎年6月にはふれあいフェスティバルとして利用者の発表の場として活用がなされております。こうした利用状況も勘案いたし、できるだけ早期に床の改修を図ってまいりたいと考えております。

次に、口の男女共同トイレはについてでございます。ご質問にもありますとおり、現在の隣保館のトイレは、入り口が1カ所の男女共用型でありまして、一番奥に多目的用のトイレが配置されておることから、その通路の確保も必要となり、カーテンで仕切りを設けて使用しているところでございます。

隣保館全体の使用状況を見ますと、平成25年度が571回、延べ9,040人、26年度が580回、延べ9,495人となっております。近年、利用者もかなり増えてきていることから、トイレの改修につきましても必要なことと存じます。しかしながら、現スペースの中で男女別トイレを設置し、あわせてバリアフリーの多目的トイレを設置するのはかなり厳しい状況だと思われまます。こういったことから、専門家のご意見等もお聞きする中で、改修に向けて検討してまいりたいと存じます。

11番（中嶋君） 再び課長にご答弁をいただきました。今、課長のお話を伺うと、えらい大勢使っていますね。先ほど、私ざっくり話していたんですが、坂城町には公民館があちこちたくさんあるわけですが、公民館でこんなにたくさんは使われていないような気がします。中之条の大きな公民館でもこんなには使われていないと思いますが、隣保館すごいですね。もう1万近く使っているという話もありますので、すごいなと思います。

大変、私、この一般質問してよかったです。というのは、今の課長のご答弁で床は早目に何とかするんだと言っていたいただきました。期日まで、いつ、あれですか、何月何日何時何分につくれなんてことは私は言いませんが、この議場の中でね、課長がそういうご答弁をしたということは、早急にやるのではないのかなど。予算組みはもう始まってしまっておりますので、場合によっては補正予算でも組むお考えなのかなんていうふうにはいいほう、いいほうへ、私はとっております。そんなときはまた、議員全員で賛成ですよ。大いにやれよと、そんなふうには私は思うものであります。

ただ、今、総合的な話の中で、残念なことはトイレはちょっと難しいような流れですね。建物の状況を見れば、あそこへできないのかなというふうに思いますが、今、技術的なこともね、またひとつ専門家に相談する中で、考えていくなんていうご答弁も課長からいただいたから、

これはありがたく思いますが。もしできれば町長、男女共同参画社会の時代で、こういう現実があるわけですよ。どうでしょうか、トイレのところだけもしご答弁できれば、町長のお話をちょっと伺っておきたいですが、よろしく願いいたします。

町長（山村君） ありがとうございます。今、確認しましたら、ここで27年度の補正予算の話をするのはちょっと問題かもしれません。一応、今年度の補正でフロアについては考えているようであります。そのときはご賛成いただけたらと思います。

それから今、トイレ、私もですね、あそこはちょっと困ったなと思っていまして、いつできるか検討しますけれども、あのままではちょっと申しわけないと思いますので、改造するように一応相談していきたいと思っております。ちょっと時期はまだ申し上げられませんけれども、よろしく願いします。

11番（中嶋君） 大変ありがとうございました。先ほども、今、町長も申しましたように、床は補正予算なんていうようなことでお考えいただいていると思います。それもいいお話だと思います。そんなことは我々議員、何も怒りもしないし、いいんじゃないかと。今の予算内のところに組み込まなくて、これは補正だというようなことで、これは大いに結構だと思います。ということは、これは坂城町の町民益を考えるのが我々議会でもあるし、町側でもあると思います。これは町民の皆さんが大いに喜ぶお話であります。

そしてまた、男女共同参画社会のことに關しては、町長も本当に熱を入れてですね、いろんな各種団体の皆さんのところへ行っていただいてお話をしている町長であります。ですから余計、私も町長にトイレの話をお尋ね申し上げました。町長のことであります、またこれからご検討なされるということでもありますので、期待をしております。よろしくひとつ、お願いしておきたいと思えます。

それで、私もこの今の隣保館に調査に行ったときでありましたけれども、坂城小学校の子供たち1年生から6年生の子供たちが大勢いましてね、お声がけしましたら、何をやっているんだいと言ったら、そろばん教室だよなんて言ってね、かわいい女の子が一生懸命ぱちぱちやるような場面を見たわけです。そうしたら奥の間で畳の間でありましたが、あそこへあれですか、座ってですね、それでみんなそろばんを皆さん持って、驚きましたね、今のこの時代パソコンの時代でありますのに。何と三十何人もすし詰め状態になるぐらいに、あそこに子供たちがそろばん、一生懸命ぱちぱちぱちぱちやっておりました。

それで、お話をいろいろ伺うと、先ほどもお話出ましたように、何か料金もうんと安いんだそうですね、隣保館は。そんなこともあつての大人気だというようなお話も聞きました。それで、先ほども課長も言っていましたように、それこそ9千人だとかいろいろね、あれです、相当ではありませんが、大勢の皆さんがお使いになっている隣保館だと思いますので、どうか今、お話のあったように、両方とも早急に解決していくようなことをお願いをしておいて、ま

たあれですか、次に移っていきたいと思いますが。

まとめではありませんがですね、皆様、冒頭でも申し上げましたが、私の知り合いである先輩、また私の知り合いの多くの学識経験者の方が、最近こんなことを言い出しています。

今の世の中は、第2次世界大戦の夜明け前によく似てきたかと、すぐそこまで隊列を組んだ半長靴の音が聞こえてきているよとか、少子化で自衛隊も隊員が減れば赤紙も復活せざるを得ないよと、徴兵制も始めなければ自衛軍は成り立たないよと、こんなような学識経験者の皆さん、これ坂城の人です、みんな。そんなようなことを私に忠告している人が何人かいます。えらいことになってきているぞなんていうようなことを言っています。言うなれば、ちょっとこれも言葉悪いですが、きな臭い話があちらこちらから聞こえてきております。

私に言わせればですね、自民党でも民主党でも公明党でも共産党でも維新の会でも、全ての党の人々、もちろん無所属の人もおります、全て皆さん、日本人であります。さきの大戦を天皇陛下も憂いております。今後、日本も70年の平和を礎に、恒久平和の国にしていかなければと思うもので、私はあると思います。そしてまた、我々日本人の子供、そしてとつてもかわいい孫、戦争で死ぬようなことがないよう方向を見据えていこうではありませんか。これで私の一般質問を終わるとともに、一句添えます。

坂城から平和にしよう世界中 坂城から平和にしよう世界中
ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さん質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

人口減少を克服し、地方創生を実現するための坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されます。それに先立ち2060年までを対象期間とした将来人口ビジョンが示されました。自然減に対する少子化対策と社会減に対する移住定住対策に取り組み、人口減少、少子高齢化を抑制しながら2040年（平成52年）に1万3千人、2060年（平成72年）に人口1万2千人の維持を目指すとし、その方向を掲げました。それに沿って2015年（平成27年度）から5年間の総合戦略の基本目標が示されています。

その1は、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する。その2は、出産、子育て支援を充実して町内で生まれ育つ子供たちを増やす。その3は、町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する。その4は、生涯にわたり安心して快適に暮らすことができる地域をつくる。

以上の基本目標を達成させるべく、三つの重点プロジェクトと、それぞれに重要業績評価指標 K P I と具体的事業が挙げられています。従来 of 事業を継続、拡大させるもの、新たな事業として展開するもの、いずれにしてもその指標をクリアするのは大変なことと思いますが、達成しなければなりません。

そこで、具体的事業の次の4点についてお尋ねいたします。

イ．起業創出に向けた環境整備事業について

3Dプリンターや3次元測定機を町内の企業関係者や創業・起業を目指す若者、企業にインターンで訪れた学生が自由に利用できる施設をテクノセンター等を活用して整備するという内容です。

昨年10月に総務産業常任委員会では、岩手県花巻市の起業化支援センターで起業・創業支援について視察研修をいたしました。花巻市では製造業を中心とした起業化、研究開発を支援するために、3Dプリンターや3次元測定機など、15種類の試験機器、環境試験室を低価格で貸し出しているほか、センター内のハウス、賃貸工場、インキュベータ施設など、状況に応じて創業支援制度が確立されていました。

製造業を基盤産業としている当町において、この事業は新しい技術開発や人材の確保、育成に大きな効果があるものと思います。予算ではさかきテクノセンター支援事業の中での取り組みになると思いますが、その具体的な中身についてお尋ねいたします。またこの事業の完成（施設整備）はいつの予定でしょうか。

予算規模についてもお尋ねいたします。管理運営については、テクノセンターにお願いすることになるでしょうか。

ロ．特産品振興事業について

果樹、花卉、ねずみ大根、ホワイトアスパラガス、原木キノコ、醸造用ブドウなどの生産振興、産地化を進め、需要の拡大を図る事業の内容となっています。5年間、実質には4年間で特産品開発件数は現状の9件から30件に増やす目標ですが、平成27年度の事業としてさかきブランド推進事業、さかきワイナリー形成事業、特用林産振興事業などで取り組んできた延長上の事業として位置づけて進めるのでしょうか。まず計画の詳しい内容についてお尋ねいたします。

ハ．商業・サービス業創業支援事業

地域活性化を目指す新たなサービス創出を支援する事業で、買い物や子育て支援、教育支援、環境美化など、町民生活を豊かにするための事業という位置づけがされています。買い物、子育て、環境問題など、女性の力が大いに発揮される場面です。ここに女性を対象にした新しい創業支援事業、あるいは創業支援のための補助金制度ができないでしょうか、お考えをお聞きます。

続きまして次の質問につきましては、先週の5日付信濃毎日新聞にその内容が掲載をされておりましたが、含めて質問をいたします。

空き家、空き店舗等の活用を図るために、28年度予算に商業店舗リフォーム補助金200万円が計上されています。この補助金の内容についてお尋ねします。また、この補助金にあわせて商業、サービス業の創業を支援するとしていますが、今までにそのような相談、問い合わせはあったのでしょうか。相談、支援については、商工会との連携になると思いますが、具体的にどのような形となるのでしょうか。

二. 空き家バンク事業について

空き家を有効活用することにより、定住促進による地域の活性化を目指す事業で、当町では昨年4月に空き家バンクを開設し、その成果についてもお聞きをしているところです。昨年9月議会での私の質問に対し、町長は町内27区の区長さんから提供された情報をもとにデータベースを作成し、空き家の所有者を把握、その意向調査を行いたいとの答弁でした。その状況についてお伺いいたします。

さらに空き家対策協議会を設置し、空き家対策計画の策定を予定しているということですが、現在の状況はどうでしょうか。いずれにしても正確な情報と利活用の方針を定めることが、この空家バンク事業の成功の鍵になると思います。28年度予算に計上されている空家バンク利用促進補助金は、登録されている空き家の片づけ、リフォームの経費の一部を補助するものと思いますが、詳しい内容をお聞きします。そして、空き家の管理についての事業も加えることはできないでしょうか。全国では、自治体とシルバー人材センターが協定を結び、空き家バンクに登録をし、管理を希望する所有者にはシルバー人材センターを紹介するなどの事業を進めているところもあります。このように、空き家の管理についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご質問をいただきました。私からは、全般的な取り組みについてお話し申し上げまして、イからニまでにつきましては、おのおの各担当課長から細かくご説明申し上げます。

まず、我が国の人口は、加速的に減少することが危惧されており、坂城町におきましても平成12年以降減少傾向となり、今後はさらなる本格的な少子高齢社会を迎えることが推測され、待ったなしの大きな課題となっております。このような状況の中で、特に若い世代の流出は工業を基幹産業とする当町の雇用・就労に大きく影響するといった特徴を踏まえ、少子高齢化への対応とともに人口減少に歯どめをかけ、快適で住みやすい環境を確保するため、平成27年度におきまして、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画の策定や、将来の人口目標を示す坂城町人口ビジョン、また基本目標と目標値、具体的な施策を示す坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいりました。

人口の現状分析、課題からの町の特徴ですが、人口減少につきましては、大変厳しい状況であること、特に若い世代においては学業等の関係で、都市部へ移動していますが、ものづくりの産業基盤によりその社会減を抑えています。今後、雇用、就労の機会を増やすことで社会減を食い止め若者の定住を図り、結婚、出産することで自然減に歯どめをかけていくことが、人口減少に対応する施策であると考えております。

このような課題を踏まえまして、総合戦略は、町の将来像として「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」としまして、基本目標は1番目に、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する、2として、出産・子育て支援を充実して町内で生まれ育つ子供たちを増やす、3として、町外への流出を抑制して新たな流入を増加する、4番目に、生涯にわたり安心して快適に暮らすことができる地域をつくと掲げ、産業への支援による人口の社会増対策や子育て支援などによる自然増対策に取り組み、心にゆとりを持って安心して暮らせる環境を形成することで、坂城町に住みたい、住み続けたいと思える町を目指してまいりたいと考えております。

総合戦略の内容につきましては、開会日の招集挨拶でも一端を述べましたが、まず、町の主な重要プロジェクト事業として、一つ、トータルメディアコミュニケーション、これは「つながる あんしん 坂城町」の構想推進事業、次に、さかきワイナリー形成推進事業、そして三つ目に坂城スマートタウン構想推進事業を掲げました。さらに、主な具体的な事業であります。まず当町の特徴でもある基幹産業への振興施策としましては、28年度も引き続き坂城町出品者協会への支援を充実させ、町内企業の受注機会の拡大と販路開拓を図ってまいります。

またコトづくりイノベーション補助事業につきましては、予定した3年を終了いたしました。申請件数も増加していることから期間を延長して実施することといたしました。

高度技術や技術継承と習得、新技術や新産業の創出などのものづくりの機運を高めることを目的とした坂城WAZAパワーアップ事業の一環として、新たに知的財産権の取得に対する表彰も行ってまいります。あわせて企業への人材確保事業としての移住定住・就職支援事業を展開し、首都圏等の大学生をターゲットに、町内企業の就職情報を発信することで企業の人材確保に結びつけてまいります。また、町内若手経営者が集い、経営に関する知識を共有し勉強会や技術開発に取り組む坂城経営革新塾につきまして、さかきテクノセンターや商工会とともに支援してまいりたいと考えております。

また、農業分野におきましても、Uターン・Iターンや定年を機に新規に町で農業を始められる方を対象に、新規就農者支援補助事業を新設し、賃貸住宅の家賃補助や農業機械等の購入助成による支援を実施してまいります。

商業振興につきましては、坂城町商業店舗利活用補助金制度を新設し、空き家、空き店舗を活用して新たに事業を始めようとする方などを対象に店舗の改修及び改築に要する経費の助成

を行い、商業の活力とにぎわいが創出されることを期待しているところであります。

また、子育て支援の施策につきましては、子供の福祉医療につきまして、28年度より支給範囲を18歳になる年度まで拡大してまいります。あわせて福祉医療費受給者の医療費を事前に貸し付け、医療機関での窓口支払いの負担を軽減する、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度を創設いたします。また、町内3保育園や坂城幼稚園に通う第3子以降の保育料について、28年度から無料とするとともに、ゼロ歳児保育につきましては、南条保育園に加え村上保育園でも開設いたします。

次に、移住・定住、社会増の施策として、坂城町空家情報バンク事業の専用ホームページを開設するとともに、登録されている空き家の片づけ、リフォームに要する経費の補助を行う空家利用促進補助制度を新設してまいります。こうした総合戦略の実践により坂城らしさに磨きをかけ、希望に満ちた未来を切り開く坂城町としてまいりたいと存じております。

以上、総合戦略の主な施策の概略を申し上げましたが、個々の通告いただきました内容、各項目につきまして、担当課長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

産業振興課長（塚田君） まず、イ．起業創出に向けた環境整備事業についてお答えします。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つとして、安定した雇用の確保と多様な就業機会の拡大を掲げております。その中で基盤産業としての工業分野の強化を目指す具体的事業として、新規事業、起業創出に向けた環境整備事業があります。

現在、さかきテクノセンターでは、同センターに設置されている3Dプリンターや3次元測定機など、各種検査測定機器等を有効に活用するため、検査、測定、操作技術の講習会の開催や老朽化した測定機器類の計画的な更新を実施しており、平成28年度には加工品の精度を測定する真円度測定機等の更新が計画されており、町といたしましても950万円の補助金を新年度予算に計上いたしました。

さかきテクノセンターでは、今年度テクノセンターの事業を見直し検討委員会を設置し、委員となった町内企業の皆様からの意見、要望をもとにこれからの実施事務事業の検討や企業ニーズの反映、改善を図るため、平成28年度も継続して調査研究に取り組むこととしております。

委員からも、テクノセンターの測定機器等のさらなる有効利用の要望はもとより、テクノセンターに企業関係者を初め、多くの人々が集まりさまざまな情報の発信源として活用されることが望まれております。企業、あるいは個人で設置することが困難な機器を有効に活用してもらい、町内の企業関係者、起業を目指す者や企業インターンで訪れた学生等が自由に利用できるよう、テクノセンターがものづくりの場としても活用される仕組みづくりや整備について公益財団法人さかきテクノセンターとともに研究してまいりたいと考えます。

次に、ロ．特産品振興事業についてお答えします。

特産品振興につきましては、地域資源を活用した農産物等の商品開発、販売促進など、農産加工施設や直売所での販売を通じて実施してまいりましたが、平成26年度よりさかきブランドづくり事業として、食品製造事業所や新規就農者の商品開発や改良、消費宣伝活動などを対象として、商品訴求力のある商品づくりと6次産業化の推進、ブランド化を図る目的で事業を実施してまいりました。その中で、新規就農者が1次製品の生産にとどまらず、農産加工に取り組み、付加価値をつけてみずからネット販売を手がけるなどの動きも出てきており、他方では町内食品製造業者による新商品開発や改良などの動きも活性化しております。

今回の総合戦略における目標としては、事業実施による従前の事業採択件数以上に新商品開発や商品改良が一段と加速し、坂城町のブランド商品の創出や全体の底上げになることを期待しております。その中で現在取り組まれているワイナリー形成事業や特用林産事業などからの事業波及も見込む中で、多様な事業者や農業者が地域資源を活用した商品の付加価値化、個別化された商品づくりが図られるよう支援してまいりたいと考えます。

次に、ハ、商業・サービス業創業支援事業についてお答えします。

町では新年度において商業の活性化とにぎわいの創出を目的に、商業店舗リフォーム補助金事業に係る予算を計上いたしました。この事業は、町における商業の活力とにぎわいを創出し、町内経済の活性化を図ることを目的に、新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主が町内にある空き家や空き店舗、空き倉庫などを活用し、卸売業、サービス業、小売業、飲食業などを営む場合において、商業店舗部分に係る改修・改築工事をしたときに要した費用のうち50万円を上限として補助対象経費の3分の2以内を補助するものであります。

また、既に町内で商業を営む店舗等の改修・増改築工事をしたときの費用についても、同様に50万円を上限に3分の2以内を補助いたします。なお、この補助事業の交付については、坂城町商工会の推薦を受けること、工事の施工業者は町内業者であること、他の制度による補助金等の交付対象となっていないことを条件といたしました。

今年度、町商工会には店舗の起業相談や起業支援の問い合わせが7件ほど寄せられており、その内容な起業に係る漠然とした問い合わせから、操業開始の準備をしている方や操業を開始して間もない事業所からの公的な補助制度の有無などであるとお聞きしております。

商業店舗リフォーム補助金事業で町商工会の推薦を交付条件といたしましたのは、申請者と町商工会のつながりをつくり、いつでも経営指導、相談が受けられる環境にしたいということからであります。開業後、安定した経営ができ、地域に定着した商業店舗となるよう町といたしましても、町商工会とともに支援してまいりたいと考えます。

なお、女性を対象とした新しい創業支援事業や創業支援のための補助金制度ができないかのご質問でございますが、県では働き始める女性や働き続ける女性を応援するために、県内のコワーキングスペースを活用して、さまざまな起業・創業支援を実施し、コワーキングスパー

スが行う起業支援事業の実施に対しての補助や女性起業家によるスタートアップセミナーを開講するなど、女性の起業や創業をサポートしているとお聞きしております。

先ほど申し上げました、町商工会に相談に来られた方の中には女性の方もおりますので、女性を対象とした町独自の補助事業につきましては、今後検討をしてみたいと考えます。

企画政策課長（柳澤君） ニの空き家バンク事業についてのご質問のうち、空き家の所有者の把握と意識調査、また空き家対策計画の策定について答弁申し上げます。

空き家の所有者の把握につきましては、昨年8月から9月にかけて地域の実情をよく知る町内27区の区長の皆さんに、空き家の所在、管理の有無、空き家の状態など、空き家に関する情報提供をお願いし、追加の情報提供を合わせますと計162件の空き家情報をいただきました。

この情報をもとに「広報さかき」3月号でもお知らせしておりますが、現在職員による空き家実態調査を実施しております。この調査では、各区から情報提供いただいた162件について、目視による建物状況、敷地内の状況、隣接地への干渉状況などについて確認を行っております。調査結果につきましては、今月中に取りまとめ空き家対策における適正管理、有効活用などに向けた基礎資料として活用してみたいと存じます。

また、調査結果をもとに居住世帯がないと思われる住宅の所有者に対し、管理、利用状況の確認、将来の利活用に関する意向などについて伺うアンケートを計画しているところでございます。なお、このアンケートを通じて町の空き家バンクをPRし、利用促進も図ってみたいと考えております。

空き家実態調査やアンケートなど、これら一連の調査を取りまとめ平成28年度空き家等対策計画の策定に取り組みたいと考えております。空き家等対策計画には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する基本的な方針を初め、計画期間、空家等の調査に関する事項、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、あるいは空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、特定空家等に関する措置、その他の特定空家等への対処に関する事項、また住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、空家等に関する対策の実施体制に関する事項、その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めることとされております。

計画の策定に当たりましては、関係各課による庁内対策会議での内部検討、また地域住民や有識者などにも参画いただいて、空き家対策協議会を設置するなど空き家等の利活用や除却等についての方針を検討していきたいと考えております。

建設課長（青木君） ニ. 空き家バンク事業についてのうち、空き家の状況についてお答えいたします。

空き家の利活用に向けて、昨年3月に一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支

部と実施協定を締結し、4月から町のホームページを使って空家情報バンクをスタートさせたところ。当初、空き家物件5件をホームページに掲載し、空き家の利用登録についても順次受け付けを開始しました。また、4月に固定資産税の納付書に空家情報バンクの開設の通知を同封したところ、問い合わせが県内外から10件ほどあり、その後、所有者との連絡をとりながら空家情報バンクへの登録を進めてまいりました。

昨年8月には、坂城地区の空き家物件について1件売買が成立し、その後、南条地区で10月と1月に2件空き家の賃貸借契約が成立いたしました。現在の空家情報バンクの利用状況でございますが、空き家登録12件、内訳は坂城地区が3件、中之条1件、南条8件、利用者登録12件、坂城町内の方が7名、県内4名、県外1名となっております。

次に、空家情報バンク利用促進補助金につきましては、新年度予算におきまして空家情報バンクの登録及び利用を促進するため、空き家の所有者等が行う空き家本体の片づけや清掃、空き家のリフォームに対しまして空家情報バンクに登録いただくことや事業費が5万円以上であることを条件に2分の1について補助を行います。補助の内容につきましては、空き家本体の片づけや清掃については最大10万円、空き家を賃貸等された方がリフォームする場合には最大10万円、定住を目的に空き家を購入された方がリフォームを行う場合は最大50万円の補助金を交付するものであります。この空家情報バンク利用促進補助金を利用いたしまして、町内の空き家を有効的に活用していただければと考えております。

次に、空き家の管理につきましては、空き家の所有者が管理を行うのが原則と考えております。所有者が県外や高齢者などの場合、空家情報バンクに登録された物件につきましては、協定を結んだ一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部の皆様が、不動産物件として価値を保てるよう適切な時期に草刈り等を行うよう所有者の皆様と連絡をしてきたところであります。

坂城町空家情報バンクといたしましても、空き家の所有者の方々が空き家の管理等にお困りの場合は、空き家の管理会社やシルバー人材センターを紹介するなどして、空き家を適切に管理しより多くの空き家バンクの利用者の方々に空き家物件を購入していただけるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） それではイの起業創出に向けた環境整備事業について、2回目の質問をいたします。

先ほどのご答弁の中で、この事業についての予算化はいつごろになるかということがご答弁いただけませんでした。いつごろにこの事業を進めていくかということもお尋ねしたいと思います。

それから、テクノセンターをものづくりの場としてこれからも研究していきたいという内容でございました。先ごろ開かれたテクノセンター運営委員会でも若い委員さんから同様の意見

が出され、その中では対象を高校生まで拡大をして、若手経営者や技術者と交流ができればということでした。若手経営者の皆さんの話を聞いて、夢を持つことができるだろうし、技術者の皆さんからはアイデアを形にして成果につなげる方法を学べると思います。今後の計画ということですので、交流と成果の発表の場をつくることをぜひ実現させていただきたいと思いません。お考えをお聞きます。

産業振興課長（塚田君） 質問にお答えいたします。

まず、この起業創出に向けた環境整備事業について、いつごろかというご質問でございます。こちらにつきましては、既にテクノセンター、その兆しはございます。今までもこのテクノセンターにあります測定機器、また新たに3Dプリンターも導入ということでもありますので、これら機器を使ってやはり先ほども申し上げましたが、ものづくりの場としてテクノセンターを活用できないかということをご期待いたしまして、先ほどはご答弁申し上げました。

また、若手経営者の皆さん、いろいろな研究もされております。その中で、今年度は東京にあります会員制のDIY工房というものがございますが、こちら、大きなスペースの中にいろいろな機械がございまして、そちらのほう、自由に使って当然会員制ですので費用はかかりますけれども、その中でいろいろな若者たちが集まっているようなアイデアを出し合う、その出したアイデアをさらにバージョンアップして製品をつくっていくというようなものですが、こういうものも視察ということで見学に行っていました。

その中で、若手経営者がこれからテクノセンターを活用して、そのような場づくり、そういうものも多分意見交換ということの中で、意見が出されるというふうに思います。またその結果を発表するというような場も当然必要かと思しますので、今後、計画をしていきたいというふうに思います。以上です。

7番（西沢さん） 東京にある先進地を視察してもう既に進めているというようなご答弁でございます。ぜひ交流と成果の発表の場をつくっていただきたいと思いません。

それで、続いて試作、研究をするスペースについてお考えをお聞きます。花巻市では、研究試験室を低価格で貸していました。支援と場が確保されれば、他県、都会からも必ず来る人がいるというお話でございました。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 先ほど申し上げました東京の会員制のDIY工房を視察に行った若手経営者の感想をお聞きますと、むしろ自分だったらこういう技術を持っているから、こういうことできるよという話になってしまうと。ですから、こういうものを開発したいではなく、その開発したものについて自分のところでは、自分の会社ではこういう加工ができる、こういう技術を持っているというような意見のほうが強かったということでございます。

ご質問にありますように、そういうものづくりの場というものができれば、多分、大変若手起業家の考えもむしろ開発のほうに向いてくるのかなというふうには思いますし、またそうい

うような場ができればと、そういうような意見が町内企業の中から沸き上がる、そんなことも期待しながら今現在進めているというような状況でございます。

7番（西沢さん） 支援と場の確保ということについてもぜひお願いしたいと思います。

次に、ロの特産品振興事業について2回目の質問をいたします。今、ご答弁の中で、新商品開発についても活発に取り組みが始まっているというご答弁でございました。本当にすばらしいと思います。

そこで、坂城の「お土産は」と聞かれて何と答えるでしょうか。ねずみ大根もリンゴもブドウもと、いろいろ出てくると思うんですが、そこは坂城の特産品を2点、3点セットにして坂城のお土産はこれだよというものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。パッケージしてネーミングはいろいろ工夫する方法もあると思います。とにかくお土産はこれだよという、誰もがこれを推しますよというものをつくってほしいというふうに思いますが、お考えをお聞きます。

それから、特産品の消費宣伝による需要拡大を図ると掲げてありますが、販路の確立と云えばいいでしょうか、魅力的な特産品ができれば販路も広げていけるということでございましょうが、新しい販路をつくり坂城の特産品を売るというところまでこの事業の中で取り組んでもらいたいというふうに思います。これについてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 農産物のブランド化事業ということで、平成26年度から始めておりますが、この中で本当にいろいろな商品が開発されてきております。また今年度でございますけれども、農業者からも自分のつくったブドウをさらに高級なジュースとしてつくってみたいと、そういうのを軽井沢とか、そういうようなレストランで高級なワインと一緒にこの高級なブドウジュースというものをつくっていききたいという方もいらっしゃいました。そういうようなものをやはりちょっと特化したような、そういう製品というのは今後とても自慢になる、坂城町の商品として自慢になる、そういうものになっていくかというふうに思います。

また、販売ルートでございますけれども、いろいろな場面がございます。県の農産物マーケティング室主催でもいろんな商談会等も行われております。当然、そういうような商談会にも参加をさせていただき、町の農産物等を販売というようなことで商談会に参加させていただいているという状況もございます。また、銀座NAGANOでの販売促進というものも取り組んでおります。この中で、地域農産物販路開拓事業というものがございまして、これは連携中枢都市圏構想の中で、各参加している市町村がお互いに、それぞれの地域の農産物の販路の開拓をしようということで、県内外へ情報発信をするというような事業でございますので、このような事業にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、先ほどもお話がありましたが、ふるさと納税の返礼品としてもこういう商品を使わせていただきまして、商品のPR、そういうものをしていければというふうに考えているところで

あります。

7番（西沢さん） 今、高級ブドウジュースをつくっていきたいというようなお話も出てきているということで、本当にいろいろな工夫がされてきているなというふうに感じています。そこでもう一つ、工夫をしてさらに進めていければというふうに思います。

それから販路の拡大につきましては、県の商談会とか銀座NAGANOの販売促進あるいは地域農産物の販路開拓事業などに参加をしてということでございます。ぜひ積極的にいろいろな場面に参加して、坂城の特産品を日本中あるいは世界にまで紹介して売っていただきたいと思います。

次に、ハの商業・サービス業創業支援事業についての2回目の質問をいたします。商工会では、創業についての問い合わせが7件ありましたということで、中に女性からの問い合わせもあったということです。ここで、特に女性を対象にしなくてもという意見も当然あると思います。ですが、今だからこそこの女性を対象にというふうに考えます。まずは、女性対象の相談会、県では支援事業、創業支援によるセミナーか何かを開かれているということですが、坂城町でも女性対象の相談会を計画していただきたいというふうに思います。

それから、女性が空き家、空き店舗をリフォームして創業する場合に、リフォーム補助金にあわせて女性を対象にした創業支援のための補助金を交付するというので、とにかくこの機会に女性の背中を押してほしいと思います。お考えをお聞きます。

産業振興課長（塚田君） 女性の方への支援ということでございます。お話のとおり、女性の方、当然起業をしたいという方がいらっしゃいます。議員さんのおっしゃるように、また女性について女性ならではのそういう感性もあるかと思えます。そのようなことも考えながら商工会等とも、よく検討する中で支援事業について検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

7番（西沢さん） 商工会と検討してというご答弁でございますが、創業支援については商工会の強力なバックアップが必要ということです。もちろん軌道に乗るまで期間を決めずにバックアップをお願いしたいと思います。

それから、一つお聞きをしておきたいんですが、町なかの空き店舗など、町が借り上げて創業する方に貸し出すというような方法は考えられないでしょうか。これについてお考えをお聞きいたします。

産業振興課長（塚田君） 現在、移動販売車等による販売というものもやっていただいております。町といたしましても、そのような状況を見ながら、この空き店舗を町が活用して、そういう店舗をつくって、それをまた地域の人たちに利用してもらうというような事業につきましても、いろいろと検討が必要かというふうに思います。関係する団体等ともよく相談しながら進めていければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

7番（西沢さん） それでは二の空き家バンク事業について、2回目の質問をいたします。先ほど、意向調査、アンケートにつきまして、3月をめどに始める予定だというご答弁でございました。これにつきましての完了の時期をいつごろというふうに計画をされているのでしょうか。

それから、空き家の利用については、町の事業として空き家対策計画の中で高齢者の居場所であるとか、子供たちの見守りの場であるとか、いろいろな福祉関係の対策事業も考えられると思います。この対策計画の中でぜひ検討していただきたいと思いますのですが、これについてのお考えをお聞きいたします。

それから、先ほど、空き家バンクに登録されている空き家についての管理についてお尋ねをいたしました。登録されていない空き家の管理については、具体的にシルバー人材センターとの協定については、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） まず、空き家に関するアンケート調査でございます。管理の状況ですとか利用状況の確認、また将来の利活用に関する意向などを調査内容としておりますが、時期につきましては、3月下旬に発送いたしまして5月末を回答の期限として進めていくことを計画しております。

それから、空き家の利用に福祉部門の計画を入れられないかということでございますが、空き家対策を推進する上で、空き家等を地域資源として利活用すべく、その方策を検討することが重要なことから、法におきましても計画の中に空き家等及びその跡地の活用の促進という内容を定めることとされております。空き家の中には、所有者等以外の第三者が利活用することで、地域の発展につながる可能性もあると思われまますので、そういったことも考えながら計画の策定の中で検討してまいりたいと思います。

それから、空き家の管理をシルバー人材センターとの委託契約、協定のようなものを結んで進めることはできないかということでございますが、管理を民間会社へ依頼するかどうかという部分につきましては、所有者の意向もありますので、事業者の紹介、こういう事業者がありますよという部分のご紹介はすることは可能と思いますが、契約というような、そのような部分につきましては、やはり利用者と事業者の相対で行っていただくことになろうかと思えます。

一方で、空き家等の所有者から今後の利活用や管理という相談はあろうかと思われまます。そういった住民からの相談につきましても計画の中で定める事項とされておりますので、計画策定の中で相談等の部分につきましては、検討してまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） この空き家についてのいろいろな事業につきましては、本当にまちづくりの重要な部分であるというふうに思っています。空き家対策計画をいろいろな面から検討しながらつくっていくということでございますので、これもなるべく早く完成をさせていただきたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。

2. 公共施設等総合管理計画について

イ. 公共施設等総合管理計画策定について

この問題につきましては、3回目の質問となります。28年度予算に公共施設等管理計画策定業務委託料が計上されています。計画策定に向けて公有資産台帳の整備により現状把握がなされたと思いますが、そこで坂城町における公共施設の現状について、どのようにお考えでしょうか。

ロ. 町民との合意形成について

長期的な視点で公共施設の最適化を図るものですから、施設の集約、除去の問題は避けて通れません。2060年に向けて人口1万2千人の維持を目指すとするれば、人口規模に見合った公共施設について、今から町民の皆さんと意見を交換しながら考えることも大切ではないでしょうか。総合戦略や町の施策に加えて公共施設についても意見を交換できる場があればと思います。その方法についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） 公共施設等総合管理計画について順次答弁申し上げます。

初めにイ. 公共施設等総合管理計画策定についてでございます。公共施設等総合管理計画につきましては、人口減少等による公共施設等の利用状況の変化が予測されることを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を目指すため、総務省からの要請に基づき、全ての自治体が平成28年度までに策定するように要請がなされているものでございます。

当町におきましても、総務省から示された策定指針に基づき、上位計画である第5次長期総合計画の後期基本計画との整合性を図りつつ、坂城町人口ビジョンによる人口の現状分析や将来展望を踏まえ、総合管理計画策定に向け取り組みを進めていく予定となっております。この総合管理計画の策定につきましては、総人口、年代別人口などの今後の見通しを踏まえ、老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況を調査し、中長期的な維持管理、更新費用等を含めた財政収支の見込みを勘案して、町が保有する公共施設等を対象に現状や課題を客観的に把握・分析をすることとされております。

具体的には、個別施設の利用者数や入居者などの利用状況などから、収入予測や修繕費、光熱費などのランニング経費、未耐震化施設の耐震化費用、老朽化に伴う更新または改修費用等を算出した中で、トータルコストの縮減・平準化を図り、また長期的視点に立ち、公共施設等の最適な配置の検討や老朽化対策・耐震化対策の推進を行うことで、施設の長寿命化や利用者の安全の確保を含め、地域の実情や住民ニーズなどを考慮し総合管理計画を策定してまいりたいと考えております。

本年度、整備を行っております公有資産台帳は、町の公有資産管理状況の把握とともに、統

一的な基準による新しい地方公会計制度において財政状況をあらわす財務書類作成に必要な情報を備える台帳であり、土地や建物等それぞれの資産の資産価値に係る情報の把握を行う台帳でございます。この台帳は町が所有する固定資産の取得日や取得価格、耐用年数や減価償却額などのデータが網羅的に整備されるものであり、この3月末に整備作業が完了いたします。

整備された公有資産台帳は、公共施設等総合管理計画策定の中では、公共施設等の維持管理、修繕更新等に係る中長期的な経費の必要性や、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を明確化することに活用し、また継続的に管理・活用していくことで、本町の保有する公共施設等のマネジメントにも利活用してまいりたいと考えているところでございます。今後、公有資産台帳の結果や策定済みの長寿命化計画など、関連する計画を踏まえ総合管理計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、ロ. 町民との合意形成についてでございます。国からの総合管理計画の策定に伴う指針には、事業実施段階においてのみならず、計画の策定段階においても住民への情報提供等を行いつつ策定することが望ましい旨の記載がなされております。当町におきましても、国の指針を踏まえ総合管理計画の策定に当たり、さまざまな分野の方からのご意見をいただき、計画に反映をさせてまいりたいと考えております。また、町ホームページを活用するなど、町民の皆様からご意見をいただける環境を整え、計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） この公共施設等総合管理計画につきましては、今年度中にこの計画を策定しなければならないわけですか。忙しい業務の中、本当に大きな作業になります。大きな視点で将来を見据えながら町民の意見を十分に取り入れて進めていただきたいと思います。

議会では、5月の12日から3日間、町内9区で議会報告会～これからの坂城町を語ろう～を開催する予定です。町民の皆さんとともに、今後のまちづくりについてお話ができればと思っています。そして、子供や孫に住み続けたいと思える町を目指して前進することを願って、質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 28年度の重要施策について

イ. 主な重点施策は

それでは、最初に歳入について質問いたします。28年度の法人町民税は、前年度比1億4千万円増の5億円が計上されています。これは、一般財源3.6%増の1億4,633万円

にほぼ等しい金額となっております。12月議会の一般会計補正予算第6号において、法人町民税は1億8千万円増額され、5億4千万円となり26年度決算額5億4,640万円に迫る金額となりました。本議会に27年度補正予算は提出されておりませんが、26年度と同様に法人町民税は増額となると予測されるところであります。

そこで、法人町民税5億円の計上に対し、一定の評価はいたしますが、本年度6億円を超える法人町民税の税収があると推測されます。私は、法人町民税の計上額をもっと上方の金額に設定してもよいと考えております。そのことに対して町当局の考えをお伺いいたします。

それでは、歳入から歳出への質問に移ります。各課順を追って質問します。

最初に企画政策課であります。今3月議会に長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についての議案が提出されております。そこで連携協約に伴う予算計上は何か、また既に上田市を中心とした定住自立圏構想との差別化をどのように考えているか答弁を求めます。

次に、福祉健康課への質問に移ります。山村町長は、本年1月4日のテクノセンターでの賀詞交換会の祝辞において、第3子以降の保育料無料化をすとおっしゃっておられました。それがこうして予算化されるわけでありまして。そこで、町内3保育園と坂城幼稚園に通園する幼児が対象となっておりますが、広域入所で町外に通園する幼児はどのような扱いになっているのか答弁を求めます。

もう一つは、小学校就学に向け5歳児すくすく相談、6歳児すくすくランドで取り組んでいるわけですが、発達障がいなどは早期に発見し早期に対応するのが、より就学や社会生活に向けて重要なことです。そこでより低年齢に対する取り組みをどのように考えているか答弁を求めます。

それでは、次に産業振興課への質問に移ります。先ほど、同僚議員の質問にもありましたけれども、新規事業として商業店舗リフォーム補助金の制度が創設されました。この補助金制度はリフォーム工事を施工するに当たり、本年度まであった住宅リフォーム補助金と同様に、町内業者での施工に限定されるのか、また音楽バンドの練習場のような町活性化にかかわるような商業以外の活用は対象になるのか、答弁を求めます。

続きまして建設課への質問に移ります。新規事業の空家バンク事業促進補助金について質問いたします。12月議会において、住宅リフォーム補助金は本年度で終了との答弁でありました。私は、子育て世代の定住促進あるいはそれを含めた新築、空き家、古民家再生などに対する補助金制度の提案もしたわけでありまして。そこで、空家バンク利用促進補助金は、住宅リフォーム補助金と同様にリフォーム工事をする場合は、町内施工業者に限定されるのか、質問いたします。

次に、A01号線金井工区、酒玉工区において、道路整備の予算は計上されていませんが、

道路整備工事は行わないのか、また用地買収の予定と完成目標の設定はいつなのか、答弁を求めます。

最後に、教育文化課への質問に移ります。南条小学校の建設事業もいよいよ完了いたします。そこで、来年度予算計上されている南条児童館建設事業について質問いたします。建設委員会の構成はどのように考えているか。また実施設計までの流れをどのように考えているか答弁を求めます。これは、企画政策課との絡みもあると思いますが、南条集会所がこの4月から指定管理者制度から外れます。そこで、新南条児童館をコミュニティとしての活用あるいはそういうものの併設は可能なのか答弁を求めます。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま山崎議員から28年度の重点施策、予算について各課ごとにご質問がありましたので、せっかくの機会でもありますのでこれから細かくご説明させていただきます。私からは、冒頭ありました歳入、法人町民税等についてご説明させていただきます。

平成28年度の一般会計当初予算案につきましては、今議会に上程をさせていただきましたとおり、歳入歳出予算の総額を平成27年度当初予算に対しまして8億8千万円減となる60億3千万円としたところであります。

歳入につきましては、当初予算の議案説明や詳細説明で費目ごとにご説明をしておりますが、主なものといたしましては、町税が前年度対比4.7%増の約25億6,400万円、地方交付税が3.8%減の7億7千万円、国庫支出金が10.9%減の約5億6,600万円、繰入金が61.6%減の約4億3,600万円、町債が44%減の約3億2,300万円などです。

南条小学校の建設という大型事業の完了で、国の交付金や文教施設整備基金からの繰り入れ、建設に係る町債など、特定財源が10億円を超える大幅な減額となる中で、平成28年度は坂城町第5次長期総合計画後期基本計画や坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標や施策を着実に実行できるよう、財政調整基金からの繰入金を増額し財源の確保を行ったところであります。

こうした状況の中であって、町税は平成21年度当初予算以来7年ぶりに25億円を超える予算計上となり一般財源の確保ができましたことは、町民の皆さんや企業の皆さんのご努力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第であります。

中でも法人町民税につきましては、27年度に対し1億4千万円増の5億円とリーマンショックの影響で最も低い計上となった平成22年度の1億6千万円から3倍超となる計上額となったところであります。

税額の見込みに当たりましては、当町の特徴として一部企業の業績による影響が大きく左右される状況であることも踏まえ、上場企業については公開される四半期ごとの決算見込み資料

の分析、その他の法人については横ばいもしくは回復しているという、町内企業経済調査や日銀の経済動向の観測などを参考にすることで見積もりを行い、加えて税制改正による法人税及び法人町民税の税率引き下げによる減額の影響も精査するなど、さまざまな要素を総合的に勘案して計上しております。法人町民税は、日々変動いたします経済動向に大きく左右されますので、前年度の状況や現在のよしあしではなく、こうした積み上げによって現状で算出する適正かつ最大限の額を計上させていただいたものであります。

残りにつきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

企画政策課長（柳澤君） 平成28年度の重点施策につきまして、イ．主な重点施策はの長野市との連携中枢都市圏形成に向けた取り組みと上田市との上田地域定住自立圏形成に向けた取り組みについてお答えいたします。

長野市を中心都市とする連携中枢都市圏形成に向けた取り組みにつきましては、都市圏域全体では、圏域全体の経済成長に係る分野において7項目14事業、高次の都市機能の集積・強化に係る分野において3項目5事業、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る分野において17項目27事業の合計27項目46事業が予定されております。

このうち、当町が長野市と連携していく取り組みは、圏域全体の経済成長に係る分野において7項目14事業、高次の都市機能の集積・強化に係る分野において1項目2事業、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る分野において11項目19事業の合計19項目35事業を予定しているところでございます。この連携する取り組みにつきましては、長野市との1対1で締結する連携協約に規定する事項とされており、平成28年度からの実施に向けて本議会に長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、議案上程をさせていただきました。

連携する取り組みへの予算措置につきましては、現在予定している19項目35事業のほとんどが当面、連携する取り組みの具体的な内容を検討・研究を進めていくということで計画されており、平成28年度における費用負担といたしましては、連携事業のうち移住・定住促進事業、就職サイトおしごとながの活用事業、スマートコミュニティの構築に向けた調査・研究及び再生可能エネルギー設備等の普及促進事業、病院群輪番制運営事業の4事業について予算計上させていただいております。

次に、連携中枢都市圏、定住自立圏の両圏域との連携についてでございますが、連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想ともに、人口減少、少子高齢化社会において地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営むという政策目標の実現を目指すものであり、人口減少対策や移住・定住における広域連携策として必要な取り組みと考えております。双方ともビジョンで示される具体的な取り組みから必要な事業を選択し、中心都市との連携協約や連携協定で定めた事業に取り組むものでございます。

当町は、長野地域と上田地域の結節点ということで、これまでも県、広域連合のほかさまざまに取り組みにおいて両地域との連携を進めてまいりました。圏域の規模や中心となる都市の規模は異なりますが、長野地域、上田地域におけるこれまでの関係と連携内容を踏まえ、長野市を中心とする連携中枢都市圏ビジョン、上田地域定住自立圏共生ビジョンで示される具体的な取り組みを精査し、坂城町として必要な分野において必要な連携を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、医療におきましては、当町は上田地域と長野地域の両医療圏に関係しているところでございます。緊急医療センターの医師確保や子供、小児医療といったことでは上小圏域と関係があり、また輪番制病院群といったことでは長野圏域と関連をしております。こうしたことから医師の確保や地域医療の充実といったところで、定住自立圏と連携中枢都市圏の両方と連携を図るという考え方でございます。

また地域交通につきましては、上田市と隣接しており道路整備、交通ネットワークづくりも連携しての効果が図れると考えられ連携事業といたしました。長野市とは地理的にもやや離れ隣接していないことなどから、当面地域交通などの分野では連携項目には含めていないところでございます。

また、連携中枢都市圏や定住自立圏では、個々の市町村の実情や考え方に応じた柔軟な連携が実施できることになっておりますので、長野地域、上田地域ということだけでなく、両地域の特性を踏まえ坂城町として必要な分野において必要な連携を行い、人口減少社会に適切に対応した地域経済の活性化や生活機能向上などに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、南条集会所関係についてでございます。南条集会所は、昭和51年度に国の社会教育施設整備費補助金を活用して設置したものでございます。管理につきましては、平成18年度から部落解放同盟坂城町協議会を指定管理者に選定し、管理されてきております。利用状況は、部落解放同盟坂城町協議会南条支部の会議や解放子ども会の学習会、地域の皆さんの交流の場として活用され、また地区住民の書道教室の場としても利用されてきました。

しかしながら、近年は南条地区の利用者数が減少しており、部落解放同盟坂城町協議会から新年度以降の指定管理者については申請しない旨の意向が示されているところでございます。

今後の南条集会所の管理に関しましては、町において管理、運営してまいることになりますけれども、施設のあり方につきましては、コミュニティーの場として活用を継続するのか、別の活用方法があるのか、用途廃止をするのかなど、28年度に策定を予定する公共施設等総合管理計画の中で検討してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（宮嶋君） 第3子以降の保育料無料化において、広域入所は対象にならないのか、また5歳児すくすく相談、6歳児すくすくランドにより就学に向けて取り組んでいるが、より低年齢での取り組みの考えはあるかについてお答えいたします。

町の総合戦略では、町の将来像として、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町とし、四つの基本目標を掲げ、子育て支援などの自然増加対策に取り組んでまいることとなっております。その一つの施策として、出産・子育て支援を充実して、町内で生まれ育つ子供たちを増やす、町外への流出を抑制して新たな流入を増加するという基本目標に取り組むため、子育て家庭の経済的負担を軽減してより安心して子育てをしていただけるよう、平成28年度から町内3保育園の第3子以降の保育料を無料とするよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、町内の私立幼稚園に通うお子さんにつきましても、保育園と同様に第3子の保育料の無料化を図るため、町内私立幼稚園多子世帯保育料軽減事業補助金を新たに設けまして、国の補助対象とならない第3子以降の保育料等を実質無料とするための補助金を交付して、保護者の負担軽減を図るよう取り組んでまいりたいということで、準備を進めておるところでございます。

ご質問の広域入所につきましては、職場が他市町村にあり、しかも勤務時間が不規則等で坂城町の保育園の開所時間内の通園が難しく、職場の近くの保育園、あるいはご実家側の保育園のほうが便利という場合において、坂城町から他市町村に保育の委託をし、坂城町以外の保育園等に通う形態と、他市町村から同様の要件のため坂城町が受託し町内の保育園に通う形態の二つがございます。第3子以降の保育料が無料となる対象につきましては、町から他市町村に委託し入園されているお子さんが対象でありまして、第3子以降のお子さんの保育料は無料となりますが、逆に坂城町が受託し町の保育園に入園するお子さんにつきましては、対象外となっております。

次に、より低年齢での取り組みの考えはあるかでございますが、町では全ての子供が心身ともに健やかに成長するために乳幼児健診、乳幼児相談を行っております。発達の節目とされる生後4カ月、7カ月、10カ月、1歳、1歳6カ月、2歳、3歳の時期に健診等を実施して、子供の成長と発達を保護者と一緒に確認し、個々の発達に即した支援を既に実施しております。この健診に加え、節目節目に行う健診等から発達などが不安なお子さんへのフォロー教室としてたんぼ教室を実施し、それぞれの段階において子育てに係る発達支援を行っているところでございます。

これらの支援の延長線上に子育て支援センターが中心となり、就学に向けて年中児においてすくすく相談、年長児においてすくすくランドを行っております。集団生活を通じ、体全体や手先の動きを調整する力、言葉の表現力が豊かになり、人とのかかわりなど社会性の力が成長する4歳から5歳の発達の節目の時期に5歳児すくすく相談を実施し、子供たちがそれぞれ個性や特徴を大切にしながら健やかに成長し持っている力を十分発揮できるよう一人一人に応じた育ちを応援しております。さらに年長となる6歳児においても引き続きすくすくランドを行い、体のさまざまな機能の働きを促し、それぞれの子供たちが自信を持てるよう発達フォロー

支援を行っているところでございます。

このように、町では子供の健やかな成長と発達に向け、福祉健康課、保健センター、教育文化課、子育て支援センターや保育園等が連携して、低年齢から途切れることなくさまざまな町独自の支援事業を行っておりますので、引き続き関係各課と連携して一人一人の子供の発達に沿った支援ができるよう充実を図ってまいりたいと考えております。

産業振興課長（塚田君） 商業店舗リフォーム補助金についてお答えします。この補助事業は、町内での消費を促進することを目的とすることから、工事の施工業者につきましても町内の事業所との制約をつけさせていただいております。これにより空き家等を活用した店舗は工事から創業までの経費の流れが町内で循環するといった形になります。

補助対象者といたしましては、坂城町の空き家、空き店舗等を活用して新たに出店する事業者で、卸売業、サービス業、飲食業を含む小売業を営む方、また既に坂城町において創業している商業店舗のうち店舗等の改修、増改築を行い、坂城町の活性化に寄与する事業所となっております。どちらも50万円を上限として補助対象事業費の3分の2以内を補助するものでございます。

建設課長（青木君） 空家情報バンク利用促進補助金につきまして、町では空き家の利活用の活性化を目的として、空家情報バンクの登録及び利用を促進するため、登録されている空き家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部について補助を行う坂城町空家情報バンク利用促進補助金を平成28年度予算におきまして計上させていただいたところでございます。

この事業は、空き家の所有者と空き家の利用希望者が、空家情報バンクに登録する空き家の片づけと、空き家を賃貸された方が空き家のリフォームに要する経費の一部に対し最大10万円を限度に補助を行い、さらに定住を目的に空き家を購入した方については最大50万円の空き家リフォーム工事について補助を行うものです。

ご質問のありました空き家のリフォーム工事をする場合につきましては、町内の事業所が工事を施工する条件となっております。この空家情報バンク利用促進補助金を利用しまして、町内の空き家を有効的に活用していただくのと、あわせて地元建設業者等の活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、町道A01号線について、金井工区につきましては、玄関先や駐車場となっている箇所などが道路用地となるため、近隣への代替地を要望しており、現在代替地について地権者の皆様にご提示をし、検討をいただいているところです。平成28年度には、契約に至っていない道路用地と代替地について引き続き契約について交渉を進め、用地がお願いできた段階で工事を完成してまいる予定です。国の補助金等の配当にもよりますが、平成30年度の完成を目指して事業を推進してまいります。

酒玉工区につきましては、平成27年度において若草橋南側の産業道路東側について契約締

結となり、住宅の移転を行うとともに仮設歩道を設置し歩行者の安全確保を図ってまいりました。平成28年度につきましては、道路西側の用地建物補償契約を優先に進め、あわせて若草橋のかけかえに伴う河川協議を県と進めていく予定となっており、平成31年度の完成を目指して事業を推進してまいります。

教育文化課長（宮下君） 私からは、南条児童館の建設事業についてお答えいたします。

南条児童館につきましては、小学校から北へ100mほど離れた場所にあることから、学校施設の活用や往来時の安全確保という面でこれまで課題とされてきました。そのようなことから、南条小学校改築事業では設計業務のプロポーザル段階から南条児童館の位置なども含め提案をいただいた経過がございます。南条小学校建設委員会の基本設計の報告の際にも南条児童館の建設予定地を南条小学校南西にある町有地としているところであります。

これまで、議会の一般質問においても南条児童館の建てかえにつきましては、南条小学校改築後に事業化を進める計画であるにご答弁をしておいたところでありますので、28年度から具体的な検討をするべく、28年度に予算計上をいたしましたところがございます。平成28年度におきましては、南条児童館建設について総合的に協議をするため、南条児童館建設委員会を設置し、建設にかかわる基本的な方針及び設計などを進めていきたいと考えております。

建設委員会の委員構成及び実施設計までの流れはというご質問ですが、今のところ委員の構成については放課後児童に関係する小学校長、児童館長、PTA及び児童館の保護者会の代表、地元区長さん、民生児童委員さんなどを考えております。建設委員会をなるべく早期に設置をし、県内市町村の児童館の視察等を行い基本的な方針についてご検討をお願いし、その後その方針をもとにプロポーザルによる設計、実施設計までを計画しているところであります。

児童館の建設に当たりましては、特定財源を見込む中で検討してまいりますので、補助対象となる児童館の面積や設置基準を十分考慮する中で、子供たちが安心して遊び、その健康を増進し、情操を豊かにできる児童館となるよう、地域の皆さんのご意見等も聞く中で事業を進めていきたいと考えております。

10番（山崎君） それでは2回目の質問に入ります。それぞれ答弁いただいたわけですが、まず歳入に関しての質問1点に絞っていきたくと思います。

さきの12月議会におきましては、議会の初日に27年度一般会計補正予算第6号が提出されております。6月議会においてもまた9月議会においても同様であります。27年度一般会計補正予算は、この3月議会の最終日に提出される予定であります。そこで、提出予定である補正予算第7号において、法人町民税の増減の金額は幾らかお伺いいたします。

収納対策推進幹（池上君） 平成27年度法人町民税の補正についてのご質問をいただきました。

現在の法人町民税現年分の予算額につきましては、5億4千万円ということでございます。

12月補正後、法人町民税の申告がなされることによりまして、今現在精査中ではありますが、

増額を見込んでおるところでございます。具体的な数字につきましては、精査中ということでございますので、よろしく願いをいたします。

10番（山崎君） まだ精査中ということで最終日にその金額が出ているという形でありますけれども、やはり私、いつも思うんですけれども、3月は確かにそうやって国のほうの予算も確定しなかったりいろいろしますもので、最終的に補正予算が出てくるのは最終日になるというのがいつものパターンであります。12月とか9月、6月においては初日にいただけますから、その期間、補正予算に対して自分なりに調査する時間がありますけれども、どうしても3月というのはいただいてから調査する時間は少ないわけですよ。できれば早くもらって、その分も新年度予算もありますけれども、その3月期の補正予算も予算書を早目にもらえるとその分は早く精査できると私は思っております。

リーマンショック以来、以前は法人町民税が7億5千万円を超えたこともありました。現在、それに近い法人町民税の金額に迫っております。6億はこの分で超えるのではないかという私は予想をしておりますけれども。

当初予算において、今年5億円というのは、私、評価いたしますけれども、途中で補正予算を入れて増額していくよりも、当初予算でたんとして入れておいてもらおうと、それぞれいろいろな事業に配分することが考えられます。またリーマンショックのようなときには財政調整基金がありますから、そこから繰り入れるという考えではいかがでしょうか。それでは歳入についての質問は以上で終わります、歳出に移ります。

これは順に追って行きます。

まず、企画政策課のほうでありますけれども、今回の連携中枢都市圏形成、これが締結されるわけですが、予算書の中にスマートエネルギー設備補助金、これはいろいろな企業に補助金するというようになっていて、蓄電池とかいろいろな部分でやっていくという形になっております。その中において、今回企業に対しての補助金に対してこうやって予算の資料のほうにも出ておりますけれども、個人向けにも何か、今までどおりに太陽光発電等もやっていかれるのか、その部分をまずお伺いいたします。

また、南条児童館の建設に伴って、その隣接する集会所、あそこ公共施設等総合管理計画策定の事業の中で考えていくようなお話もありました。当然ながら南条児童館建設委員会と並行して行うというわけですが、その部分でうまく協議していただければできるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

福祉健康課のほうに移ります。先ほどの話で、第3子以降、町内保育園は無料、また広域入所の方で町外に入所している方の3子以降も無料化であると。町内の幼稚園も無料化であると。ということは、町外に出ている幼稚園に通園している方は、それは適用されないという形でしょうか。

発達障がいとの関係であります。埼玉ではこの4年間で2.5倍、2万8千人の発達障がいとされる就学前の子供が早期発見、早期治療に対応しているとデータが出ております。早期発見、早期対応というのがとても急務であると思います。それでは町の中では、そうやって増えている傾向にあるのかどうなのか、それをお伺いいたしたいと思います。

商業施設のほうの補助金はいいとして、次に、A01号線に関してお伺いいたします。若草橋のかけかえ工事という話は、新年度から県と協議していくと。若草橋におきましては、ここ狭くて事業としては若草橋かけかえにおいては迂回路というか、そういう仮の橋をかける予定、そういう方向でいらっしゃるのか、その部分をお伺いいたします。

最後に、児童館ですね。私も南条保育園の建設において建設委員会に入っておりました。南条小学校におきましては、委員に入ってもおりませんから傍聴していたわけですがけれども、今回議会のほうからは、南条児童館建設委員会のほうにはどのような形でかかわっていくのか、お伺いします。これは2回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） まず、連携中枢都市圏形成にかかわります予算といった部分のところでのご質問でございます。

先ほどの予算計上額に関しましては、圏域で全体として取り組む予算ということで、各市町村の部分を合算して取り組む事業という部分がございます。一方で、当町でもその部分で同じような取り組みをしているという部分の費用も予算計上という格好で答弁をさせていただきました。すなわち、例えば再生可能エネルギーの活用というような部分に関しましては、連携市町村の役割分担に係る費用につきましては、連携の各市町村が負担するというような考え方になっております。こうしたことで、当町におきまして、太陽光発電あるいは蓄電池、HEMSといったところにスマートエネルギー対策ということで助成を行っていくわけでありましてけれども、こういった取り組みも含めて、連携中枢都市圏の中での取り組みというような考え方になっているところでございます。

それから、南条集会所の今後という部分でございます。これにつきましては、これまでの建物の施設の状況、あるいは利用状況というような部分、そういった部分を勘案して総合管理計画の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

子育て推進室長（宮嶋君） 私からは町外の幼稚園は対象になるのかということでございますが、先ほども申し上げたとおり、町内の私立幼稚園に通うお子さんが対象ということで、保育園と同様に第3子の保育料の無料化を図るために、町内私立幼稚園多子世帯保育料軽減事業補助金というものを新たに設けて行っていきたいということでございます。

次に、発達障がいのお子さんの状況はどんな状況かと、傾向があるものかということでございますが、保健センターでは、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠されて乳幼児期のお子さんを対象に家庭訪問や乳幼児健診、乳幼児相談を実施しており、一人一人の成長や

発達に即した個別支援を行っておりますが、お子さんの障がいについては乳幼児期ということもありまして、成長段階であることから判断が非常に難しいところもございます。統計やデータ等は特にとっておりませんが、乳幼児健診等において、個別に発達支援が必要なお子さんについては、臨床心理士による発達相談を定期的に実施し、成長と発達の支援を行っております状況から見てみますと、平成22年度から25年度の発達相談の参加人数は、ほぼ横ばい状況でありました。

また保育園におきましても、障がいに関する特にデータ等はございませんが、すくすく相談、すくすくランド事業を行う中で見られる子供たちの姿や専門の先生方の調査、ご助言などから、その他加配保育士の配置状況などからさまざまな家庭環境や時代の変化、子育て環境等の変化により発達障がいのあるお子さんが若干ではありますが、増加傾向であるように思われるところでございます。

建設課長（青木君） 若草橋のかけかえに伴う仮設の橋ということでございますが、先ほども申し上げましたが、若草橋のかけかえにつきましては、平成28年度から県との協議を行っていく予定となっているところでございます。

この協議につきましては、橋の構造、大きさはもちろんですが、それに伴いまして現在の谷川自体の護岸についてもどのようにしていくかということも含めて、若草橋前後の協議が必要となってくるところでございます。そのため、どこの位置へということはまだ今後、県との協議になってまいります。A01号線、町内の幹線道路でございますので、とめてしまうというわけにはいきませんので、たとえ交互通行であっても、仮設の橋というものについては県との協議の中で設置する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（宮下君） 南条児童館の建設委員会の委員構成につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今のところ放課後児童に関係する皆さんを予定しているところでございまして、またそのほかに例えば、子育て支援関係とかそういう関係の皆さんも出てくるかと思っておりますけれども、設置に当たりまして今後検討してまいりたいと考えているところでございます。議会の皆さんの構成につきましても、今後の設置段階において検討してまいりたいと考えているところでございます。

10番（山崎君） 今年度もいろいろな事業を取り組んでいかれるというわけでありまして。私もそれぞれの事業、私も発達障がいの話などは1期目のときも発達障がいの話を、私質問しております。私のめいっ子にも自閉症の子がいますし、そういう部分でいろいろと発達障がいに対して理解してきたつもりでありましたが、まだまだそうやって世間では理解されない部分、たくさんあります。またそれがいじめにつながったりする、そういう部分も出てくると思われま。早期発見して早期に取り組んでいただいて、そうやって親もなかなか認めたくない親もいらっしやると思っておりますけれども、そうやって就学してちゃんと社会に、保育園になじんでいく、

そういうことを早くやらないと、やはりその子供に対してもかわいそうな部分が出てくると思いますので、しっかり力を入れていていただきたいと思っております。

南条児童館におきましては、昭和57年から南条児童館、町内で初めての南条児童館ができました。うちのおやじ、初代の館長でありまして、私、そのころまだ京都に住んでいましたから、児童館とは何ぞやという形で全く理解していなかったです。たまたまこっちに帰ってきたときに、おやじとコンビニかスーパーに行ったときに、小学生の低学年の親子連れが先生って言うわけですね。うちのおやじ、こんなちっちゃい子を教えているわけないんだよなんて思ってよくよく聞いてみたら、そうやって言いました、放課後児童を預かっている児童館というところの館長をやっているんだと、そういう話を聞いて、ああ、そういう制度ができたんだ、よかったと。そうやって放課後子供を預かってくれる、今、そうやって共働きの家、家で見てくれる人がいない家庭が増えてきている、とてもいい制度だと思っております。

そういう部分でもうちの父親も携わってきた児童館でありますし、うちの息子もお世話になっております。これからの児童館、本当に、今度は小学生全般、低学年でなく、上の6年生まで見るという形になっておりますから、ますますそうやって重要になってくると思っております。建設に当たっては、建設委員会、地域の方たちの意見を聞きながらいいものをつくってほしいと。そういう部分では7組合にある集会所という部分も絡めても考えていただけることと思っております。

新年度の予算に対していろいろ質問してまいりましたけれども、私もこうやって質問してきて、この予算がうまく執行される、町民によかったと思われる予算になることを望みまして質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時18分～再開 午後 2時29分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、2番 塩野入猛君の質問を許します。

2番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 28年度主要施策について

今年度、27年度は坂城町第5次長期総合計画後期基本計画並びに坂城町人口ビジョンと坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定の年度であり、いずれも32年度を見越した町の基本方向が示されました。また、28年度一般会計当初予算案も手元に届き、予算づけもなされ28年度の事業内容が整いました。

そこで、これからスマートコミュニティ構想、ワイナリー形成事業、それにトータルメディアコミュニケーションの三つの28年度主要施策のそれぞれの推進について、これまでの経過、

28年度の事業内容、これからどのように作り上げていくのかを軸に順を追ってお伺いをいたします。

イ. スマートコミュニティー構想

スマートコミュニティー構想についての質問は、今回で3回目です。発端は3. 11東日本大震災により、安定的に電力が供給されてきた安全神話の崩壊やサプライチェーンと呼ばれる生産ラインの中断現象などから、電気・電力初め再生エネルギーを将来にわたって安定的に供給できる体制づくりを坂城町で作り上げようとするものです。

24年3月には、スマートコミュニティー構想普及支援事業の成果報告書ができ上がり、8月には産学官連携によるグリーンイノベーション研究支援事業が始まり、25年11月にはスマートタウン推進委員会を立ち上げてられました。この間、役場庁舎にバイオマスボイラーの設置・稼働や、テクノさかき工業団地での電力需要調査などが進んでいることは承知をしていますが、現在に至るまでどんなことを進められて、どのような成果を得ているのか、初めにお聞きをいたします。

次に、28年度は、スマートエネルギー設備設置補助金300万円を初めとした予算額413万円が計上されていますが、どんな展開を図っていこうとしているのか、お聞きをいたします。また、過去2回の私の質問から、坂城エネルギーマネジメントセンターを軸に町エネルギーの需給バランスを図る、そして短中長期で進めたいという答弁をいただいておりますが、これから先どのように進めていく計画なのかをお聞きをいたします。

ロ. ワイナリー形成事業

ワイナリー形成事業は、町長就任から主要事業としてずっと続いてきています。27年度版実施計画には、坂城ワインのブランド化を目指し、品種適性、栽培技術の確立、経営体制組織といった6次産業化を目指す所とあり、27年度は担い手を中核とする生産組織の立ち上げと法人化の支援とあります。今年1月26日には総務産業常任委員会の閉会中の調査でワイナリー試験圃場を訪ねましたが、そこでの説明資料には、27年度の主な事業項目としてワイナリー操業へ向けた取り組みでは、特区認定、圃場拡大の支援、ビジネスデザインの作成、また試験圃場の取り組みとしては、鳥獣被害対策、収穫、試験醸造が載せられています。27年度は、どんな取り組みがなされ、どのような成果が上がったのかをお尋ねをいたします。

続いて、28年度の主な事業計画をお聞きをします。実施計画にはワイン醸造施設の整備とあります。また、総合戦略事業スケジュールでは、27年度に引き続きワインの試験醸造、試験栽培によるワイン用ブドウの品種選定、委託醸造・販売、ワイン商品開発・販路開拓が羅列されています。予算書にはワイン振興事業委託140万円が計上されています。どのように進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、小規模ワイナリーを開業しやすくする広域特区、千曲川ワインバレー（東地区）特区

の認定を受けた坂城町など、周辺8市町村による市町村の効果的な連携を図るため、千曲川ワインバレー特区連絡協議会が2月8日に発足し会長に花岡東御市長、副会長に山村坂城町長が選ばれたと新聞報道がされました。これから8市町村がどんな目的で、どのように取り組みをしようとしているのか、また坂城町としては何を期待し、どのように臨もうとしているのかお聞きをいたします。

最後に、レストランなども含めた販売網の確立及び坂城ワインのブランド化など、6次産業化を視野に入れたワイナリー形成事業の展開についてのこれから先の青写真がどうなるのか、青写真をお尋ねをいたします。

ハ．トータルメディアコミュニケーション

トータルメディアコミュニケーションも、27年度版実施計画には既に載せられている事業ではありますが、町民にとっては後期基本計画、総合戦略にしっかりと位置づけされた28年度から動き出す新事業として映るところであります。後期基本計画には、医療、介護など地域が抱える課題の解決に対してICTを活用していく必要があります、多岐にわたる新しいネットワークとなるトータルメディアコミュニケーションを構築し、「つながる あんしん 坂城町」の実現に向けて取り組むとあります。これまでに行政防災情報などを町民へ伝達する仕組みの構築を柱に検討され、まずは同報系防災行政無線の整備が行われるようですが、その検討内容をお聞きをいたします。

また、総合戦略の中の事業スケジュールに、28年度は同報系防災行政無線基本実施設計のほか、新たな見守りシステムやWiFi等導入の検討とあり、当初予算にトータルメディアコミュニケーション施設整備事業として、実施設計と委託料1,100万円が計上されています。具体的にどんなことをするのか、お聞きをいたします。

次に、トータルメディアコミュニケーションとは、どういう内容で、どのように構築されるのか、その全体像、目指す姿はどんなかをお尋ねをいたします。

町長（山村君） ただいま28年度の主要施策の中の骨格となります三つの事業について、ご質問がありました。私からはその中の、ハのトータルメディアコミュニケーションについてお答え申し上げます。

私たちを取り巻く情報にかかわる環境は、インターネットなどの普及により大きく変化し、情報を得られる人と届かない人の差が大きくなってきております。また現在の坂城町の有線放送電話の加入率は50%を切り、各家庭への情報が伝えにくくなっているという状況であります。こうした情報の格差をなくすためにも、いかに早く効率的に町民の皆さんに行政情報や防災情報を伝える町全体の情報発信システムの構築が必要となっております。また、情報伝達の面から、より快適により安心して暮らせる町を目指してICTの利活用をしたまちづくりも視野に入れることが重要となっております。

こうした情勢の中で、コミュニケーションの将来像として、さまざまな分野において情報を伝達、共有するトータルメディアコミュニケーションシステムの構築について、わかりやすい言葉で言うと、つながる あんしん 坂城町をキーワードに検討してまいりました。改めて情報が平等に受けられるシステムとして、第1段階としては、災害にも強く行政情報や防災情報などを全町民の皆さんに効率的に伝達する仕組みの構築について重点的に検討を行っているところであります。

情報伝達的手段としましては、現有線放送電話の改修となりますと、光回線網への変換など多額な費用を要するため、当初は既に光回線網の整備を進めているケーブルテレビの有線での通信網を利用する方法での検討を行ってまいりました。また検討を進める段階で、災害時でも断線などの心配がない無線方式での整備についても検討を行うとしたところであります。

全体システムの構築に当たりましては、同じ情報を全ての町民の皆さんに伝えるためには、屋内においては町内全戸への無償貸与を想定した端末の配布をすること、また聴覚障がいの方々には文字情報での情報伝達も考慮するということといたしました。あわせて屋外スピーカーにより、屋外作業時でも情報の伝達が可能とする仕組みとして、Jアラートや緊急速報メールとの連携や情報配信メール、CATVのL字放送など、複数の情報伝達により確実に伝えることで情報弱者をなくしたいと考えております。またこれまで、地域コミュニティーづくりの一端を担ってきた有線放送電話の地区別放送と同様の機能を構築することも考慮することといたしました。

有線放送、無線放送とそれぞれ長所と短所がありますが、一つとして、災害や停電時は無線方式のほうが強いこと、二つとして、有線方式にした場合は施設をお借りしますので、毎年回線利用のランニングコストがかかること、三つ目に、未整備地区が町内に数カ所あり、その地区には町が施設整備しなければならないこと、四つ目に、無線に比べ有線方式では、地方交付税算入のある地方債に該当する部分が限定的であり、町の財政負担が大きくなるといった課題がございます。

トータルメディアコミュニケーションシステム、つながる あんしん 坂城町の第1弾としましては、当初検討した有線方式利用の整備方法を転換して、同報系の防災行政無線での整備を行うことといたしました。28年度は、まず防災行政無線の基本設計と実施設計を行い、29年度に設備の整備をし、30年度の事業開始を予定しているところであります。

なお、基本設計、実施設計の具体的内容についてであります。無線でありますので、坂城町の地形に合わせた設計が必要となります。まず電波の伝搬調査、不感地域の把握と対応方法など、現地調査を行い運用を考慮したシステムの比較検討により、導入経費が経済的で確実に伝達できる設計を行い、整備費について算定することとしています。トータルメディアコミュニケーションの全体像としては、情報化社会の中で町の人々がつながって安心して暮らしてい

けるまちづくりの一環として考えております。

第1段階としては、防災行政無線について整備を進めますが、今後の展開としては高齢世帯などの見守りシステムやWi-Fiなどの導入を検討することで、安心して生活ができる環境の構築を目指したいと考えておるところであります。日々進歩するICT社会に対応できるよう、防災、子育て、教育、福祉、産業など多岐にわたったシステムを段階を踏んで複合的に構築することを目指してまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） 28年度主要事業について、イ. スマートコミュニティー構想からお答え申し上げます。

平成23年度、経済産業省所管の補助事業によるスマートコミュニティー構想普及支援事業に取り組み、エネルギー需要量の整理、エネルギー利用に関する住民の意識調査、再生可能エネルギー利用の可能性に関する調査を行い、町が目指すスマートタウンの基本的な考え方を坂城スマートタウン構想としてまとめました。

構想では、エネルギー消費の無駄を省き、使用料を少なくする、需要の質に応じたエネルギー、技術を選択する、あるいは地域のエネルギーを有効に利用する、町民・事業者が広くかかわれる仕組みを構築するといったことを掲げるとともに、省エネルギーへの取り組みを皮切りに持続可能なエネルギーへの転換や利活用など、無理・無駄のない賢い使い方を研究し、町民を初め行政や民間企業などが、創るエネルギー、蓄えるエネルギー、省エネルギーに取り組み、地域全体でエネルギーを最適かつ効率的に利用できる仕組みの構築を目指してまいりました。また、共同省エネルギー工業団地の構築や地域熱電併給システムなどの構築に向けた方向性も示されており、最適な再生可能エネルギー設備の導入検討を進め、町全体のエネルギーマネジメントシステムの構築を目指しているところでございます。

このうち、再生可能エネルギーへの取り組みでは、太陽光とバイオマスは晴天率が高く、緑に囲まれた当町に適した再生可能エネルギーとされていることから、太陽光発電システムや蓄電池などの住宅用スマートエネルギー設備導入に対する助成事業や、役場庁舎へのバイオマスボイラーの導入を進めてまいりました。町の補助事業を活用しての太陽光発電システムの導入実績は、平成22年度から平成26年度までの5年間で299件、総設置容量1,412kWといった状況でございます。また平成26年度末の町全体における太陽光発電普及状況といたしましては、総設置容量6,112kWといった状況でございます。このほか、クールシェア、ウォームシェアへの取り組みや、自然エネルギーをテーマにした子ども科学実験教室などを開催することにより、住民に対する情報発信や意識啓発を行ってまいりました。

一方、産業界におきましては、テクノさかき工業団地をフィールドとして、平成24年8月から当町と信州大学工学部、そして地元企業の産学官連携によるスマート工業団地への取り組みを始めました。ものづくりの町である当町におきましては、電力需要も大変大きく、製造業

のエネルギー需要は町内全需要の約半分を占めており、特に電力は81%を占めております。

このことから、企業活動におけるエネルギー利用の効率化とリスクマネジメントは不可欠であるとの考えのもと、工業団地内の各事業所にデマンドメーターを設置し、そのうち特にエネルギー需要の大きい二つの事業所には、スマートメーターを各生産ラインに2社合計、計50台を設置して電力の需給状況を調査し、あわせて生産工程や人員配置なども検討する中で、電力使用量の削減といった省エネルギーへの取り組みを進めてまいりました。電力データの収集・解析と並行して作業工程や人員配置など、生産にかかるさまざまな情報を集約し、これらの情報を重ね合わせる中で、省エネ機器を導入しなくても電力使用量削減の可能性も見出されており、金額ベースでもおよそ2割程度のコスト削減が可能との試算が示されております。

このほかにも、今年度、さかきテクノセンターが実施主体となり、経済産業省所管の補助事業を活用した省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業に取り組み、省エネ専門家による町内事業所の省エネ診断や省エネ相談を実施いたしました。今後は、この取り組みや考え方を町全体の事業所に波及させていければと考えております。

平成28年度におけるスマートコミュニティ構想事業につきましては、創るエネルギー、蓄えるエネルギー、省エネルギーに取り組める環境整備への支援として、スマートエネルギー設備設置補助金による助成事業を引き続き実施し、特に蓄電池、燃料電池、HEMSの普及促進を進め、家庭におけるエネルギーの効率的で最適な利用に向けて推進してまいります。

また、スマートタウン構想の推進に向けたスマートタウン推進委員会の発展型として、民間事業者、学識経験者、金融機関、職員などで構成する地域エネルギー事業推進組織を立ち上げ、事業計画の検討のほか、それぞれの役割におけるノウハウの提供や技術支援、資金調達などが可能となる体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、スマート工業団地への取り組みでは、スマート工業団地の実現に向けた次のステップとして、町と企業の共同参画による国の補助事業を活用した事業化可能性調査を実施したいと考えております。この補助事業は、民間事業者主導での申請が前提となっておりますので、予算計上はしておりませんが、民間事業者の皆さんや大学など研究機関と町が連携・協力する中で、スマート工業団地への事業化に向けて取り組めればと考えております。

この調査は、エネルギーマネジメントにおいて必要とされる設備の検討や採算性など、今後の取り組みにおける大変重要な機会になるものと考えております。事業化可能性調査の結果を踏まえ、まずはスマート工業団地構築に向けた実施計画の策定や、将来的には再生可能エネルギー等を利用した地産地消型エネルギーシステムの導入やエネルギーマネジメントシステムの導入による面的整備、あるいは災害時にも対応できる自立的エネルギー供給システムの構築につなげていきたいと考えております。

これらの取り組みを通じて産業分野、家庭分野における再生可能エネルギーのさらなる導入

促進と省エネルギーの推進を図り、町全体のエネルギーの効率的な利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、ロ、ワイナリー形成事業についてでございます。

ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度から関係団体の皆さんなどと検討を開始いたしまして、24年度にはワイン用ブドウの品種適性を実証をするとともに、栽培技術の確立をするために試験圃場を設け、農業支援センターとともに公募により選考した担い手2人などで連携し、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。当初は第1圃場、第2圃場合計で46aでしたが、平成25年度には第1圃場を拡大し、現在は55aとなっています。

平成27年度の取り組みと成果でございますが、平成25年度にさかきワイン特区として認定を受けた構造改革特別区域計画を上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町とともに、8市町村で広域特区として申請し、6月30日付で認定を受けました。また、圃場拡大支援のため、耕作放棄地等の紹介や苗木等の補助を行うとともに、長野大学にお願いし、ワイナリー形成についてビジネスデザインを描いていただいているところでございます。

また試験圃場におきましては、前年ハクビシンと思われる野生動物による食害があったため、監視システムの設置をするとともに、今までも栽培技術や管理方法など助言をいただいていたサントリーワインインターナショナルより、小動物用防護柵や鳥よけネットによる被害対策方法についてご教示いただき対応したところでございます。加えて、収穫量の確保と病気による品質低下を防ぐため、房周りへ雨よけシートを設置したところでもございます。

こうしたことで、目視による被害は少なく本年度は白のリースリングとソーヴィニオン・ブランが合計で約400kg、赤のメルローとカベルネ・ソーヴィニオンが合計で約290kgの収穫があったところでございます。それぞれ収穫があったブドウにつきましては、サントリーワインインターナショナルの試験醸造場またはワイナリーにおいて試験醸造がなされ、2月25日、ワイナリー形成事業に携わっていただいた皆さんを中心に、懇談と試飲会を開催したところでございます。

栽培3年目ということで、若木ではありますが、試験醸造をしていただいたサントリーの担当者からは、他の産地と比較して全く遜色ないレベルで潜在能力も十分あるとの評価もいただいたところでございます。

次に、28年度の主な事業であります。さきに申し上げた4年目の赤、白2種のほか、白のシャルドネが3年目を迎えます。今後は収穫量が増えることも見込まれることから、それらの試験栽培については、担い手を中心に農業支援センターにて行い、引き続き試験醸造を委託するほか、販売用のワインの醸造を見据える中で、ブドウの品質評価、醸造したワインの品質評価などのポテンシャルの見きわめを行い、商品開発に生かすとともに坂城町振興公社と連携

した取り組みとして、さかきワインのブランド化と販売網の確立を目指していきたいと考えております。あわせて、ワイナリーの創業支援や法人化も含めた6次産業化に向けた調査、研究も進めてまいりたいと存じます。

次に、ワイナリー広域特区についてであります。関係8市町村で広域特区の認定を受けました。2月8日にはお話にもございましたとおり、千曲川ワインバレー特区連絡協議会を発足し、東御市の花岡市長が会長、当町の山村町長が副会長に就任したところでございます。協議会の主な取り組みとしては、ブランド化の推進、電量供給の協力体制の構築、新たなワインの開発、荒廃農地の復旧、新規就農者の育成を関係市町村や区域内の関係者とともに行うこととしました。坂城町としましては、単なる栽培によるブドウ供給地となるのではなく、千曲川ワインバレーとしての知名度を活用したさかきワインとしての商品開発を行っていききたいと考えているところでございます。

今後の事業展開の青写真ということでございますが、ワイナリー形成事業は、栽培としての1次産業、醸造としての2次産業、販売を含めたサービス産業として、またレストランなどの消費を含めた3次産業を一体として結びつけ、その中で雇用創出や特産品振興、またブランド化を図るほか、ブドウ畑からワイナリー、レストランなども含めた全体の景観から特徴的な観光資源にも位置づけられるなど、農家やワイナリーだけでなく地域全体の活性化を図る構想と捉えているところでございます。

現在、ワイナリーを計画している人も出てきておりますし、またそのほかでも今度あらわれることも考えられますので、町としてどのような支援をしていくかなども含めて今後研究をしていく必要がございます。商品化されるさかきワインを足がかりにブランド力を高め、創業支援も含めたワイナリー形成について検討してまいりたいと考えているところでございます。

2番（塩野入君） 27年度版の実施計画には、スマートコミュニティ構想、総合戦略には坂城スマートタウン構想と目指す目的は同じところではありますが、スマートコミュニティ、スマートタウンと両構想が入りまじってよくわからない。表現をどう使い分けているのでしょうか、その辺を。これからこれ、どちらかに一本化させた呼び名が町民にとってもわかりやすいような気がしますが、どうでしょうか。その辺をお聞きをいたしたいと思います。

基本構想、総合戦略がともに32年度を目指す中で、基本構想はエネルギー対策、総合戦略では坂城スマートタウンと表題づけております。それぞれ片方はエネルギー対策、片方はスマートタウンという表題をつけていますが、それでそれぞれどういう方向づけというか、それぞれどういうシナリオを描いていくのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それからワイナリー形成事業ですが、県が進める信州ワインバレー構想があります。そして8市町村での広域的取り組みの千曲川ワインバレー（東地区）特区があるわけですが、それぞれ県の段階、それから広域の取り組み、どのようにかかわっていくのでしょうか、その辺をお

尋ねをいたします。

また、そのつくり上げるワインは、誰でもが手に入る平準的といいますか標準的なワインであるか、お話を聞いているとブランド化ということですので、ブランド化を高めた高級ワインを目指すのか、その辺の進め方といいますか、目指すところはどこなんでしょうか。その辺もお聞きをいたしたいと思います。

トータルメディアコミュニケーションについては、民間インフラを活用するなどの有線による通信網を利用することもこれから研究するということではありますが、ただいまちょっとこれは、メリット、デメリットの説明もありましたけれども、どんなことをするのか、その辺をお聞きします。今、有線あります電柱や配線は、これは除去することになるのかどうか、その撤去費用はそこへ盛り込まれている中で取り組んでいるのかどうか、結構な費用になるんじゃないかという気がしますが、その辺はどうでしょうか。

それから、構築には屋外スピーカーとそれから端末を全戸に無料配布を行うというようなことで、総事業費5億7,300万円でそのうちの交付税算入率が30%、残りは起債（借金）とそれから一般財源で補うと、これは町にとっても大きなビッグプロジェクトであります、この起債、それから一般財源という関係について、地方創生推進交付金いわゆる新型交付金の要望はこれについてどうなっている、どのくらいになっているのか、その辺もお聞きをいたします。

企画政策課長（柳澤君） 再質問につきまして、スマートコミュニティ構想から順次お答えをしてみたいと思います。

スマートコミュニティ構想、スマートタウン構想、またエネルギー対策につきましては、ご指摘のとおり、どれも目指す方向につきましては、無理なく無駄なく賢くエネルギーを使うということで、目指す姿は同じというふうには考えておるところでございます。

スマートコミュニティの概念でございますけれども、これにつきましては、地球温暖化に起因する低炭素社会の実現と産業や社会基盤となる住宅、施設、交通網、あるいは公共サービスなどがITを利用することで、エネルギーの最適な活用ができる次世代送配電網スマートグリッドを基礎とした情報ネットワークに接続しまして、環境負荷が少ない都市の形成を目指すということで社会全体における課題への取り組みとして示されているところでございます。

一方、スマートタウン構想につきましては、スマートコミュニティの概念のもとに、当町において必要と考えるスマートコミュニティの実現に向けた方策を取りまとめたという考え方でございます。また後期基本計画におきますエネルギー対策と総合戦略におきます坂城スマートタウン構想推進事業の関係につきましては、後期基本計画については、総合的かつ計画的なまちづくりの方向性を示すものでありまして、第4章の潤いのある快適で安全なまちづくりの中でエネルギー資源の枯渇や、化石燃料による地球温暖化など、地域社会におけるエネルギー環

境の変化やさまざまな課題に対応するべき方向性について、エネルギー対策としてお示しをさせていただいたところであります。

一方、総合戦略におきます坂城スマートタウン構想推進事業につきましては、後期基本計画の中で示す施策の方向性を踏まえまして、基本目標の一つである生涯にわたり安心して快適に暮らすことができる地域をつくるという目標の中で、快適な生活を実現する環境整備としまして、実施計画とする5年間の中で取り組む具体的な事業内容をお示したというふうにご説明をさせていただければと思います。

スマートコミュニティ構想、スマートタウン構想、エネルギー対策がともにエネルギーの安定確保やエネルギーマネジメントなどによりまして、当町においてエネルギーの最適な利用ができる環境づくりを目指すところでございます。一本化というようなどころではございますが、微妙にニュアンスが違いますので、わかりづらいというようなこともございます。こういったことから、町民の皆さん、あるいは企業の皆さんにもわかりやすく理解いただけるような努力をしてみたいというふうにご考えております。

続きまして、ワイナリー形成事業における県が進める信州ワインバレー構想と千曲川ワインバレーのかかわりということでございます。千曲川ワインバレーは、日本アルプスワインバレー、また桔梗ヶ原ワインバレー、天竜川ワインバレーと同じく、信州ワインバレーの中の一つということになります。信州ワインバレー構想につきましては、栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策を示し、長野県産ワインのブランド化とワイン産業のさらなる発展を推進することとし、特にワイン用ブドウの栽培に関する技術支援、あるいは醸造に関する技術支援、長野ワインのプロモーション活動、地域ワインバレーの連携を図るための調整や情報がなされるということでございます。

当町といたしましては、主に原産地呼称による高付加価値化、あるいは醸造技術に関する支援といったことにかかわりを持ってみたいというふうにご考えております。また、千曲川ワインバレー特区におきましては、ブランド化の推進、原材料供給の協力体制、あるいは新たなワインの開発、荒廃農地の復旧、また新規就農者の育成といった部分につきまして、関係市町村あるいは区域内の関係者とともに進めてみたいというところでございます。

次に、つくり上げるワインはどういったものかということでございますが、ワインにつきましては、年ごとの気象によりまして大変影響を受けやすいという部分でございます。当町のワイナリーの形成事業につきましては、大量生産、大量消費という観点よりも、ブランド力を高めるといった観点を重点に起きまして、品質が高く、なおかつ坂城町の内外の多くの皆様から愛されるさかきワインを目指してみたいと考えております。

次に、トータルメディアコミュニケーションでございます。民間インフラなどを使った有線での通信網の利用という部分でございます。民間事業者によりまして光回線の整備が町内でも

されているところであります。こういった部分につきまして、例えば高齢者の見守りといった福祉分野ですとかその他産業分野など、双方向通信という部分がやはり必要になってくるのかなというふうに考えております。そういったところについて、有線の通信網の必要性について考えていく必要があるという部分でございます。行政がやるべきもの、あるいは民間事業者に願うなど、さまざまな形態が想定がされますけれども、日ごと進歩しておりますICTについて研究をして住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、有線放送電話に関する電柱、配線の除去と撤去費用ということでございます。現在の有線放送電話につきましては、老朽化が進みまして故障の原因となっております。また、新しい防災行政無線での整備が完了した段階で、有線放送電話につきましては廃止の方向で考えているところでございます。現在ある電柱、主に木柱であり、配線につきましてはメタル回線での通信ケーブルとなっていますことから、撤去をすることになりますが、先ほどの費用のところには今回の整備費は含んでいない状況でございます。現在の試算を申し上げますと、まだ試算段階ではありますが、撤去というところで2億から2億5千万というような費用がかかるのではないかとこのように考えられるというところでございます。

防災行政無線に地方創生の推進交付金を充てるのかという部分でございますが、27年度の繰越金に伴う交付金につきましては、ハード事業が大半を占めている場合につきましては対象外となっている状況でございます。こういったことから防災行政無線の整備に関しましては、緊急防災・減災事業債の対象となりますので、そちらの地方債を活用して整備を図る計画としているところでございます。

2番（塩野入君） 今、28年度の主要事業三つをお聞きいたしました。いずれも28年度に完結する事業でなく息の長い取り組みとなる大きなプロジェクト事業でもあります。また、行政だけでなく工業、農業、地域住民などさまざまな分野の皆さんと一緒に進めなければならぬものではないかと感じています。目指す目的を的確に捉えて方向を誤らないように進めていただくことを念じ、次の質問に移ります。

2. マイナンバー制度について

今年1月から社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が始まりました。国民が集団的自衛権、特定秘密保護法などで議論をしている間に、いつの間にか国会決議がされ、動き出しているという感じがしてなりません。町民の皆さんも通知カードが届いたが、それをどう扱ってよいのか戸惑っています。制度の導入や使途拡大に前のめりだった政府の姿勢が今の事態を招いています。しかし、動き出して既に2カ月が過ぎました。そこでこれからマイナンバー制度について質問をいたします。

イ. 制度の仕組みと現状

新生児から高齢者まで日本国内に住所のある人全員に12桁の番号が割り当てられ、原則生

涯同じ番号を使い続けるマイナンバー制度。当面は社会保障、税、それに災害対策の3分野の行政手続などに活用するものです。通知カードが坂城町の郵便局に届いたことがわかったのは、昨年11月14日であり、それが順次各世帯に配達されましたが、今現在、配達できていない通知カードがありますでしょうか。あるとすればどのくらいの量で、その原因は何なのでしょう。

配達された個人番号申請書に必要な事項の記入と顔写真を張り郵送すると、やがて通知書ははがきで届き、そのはがきと通知カード、運転免許など本人確認書類を役場窓口を持っていくと、個人番号カードをいただける仕組みです。そこで、まず申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送してからはがきが届くまでおよそ何日ぐらいかかっているのでしょうか。顔写真が適当でなく受け付けできなかったなどの申請書の不備などはあったのでしょうか。スマートフォン、自宅のパソコンや町なかの証明写真機からの申請方法もあるようですが、これらの方法で申請したものはあるのでしょうか。また、届いたはがきなどを持っていき、役場窓口で個人番号カードを受け取るまでの手順を平均的な取得時間をお聞きをいたします。

ロ．制度の利用

初めにこの個人番号カードを取得した人の数と割合をお聞きをいたします。政府は、個人番号カードの券面、電子証明書、アプリによってメリットがたくさんあることを盛んに宣伝しています。特に、行政の効率化について、住民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになったり迅速な行政支援が期待でき、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになるなどが言われていますが、町としてはこうした効果をどう見ているのでしょうか。また、制度の影響、メリットは出てきているのでしょうか。

次に、法律で定められた以外の業務、町が行う番号利用事務については、昨年12月議会で条例が議決、今年1月1日から施行されました。対象は社会保障分野で福祉医療費と障がい者福祉の業務であり、その事務と特定個人情報は規則に委ねられています。本人の同意をとらなくても庁内の情報連携がなされるわけですが、その構図とセキュリティーはどのように図られているのかお聞きします。

中小零細企業にあつては、従業員の番号管理システムなど、制度対応のための費用負担額というコストが重くなり対応がおくれがち、体制が整っていないなどの声が聞かれています。中小企業の多い本町での企業の対応、対策はどんなのでしょうか。状況を把握されているのでしょうか、お聞きをいたします。

ハ．制度実施の流れ

最後は、これから先、28年度以降の制度実施の流れについてお尋ねをいたします。29年1月からスタートする個人ごとの専用サイトマイナポータルは、個人情報について不正な提供が行われていないかを自分で確認できる専用サイトでもあり、いつ誰がどのように自分の情報

を使ったかを見ることができ、自分に対する行政などの事務が適切に行われているかどうか、手軽にチェックできます。行政からのお知らせも受け取れるようです。一体どのような仕組みで、どんな使い方で個人情報保護委員会との連携初め、どういう運営がされようとしているのか、お聞きをいたします。

同年7月からは、地方公共団体等を含めた情報連携が開始され、この情報連携により事務が確実かつスムーズになり、住民の負担が軽減し暮らしがもっと便利になっていくというふれ書きであります。どのように構築され、どのような形で住民の負担が軽減し暮らしがもっと便利になっていくのでしょうか、お聞きをします。

次に、本町としてはこれから先、この個人番号カードに付加する項目はあるのでしょうか。例えば、一般的に考える図書館カード、印鑑登録証などのほか、28年度に新設予定のさかき福祉医療費サポート資金貸付制度も付加できそうですが、お考えをお聞きをいたしたいと思えます。

住民環境課長（金子君） 2. マイナンバー制度について、イ. 制度の仕組みと現状についてお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、昨年10月に施行され、当町におきましては昨年11月より順次各世帯に通知カードが配達されたところがございます。現在、配達できずに町で保管しております通知カードは24通ございます。保管となった原因及び内訳でございますが、配達時不在により郵便局での保管期間が経過したものが21通、受け取りを拒否されたものが3通という状況でございます。なお、保管分につきましては、受け取りを拒否された方を除き個々に通知を申し上げ、受け取りをお願いしているところでございます。

次に、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへ個人番号カードの交付申請をされてからカードをお渡しできるまでの期間につきましては、通常ですと1カ月程度でございますが、現在は全国からの申請が集中していることから2カ月半程度を要している状況となっております。

次に、J-LISへの個人番号カード申請時における顔写真等の不備の有無につきましては、市町村では把握することができませんが、不備があった場合にはその旨が申請者に通知がされ、再申請していただくこととなっております。また、個人番号カードの申請には、郵便のほかスマートフォンや自宅のパソコンからの方法もございますが、申請者がどのような方法で交付申請をしたのかにつきましても、市町村では把握することができない状況でございます。

続きまして、窓口での個人番号カードの交付手順と所要時間でございますが、当町ではカード交付に当たっては、スムーズにお渡しできるよう、電話、ファクス、Eメールのいずれかの方法による事前予約制を取り入れております。窓口における交付手順でございますが、交付通知書及び本人確認書類に基づき本人確認を行った後、カードに暗証番号を設定していただきま

す。所要時間につきましては、これら交付手続とカード等の説明も含めまして1人平均30分程度となっております。

続きまして、口の制度の利用のご質問の中の個人番号カードを取得した人数と割合でございますが、2月末現在、役場窓口にてカードを交付した人数は156人であり、町の人口の1.0%となっております。またJ-LISに個人番号カードの交付申請をされた方は、2月末現在で725人、町の人口の約4.7%という状況でございます。

企画政策課長（柳澤君） 口の制度の利用のうち、情報連携の効果をどう見るか、制度の影響、メリットは出てきているかについてお答えいたします。

マイナンバー制度の国の狙いの一つとする住民の行政手続の簡素化・効率化を図ることは、システム上において国や自治体等をつなぎ、手続において必要な情報を提供する形が制度的、技術的に構築されているところでございます。平成29年に本格的に連携が始まってきますと、行政手続の際に添付が必要となる情報を、これまでは複数の窓口にご自身で足を運び書類をそろえる必要があった手間が省かれるようになるといったことがございます。また、行政からさまざまな給付を受けられる対象者自身が、みずから申請をして給付を受けるといった形が多々ありました。これはどうしても行政側が他の機関が持つ情報を把握できなかったためでございます。今後、連携が始まってまいりますと、給付等の条件の対象となる方を行政側が把握できるようになってまいりますので、行政の側からご本人に逆にお知らせもできるようになり、行政サービスと公平性が高められると期待できます。

制度としましては、今年の1月からマイナンバーの利用が始まった段階であり、事業所においてマイナンバー制度の運用に伴う手続の周知など、事務的な部分のほうが多く、現時点において余り制度のメリットは感じられていない段階ではあると思います。制度の核といたしましては、あくまでも今後の情報連携によるところにありますので、住民の皆さんにとっては連携が本格的に始まってきた後に、生活の中で制度のメリットが感じられるようになろうかと思いません。

社会保障分野の福祉医療費と障がい者福祉部分を、条例・規則で規定する中で庁内連携を行うことになりました。構図とセキュリティーという部分でありますけれども、税、社会保障、災害対策分野に関する事務に限った中で、全国共通の法定事務以外で地域性などによりほかに行っている事務においてもマイナンバーの利用が認められているところでございます。構図という部分に関しましては、規定した福祉医療費や障がい者福祉の業務におきまして、町民税に関する情報や国民健康保険給付の支給に関する情報を把握するために、マイナンバーが利用されているところでございます。

住民の方の利便性を前提として、条例・規則を根拠として、その事務の中で利用していることとございますので、それ以外の事務での利用はできないわけでありまして、扱う職員の研修

など人的なセキュリティー対策はもとより、適正なデータや書類などの物理的な対策、あるいはデータの漏えいを防ぐ技術的な対策も行っているところでございます。

次に、企業の対応状況でございますけれども、具体的に町として企業の詳しい状況につきましては、把握をいたしていないところでございます。ただ規模の大小関係なく事業者として従業員のマイナンバーの把握ですとか報告、管理は義務化されているところでございますので、町といたしましても町内企業の皆さんが、滞りなく制度運用していただけますようお願い、あるいは関係等機関連携する中で、セミナー等を開催するなど対応を努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ. 制度実施の流れにつきましてでございます。まず、マイナポータルに関してでございますが、来年1月からの運用が開始される予定でありまして、行政機関がマイナンバーのついたご自身の情報をいつどこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自身に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報などを自宅のパソコンなどから確認できるものがございます。サイト内では個人情報が見覧できますので、成り済ましなどを防止するために情報セキュリティーには十分配慮されることとされておりまして、サイトを利用する場合は、マイナンバーカードに記憶されている電子情報とパスワードを組み合わせで厳格に本人認証する仕組みとされておりまして、

行政としましては、透明性が確保されシステム上の情報のやりとりが自動的に開示されることとなりますので、規則に沿った適正な事務を行うことが求められることとなります。マイナポータルの利用に関しては、操作方法や閲覧画面は極力わかりやすいものにされるということですが、当然パソコンが苦手な方や使われていない方もいらっしゃいますので、別に情報を保有する機関に対して書面による開示請求をする方法も可能でございます。またマイナンバーを含め個人情報の適正な取り扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会におきましては、システムを介してやりとりされる行政機関における情報連携の運用に関しましても、常に監視を行い、必要な監督を行う義務を有してございます。同時に委員会では、個人の方から苦情を受け付ける窓口も設けられ、マイナポータル等においてご自身の情報が万が一不正にやりとりされていた場合は、窓口で苦情を申し出ることにより、委員会側で迅速に対応が図られる仕組みとなっております。

次に29年7月からの情報連携が開始してからでありまして、制度面に関しましては、法律や条例等におきまして、マイナンバーの利用と今後の情報連携ができるために整備がなされました。法施行の昨年10月以降、住民の皆さんに番号通知がされ、今年に入り職場や行政窓口などでの手続で名前などと一緒にマイナンバーをお伝えいただいているかと思っております。現時点におきましては、この番号を使った情報連携はあくまでも認められた町の事務間に限っておりますので、申請手続の手間や負担が少なくなったという機会が余り感じられないかもしれませ

ん。

今後、他の機関との情報連携が本格的に始まってきますと、それまで添付書類をとるために幾つかの窓口で直接足を運んでいた手間がなくなったり、何かの給付を受けられたのに、知らずに受けられなかったという不公平がなくなってくると思われます。システム的には、町におきましても、これまでマイナンバー利用や今後の情報連携を行っていくために必要な改修や整備を仕様に沿った形で構築してきているところがございます。

最後に、マイナンバーカードを利用した付加サービスに関してでございますが、方法として、券面を使った印字したり、アプリを読み込ませるといった幾つかの方法が考えられますが、何かのサービスを付加する前提として、カードの普及と同時に費用対効果にどの程度の方がサービスや利便性を享受できるのか、図書カードなどにおける広域的に他の団体との調整が図られるのかなど、検証していきながら今後検討してまいりたいと考えております。

また、28年度からの福祉医療費における資金の貸付制度での番号利用でございますが、この制度の中では、所得情報などマイナンバーを使って他の情報を把握する必要がないため、手続上マイナンバーの利用なく運用ができるものと考えております。

2番（塩野入君） いろいろ質問したいんですが、時間がございません。もともとは、社会保障、税、それに災害関連の三つの分野に限定して使うことになっていた制度のはずでしたが、政府は昨年9月に制度が始まってもないのに、預金口座や予防接種に広げる改正案を成立させてしまっています。引っ越しどきに電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスやキャッシュカード、クレジットカードの利用初め、いろいろなものを付加させようとする検討もされているようです。

主婦連合会有田芳子会長は、会員からは自分の生活が全てわかってしまう感じ、何でそこまで管理されなければならないのかの声も出ていると話しています。政府の広報誌には、「マイナンバーでもっと便利に暮らしやすく」と書かれていますが、私にはマイナンバーで政府がもっと便利に管理しやすく映ってなりません。

以上でこれにて私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時26分～再開 午後 3時36分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回で4回目の一般質問となります。通告制のもとでは、ご期待いただけるような目の覚めるような質問は、残念ながら難しいようでございます。したがって、執行部からの目の覚めるような答弁を町民はお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

さて、今回も大人からのあいさつ運動についてお伺いいたします。今回で4回目となります。おくるみについては3回目となります。どうしてこのように同じテーマについて一般質問で取り上げるのかと問われる方がおられるかもしれませんが、それは実践しているからでございます。実践していると、いろいろな角度から次々と問題が生じてきます。そこで、ここでご報告できないお尋ねできない問題もたくさん発生しているわけですが、そのあたりの微妙な感じも受け取っていただいて、ご答弁をいただくとまことにありがたいのでございます。

まずは、「大人からのあいさつ運動」についてお伺いいたします。

大人からのあいさつ運動もこの11日をもって9回目となります。毎月1回、町内の三つの小学校に、地元の大勢の住民が集まって登校してきた子供たちに、学校の付近などでおはようと声をかけるだけのものですが、雨の日もあれば雪の朝もあります。そんな日でも子供たちが登校する限り、参加者は学校へ向かいます。車の人もいれば歩いている人もいます。落ち葉が校門付近にあれば片づけ、雪があれば除雪もします。

そんな活動をしていくと、気になることが出てきます。通学路の除雪であります。PTAの方もご近所の方も熱心に取り組んでおられますが、人口減少の昨今、除雪されていないところも多くあるようで、町民の皆様から何とかしてやれないかというご指摘をいただいております。通学路の除雪状況、通学路の除雪予算をお伺いいたします。車道と歩道の除雪実施状況はどんなでしょう。

市町村にとっては、業者に委託して通学路の除雪をしているところもあると聞いております。子供を育てる環境としては、通学路が除雪されている町と、そうでない町ではどちらが選ばれるのでしょうか。ほとんどの人が車を使い、歩道を歩かない現在においては、子供たちは少数者であります。車道と同じくらい歩道にも目を向けていただきたいものです。

前回、大人からのあいさつ運動は、現在のところ小学校のみで実施されておりますが、中学と高校でも実施されるべきものだと述べました。その中学で2月には、大人からのあいさつ大運動を実施いたしました。30名を超える大勢の方に参加いただきました。長野市、千曲市、上田市からも駆けつけてくれました。雪の降った寒い朝のこともあり、ご参加いただけなかった予定者も10人ほどおられました。次回の10月26日にはご参加いただけるものと思います。他市の参加者には、坂城町のあいさつ運動に触発されて、ご自身の乗車駅付近で子供たちに挨拶をしておられるという方もおりました。

なぜ急に中学校であいさつ運動を実施したかと申しますと、中学校の美術部の部員さんたちが自主的に三つの小学校のために、「大人からのあいさつ運動」と書いた大きなのぼり旗を

6本もつくってくれたからであります。資金のない我々にはのぼり旗もありませんでした。たすきも紙を切り合わせた簡素なものであります。そんな状況のときに、中学生が学業の忙しい中、のぼり旗をたくさんつくってくれました。これだけのことをしていただいております、何もしないというわけにはいかないわなということになり、急遽中学でもあいさつ運動を実施させていただきました。当日は3小学校でも運動を展開しましたので、70名近い大人が運動にご参加いただいたこととなります。県の地方事務所からも駆けつけてくれました。

中学校での、大人からのあいさつ運動は、坂中生徒会のあいさつ隊との合同の運動であります。坂中生徒会は、平成17年に新アタリマエ憲章を制定しました。現在はその第1項目である明るいあいさつが自然にできるようになるようにと、生徒会の有志があいさつ隊を組織し、毎週水曜日の朝に校門や昇降口であいさつ運動を行っています。そのりりしい姿を間近で初めて見た参加者の中には、感動していた者も多くおりました。

中学校付近のご家庭やお店を訪問すると、最近の中学生はしっかりした挨拶をするようになったとの住民の皆様から感想をいただきうれしくなります。中学校の取り組みのたまものと思います。最近、壁も壊されなくなったと喜んでいた近所の方もあいさつ運動に参加してくれました。

坂城町の学校での取り組みは実にすばらしいものがあります。しかし、その持続性の保証はどこにもありません。町の刊行物やホームページにあいさつ運動についての記載はあるのでしょうか。子供たちが挨拶をしてもどこ吹く風の大人が減りません。坂城の子供は坂城で育てるなどと言っても、挨拶については坂城の子供は国で育てる以上のものが見当たらないというのが実情ではないでしょうか。挨拶されたら無視されたと憤る子供たちがいなくなる日はいつの日でありましょうか。

役場で行われている接遇研修がいかなるものであるかは知りませんが、民間で行われているマナー研修についてよく存じております。新入社員研修ではマナー研修の中で、挨拶についても学びます。大きな声で挨拶します。大きな声で挨拶するように研修を受けた新入社員は、数カ月後、配属先に行って大きな声で挨拶をします。するとみんなはびっくりしてその後笑います。そして少したってから、そんなに大きな声で挨拶しなくてもいいのよとささやきます。だんだんに声が小さくなって、しまいには黙礼に近くなっていきます。そして追研修のときには小さくなった声を講師から指摘されても、現場で大きな声の挨拶をすることはありません。これが民間における職場のような気がいたします。マナー研修の限界でありましょうか。

しかしながら、例外があります。声の大きさに気を配る責任者がいる職場です。声が小さくなった途端に指摘するのです。新入社員は再び大きな声で挨拶をし始めます。そして、異動するときまで大きな声で挨拶をします。新入社員は毎年配属されますから、次から来た社員にも影響を及ぼす。3年で新入社員が異動になると、次の年に来た新入社員が大きな声で挨拶する

ようになります。不思議なもので、責任者が異動になってもこの現象は続きます。

このようになった状態を職場の風土になったと表現しておりました。大きな声の挨拶には副次的な効果がございます。来客の見えられたことをフロアの全員に知らせる効果です。そのときから全員が接客体制をとります。そして大きな声でお客様を送り出すことによって、そのフロアでの接客体制は終了します。挨拶に限らず気持ちのよい職場、整頓された職場も雑然とした職場もたくさん見てきました。そういう中で挨拶だけでもできたらいいねとしみじみ感じるわけであります。

挨拶のない社会なんて幾らでもつくれます。知らない人とは挨拶もしてはいけない、不気味な居住地域もあるとのこと。戦争のある世界も同じです。人を生かすことのほうが難しい。挨拶なんてできて当たり前、挨拶を親の問題とかというような問題提起をされる方もおります。しかし、挨拶ができるのは社会的な結果であって自然現象ではありませんし、保護者に向かってお宅のお子さんは挨拶できません、家庭に問題ありますと言う方もおられないでしょう。話題にするだけで問題を回避し、問題提起するだけでは解決にはなりません。

大人からあいさつ運動は、子供の有用性、自己有用観を高めるための社会運動であります。防犯運動としてのあいさつ運動に主眼があるわけではありません。また教育としてのあいさつ運動とも違います。子供たちは学校を卒業したら社会人になるんです。社会人になるような学校教育をしてほしいですねというようなご要望にお応えすることを狙った運動でもございません。

前々回から企業の方が大勢あいさつ運動に参加していただけるようになりました。工業の町坂城が挨拶の町坂城であるならば、企業の方にもご参加いただきたいと願っていたわけでありましたが実現いたしました。しかし、挨拶の町坂城を創生のソフトパワーとするためには、より多くの企業の皆様のご参加が必要かと見ております。

あいさつ運動を推進する立場から、機会あるごとに大人からのあいさつ運動について感想をお聞かせいただいておりますが、食わせているのは俺で何で俺から挨拶しなくちゃいけないんだと、子供に、挨拶は部下からするもので上司からするもんじゃないよと言っておられた経営者もおられ、この間いを発するたびに発見があるわけです。このような方は運動の名称から大人からというフレーズを取れと言われるのであります。大人からのあいさつ運動は、社会習慣的にあり得ないことをしているとのこと。

次に、いわゆる師範塾についていお伺いたします。教育現場にはいわゆる師範塾なる議論があるとのことですが、これはいかなるものでしょうか。山村町長がかかわっておられた杉並師範塾、その他にもほかにもいしかわ師範塾、さやま師範塾なるものがあるようですが、その目的や内容は気にかかるところであります。各地の師範塾にはどのような課題が出てきているのでしょうか。坂城町においてもそのような師範塾に取り組むことはできないのでしょうか。

大人からのあいさつ運動は、子供たちの自己有用感を育てる取り組みですが、いわゆる師範塾の中で取り上げることはできないものでしょうか。

埼玉県教育委員会が求める教師像は、健康で明るく人間性豊かな教師だそうです。ここからは子供たちに挨拶をする教師、地域住民に挨拶する教師像が入ってきそうな気がします。前回は、「青少年ながの」11月号に載った村上小学校の大人からのあいさつ運動を紹介させていただきました。その際、第6回の大人からのあいさつ運動に当たっては、県の県民文化部次世代サポート課から視察に見えられるとのお話をさせていただきましたが、実際には長野県教育委員会や長野県青少年育成県民会議、千曲警察署、坂城町交番、ライオンズクラブの方など、多くの方も視察に見えられ関心の高さが示されたわけでございます。

今回はですね、この「いっしょに」というJAちくまの冊子に最近載った南条小学校6年生の記事を紹介させていただきます。ある町民の方からこの記事をご紹介いただき知ったわけですが、我々の知らないところで町民の皆様の関心が高いということを実感させられた出来事でありました。この記事によりますと、6年1組では、1年間の目標として挨拶をしっかりと行うようにすることがあり、朝の会では地域の人に挨拶できたかをチェックしており、全員ができたときはとてもうれしいと書かれています。学校のすばらしい他の教育についても書かれていますので、ご興味のある方はこの冊子を読んでもらいたいと思います。

このような現在の取り組みはすばらしいもので、他の学校でも参考になりますが、先生たちには転勤があり、このような取り組みを知らない先生が坂城町に赴任してくる可能性はあるわけで、挨拶の町坂城の認識をしっかりとっていただきたいのであります。いわゆる師範塾は有効なシステムと言えます。県内の市町村がやっていなかったら坂城町で率先してやってもよろしいのではないのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

町長（山村君） 大人からのあいさつ運動というテーマで、いわゆる師範塾に取り組めないかと書いてありましたので、どんなお話なのか、今初めてわかりました。したがって、私は口につきまして、回答させていただきたいと思っております。

議員が進められておられるあいさつ運動、これは非常に重要なことだと思っておりますし、だんだん広がりが出ているということで敬意を表したいというふうに思っております。

坂城町ではですね、私が町長になったその年に、職員から何をやりたいかという提案を求めました。チャレンジSAKAKIということで二百何件の提案の中に、私たちは接遇の訓練をしっかりとしたいということで、職員の中から提案があつて接遇訓練をやってくれと。つまり役場にいるけれども、町民のお客様が来られたときにどういうふうに遇したらいいのか、接遇したらいいのかというのはなかなかわからなかった。率直なご意見でありまして、それ以来年2回、全職員を対象に接遇訓練を続けております。随分変わったと言っていた方もいらっしゃるし、いやまだまだだという方もいらっしゃいます。それはまだまだだと思っております。こういうも

のは体に結びつかないとなかなか講習会を受けたから直るといものじゃないと思います。まだまだ道半ばだというふうに思っております。

師範塾という話でございますので、ちょっとお答え申し上げたいと思っております。まず、どんな師範塾が今あるのかと、各地にですね、あるのかという質問がありました。例えば北海道の元教育長が塾頭を務める北海道師範塾というのは、民間の学習塾的な要素を含んだ師範塾で、現役の大学生など教員採用試験を目指している者を対象に、受験生のモチベーションを高めるための教師養成講座を開講して、教員採用試験の合格率向上を図っているというのがありますし、石川県では、県の教育委員会が主催して、石川県の公立学校教諭を目指す大学生と大学院生を対象に、いしかわ師範塾と銘打って講義、演習、学校実習などの実践的な講座を開講し、受講生が教員としての心構えや授業づくりの基礎などを学んでいるというところでもあります。また茨城県鹿嶋市の鹿嶋師範塾のように、市民が教育への関心を高める講座と、教職員の資質の向上のための教職員・教育関係者・保護者などを対象とした講座の2種類を実施しているところもあるというところでもあります。

私が関係していました杉並の場合、杉並師範館と言っておりましたけれども、これはほかのところと全く事情が変わっております。ちょっとお時間をいただいて説明したいと思うんですけども、今から十数年前に中央教育審議会というのがありまして、ここで今、都道府県が責任を持っている教育ですね、これを地方分権すべしと。例えば東京の場合でしたら、東京都が一括して教員を採用して、それを各区に配るということですから、その区にすると二、三年で先生いなくなっちゃうという、これはもう長野県も同じですね。それをやめてそのときの答申では、地方分権すべし、各自治体で教育を実施すべしと。

ただ、そのときの大きな条件というのは、財源と人事権、それを移管しなければ実現できないわけです。ところが十数年前の教育審議会の答申では、財源と人事権を移管すべしという答申があったものですから、約10年前に当時の杉並区長とともにですね、先取りをして東京都で採用される教員以外に区で教員を採用しようと、毎年30人採用しようということを決めたわけです。毎年30人採用するんだけど、ただいきなり採用して教壇に立って区の教員となるのではなくて、その1年前から教員としての資質を向上させるために、教えるとは何なのかと、徳とは何かと、人は何かとを含め、それからそうそうたる社会人ですね、当時、今、亡くなりましたけれども、元日銀総裁三重野さんですとか、経済同友会だと小林陽太郎さんですとか、テルモの和地さんですとか、そういうそうそうたる方に毎週のように来ていただいて講義をしていただいたと。

それでそこで1年間やった結果ですね、私は塾長をやっておりましたけれども、その塾を卒業すると、卒業することができれば杉並区でほぼ100%教員として採用すると。ですからその師範館というのは、杉並区で採用する教員の養成塾、これは明確でありました。だから

30人全国から集めても大体五、六人は脱落するというので、5年間やってやめましたけれども、120名ぐらいは卒業したと。今でも杉並区の四十数校の小学校に各校で二、三人ずつ配置されていまだに教員をやっております。もう既に10年たった者もおりますので、その学校の中核なメンバーになっていると。なおかつその連中は杉並区以外に行かないということですから、それこそ杉並区の子供並びに杉並区の教員は杉並区でつくるということをやりました。5年間やったんですが、いつまでたっても地方分権は進まないということがありまして、毎年30名雇って地方公務員ですから、それをいつまでも続けるというのは財源的に難しいと、それから東京都の教員とのバランスですね、都教員とのバランスがあるということで、5年前に一応中締めをしたというところであります。

したがって、こちらでの師範館の場合には、学習塾というようなものではなくて、採用を前提とした養成塾でありました。そこで、私が新しく入ってくる塾生に毎回言っていたのはですね、江戸期のお話をしました。江戸期の教育、江戸期の教育で何が一番大事だということ、酒掃応対進退、つまり酒掃というのは片づけ、掃除、応対は挨拶を含めた応対、進退というのは出処進退、何時何分になったらどこへ行く、帰ると、そういうようなこの三つを徹底的に教育をしました。その中にももちろんですから挨拶も入っています。そういうことをやってきました。

いろいろ申し上げましたけれども、各地の師範塾あるいは師範館についても取り組み方も違うと、民間の師範塾もあるということでもあります。じゃあ、坂城で教職員を対象とした師範塾あるいは師範館に取り組みないかということでもありますけれども、やっぱり一定量のサイズが必要だと思っております。例えば坂城じゃなくて埴科郡でやるとか、そういうような大きさがいかないとだめだろうと思っておりますし、ただ、しかしながら、私はですね、いずれ、いずれ何と申しますかね、独自採用するというような状況にならない限りだめだと思っております。したがって、今はまだ時期尚早ということでもあります。

こんなことがありますので、現時点では師範塾が存在しておりませんので、師範塾であいさつ運動をやれと言われても困っちゃうということでもありますので、しかしながら議員が一生懸命やっておられるあいさつ運動というのは敬意を表しておりますので、続けていただければと思いますし、大人だけじゃなくて全員のあいさつ運動にまで持っていただけて、駅でも元気に挨拶するというようにやっていただければと思います。以上であります。

建設課長（青木君） 町の除雪計画についてご説明申し上げます。

町内の除雪につきましては、国道や県道は管轄する官庁が実施し、町道の除雪につきましては、国道、県道を結ぶ町の幹線道路や循環バス路線、町への進入路等39路線約44kmについて除雪を実施しております。

町では、平成26年2月の大雪の教訓を踏まえ、県と除雪について検討する中で除雪計画の見直しを図り、平成26年度に大型除雪機を保有する長野県と相互除雪の協定を結び県道と町

道を一体的として除雪を行う相互除雪を実施しております。さらに、この協定にあわせ町内主要建設業者4社に除雪専用機械を保有していただき、県の機械1台を含め大型除雪機械8台で除雪体制の強化を図っております。また、融雪剤散布についても、平成26年度から県の大型散布車を使用し、主要路線や循環バス路線の融雪剤散布を実施しております。

次に、除雪の経費につきましては、大型除雪機械の委託料のほか、その機械を維持するための管理料、県の保有する除雪散布車の委託料などとなっております。平成27年度は12月議会において総額1千万円の除雪費を計上いたしました。今年度の除雪の状況ですが、1月上旬までは記録的な暖冬であったことから除雪の出動はありませんでしたが、1月18日からの降雪により町内建設業者により5日ほどの除雪を実施いたしました。また2月についても例年に比べ雪が少なかったことから、除雪機械の出動は山間部で比較的降雪があった2月10日の1日だけとなっております。27年度の除雪時間といたしましては現在のところ出動が6日、全体で95時間の除雪を行っています。融雪剤散布につきましては、12月から2月末までの間で合計20日間、116時間実施しております。

次に、通学路の除雪ですが、先ほども申し上げたとおり、町が行う除雪につきましては、大型除雪機械を使用して緊急輸送路等の幹線路線や循環バス路線等を実施し、通学路の除雪につきましては、毎年秋に教育委員会と連携する中で、学校関係者やPTAの皆様に通学路の除雪協力のお願いや、11月に開催する区長会において区長の皆様に地図で町の除雪路線をお知らせするとともに、その他生活道路についての除雪をお願いしたところです。

今年1月中旬の降雪の際にも、さかきまちすぐメールを使って、学校やPTAから保護者の皆様に向けて、自分の子供が使う通学路の除雪をお願いいたしました。また村上地区の中学生が通学する大望橋については、子供たちが通学する前に町で除雪を行い、中高生が利用する坂城大橋については県道ではありますが、長野県と協議をする中で、歩道については町が除雪を行っております。

全ての町道につきまして除雪を行うことは難しいことから、町が主要な幹線道路や循環バス路線の除雪を行い、生活道路や歩道につきましては学校やPTA、地元の皆様と連携をする中で、基本的には地域の皆様をお願いをしてみたいと考えているところでございます。

5番（柳沢君） ただいまいわゆる師範塾関係につきましては、町長からですね、詳しいお話を伺いまして、全容がわかった気がいたします。やはり教師を対象とした師範塾、そういうような教師を対象にした師範塾というものについては、体制が県の体制も整っていないというところから、時期尚早だというような発言をいただいたわけでございます。ぜひですね、そういうような大きな変化、こういうものもまた来るような気がいたします。そういう視点もですね、含めながらこれから町もですね、我々もやっていかなくちゃいけないなというふうに思った次第でございます。

それから、子供の通学路の除雪につきましては、課長のほうからですね、ご説明をいただきましてですね、非常によくできていると、PTAの方もよくできているし、それから地区も区長を中心としてよくできているということで、町道の全てについてやるということは難しいかもしれないが、子供たちが通っている通学路については、よくできているというお話がございました。

今年はですね、雪も少なかったということもあるかもしれません。今後ですね、もっと大雪が降ることもあると思います。そのときにはですね、車道だけじゃなくて、車道が通れないと色々な物資の運搬もできなくなるもので、まずその確保ということが一番の問題、生活としては問題になると思うんですけども、やはりその後ですね、学校が開校すると、開かれるというような状況のときには、子供の通学路というところもあるわけで、非常にですね、細い50cmくらいの歩道用の除雪機というものもあるというようなお話を、雪の多いところでは聞いておりますので、今後ですね、そういうような大きな流れがあったときにはぜひご対応をお願いしたいと思います。

2. 「おくるみ」について

続きまして、おくるみの栽培についてお伺いします。平成27年6月の答弁では、クルミの栽培では炭疽病に気をつけてほしいとのご指摘がございました。全農長野の果樹指導指針平成24年版によりますと、炭疽病の発生は決まった場所で見られ、常発地の存在が特徴とされています。町内における常発地はどの辺になるのでしょうか。新しい企画に取り込もうとするときは、何かと不安になるものもおります。行政の力づけが必要であります。

次に、シルバー人材とおくるみについてお伺いします。更埴地域シルバー人材センター坂城支所の現況はいかがでしょうか。おくるみ栽培では草刈りや収穫などの作業もあります。おくるみ栽培が坂城町の特色になれば、このような作業も坂城町の特色となります。定年後のライフワークを充実させ、坂城支所における一層の活性化を図れば、坂城町に住む楽しみも増えるものというものであります。おくるみ栽培で消費者に喜んでもらうよう、自分で食べて健康になったほうがよいという考えもありますが、おくるみの話をしていますと、決まって定年になったら雇ってよという話になるものですから、このような質問をさせていただいております。何といたっても庶民にとっては生活が一番の関心事であります。ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（塚田君） 町内における炭疽病の常発地についてお答えします。

炭疽病は、リンゴのほか梨、桃、ブドウ、黄桃などの果樹等に病原性を示すとされ、多くの農作物へ影響する多犯性の病原菌であるということから、特定の地域のみで発生するという事は少ないとのことです。しかし、ニセアカシアや信濃グルミなどが存在する地域は、病原菌が越年して1次感染源となる可能性が高いとされ、その後の気候や薬剤防除の有無、品種格差等によって程度の違いはあっても農作物への感染が広まるとされています。この

ことから、クルミ栽培については、緩衝帯の設置や地域を含めた栽培のための合意形成などを検討の上、生産振興が図られることが必要と考えられます。

続いて、クルミ栽培で定年後のライフワークを充実させてはのご提案につきましては、町では多様な農業の担い手が活躍する中で、地域農業を維持発展することを目指しております。このことから比較的栽培管理が容易であり軽量作物であることや、高齢者であっても新規導入しやすい作物としてのクルミの優位性については期待するところであります。

福祉健康課長（大井君） ロのシルバー人材センターと「おくるみ」の更埴地域シルバー人材センター坂城支所の状況についてお答えをいたします。

シルバー人材センターは、国の地方公共団体の高齢者対策を支える重要な組織として、高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき事業を行っている都道府県知事の認可を受けた公益法人であり、定年退職後などの高年齢者が持つ知識や技能を活用し、働くことを通じて健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に寄与するため活動を行っております。ご質問の更埴地域シルバー人材センターは、坂城町と千曲市を事業区域としており、平成28年1月末現在では、834人が会員登録されております。

坂城町を管轄する同センターの坂城支所は中之条の文化の館内に事務局を構え、職員が常時2名体制で坂城町の会員167名に係る業務の受注や会員管理等の業務調整を行っており、原則として坂城町内で行われる仕事は、坂城町の会員の方が従事されております。昨年度の事業受託件数は、1,515件で契約高は約1億円でございました。

仕事の内容につきましては、除草作業や伐採作業、農作業等の一般作業や植木の剪定や運搬業務など技能分野、公的機関や社会福祉施設、民間の工場などの宿日直業務等の管理分野の仕事が主体となっており、最近は草刈りや植木の剪定等、個人の家庭からの依頼も増加傾向にございます。

町といたしましては、今後も引き続き千曲市と連携しながら、高年齢者の生きがいづくりや生活の安定を図っていくため、シルバー人材センターの支援を行ってまいりたいと考えております。

5番（柳沢君） 今、おくるみの栽培適地についての課長からの答弁があったわけですが、やはりこれはもう炭疽病に関する見解が埋まらないということで、私は全農長野の指導指針に基づいてやっておりますが、そうでない見解もあるというふうに理解したいと思います。

それから、シルバー人材センターにつきましては、今、担当課長のほうからご説明がありましたけれども、除草等につきましてもですね、非常にこの仕事があるんだということで、私も本当、そういうことならばいいなというふうに思ったんですけれども、先般、こちらのですね、坂城支所に行って聞きましたら、草取りをしてくれる隊が一つで、その隊も4人だということですよ。私がこういう質問をしたのはですね、いわゆるバラ公園ですか、千曲川にあるバラ

公園ですね、ここら辺の坂城の除草作業がなかなかはかどらないということで、どこかへ委託したらどうだということで、シルバーということで言われる方がいたものですから、どうなんだろうなということでお伺いしたところ、それはやってもらいたいと、需要はたくさんあると。しかし、それを担う人たちがいないんだよというような結論になったわけでございます。

3. 寄り添う行政

そこで次の質問になりますが、そういうような困ったバラ公園もそうですけれども、普通のご家庭でもですね、足腰が弱るとですね、草取りをやってもらいたいとか、そういうようなことが出てくるわけですが、そのときにですね、寄り添う行政としまして、町でもってですね、何かやってもらえればというふうに思うわけです。しかし、行政が何でもかんでも寄り添うわけにはいかないわけございまして、そこにボランティア活動が重要な役割を持って出てくるのではないかと思います。

坂城町のボランティア団体にはどのようなものがありますでしょうか。ボランティアにはですね、有償ボランティアなるものがございます。最近ではコミュニティビジネスという呼び方もあるようですが、行政の行き届かないところを、このような組織に担っていただいているところもあるとのこと。

国の地方創生加速化交付金に関し、県内市町村で最も申請が多かったのは1億5,700万円、最も少なかったのは坂城町の458万円との報道がありました。すぐに近隣公共団体からですね、坂城町は税収が豊かだから、いいですねというような話が舞い込んできます。そんなことがあるからということではありませんが、地方創生のためにいろいろなボランティア団体を創設し、これからそれらの団体をですね、地方創生交付金によって助成し、町の活性化を図れないかというようなことも考えるわけでありまして。交付金の性格、使い勝手ということもあるかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思っております。

福祉健康課長（大井君） イの坂城町のボランティア活動についてお答えをいたします。

ボランティア活動につきましては、今回見直しを行いました坂城町第5次長期総合計画後期基本計画の中でも、地域福祉活動の推進を図っていくため、地域福祉の担い手であるボランティアの発掘、育成、参加しやすい環境整備、指導者の養成、地域福祉情報の提供などに努め、ボランティア活動の促進を図っていくことを計画に掲げ、高齢者や障がい者を初め全ての住民の皆さんに優しい福祉のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

坂城町のボランティア団体に関する窓口といたしましては、町社会福祉協議会が担っており、各団体との連携や支援、ボランティアの育成事業等の取り組みを行っているところでございます。社協では昨年3月末現在で、34団体の活動を把握しており、内訳といたしますと、高齢者支援団体が7団体、障がい者支援団体が6団体、子育て支援団体が5団体、環境美化団体が10団体、その他地域活動支援団体が6団体というような状況であり、さまざまな場面で奉仕

活動に取り組んでおられます。また、町の事業につきましても、ミニデイや障がい者のコミュニケーション支援、保育園や子育て支援センターの読み聞かせや託児などの場面でボランティアの皆さんにお力添えをいただいております。

このほかにも、例えば区や分館の役員ですとか、消防団員や民生児童委員、安協やPTA、育成会の役員など大勢の住民の皆さんが、地域のさまざまな場面で活動をいただいております。これらの活動に当たってはボランティアということを余り強く意識せず、坂城町や自分の住む地域をよくするため、さまざまな活動にかかわっていただいております。こういった皆さんの活動の積み重ねが坂城町を形づくっていると感じておるところでもございます。

町といたしましては、引き続き社会福祉協議会と連携をとる中で、ボランティア団体の育成や支援を行い、町民の皆さんのボランティア意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） 坂城町のボランティア活動のうち、加速化交付金の部分でございます。平成27年度の繰越事業の地方創生加速化交付金につきましては、さまざまな補助要件がございます。まず国の各省庁で持つ補助事業につきましては、そちらを優先して加速化交付金は対象外となること、またハード事業が大半を占める場合も対象外となること、あるいは結婚・妊娠・出産など子育てに温かい社会づくりについても別の補助金の交付対象とすることとされております。

対象事業につきましては、自立性、事業推進主体の形成、人材確保育成など先駆的事业とされまして、特に市町村間連携、政策間連携、官民協働につきまして、二つ以上の要素を持つ事業について対象とされたところでございます。また、対象となる事業につきましても、人件費や旅費につきましては対象外とされまして、あわせまして個人あるいは企業に対する給付事業についても対象外とされたところでございます。加えて事業のスケジュールやKPI、いわゆる重要業績評価指数としての目標値の設定が必須というような条項にもなったところでございます。

この交付金につきましては、国が申し上げている先駆性に合ったメニューにのみ補助する制度となったところでございますので、申請額がそのような状況となったところでございます。なお、28年度におきましても、地方創生に関しましては深化型交付金という部分が話に出ておりますけれども、詳細はまだ示されていない状況であります。ただ、当然補助対象要件が生じてまいるものと考えられるところでございます。

5番（柳沢君） 今、坂城町のボランティア活動についてご答弁をいただきました。

加速化交付金は今回だけのことでありますが、地方創生交付金というようなもの、あるいはいろんな補助金に関しましてはですね、今後も出てくるものではないかということで、その際ですね、検討されるに当たって、私はいわゆるボランティアというもので無償のボランティアというんですかね、そういうものに余り頼っちゃうと、これから難しいんじゃないかという気

がします。

いわゆる行政のアウトソーシングということもですね、問題にされていまして、これからですね、スリムな行政というようなことが問題になってくると思うんですけども、そのときにですね、その行政がやらなければいけないものやってくれる組織がないとですね、幾らアウトソーシングといたってできないわけですね。先ほどの草取りではないですけども、草を取ってもらいたい人はたくさんいるけれども、草取りをする人たちがいないと、こういうような状況になりかねないわけです。

そういう部分で、やはりですね、今後も見越して、そういうような有償のボランティアが今の言葉で言いますと、コミュニティビジネス、こういうものを育てていく、これから育てていく、これが大事ではないかなと思います。有償ということになりますとですね、いろいろそういう資金面での手当てということも必要になってきますので、その点もですね、お考えいただくというふうな、これからの方向をですね、持って行っていただきたいと思います。本当はボランティアにつきましては、今、課長のほうからご説明もありましたように、現状においては非常にいい対応をされているということでございますので、今後の課題というところを見据えてですね、ご対応いただければと思います。以上で質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時28分）

3月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
財 政 係 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 農業振興についてほか | 小宮山定彦 議員 |
| (2) どの子ども幸せに暮らせる町へほか | 大森 茂彦 議員 |
| (3) 里山の整備と景観についてほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (4) 情報共有で安心のまちづくりをほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (5) これからの町づくりについて | 入日 時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に4番 小宮山定彦君の質問を許します。

4番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

農業、特に農地の問題を毎回取り上げてきました。今回で4回目になります。過去3回、農地の何を問題にし、拙い質問を繰り返してきたかざっと振り返り、今後につなげたいと思います。

本来、生産性の高い優良農地であるはずの農振農用地が、中山間地において有名無実と化しています。高い評価を得ている当町の生食用ブドウの全栽培面積をはるかに上回る面積が荒廃農地になっています。農業委員会で農地として再生困難と認められ、仕分けされたB分類の荒廃農地の中には現況山林となってしまったものがかなりあります。それらに対してはいつまでも形だけの優良農地として放っておかず、速やかに非農地決定をし、土地の非農業的利用、農地以外の利用を考えるのが理にかなっていると思います。

その結果、非農地がかなりの面積を占める実態が明らかになった場合、坂城町農業振興地域整備計画は全面的に改定、もしくは新たに策定しなければならないのではないかと申し上げてきました。何しろ、今ある最新の計画は、今から20年ほど前の平成10年につくられたものでありますから。幸い非農地判断をするという答弁を12月議会のときにいただきました。また、この4月から始まる坂城町第5次長期総合計画後期基本計画案を見ますと、農業振興地域

整備計画の見直しが明記されていました。今後、その実行を期待しながら注視していこうと思っております。

一方、再生可能とされるA分類の荒廃農地は何としても再生利用をし、農地として守らなければならないと思います。産業振興課からの働きかけもあり、おくれげながら地元南日名でも多面的機能支払交付金を活用した農振農用地の保全に取り組む機運が高まりつつあります。ただ、それは直接荒廃農地の解消につながるものではなく、新たな荒廃農地の発生防止が中心的な役割かと思えます。さらに一步進めて荒廃農地を生産性の高い本来の農振農用地の姿に戻す取り組みは、これからの課題であると思います。それなくしてB分類を含めてもよいと思うのですが、特にA分類の荒廃農地の再生なくしては、ワイナリー形成事業における圃場の確保もあり得ないと思われます。質問に入ります。

1. 農業振興について

農業振興といったとき、担い手と農地がまず問題になります。担い手についてからお聞きします。

イ. 新規就農者について

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2章基本目標①で新規就農者数の目標値が5カ年で25人とあります。また、認定農業者、認定新規就農者数については、現状値23経営体に対し、2019年度（平成31年度）の目標値は50経営体となっています。まず、新規就農者とはそもそもどのような農業者を指すのか。定年帰農者を含めた人数であれば不思議はないのですが、その方たちが入らないとすると、5カ年で25人増とは現実的ではない気がします。

現在、認定農業者だったり新規就農者だったりする人たちも、この数字を知ると一様に無理だと言ってびっくりしています。どういうことを根拠にこの人数、目標値を算定したのか。また、農地に関して仮に担い手の人数がそれだけ増えた場合、その人たちが農業を営む上での農地の確保は可能なのかお聞きします。

ロ. 農地中間管理機構について

農地の集積と集約化を目的として、機構が平成26年に創設されたと聞いています。今後の農業の維持・発展、営農を持続的に推進していくためには、この機構が十全に機能する必要があることは論をまたないところではありますが、坂城町ではどれほどこの機構が活用されているのか、また今後活用される見通しはどうかについてお聞きします。

ハ. 荒廃農地について

先ほども申し上げましたが、農地の確保といった観点から荒廃農地の解消、とりわけ荒廃の度合いの少ないA分類の荒廃農地の再生利用が肝要と思われます。12月議会のときには農地パトロールの集計ができていないということでしたが、今回速報値が出たと聞きました。それ

をお示しください。また、荒廃農地の増減とあわせ目立った傾向はあるかお聞きします。

第1のテーマの第1回目の質問は以上です。

産業振興課長（塚田君） 総合戦略における新規就農者の目標設定及びその内容についてお答えします。

新規就農者とは、国の制度上の用語としては、農業経営を開始してから5年未満の就農者のことを指しており、新規就農者の確保、育成については地域農業を維持発展していく上で必要不可欠となっております。そのため、農家師弟のみならず他産業からの就農促進を図るため、国の青年就農給付金や無利子融資制度などの支援策が整備されているところであります。

ご指摘の新規就農者25名確保につきましては、今年度から平成31年度までの5年間での数値目標としているものであります。今年度の新規就農者は2名であり、今後、年に5名ほどの新規就農者を目標といたしました。これは農家師弟はもとよりU・Iターンや定年帰農者など幅広い就農形態を想定して設定しているものであります。

今後、定年を迎える方々が次のライフスタイルとして農業を選択肢にさせていただくことや、地方創生を目指す中でU・Iターンによる定住人口となっただけのための職種としての就農など、多様な農業者が円滑に就農していただけるよう、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

そのため、新年度から新規就農者支援事業を新たに設けるとともに、県の就農里親制度における里親登録の推進や、長野市を中核とした連携中枢都市圏構想における新規就農者向けの研修制度への参画、JAによるアグリセミナー受講支援、県外を含む就農相談等を実施することで町内外からの就農を推進してまいりたいと存じます。

続いて、就農に当たっての農地の確保についてのご質問ですが、当町は農家の平均経営耕地面積が比較的小さい中で、優良農地の確保はなかなか厳しいのが実情であります。また、就農当初からの安定経営を図る上でも農地の確保は重要な問題であり、特に果樹栽培においては結果樹となるまでに複数年要することから、円滑な就農のためには農地流動化と関係機関による情報共有が重要であります。

また一方で、耕作放棄地の解消も必要とされていることから、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した農地の再生利用と中間管理機構を通じた農地の流動化を面的に実施する必要があると考えております。

続いて、ロの中間管理機構の当町での活用状況とその見通しについてお答えします。

農地中間管理事業は、平成26年度から全国一律に実施されている制度で、人・農地プランに位置づけられている農業の担い手に農地を集積・集約するための仕組みとして、農地の貸し手と借り手の仲介を農地中間管理機構が行うもので、貸し手側にとっても人・農地プランに位置づけられている担い手に農地を提供することで、経営転換協力金や耕作者集積協力金などが

受けられるメリットがあるものです。対象となる農地は原則として農振農用地であることや、該当する農地を担い手が引き受けることが担保されていることなど課題もありますが、農業経営の効率化を図り、農業経営体の体質強化、地域農業を再構築する上でもこの制度の活用が期待されております。

当町では、制度開始以来11名の借り手の申し出がある反面、貸し手がない状況が続いておりましたが、農業開発公社の活動を通じて農地の出し手が見つかった経過がございます。出し手と受け手の交渉を経て、最終的に中間管理機構の制度を使わずに、農業開発公社の仲介による売買となりましたが、これも事業の成果であると認識しております。また、この1月から2月にかけて農業委員さんを中心に、貸し出し農家集中掘り起こし活動を行い、2件42aの貸し出しの申し出がありました。今月配布されました広報3月号にも、農業委員会だよりにおいて貸し手の募集記事を掲載いたしました。常に事業についてお知らせをしてみたいと考えます。今後、町民の皆様への事業の浸透とともにスムーズな事業展開に努めていきたいと考えます。

続いて、ハの耕作放棄地の実態調査で実施いたしました農地パトロールの結果についてですが、本年度につきましては、11月5日から16日にかけて農業委員、産業振興課職員で全町を対象に実施いたしました。調査内容といたしましては、管内全ての農地を1筆ごとに目視で調査し、作付の状況、荒廃状況を確認した上で圃場の状態を地図上で色分けしております。

集計結果につきましてはあくまで速報値であります。耕作放棄地のうちA分類、いわゆる再生利用が可能な荒廃農地が、平成26年度39haから今回36haと3haの減少、B分類、いわゆる再生利用が困難な荒廃農地に関しては、平成26年度137haから今回142haと5ha増加しております。A分類が減りB分類が増えるという傾向は、調査を始めて以来続いている傾向であります。

A分類にあるということは農地として復活するか、あるいは打ち捨てられて山野化するかの境界線にあるということでもあります。A分類とされた土地を何としても農地側に引き戻す、そういう努力が必要であると痛感しているところであります。また、利用状況調査を踏まえてA分類とされた全農地の所有者を対象に、担当農業委員に遊休農地活用のための所有者の意向調査を行っていただいておりますが、調査に当たり各農家を回り、聞き取りを行う際の働きかけがA分類の減少という成果を出している一面もあろうかと考えます。

4番（小宮山君） 2回目の質問をいたします。まず、新規就農者数の人数ですが、過去6年間の新規就農者数が平成22年から平成27年まで2人、ゼロ人、3人、2人、2人と後期計画にありました。今後5カ年で25人は可能なのか。少し無理な数字ではないかと思うんですが、また具体的な方策をお聞きしたいところなんですが、今のご答弁であとは実行あるのみなんだろうなと思いましたので、これは質問いたしません。

それから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金をもとに荒廃農地の再生利用というのは、その道筋しかないのではないかと私も思っております。ただ、町独自の予算も上乗せして本格的な取り組みが必要だと思われまます。そうでないと荒廃農地の解消というのは遅々として進まないのではないかとと思われまます。

その証拠に農地パトロールの速報値の結果、A分類が減ってB分類が増えているということからもわかると思われまます。どういうことかといわれまますと、A分類が減ってというのは、A分類が再生利用をされて耕作がまた再開したということであれば、その部分はプラスになるんですが、A分類からB分類に移ってしまっているものがあり、さらに荒廃の程度が進んじやってしまっている。それから新たな発生の方があって、そっちのほうが程度は悪くなっているという傾向があるのではないかとと思われまます。B分類の荒廃農地は増えておりまますから。

町独自の予算を上乗せしてということは、そんなに簡単にいくとは思われまますませんが、私は青木村に話を聞きに行ったところ、10町歩ほど荒廃農地を今再生しつつあるということでした。それは地域と町が一体、協力しながらその荒廃農地の再生を実際に進めているということでした。坂城町もぜひともそういうような取り組みがなされればいいという印象を持ちまました。

第1のテーマのこの農業振興については今回は以上で、第2のテーマのワイナリー形成事業のほうに移らせていただきます。

第1のテーマ農業振興とも関連しまますが、ワイナリー形成事業について12月に続き再度取り上げまます。周知のとおり、山村町政において三つの重点のプロジェクトの一つであり、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも事業スケジュールや重要行政評価指標が示されまました。順次質問しまます。

イ. 巨峰のロゼワインについて

4年前、初めて販売されたとき、一ワイン愛好家として地元産の初めてのワインということの物珍しさもあって即座に買いまました。それ以後も毎年買って飲んでいまます。年ごと初めて手にしたとき、二つの疑問がその都度思い浮かびまました。一つは容量の問題です。最初500mlで途中から720mlに変わったようですが、何でそのグローバルスタンダードの750mlではないんだらう。

二つ目はビンテージ、製造年の表示がなぜないんだらうということですが。ビンテージのないワインは原料が外国産で加工、瓶詰めが日本という、いわば擬似国産ワインでは普通ですが、堂々とビンテージを表示していいのに、しないのが解せまませんでした。今のところ法律的に表示義務があるわけではないことは知っていまますますが、表示できて、しない例は恐らくないのではないでしやうか。

昨年2015年産には裏のラベルにゴム印で小さく2015と押されるようになりまました

が、購入する人の利便性からも表のラベル、エチケットに明記したほうがよいと思うのですが、どうでしょうか。ちなみに、玉村豊男氏は「千曲川ワインバレー」で「年号が記載されていないようなワインは飲まないほうがいいでしょう」と書いています。このビンテージのことについて質問1点です。以下、巨峰ワインについて質問を列挙します。

第2に2014年産の在庫はどのくらいあるか。加工を検討しているという話も聞いたのですが、そういうことはあるのでしょうか。

3点目、2014年産と2015年産の巨峰ロゼワインの保管状況はどうなっているか。最後に、委託醸造による製造、販売、巨峰ワインの販売はいつまで続ける予定か。以上4点についてお答え願います。

ロ. 試験醸造のワインについて

試験圃場のブドウで作られたヨーロッパ系品種のワインが、サントリーインターナショナルから先ごろ届けられたと聞きました。昨年12月には白のリースリングとソーヴィニオン・ブランの第1品種ワイン、赤はメルロー2種類とカベルネ・ソーヴィニオンが試飲されたそうです。また2月26日付の信濃毎日新聞の記事によって、赤はカベルネ・ソーヴィニオン、白はリースリングとソーヴィニオン・ブランのブレンドしたもの2種類のワインが50人ほどで試飲されたと知りました。私はまだ口にしておりませんが、醸造元の専門的評価、試飲会での評判をお聞かせください。

また、赤・白合わせて約300本がサントリーインターナショナルから町に渡されると聞いています。百聞は一見にしかず、私も飲みたいです。試飲希望の町民は数多くいます。希望する町民対象の試飲会を開催し、広く感想を求めたらよいと思うのですが、その予定はあるのかお聞きします。

ハ. ワイナリー創業について

ずばりワイナリー建設、操業開始はいつごろになるか。昨年の実施計画では操業開始は29年度となっていました。それはさておき今年の総合戦略では、ワイナリー創業支援出資のスケジュールが、平成29年から平成32年度以降と曖昧です。ただ、重要業績評価指標のKPIのワイナリー創業数の項目において、目標値が平成31年度1件とありますから、2019年（平成31年）、今から3年後と了解してよろしいでしょうか。

また、圃場の拡大は喫緊の課題だと思うのですが、中山間地の荒廃農地に圃場を造成することについては、どのようにお考えでしょうか。圃場の確保とともに苗木が必要になってくると思いますが、全国的に苗木不足が言われています。苗木の手配は特別なルートか何かがあって、入手のめどはついているのでしょうか、お尋ねします。

最後にもう1点だけ。重要業績評価指標で試験圃場で収穫したブドウによるワインの販売本数が平成31年度の目標値2,800本となっています。この数値目標の算定根拠並びに算定

方法についてご説明願いたいと思います。以上です。

町長（山村君） ワイナリー形成事業についてご質問がありました。イからハにつきまして順次お答え申し上げます。

坂城町の農業環境は、特産である巨峰あるいはシャインマスカットなどのブドウが果樹栽培の基幹を占める中、高齢化や担い手不足などの影響で、荒廃農地や耕作放棄地が増加している現状がございます。ワイナリー形成事業につきましては、これからの産業を考えたときの次のステップとして、ワイン産業の創出による6次産業化へと他産業への波及などを目的に平成23年度より関係団体の皆様などと検討を開始いたしました。

24年度にはワイン用ブドウの品種適性を実証するため、四ツ屋地籍に2カ所55aの試験圃場を設け、農業支援センターとともに公募により選考した担い手2人などで連携し、ワインブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。実証試験2年目の教訓により、ハクビシンなどの小動物に対応したネットタイプの電気柵や防鳥ネットなどの鳥獣被害対策を実施いたしまして、3年目で一定量の収穫を迎えることができました。当初より栽培指導や助言をいただいていたサントリーワインインターナショナルに試験醸造を委託したところでございます。

ご質問で、イとしまして巨峰ワインについてご質問がございました。平成24年、2012年からワイン普及啓発のためといいますか、ワイン用ブドウを植えましたけれども、3年程度はワインができませんので、せっかくですから巨峰を使ったワインができないかということで、坂城産の巨峰を使って、坂城町振興公社により販売を開始し、毎年好評をいただいているわけであります。

先ほど議員のほうから500mlを初めにやって、何で750を初めからやらなかったんだとおっしゃいました。それは間違いで初めから750mlを売っております。2年目から500mlをやったというところであります。それは間違いであります。

それからエチケッデザイン、ラベルですね。につきまして、2014年産と2015年産とともに同一のデザインを採用いたしましたが、ご案内のように、ワインというのは毎年のブドウの味により、それからつくり方にもよりますけれども、味が違ってくることがありまして、2015年産の巨峰のロゼにつきましては、2014年とやっぱり味がちょっと違いまして、かなり締まった味といいますか、すっきりとした味になりました。私もビンテージ管理をしなきゃいけないなというところでありましたので、ゴム印でありますけれども、2015年から年号の表記をしたというところであります。

今後につきましては、発売以来安定した評価をいただいておりますので、またより一層のブランド力アップを考える中で、エチケッデザインのマイナーチェンジを含めて、あらかじめビンテージを入れるということで考えております。

それから、在庫本数についてのお話でありますけれども、これは株式会社坂城町振興公社が

やっておりますので、一株式会社の在庫を示せというのはいかなものかと思いますが、私が高橋社長をしておりますので申し上げます。2014年度の在庫本数につきましては、ロゼが300本、ロゼのハーブボトルが200本でございます。2015年産とは先ほど申し上げましたが、ちょっと味わいが違いがあるということから、かえってこっちのほうが良いという方もいらっしゃると思います。当然これからも希望者の方に販売していく予定であります。

また、在庫の保管につきましては、現在坂城町振興公社の倉庫と新幹線の五里ヶ峰横坑作業用トンネルを利活用するということで、在庫管理をしているところでございます。また、このロゼを含めた巨峰ワインシリーズにつきましては、当面は委託醸造を続けていくというところであります。

次に、(ロ)試験醸造のワインについてでございますが、委託をお願いしているサントリーワインインターナショナルからは、ブドウ及びワインの分析と品質評価の結果をいただきました。でき上がったワインにつきましても、3年目の初年りのブドウでここまでの味が出せる、成木になったときに大いに期待ができる。ほかの産地と比較して全く遜色のないレベルで潜在能力もあるという高い評価をいただいております。

サントリーワインインターナショナルにつきましては、以前にも申し上げましたが、世界的に見ても高品質なワインづくりに取り組んでおられます。特に産地にはこだわり、国産ブドウを使用したジャパンプレミアム産地シリーズ、これは日本ワインということですね、には大変力を入れており、輸入ワインとは違った価値観で提供しております。また、世界各国の名門ワイナリーの経営に携わるなどグローバルなワインビジネスを展開しておられます。

先ほどお話がありました、2月25日にはそれまでワインを振興でいろいろご相談していただいた方、関係者を集めまして懇談会を開催するとともに、今回試験醸造した試作品第1号のワインの試飲会を開催いたしました。サントリーワインインターナショナルからの分析結果、これはワインのそのものもそうですし、土壌の分析結果もしていただきました。これと品質評価、品種ごとの解説をいただきながら、皆さんに試作品第1号のワインを味わっていただきました。

参加された方からは、白ワインは酸味が強いというイメージがあったけれども、この白ワイン、先ほどお話があったリースリングとソーヴィニオン・ブランのブレンド、3対7のブレンドですけれども、このワインは酸味の中にも甘い香りも広がりバランスが良いですねというお話ですとか、赤ワインは若いながらもタンニングが強く効いて渋みがある。酸味も少々あり、カベルネらしい味がすると、たくさんの感想やご意見をいただきました。

このように試験醸造を委託したサントリーワインインターナショナルからは高い評価をいただき、坂城出身のシニアソムリエも含めまして、今回参加された関係者の皆さんからは率直な感想とともに高い評価を頂戴いたしまして、今後の商品開発も含めたワイナリー形成事業を

行っていく上で励みにもなり期待も一層高まるところでございます。

また、今回試験醸造をしましたワインにつきましては種類、数にも限りがございます、今回は販売を行いませんけれども、今後の販売を視野に入れる中で千曲川ワインバレー特区で予定する関連イベントや振興公社と町が連携して行うPR活動の一環としてのイベントなどを行い、多くの皆さんに試飲していただく機会を設けたいと思っております。また、近々では本議会の最終日、議員の皆さんとの反省会ときには大いに飲んでいただきたいということで準備をしております。

次に、ハ、ワイナリー創業についてでございますが、町が直接かかわることによるワイナリー建設という選択肢ではなくて、さまざまな方法があると考えております。当面は委託醸造による販売を行っていくことになると考えますが、並行して栽培、醸造、レストランも含めた販売など、一体としたワイナリーの法人化が考えられます。先日の試飲会の席でもご紹介させていただきました。長野市でレストランなど3店舗を経営し、昨年からは醸造の勉強も進めておられるという坂城町出身のシニアソムリエがおられますが、3年後には坂城で担い手の方とともにワイナリー創業を計画しておられるというお話もありました。ワイナリー形成事業の中心的存在になると思っておりますし、参加していただいた皆さんはもとより、町を挙げて応援していくとともに、今後、町といたしましても支援策を検討してまいりたいと考えております。

これらの手法の一つとして、何らかの組織を立ち上げるといった場合には、法人化といった選択肢もございますし、また個人でワイナリーを計画される方も今後あらわれることも考えられますので、現段階では明確にお答えするのは難しいわけではありますが、産業振興策の展開により、2019年の創業を目標として、私どもは一緒に頑張るというところでもあります。

なお、ワイン用ブドウの栽培面積につきましては、今後栽培を希望される生産者の動向にもよりますので一概に申し上げることは難しいと思っておりますが、中山間地の荒廃農地あるいは耕作放棄地への圃場造成につきましては、現在栽培管理しております試験圃場とは標高が異なる場所での栽培が行われること、ある程度大きな規模での面的整備ができることや耕作放棄地の解消などの効果が期待でき有効ではないかと考えておるところでございます。

ワインブームがまた近年再燃していると言われていた中で、日本中でワインブドウの栽培が行われ、全国的に苗木不足の状況にあることにつきましては承知しているところでございます。町が行っているワイン産地化補助金につきましては、苗木は生産者の方が手配して、その購入費用に対して2分の1の補助金を交付するという制度となっておりますので、町がブドウの苗木を確保したり手配するということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、さかきワイナリー形成推進事業として重点プロジェクトの位置づけをしておりますが、その中の重要業績評価指標の項目の一つとしてワインの販売本数を2019年の目標値として設定しております。目標の捉え方として、

ワイン用ブドウの収穫量につきましては、その年々の天候に非常に左右されるものであります。2019年の平均的な収穫量を求めた上で、品種の選定の際に減少が想定する部分と品質や収穫量のバランスを検討する中で、栽培方法の選択による摘房作業での減少分も考慮した上で算定しております。

先ほどお話ししましたサントリーワインインターナショナルの方によりますと、大体60aで大体4tの収穫が見込められると言っております。これは最大値かもしれません。したがって、私どもの試験圃場は55aでございますので、この中でやるとしますと、単純計算すれば3,600kgです。1kg1本と言いたいところなのですが、3,600本というのは無理にして、8掛けとしまして2,800本ということで、非常に控え目な本数で書いております。ですから、これは決して2019年にならなければならないということではなくて、今の試験圃場の中で、今年非常に結果的にいいブドウができて、たくさんできれば、かなり近い本数になってしまうのではないかなというふうにも思っております。以上であります。

4番（小宮山君） 申しわけありません、巨峰ワインの保管は今現在どこに置かれているのでしょうか。先ほどちょっと聞き漏らしたもので申しわけありません。

企画政策課長（柳澤君） 巨峰ワインの保管場所という部分でございます。これにつきましては、現在坂城町の振興公社の倉庫と新幹線の五里ヶ峰横坑作業用トンネルを活用しているところでございます。トンネルの中におきましては、湿度というような部分が若干高い状況であったことから、その対策をどのようにしようかということで検討してきたところでございます。そういったところを検討する中で、やや手間取ってしまったところでございますが、現在のところにつきましては振興公社の倉庫と、それから横坑のトンネルの中で保管をしているところでございます。

4番（小宮山君） 今、横坑に既に置いてあるということでしょうか。なぜかと言いますと、1月の段階では2015は振興公社の倉庫、湯さん館ですね。2014が湯さん館、2015はB. Iプラザの倉庫というふうに聞いておりますが、その後変わったんでしょうか。ご質問します。

企画政策課長（柳澤君） 先ほども申しましたが、現在のところにつきましては振興公社の倉庫、それから五里ヶ峰トンネルの横坑の中で保管をしております。湿度の対策をどのようにするかというところで、そのまま入れますと、段ボールで納品がされておりますので、そういった部分をどのように対応するかというところで時間がかかってしまいましたが、現在のところは対応を施しまして、新幹線の五里ヶ峰トンネルの倉庫に保管をしておるところでございます。B. I倉庫にはございません。

4番（小宮山君） わかりました。今は横坑の中にあるということ。なぜこんなことを言いますかと言いますと、私は2015はB. Iプラザへ保管されているというふうに聞いておりま

したもので、今年は暖冬だからいいのかなと思っていました。暖冬だからいいのかなと思っていたんですが、1月の途中からは氷点下10度になる日もあるぐらいで、ワインの品質劣化ということがないんだろうかなということをご心配したわけです。水に比べて零度で凍るといふことではないというふうに聞いていますが、マイナス4度になると危ないんじゃないかということがありまして、大丈夫なんだろうかなというふうに思っていたもので質問しました。

それと、夏に30度を超えるところに置いた場合に、やっぱり劣化が心配されているということをよく聞きます。そういうようなことで今度は大丈夫だというお答えがありましたので、このことについては以上です。

次になるんですが、一応ワイナリーというのが、それが第三セクターであれ、民間の個人の創業支援という形であれ、一応3年後、2019年ということでご了解しました。そうしたときに問題となるのは、その時点で醸造できるワインは今の試験圃場の55aだけではないでしょうかということ。なぜかと言いますと、圃場の拡大は今からやったとしても、今からやれば間に合いますね、圃場の拡大というのは。ただ、苗木が幾つかのところにも私も聞いたんですが、来年は100%無理、苗木は手に入らない。それから再来年も今契約というか予約しても、例えば千本注文されても100本渡せるかどうか、それも確約はできない。その苗木業者の方に聞いても、あるいはほかのワイナリーの方に聞いても、苗木はとにかく不足していると。

そうすると、仮に来年は無理、再来年もちょっと無理っぽい、その次になりますとワイナリーの建設予定のときには、まだ55a以外のブドウは手に入らないということになると思います。手に入るのが平成31年、3年後ですから。そこから植えてまた収穫できるようになるのが、また3年ということになると、随分とずれ込むのではないかと思います。ただ、余りほかでは例がないようですが、ワイナリーを最初につくって、55aのブドウだけでもよろしいんですが、それをつくって、それと同時にさらに圃場を拡大し、原料となるブドウを増やしていくという、そういうことでありましょうか。民間の個人の云々というのも勝手だっていえば勝手なんですけれども、それに対して支援するというごこともありましたもので、その辺の見通しについて伺いたします。

町長（山村君） ご心配のご趣旨がよくわからないんですけれども、もしかすると特区で2千kですね、2千kができないとワインがつかれないから、ブドウがないとだめだよ、そういうことをおっしゃっているのだとしたら、それは大きな誤解でありまして、そのために私どもは千曲川ワインバレー協議会をつくって、8市町村で広域の特区を取りました。したがって、坂城で植えたブドウがなくても、東御市、上田、千曲市からのブドウを調達すればワインはつくることができます。だけれども我々の55aでも先ほど申し上げたように特区の最小生産量である2千kですね、これは十分可能なわけです。ですから、ご心配の趣旨はわかります。ご心配していただいてありがたいんですが、ワイナリーもできます。大丈夫です。ワイナリーはでき

ます。

4番（小宮山君） 8市町村の広域特区のことは聞いています。ただ、ブドウのやりとりをほかの市町村で余ったものを調達してもらうというようなことを、確かに理屈の上では十分可能なんですが、今回いろんなこの8市町村全てにお聞きしたんですが、あとワイナリーにもお聞きしたんですが、とてもじゃないけれども、ほかに回すブドウが今でも足りなくて困っている。原料のブドウです。ブドウが足りなくて困っている。足りなくて困っているのに、融通してもらったとしても、そんなに多くは融通してもらえないと常識的には考えるんですが、そのことは僕の感想です。

ワイナリーはできるということは、ちょっとはつきり申し上げます。55aの圃場からのワインでワイナリーをつくるというのは、恐らく前代未聞だと思います。ほかの市町村で、あるいは私は全国的にも聞いたことがありません。それは初めて坂城町でそういう進め方をすると、そういうことでしょうか、質問します。

町長（山村君） 先ほど8市町村の全てにお聞きになったとおっしゃっていますが、千曲市でワインブドウを今植えようと、耕作放棄地でやろうと。千曲市も市長を含め皆さんはワイナリーをつくる計画はないんです。ブドウを提供だけしようと言っています。ですから、ほかに回すブドウがないなんていうことはありません。

それから、ワイナリーのつくり方はいろいろあります。非常に小さな小規模でつくるということはできます。55aでつくった例を聞かないとおっしゃるけど、そんなことはありません。世界中を見てください。ヨーロッパのほうだって中小のワイナリーはいっぱいあります。ただし、それは非常に不安なわけですね、ブドウができないと。できない年があるとつくれなくなっちゃう。そういうことで今回の8市町村の千曲川ワインバレー構想で協議会ができたのもその理由なんです。ですから、安全性を担保するということであります。

ですから、私は今回、坂城の土地でつくったワインの試飲をしていただいてですね、本当に素晴らしい味になりました。ですから、自信を持ってつくっていただければと思いますので、余り悲観的なことをおっしゃらないで、前向きに頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

4番（小宮山君） 私は悲観的な観測をしてしまうんですが、そんな心配は要らないという町長の今のお話、クエスチョンマークをつけながらも期待しております。

最後にですが、2, 800本の数値目標について、これ先ほどもありましたけど、栽培に関しては全くの素人なので、県のワイン生産アカデミーの資料をもとに質問します。1haに何本の木を植えるかといった問題は、栽培者の事情を考えて決まった本数はないようです。であるなら、何aあるいは何haから何本のワインができるかは言ってみても仕方がないと思います。先ほどワインが何本できるか、あるいは収穫量がどのくらいか。サントリーインターナ

シヨナルでは60aで4tということでしたが、ただ1haに何本の木が植えられているか、それが問題だと思います。何本の木からどのくらいの収量を得て、何本のワインをつくるかということの問題にしないと、例えば同じ60aでも坂城町は930本植えられていると聞いています。これは500本のところもありますし、あるいはもっと多くて1,500本とかというのものもあるかもしれません。それだもので、ブドウの木が何本から何本のワインをつくるかということの問題にしたときに、昨年初めて3年目で収穫したものは、赤はブドウの木290本から290kg収穫したということです。白はブドウの木360本から400kg、赤、白合わせるとブドウの木650本から、ほかのやつは280本はまだ2年目で収穫していないと聞いています。だもんで、650本から690kg収穫されたことになります。

ワイン生産アカデミーの標準モデルのシミュレーションを見ますと、それをもとにして計算しますと、650本からは162.5kg、8掛けしてワインの本数に直しますと、坂城の場合は552本できる計算になりますが、また実際にそれに近い本数ができたと聞いていますが、130本、坂城の552本に対して130本となります。標準モデルと比べるとかなり多目のワインをつくったことになると思います。ならせ過ぎではないかとか、木が弱ってしまうのではないかと心配する人もいますが、それは素人の私には判断できません。

ただ、そういうことではなくて平成31年度、今から3年後、植えてから7年目になりますが、その収穫量は3年目の収穫量の10倍になるのが普通だそうです。そうすると、昨年690kg収穫したとなると、7年目の平成31年には6,900kgになります。ワインの本数に換算すると5,520本です。加えてシャルドネ、ピノ・ブランが6年目になるので収穫できるはずで、その部分を足すと6千本を超えるのではないのでしょうか。6千本ということになると、もう特区である必要もなくなるから、原料のワインブドウの調達というのは広域特区以外のところからも調達できる。そうなれば、ワイナリーとしてやっていけるのかなというふうに思います。だもんで、去年並みに収穫したら6千本を超えるのなんだから、その2,800本という目標値がちょっと余りにも違うんじゃないかというふうに思います。

逆にワイン生産アカデミーの標準モデルからすると、坂城のワインの木の本来の本数に応じて換算しますと、1,350本ぐらいが標準じゃないかというふうに換算できました。ちょっといろいろごちゃごちゃしているのは省きますが、それと2,800本というのは結構な強気の目標値だなというふうに思います。ちょっと時間がなくて申しわけないんですが、おっしゃられることがもしありましたら、今の私のことに関して。

議長（塚田君） 小宮山議員、今のは目標値ということは、あくまで先ほど答弁がありましたけれども、それに対して多いか少ないかと、それはそれぞれの考え方、その計算のあり方があるだろうと思うんです。その何を答弁で求めるんですか。

4番（小宮山君） ですから、2,800本というのは、去年の坂城の収量を基準に考えると

もっととれるはずだということです。6千本はとれるんじゃないかということを知りたいです。

それと、逆に標準的なモデルからすると1,400本が普通で、そうすると2,800本というのは取り過ぎじゃないかと。だから2,800本というのは、余りにもそれに近かったらいいんですけども、余りにもちょっとどういうことからその数字が出たかなと思いました。

議長（塚田君） 小宮山議員の感想、試算で。

4番（小宮山君） そうです。時間がないですね、済みません。

議長（塚田君） それでその質問は。

4番（小宮山君） 次回以降に回します。以上です。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから通告に従い一般質問を行います。

1. どの子ども幸せに暮らせる町に

イ. アベノミクスの功罪は

アベノミクスの成長戦略は、産業の国際競争力の強化のため国家戦略特区を初めとする大胆な規制緩和で、輸出型大企業と一部富裕層への富の集中、そして消費税の8%への増税、社会保障の削減、非正規雇用の増大でブラック企業の出現など、格差と貧困の拡大をもたらしております。

先日新聞の記事に載りました各自治体の来年度の予算案が棒グラフで掲載されております。それを見てみますと、坂城町は他の自治体と大きな違いが見えてきます。町内でも一部企業においてはアベノミクスの効果が出ているのかというような感想も持つところでもあります。

また一方で、これも新聞の記事でありましたが、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯の割合が13.8%となり、1992年から20年間で倍増したという調査結果の報道がありました。特に沖縄県が37.5%と子育て世代の4割弱を占めております。長野県は11.1%と分析されております。分析した教授によりますと、全国で子供の貧困が深刻化していると警鐘を鳴らしております。

調査では、生活保護費の基準となる最低生活費以下で暮らす子育て世帯を貧困状態と定義しております。18歳未満の子供がいる約1,300万世帯のうち、貧困状態にある世帯は92年は5.4%、約70万世帯だったのが、2012年には約1,050万世帯のうち13.8%、約146万世帯となっております。今、町民の暮らしはどうなっているのでしょうか。町民の暮らしを支える施策が必要だと考えます。これから順次質問をしてまいります。

アベノミクスの影響で国民の総体的貧困化が加速しております。過去5年間の町民所得の推移について、どのようになっているかご答弁を願います。

次に、生活保護受給者の過去5年間の推移は、どのようになっているのでしょうか。就学援助費の受給者状況の過去5年間の推移について答弁を求めます。準要保護児童生徒の人数と割合について、どのようになっているのかご答弁を求めます。

次に、奨学金の制度の点であります。私は6月議会での奨学金問題の質問の際、出願の時期が原則として毎年4月15日までとすると、こういう原則が入っておりますけれども、この4月15日という日にちが入ることにより、町民の中にはもう受け付けはしてもらえないんじゃないか、このように勘違いをされます。そして、町長の答弁では、いつ何時生活困窮になるかもしれない、検討するというようなご答弁をいただきました。この間、条例改正で期日の削減がされるというふうに思っておりましたら、新しい年度直前となっております。これについてどのように運用されるのかご答弁を求めます。

ロ. 「子育て支援日本一をめざす町」を

今議会で子育て支援が大きく前進するものと思われま。一つは、南条保育園では既に始まっていたゼロ歳児保育が今度は村上保育園で実施することになります。二つ目には、兄弟が同時入園でなくても第3子以降の子供に対し保育料が無料になることです。三つ目には、子供の医療費の無料化が入院・通院とも18歳誕生日の年度まで拡大されます。四つ目は、県が窓口無料化の実施をしていない、このことを何とか医者に気楽にかかれるように、こういう人々のためのサポートとして坂城福祉医療費サポート資金貸付制度、これが新設されます。この制度について、どのような運用になるのかご答弁を求めます。

次に、「子育て日本一をめざす町」宣言はできないかについてであります。12月議会でも提案しましたが、町長は大変おこがましいことだ、できる範囲内で総合的に実施していく、このような答弁をいただきました。自治体によってはそれぞれ同じ子育て支援でも施策は違います。福祉医療費貸付制度は大変思い切った制度だと思います。県下の議員仲間からも、どんな制度か教えてほしいとの問い合わせが何件もありました。ぜひ「子育て支援日本一をめざす町」この宣言を提案しますが、いかがでしょうか。これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） どの子も幸せに暮らせる町へということで、イトロの質問をいただきました。私からはロ. 「子育て支援日本一をめざす町」ということでお答え申し上げます。

今お話がありましたように、せんだっての議会でもお話がありました。そのときはまだまだおこがましいという話であると申し上げました。また、このテーマについては大森議員も長年手がけてこられたテーマだと思いますので、内容ですね。そういう評価をしていただくことは、私も大変うれしいと思いますけれども、私の考えも含めてちょっとご説明させていただきます。

平成28年度の当初予算編成では、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画及び坂城町人口

ビジョン、坂城町町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策展開を行う最初の年度となりますが、特に子育て支援につきましては、さらなる充実を図るため積極的な予算編成を行い、今回予算案を上程させていただきました。

まず、坂城福祉医療費サポート資金貸付制度につきましては、子供、障がい者、母子・父子の福祉医療費を受給されておられるおよそ3,300名の方で貸し付けを希望される方に対して9千円の医療費を受診前に貸し付けることにより、医療機関での窓口支払いの負担を軽減する制度を新たに創設するため予算を計上いたしました。この貸付制度につきましては、今議会の私の招集挨拶や新聞記事をご覧になった方から早速担当課に問い合わせも来ております。この貸付制度により、安心して医療機関で受診できる環境を整え、病気の重症化を防ぐとともに家計への負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

このほかにも、より安心して子育てしていただける環境づくりを行うため、福祉医療費の対象を現在の中학생から18歳に到達した年度末まで拡大するほか、町内3保育園に通う第3子以降の保育料の無料化や坂城幼稚園に通うお子さんについても実質的に同様の対応となるよう、新たに補助制度を設けるための予算計上もさせていただきました。また、ゼロ歳児保育につきましても、現行の南条保育園に加え新たに村上保育園でも開設し、保護者の皆さんの利便性の向上を図るほか、障がいのある方を含む全ての子供たちに対して、これまで以上にきめ細かな支援体制を充実させるため、子育て支援センターに配置しております家庭児童相談員や臨床心理士の勤務時間の増加を図り、一人一人に寄り添った対応を行ってまいりたいと考えております。

子育て支援の充実につきましては、平成23年の町長就任以来積極的に取り組んでまいりました。ご質問の「子育て支援日本一をめざす町」宣言についてでありますけれども、先ほどの話にもありますけれども、全国的にはまだまだ先進的でさまざまな子育て支援に対しての取り組みを行っている自治体もございます。また、子育ての一つ一つの事業だけではなく、例えば産業政策もそうですし、住宅政策もそうですし、教育の問題、やっぱり総合的な対策をとって初めて「子育て支援日本一をめざす町」と宣言できるのではないかというふうに思っております。

また、本件につきましては、まだ予算を提出したばかりでありまして、お認めをまだいただいておりますので、ちょっと今の段階で宣言はまだしないというところでもありますので、ぜひとも今予算をですね、全会一致でお認めいただければ、そういう方向で検討してもいいなというふうに考えております。

今後も引き続き住民の皆さんの声をお聞きしながら、坂城町において子育てがしたい、子育てがしやすいと思っただけのような環境づくり、まちづくりを進めていきたいと考えております。

総務課長（田中君） どの子ども幸せに暮らせる町へのイ、アベノミクスの功罪はの過去5年間の町民所得の推移についてお答えをいたします。

ご質問の年間の町民所得の推移につきましては、過去5カ年度の個人町民税の課税データをもとに個人町民税の算定の基礎となった、それぞれの年度の前年1年間の所得について申し上げます。

それでは、過去5カ年度の個人町民税の算定の基礎となった所得金額を年度別に申し上げます。平成23年度課税分の所得は約181億7千万円、平成24年度は約184億6千万円、平成25年度につきましては24年度と同額の約184億6千万円、平成26年度は約183億4千万円、平成27年度につきましては約189億7千万円となっております。

福祉健康課長（大井君） 生活保護受給者の推移についてお答えをいたします。

坂城町の生活保護受給者の状況であります。生活保護につきまして、国が生活に困っている人の最低限度の生活を保障をし、ご自分の力で生活していけるようになるまで助成をする制度であります。世帯ごとに、国で決めた基準額から算定した最低生活費と収入を比較し、収入が最低生活費よりも少ない場合、その不足する額を支給される制度でございます。

坂城町のこの5年間の状況につきましては、27世帯から30世帯の間で推移をして、本年1月末時点で27世帯31名の方が受給されておられます。受給世帯の多くは高齢者世帯であり、現在の受給世帯の中に17歳以下の子供がおいでになる世帯というものはございません。生活保護受給世帯に対しまして長野保健福祉事務所と連携しながら、対象世帯の状況の把握や相談に対応し、引き続きサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

教育文化課長（宮下君） 初めに就学援助費の受給者状況についてお答えいたします。

町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として就学援助制度を実施しております。支給内容は学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費となっております。

認定基準は、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づき生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している者で、主なものとしては生活保護法に基づく保護の停止及び廃止のあった者、町民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けている者、その他学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者などが認定基準となっております。

坂城町における就学援助（準要保護）の受給者状況でございますが、人数と受給率について平成27年度までの5カ年について申し上げますと、まずは平成27年度実績見込みですが、小・中学校児童生徒数1,230名のうち105名に支給しておりますので、受給率は8.54%となっております。26年度実績では、小・中学校児童生徒数1,250名に対し

118名に支給、支給率は9.44%となっております。25年度小・中学校児童生徒数1,234名に対し98名に支給、支給率は7.94%。24年度1,248名に対し108名に支給、支給率は8.65%。23年度においては1,275名に対し108名に支給、支給率は8.47%となっております。この5年間においては支給率、割合であります。7.94%から9.44%の1.5ポイントの間で推移している状況であります。

続きまして、奨学金制度の運用についてお答えいたします。

町では義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を給付することを目的とし、その事業運営のために奨学金基金を設置し奨学金制度を実施しております。奨学金の給与については、坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例及び坂城町奨学基金給与規則の規定に基づき給与をしております。

出願手続きといたしましては、卒業した学校長または在学する学校長等の推薦を受け、願書に推薦調書を添えて提出いただくことになっております。奨学金の給与期間は、それぞれ該当する学校等の正規の修行期間としており、途中で状況等に移動があった場合は届け出をいただくことになっております。

なお、奨学金制度の申請期日についてですが、給与規則第2条第2項において出願の時期は原則として毎年4月15日までとするとし、運用をしているところであります。

6月議会におきまして、大森議員さんからのご質問をいただきました年度途中での出願につきましては、定例教育委員会において審議を行い、今後申し出があった場合、何らかの事由により経済的困窮が生ずるなど、生活環境の著しい変化が生じた場合の出願の取り扱いにつきましては、その事由について慎重に審査をさせていただき、平成28年度から取り扱っていく方向で議決をいただいたところでございます。

12番（大森君） ただいまそれぞれ町民の生活の実態についてご答弁いただきました。

まず最初に、町民の所得の推移でございますけれども、ざっと見ても増えているなということで、所得の増加ということは見受けられます。でも、これ本当は例えば100万円単位での所得層を広げて、そこに何人が入っているのかということ、実際にはこれを分析しないとわからない。たとえ町に入ってくるのは100万円とすれば、2人いたときに1人は75万円、1人は25万円と。所得は100万ということになってですね、全く中で隠れてしまうわけです。平均すれば50万ということになっていきますので、これは公表するというにはならないと思うんですけれども、やはり町として、町民の所得は一体どう変遷しているか。これは例えば100万ごとの所得できちっと毎年町民が全て提示するわけですから、そういうものも一応分析すべき資料として、これは整理して持っておく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、それについていかがでしょうか、ご答弁願います。

収納対策推進幹（池上君） 所得層の分析、資料の整備をというご質問だというふうに思います。

私ども税の担当としては、税務の一番の主になるものは課税をし、徴収をするということが第一義的になってまいります。まず、そちらのほうのきちんとした適正課税、賦課徴収に努めたいというふうに思っております。しかしながら、そういった分析をすることによって、福祉の向上に寄与できるということになれば、検討をしてみたいというふうに思います。

12番（大森君） ご答弁いただきました。これを公に公表してですね、坂城の町民の人は分析してこうですよという、そこまではする必要はないと思うんですが、内部資料としてやっぱりきちんと分析していただいて、今後の社会保障等について生かしていただきたいというふうに思います。

あといろいろとご質問してですね、いろんな資料を提示していただきましたけれども、生活保護ということでも、それほど増減といたしますか、それはなくて、27年度は27世帯ということだそうですが、やはりここも民生委員の皆さん等も含めてですね、落ちこぼれといたしますか、見落としのないようにお願いしていただきたいというふうに思います。

また、就学援助等についてですけれども、7.94から9.44ということで1.5ポイントのところを推移しているということであるということとあわせて、生活保護を受けている方で17歳以下の世帯はないというご答弁をいただきました。これからもその点については十分注視して見ていっていただきたいというふうに思うわけです。

それから、子育て支援日本一を目指すということで、まだまだよそはいろんなことをやっているということなんですが、目指すわけですから、坂城は日本一だよという宣言じゃありませんので、目指すのは第一歩からでありますので、やはりこれは先ほど大変厳しい条件も提示されましたが、これは今後の予算審査の中でどのようになるのか、これらについてはまた別の話だというふうに思っております。それでは、ちょっと時間も過ぎちゃいますので、次の質問に入りたいというふうに思います。

農業振興と6次産業についてお尋ねいたします。

国の地方創生方針は、これまでの自民党政治で規制緩和や大企業中心の政治と経済政策で地方を疲弊させてきています。全国地域の商店街をシャッター通りにしたり、中山間地での農業高齢化とその崩壊、正規雇用から非正規雇用への置きかえ、何よりも平成の大合併で周辺地域の高齢化と人口減少、これが大きな原因であります。このことを指摘して質問に入ります。

イ. 町の農業の状況は

これは私の前の質問の中でお話がありましたので、質問はダブりますので、それをメモしてありますので控えたいというふうに思います。

新規就農者の状況についてもですね、人数とあるいは耕作等へのいろんな点で一つお聞きしたいのは、こういう方々の自立への足場は大丈夫なのか、このことがちょっと心配であります。

本当に自活できるのか、そして150万円の補助が切れるころ、ちゃんと自活できるのか、こういうサポートができてきているのかということについてお尋ねします。

ロ. ワイナリー形成推進事業

今回議会です、やっぱり前の方々がいろいろと質問されております。1点だけ質問するわけですが、ワイナリー形成推進事業において、この地に適したワインの醸造、販売で醸造用ブドウの特産化及び販売網の確立をしていくというこの事業を進めていくということであるんですが、このワイナリー事業者の立ち上げは一体どういうふうになるのか。また、町の総事業費は一体どのぐらいを想定してこの事業に取り組んでいるのか、これについてお尋ねをいたします。

ハ. ねずみ大根の振興の行方は

ねずみ大根は町特産として確立し、今やねずこんというキャラクターの宣伝効果もあり、ねずこんグッズが大量につくられております。しかし、ねずみ大根の収穫あるいはそれを使ったねずみ大根焼酎等、これについてどのようになっているかお尋ねします。

まず、大根の収穫量について、これは拡大されているのかどうか、その状況についてお尋ねします。また、おしぼりうどんを提供している店はどのぐらいあるのか、増えているのかどうか。ねずみ大根焼酎の状況はどのようになっているか、醸造量、販売、それからこれは恐らく出ないと思いますが、売り上げ、利益などどうなんでしょうか。今後の取り組みについて、この4点についてお尋ねをいたします。

産業振興課長（塚田君） 初めに新規就農者の現状と今後の見通しについてお答えします。

新規就農者確保・育成につきましては、今後の地域農業の維持発展を図る上でも必要不可欠なテーマであり、総合戦略においても新規就農者の確保数については、具体的な数値目標を掲げ、事業推進を図っているところでございます。

新規就農者につきましては、国の青年就農給付金制度による施策誘導の影響もあり、おおむね45歳未満の青年就農者数が、過去5年間で9名、7経営体が就農をしております。この中には2組のご夫婦もいらっしゃいます。営農累計といたしましては、果樹が6経営体、野菜が1経営体となっており、現状の新規就農者の経営状況については、経営品目や規模によって一概には言えませんが、果樹を主体とする農家においては、収益性が高い品種を導入している経営体は既に安定経営に至っております。しかし、また収穫できない、まだ結果、果物がまだ実がつかないというような、達していないというような農家でも今後二、三年以内には安定した経営になるものと見込まれております。

なお、経営計画に対し現状で満たない方については、営農類型の見直しや品目構成の変更、複合経営などの転換など農業改良普及センターの技術・経営指導を交えて指導をしております。

今後の就農促進につきましては、U・Iターンや定年帰農者などさらに多くの多様な農業者

が円滑に就農していただくため、新年度から実施される新規就農者支援事業などを有効に活用しながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、ねぎみ大根の収穫量及び面積についてお答えします。昨年は9月初旬以降の播種期において降雨が断続的に続き、ねぎみ大根の播種時期のおくれ、日照不足等により生育不良や収量減の生産者も一部散見されました。しかし、全般的には平年並みの収量ではありましたが、降雨の影響もあり品質面ではやや肥大傾向が強く、格外品の取扱量が比較的多い年でもありました。その中で昨年度のちくま農協への集荷量は11.7t余りとなり、生産者団体による集中出荷もあり、前年対比42.7%増という実績でございました。

また、おしぼりうどん提供店につきましては、町内9店舗で提供する中で食文化の伝承や消費宣伝を含めて営業いただいております。ねぎみ大根の生産者とともに、ねぎみ大根振興協議会の構成メンバーとして活動をしていただいております。

今後の取り組みにつきましては、坂城町ねぎみ大根振興協議会を中心に、これまでの種子保存はもちろん生産販売を推進するとともに、協議会に加盟している味ロッジ株式会社や上平を元気にする会が実践しておりますように、ねぎみ大根の加工品製造による付加価値化、流通販売などの支援に努めてまいります。また、町を代表する特産品としてさらに商品性を高め、地域ブランドとして情報発信に努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） ロのワイナリー形成推進事業についてお答え申し上げます。

ワイナリー形成推進事業につきましては、平成23年度から関係団体の皆様などと検討を開始いたしまして、24年度にはワイン用ブドウの品種適性を実証するとともに栽培技術の確立をするために試験圃場を設け、農業支援センターとともに公募により選考した担い手2人などで連携し、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。昨年秋には試験圃場における実証試験3年目を迎えて、電気柵の鳥獣被害対策を実施する中で無事収穫を迎え、当初から栽培指導や助言をいただいていたサントリーワインインターナショナルに試験醸造を委託したところでございます。

今後は、収穫量が増えることが見込まれることから、試験栽培につきましては担い手を中心に農業支援センターにて行い、引き続き試験醸造を委託するほか、販売用のワインの醸造を見据える中でブドウの品質評価、醸造したワインの品質評価などのポテンシャルの見きわめを行い、商品開発に生かすとともに、坂城町振興公社と連携した取り組みとしてさかきワインのブランド化と販売網の確立を目指していきたいと考えております。あわせてワイナリーの創業支援や法人化も含めた6次産業化に向けた調査・研究を進めてまいりたいと存じます。

ご質問のワイナリー事業者の立ち上げまでの総事業費の見込みという部分でございますが、ワイナリー創業につきましては、さまざまな手法があろうかと存じます。町出身で昨年から醸造の勉強も進められておりますシニアソムリエが、担い手とともにワイナリー創業を計画する

というお話もございます。そのような方にどのような支援をしていくのか、また個人でワイナリーを計画される方も今後あらわれてくることも考えられますので、ワイナリー形成に向け、町としてどのような支援をしていくのかなどを含めた検討を今後行っていくような状況でございます。そうしたことから、現在のところ総事業費についてお答えするところは難しいところとなっております。

続きまして、ハのねずみ大根振興の行方はのうちねずみ大根焼酎の部分でございます。ねずみ大根焼酎は、町の新たな特産品として、また信州の伝統野菜にも認定されているねずみ大根を広くPRするため、町振興公社が佐久市の酒造業者に醸造委託を行い、アルコール度数25度、容量720mlの伝承大根焼酎ねずみ大根として発売を開始いたしました。大根の風味が生かされ辛口で清涼感があり、口当たりがよいということで好評をいただいております、根強いファンもいらっしゃる聞いております。

また、平成22年には新たにアルコール度数40度で、容量720mlの大辛ねずみを追加し、2年後の平成24年には極上大辛ねずみにリニューアルし、容量720mlと300mlの2種類により販売を開始いたしました。現在のねずみ大根焼酎のラインナップは、アルコール度数25度の伝承大根焼酎ねずみ大根とアルコール度数40度の極上大辛ねずみとなっております。ねずみ大根焼酎の醸造量につきましては、平成26年度が1,032リットル、平成27年度が897リットルといった状況でございます。

販路といたしましては、びんぐし湯さん館での販売のほか、酒類卸売業者を介しまして、町内及び上田市周辺の店舗で販売がなされておまして、主な販売先はA・コープびんぐし店、イトーヨーカドーアリオ上田店、上田周辺のお土産店でございます。また、町振興公社では酒類卸売業の免許を取得しておりますので、現在町内外の4店舗からの発注に基づきまして納品をしている状況でございます。

なお、売り上げや利益等につきましては、振興公社の経営の内部にかかわることですので申し上げることはできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

平成28年度ふるさと納税制度を拡大いたしまして、当町の魅力のPRや地域振興に生かしてまいりたいと考えております。その中で特産品としましてねずみ大根はもとより、ねずみ大根を利用しました焼酎なども検討しているところでありまして、そういったところで特産品のPRに努めてまいりたいと考えております。

12番（大森君） まず、おしぼりうどんの点ですけれども、9店舗ということですが、年間でやっていないところのお店についてお尋ねしました。まず大型冷蔵庫がなければ、年間は無理だということで、だから時期を決めてやっている。それも一応大量には買い込むが、今ごろになると、もう腐ってだめになっているということで、そんなにもうけにならないということでのお話でした。ですから、これまで9店舗の中でですね、こういう大型冷蔵庫を専用で用意

しなきゃいけない、これについて補助が出たかどうか。ただやれやれだけで終わっていたかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 大型冷蔵庫についてお答えいたしたいと思います。

実は、ねずみ大根協議会の中で、やはり保存という問題が大変いつも課題になっております。そこで、いろんな県の補助金等も使いながら大型冷蔵庫を設置しませんかということで、協議会の皆さんにそれぞれご負担はありますけれども、それでもよければ設置するかどうかというちょっと意向調査をいたしました。

その中で、そこまでして大型冷蔵庫は要らないよというようなちょっとお答えをいただいておりますので、その後昨年ですか、テレビの「秘密のケンミンSHOW」で紹介されたところ、あっという間に在庫がなくなってしまって、もうできませんというお店も出てきましたので、そういうようなこともありまして、また多分その気持ちが変わっているかもしれませんので、その点、またねずみ大根協議会といたしましても、そういう大型冷蔵庫等の設置についてもいろいろと協議を進めてまいりたいというふうに思います。

12番（大森君） ワイナリーの6次産業についてはですね、総額予算については全然はじき出せないという状況であるんですが、9店舗で大型冷蔵庫は幾らってわかるわけですから、町の単独事業補助でもですね、やっぱりそこは考えていく必要があるんじゃないか。でなければ、町の特産ということを年間で提供できなければ、そのお店も当然続けられないということになります。その辺については今後検討していただきたいというふうに思います。

あとねずみ大根焼酎の件ですけれども、これ地元のお酒を扱っている方もいらっしゃると思うんですが、やっていない方もいらっしゃるんですね。やっぱりこういうところへの販路なり、あるいは町民への商品のアピール等もぜひやっていただきたいというふうに思います。

先日、立町の公民館に私、地元で壮年会がありまして、そのねずみ大根の芋とねずみ大根と両方持ってきて差し入れしてくれた人がいました。非常に好評ですね、癖もあるが、それでも好きな人は好きになるんだろうなとあって、手から手へどれどれというふうに味見していくというようなこともありましたので、やっぱりそういう宣伝をもっと強力に進めていただきたいと思います。ワイナリーでねずみ大根が消えないように、そのことは申し添えておきます。

時間もありませんので、次の質問に入ります。

3. 松枯れ対策についてです。

イ. 農薬の空中散布の中止を

県と空中散布廃止協議会が合同で昨年11月10日現地調査を行いました。お誘いがありましたので私も参加させていただきました。現地調査の後、町の会議室で意見交換を行い、その場で23年11月の松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方に掲載されている自

在山（岩井堂山）の空中散布の効果の比較の写真が議論となりました。

私は過去、空中散布を開始するということに質問いたしました。会議録24年3月のページ184ページですが、私が24年3月にこの比較の写真について質問いたしました。当時の産業振興課長は、空中散布をしている千曲市側では松枯れはほとんど確認できない。一方、21年から空中散布を中止している坂城町側では広い範囲で松枯れ被害が確認できると、空中散布の有効性を例示した写真です。この資料は現場の状況を事実として、単に写真で示したものであります。松林だけを比較しても、千曲市の空中散布実施区域と坂城町の空中散布の中止区域では、松枯れの発生状況に大きな違いが見られるのは明らかであるというふうに答弁しています。

私が昨年秋、上山田側のほうへ行きました。これを見ましてですね、秋ですと大体は紅葉しちゃっているんですよ。これは黄色いんです。枯れじゃなくてね。黄色くて紅葉した樹木です。比較の写真は今ちょっと持っていませんが、全てグリーンの色なんです。一般の人に私も両方見せたら、「ああ、違うね、やっぱり相当これじゃだまされちゃうね」ということを結構おっしゃる人がいらっしゃいました。そういう意味でですね、この問題については、その場での議論では比較写真は不十分であったと、あるいは不親切であったと、このように県の担当者は認めました。持ち帰って今後の対応について検討するというお話でしたので、その後、町はどのように報告を受けているのでしょうか。

また、新聞の報道によりますと、12月9日付の新聞ですと、12月議会で千曲市では30年間続けてきた空中散布を2016年度は見合わせる方針を明らかにしたと伝えています。町の対応はどのようにされるか、予算が盛ってありますので、やるということだと思いますが、ご答弁願います。

次に、近年発達障がいの子供が増加しており、その原因の一つとして環境要因の影響ではないかと、このように考え、環境省は2011年子どもの健康と環境に関する全国調査を開始しました。調査結果が出てからではなく、疑わしきは空中散布の実施をしないこと、農薬は極力控えること、このようなことだと考えますが、それについてご答弁願います。

産業振興課長（塚田君） 坂城町の特別防除（空中散布）につきましては、県の指導のもと長野県防除実施基準の指針に基づき実施をしております。県では平成23年11月に農薬の空中散布検討連絡会及び有人ヘリ松くい虫防除検討部会により松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方を報告書として取りまとめ、これを基本としております。

この報告書の比較写真についてのご質問ですが、県では千曲市・坂城町、岩井堂山の例でございますが、これについては特別防除による散布効果の一例として例示したものであり、この資料のみをもって報告書全てが不適当なものであるとは言えないし、あり方報告書の凍結・破棄は行わない。千曲市・坂城町の写真は不適当と言い切るだけの状況、すなわち根拠も確認で

きないとしております。また、県の今後の対応としては、散布効果の実証に必要な調査である枯損状況の把握を県下の特別防除及び無人ヘリ散布を実施している箇所において、統一手法での枯損木調査を順次進めております。

千曲市の空中散布についてですが、坂城町も平成21年度から23年度まで空中散布を中止し、この間、伐倒駆除を中心に対策を講じてきましたが、被害の拡大が確認できる事態となり、土砂災害等の2次的災害の危険性も看過できない状況が進みました。町は坂城町松くい虫防除対策指針についてのご提言をいただき、この提言を尊重し、坂城町松くい虫防除対策については、その手法として空中散布の実施を排除せず、実施する場合は県の方針に沿って指導を受けながら行うことといたしました。千曲市におきましても空中散布の効果については確認しておりますので、今後も千曲市とは情報交換をしながら松くい虫防除対策に努めてまいります。

子どもの健康と環境に関する全国調査については、胎児期から小児期にかけての化学物質暴露を初めとする環境因子が妊娠・生殖、精神神経発達、免疫・アレルギー等に影響を与えているのではないかとする仮説の解明を目指したもので、化学物質の暴露などのほか遺伝要因、社会要因、生活習慣要因などさまざまな要因について幅広く調査を行うものであります。これは2011年にスタートしております。

坂城町が使用している農薬のエコワン3フロアブルは、国で登録してある農薬であり、使用方法も適正に行っておりますので、重大な要因にはなり得ないと考えますが、引き続き住民の健康に配慮したリスクコミュニケーションの強化を図り、効果的な松くい虫防除対策を実施してまいりたいと考えます。

12番（大森君） 枯損木の被害調査も統一した方法で行うということですが、いつから始めたんですか。もう30年の空中散布の経過があるわけですが、いつから始めたか、それについてお尋ねします。

産業振興課長（塚田君） 県による枯損木調査でございますが、平成26年の夏からというふう聞いております。

12番（大森君） 県もですね、効果がある効果があるということは言いますが、この調査すら実際に被害の状況についてですね、調査をしてこなかったと。ただ目視だけということであるわけです。やっぱりこの点についてはですね、余りにも遅過ぎる調査であるし、不十分なデータで空中散布のあり方を準備しているということだというふうに私は指摘しておきたいというふうに思います。

また村上神社、上平神社のところから下は空中散布はしていないということだというふうに聞いたんですが、それについてはいかがですか。

産業振興課長（塚田君） 自在神社の下ということですのでよろしいですね。自在神社の下につきましては、林縁部から規定の距離を置かなければ空中散布できないということでございますので、

上の自在神社から下は空中散布は行っておりません。

12番（大森君） 答弁いただきまして、当然民家に200m以内ということでできないわけですが、私は以前、委員会で神社まで入って行きました。そのときも登る途中でも枯れているんですよ。これはだから、散布していない場所が枯れていたということです。やっちゃいけないところが。ですから、これはひどいねという、見せるというかね、これはひどいねという状況は、そもそもやっちゃいけないところだったという場所ですよ。それより上は若干その影響も今ではまた出てきているというふうに思うんですけども。そのことのやっぱり見きわめといいますか、それがやっぱりはっきりしていない。一般的に見て、全体の山が枯れているというふうに見てしまう。これはひどいねということになるわけですね、あの2枚の写真を見ても。だから、本当はそれを隠してですね、神社の下は散布しちゃいけないところだということろを隠して、それで見てもらえばですね、そんなに被害があるというふうには見えてこないというふうに、あの写真で見ればね。そういうふうに私は考えるんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 松くい虫の被害については、当初海拔500m近辺、その辺を中心に被害が増大したということをございます。自在山については3年間空中散布を行わなかったということで、松くい虫の行動海拔であるその辺のところから被害が生じてきたと。それで空中散布を再開したのは、その自在神社の上、大体600m付近になろうかと思いますが、その付近から上のほうを散布するようになりました。ですので、今、自在神社の石段のあたり、この辺はもう既に手おくれの状態ということで伐倒駆除等をしなければならないと。今は自在神社の上については、まだ緑を守っていると。これはやはり空中散布の効果のあらわれではないかというふうに考えております。

12番（大森君） 空中散布をしている範囲というのは、神社から山頂までじゃないんですね。山頂から若干下のところを800m以下のところですかね、そういうところが散布の範囲だということですので、予防ということはあるかもしれませんが、やっぱりこれは伐倒を優先して行っていくということがもう必要なことであるし、そういう手だてを。そして、先ほどの環境省の調査も始めたということは、それも含めて今は実際に調査を始めているわけです。ですから、そういう点も含めながら農薬による被害、ヨーロッパでは今特にネオニコチノイド系は使用禁止にされてきているということですので、やっぱりそういう点についてもやっぱり十分注視していく必要があるというふうに思います。

そして、坂城町では特に保育園の子供から始まってですね、すくすくランドとかいうようなことで、子供たちの生活発達をきちっと調査し、そして小学校へ入学できるように支援していくということなども行っているという点でも、現在非常に増えてはいると思うんですよ、子供さんたち。そういう軽度の障がいのあるお子さんたちが。やっぱりそういうことを考えても

ですね、若い小さな子供たちの生活の中で、未熟なこれから発達していく子供たちが暴露していくという心配が非常にあるわけです。そういう中で軽度の障がいの子供たちが増えてきている。このような分析もされているわけですから、やはりこの空中散布、ぜひ中止する方向を提案していきたいというふうに思います。

長野管内では千曲市がやめれば、坂城だけです。約150ha千曲市がやっていたというところのやめた理由、千曲市だけ頑張っても、周りがやらなければどうにもならないと。費用対効果を見ても、やめる必要があるということでやめたというふうに聞いております。このことを要望いたしましてですね、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時10分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

3番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を始めたいと思います。

最初は、里山の整備と景観の維持について質問をいたします。

坂城町は周囲を山々に囲まれ、町全体の面積に占める割合は68%を占め、里山は治山・治水、さらに防災等さまざまな機能を発揮し、私どもが生活を営むには大変重要な働きをしていることに留意する必要があると考えます。昭和30年代におきましては、ご存じのとおり里山は、生活のもととなる炊事用のまきや、暖房用のまきとして里山の管理は十分行き届いておりましたが、現在安価な化石燃料の普及により、30年後半には家庭でも燃料革命が振興し、里山への異存は年々低下するとともに、建築用建材の利用も海外からの廉価な材料に押され、これまた里山の依存度が極めて下がりつつある状況でございます。したがって、里山は現在ほとんど自然のまま放置されているような状況にあると理解をしております。

一方、里山は長年にわたり地域の人々や自然によってつくられたすばらしい景観が、燃料革命や外国からの輸入木、さらに現在松くい虫の被害が広範囲に拡大し、当町の松林にも甚大な被害をもたらし、これにより里山の景観は損なわれ、防災面からも大変心配な状況を呈しております。地元では、坂城富士と呼ばれた自在山、びんぐし山もこれからご覧いただきますが、写真のとおり極めて無残な状態となっており、まことに遺憾でございます。

こちらをご覧ください。これが平成23年7月25日に撮った写真でございます。こんなにきれいな山なんです。昨日撮ってきた写真です。わかりますか、これ。皆さんわかりますよね。議員の人も見てください。この状態ですよ。誰がこの状態にしたんですか。大変な被害を受けています、現在。そして現在、伐倒処理をしておりますけれども、伐倒したところはこんな状態ですよ。私、山へ登ってずっと撮ってきましたけど。足の踏み場もないような状態です

ね。わかりますか。これが実態です。

一方、国や県でも観光産業の確立の考え方のもとに、外国からの観光客の取り組みを含め、数字の上では大きな集客の成果が上がっております。近隣でも新幹線の延伸により、北陸からの観光客も増加し、それぞれの地域を訪れるお客さんも、国内外を問わず四季折々の景観を楽しみながら来訪してきてくださっていると考えております。とりわけ日本におきましても里山の景観、原風景の維持は毎日の生活を営む中で、私どもは基本の基本として守って、そして次世代に継承していく責務があるのではないのでしょうか。

坂城町におきましても、第5次長期総合計画後期基本計画の初年度のスタートでありますし、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートに当たり、この大きな事業、プロジェクトがスタートするとき、ややもすると忘れがちな町全体の景観・原風景の維持向上は私はまちづくりの基本として捉えて、坂城町に住みたい人、住むことに誇りの持てる町にするためにも、また町の財産を滅失することなく、それを防止するためにも私は里山の整備、景観の維持について冷静に実態を捉えて、まちづくりの基本事項となることに視点を置いた、私は里山の整備、景観の維持をこの際考えていく必要があると、こういう立場から以降一般質問をさせていただきます。

一つとしましては、町として里山の整備・景観の維持、向上についてどのような考え方をお持ちか、所信を伺いたいと思います。

2点目といたしましては、松くい虫の被害に対する今後の町の対応ということにつきまして、町としての基本姿勢はどのような考え方でいらっしゃるのか。

口として、松くい虫の被害対策費用はどのくらい発生しているのか。

ハ、松くい虫で空中散布にする薬品は、ネオニコチノイド系と言われておりますが、国の農薬にも認可登録され、後でお示しをいたしますが、果樹や野菜にも散布が認められ、安全と言えるのが私は過去の実績から証明できると思います。空中散布をしてから健康被害が云々と言われておりますけれども、これらについてもどんな状況の結果であったか、町としての見解をお伺いしたいと思います。

ネオニコチノイド系殺虫剤の登録内容ということで、ここにインターネットから調べた表がございます。これほど農薬や果樹に使われているんです。一つや二つじゃないです。これだけ使用可能なんです。国が認めているんです。そういうことを理解して、この安全性についてちょっとご答弁をいただきたい。

2として、自在山、苧屋原地区では空中散布を実施して4年を経過しますが、散布しているところは、おおむね被害がおさまりつつあるということ、私、地元でございますので、効果を確認ができると思います。先ほども先輩の議員の質問がありましたけれども、千曲市では今年から残念ながら、どんな理由かはっきりわかりませんが、空中散布は中止するという

ことで、埴科郡では坂城町だけになりますけれども、坂城町としては今やっていることについて力強い継続を私は求めていきたい、こう思います。

そしてまた、松くい虫の被害も坂城全域に拡大をしております。何とかしないと、また大変な事態になると思いますので、全域を対象とした散布ができないのか。そしてまた、一番被害の大きい隣の上田市、そしてまたやめた千曲市に対して、町としてどのような、これから働きかけをして、拡大防止に努めていくのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

ホといたしましては、伐倒処理に費やす莫大な費用は、私は後処理的な対策であって、大変血税を使っておるわけですので、もったいないと思っております。私は予防対策に重点を置いた税金の有効活用をお願いしたいというふうに考えております。この辺についてのご見解と、それから全町的に被害木を一斉に伐倒処理をした場合、どの程度費用がかかるのか、この辺もちょっとわかったら教えていただきたいと思っております。

それから、トといたしましては、今年は全国植樹祭が長野県で実施をされると聞いております。この年を起点に町を挙げて植樹運動をしてはいかがかと思っておりますが、この辺についていかがでしょうか。特に松くい虫の被害が多い山の松林の復活を植林によって解決をしていきたいと思っております。この植林については、私ども上平で4年ほどかけて今植林をしておりますが、おかげさまで最初植林したところがこのくらい大きく育ってきています。被害のあるところですね。これが2年ぐらいでしょうかね。これが4年すると、こんなに大きくなるんです。ですから、一生懸命植林すれば、またもとの山に私は戻るという自信がございます。これらから今回の全国の植樹祭を契機に、何とか伐倒処理をして、樹種転換をしていないところについては植樹をお願いしたいというふうに思っています。こんな状態です。これが4年目ぐらいですね。これが2年目。こんなにきれいに育っているんですよ。だから、あと5年もすれば、もう立派な松林が復活できるんじゃないかと思うんです。

以上、ご回答をお願いしたいと思います。

町長（山村君） ただいま里山の整備と景観についてということでご質問がありました。イとロとございましたが、私からはロ、の松くい虫の被害に対する町の対応はについてご回答させていただきます。

坂城町では、松くい虫による被害が確認された昭和60年から、県下でもいち早く空中散布を実施いたしました。一時沈静化したものの増加傾向がまた続きましたが、平成21年から23年の3年間空中散布を中止したところ、松くい虫被害が急速に拡大し、土砂災害等の2次的災害の危険性も看過できない状況となりました。

そこで、平成23年度に3回にわたる松くい虫防除対策会議を開催し、坂城町松くい虫防除対策指針についての提言を受けました。また、松くい虫被害対策についての専門家である岐阜県立森林文化アカデミー客員教授の田畑勝洋先生からも、今ならまだ間に合うという力強い声

援のもと、平成24年度からは長野県防除実施基準の指針に従い、防災面や住民の健康への配慮などリスクコミュニケーションの強化を図り、今まで行ってきた伐倒駆除、樹種転換、枯損木処理、樹幹注入などとともに総合的、複合的な防除対策として空中散布を実施することといたしました。

平成26年度からは荻屋原地区において、急峻な山裾部分への無人ヘリによる散布も取り入れたほか、松くい虫への逆襲ということでアカマツの植樹を先ほどお話がありましたけれども、地域の方々と子供と一緒にいるなどの活動も見られるようになりました。今では、その松も大分大きくなり、先ほど写真で見せていただいたように元気に育っております。

松くい虫防除対策費としては、新年度で約3,200万円を予算計上しておりますが、内容は被害木の伐倒薫蒸処理で約2,100万円、特別防除の空中散布、地上散布の無人ヘリ散布で380万円、空中散布の実施に伴う薬剤成分の周辺環境への影響把握の調査費で250万円、枯損木処理、樹幹注入などで約320万円となっております。

さて、空中散布で使用される薬剤につきましては、ネオニコチノイド系、これは非有機リン系ですが、これのエコワン3フロアブルを使用しており、その成分はチアクロプリドであります。平成24年度に再開したときから、より人体に影響が少ないと言われるエコワン3フロアブルを県下で初めて使用してきておりますが、新年度では空中散布実施予定の9市町村全てがこの薬剤を使用する予定となっております。

このネオニコチノイド系の農薬は稲、野菜類、花卉類、果樹類などその登録は多岐にわたり、それぞれの農薬が国により認可され、残留基準値なども厳しく規制されております。諸外国のネオニコチノイド系農薬につきましては、EUでは2013年5月に養蜂、ミツバチですね、を保護する目的で3種のネオニコチノイド系農薬、これはイミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサムについて使用の一部を制限しております。米国においても農薬の登録審査を行う機関である環境保護庁が2015年4月に4種類、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム、ジノテフランについて新たな使用方法について承認しないことを公表しております。

しかしながら、再度申し上げますが、坂城町で使用している薬剤はエコワン3フロアブルで、長野県防除実施基準の指針に従って適正な方法で使用しております。また、薬剤の成分はチアクロプリドであり、諸外国で制限された成分とは異なっております。午前中でほかの議員の方からもヨーロッパで禁止されているとおっしゃいましたが、それは間違いでありまして、先ほど申し上げたように違う成分であります。坂城町で使っておりますのは欧米では禁止されていない成分であります。安全性にも十分配慮した薬剤であると考えます。

特別防除の継続をというご質問ですが、いまだ松くい虫被害が猛威をふるっている中では、現在実施している空中散布を含めた総合的な防除対策は継続していくべきものと考えます。ま

た、散布地域の地区の拡大につきましては、ここは慎重な研究、検討が必要とも考えるところ
であります。また、隣接市への働きかけについてですが、どこの自治体も松くい虫被害をなく
そうという目的は同じであります。町といたしましては、さまざまな機会を通じ県とも協力し、
隣接市とも情報交換しながら防除対策を進めていきたいと考えているところでもあります。

また、予防対策に重点を置くというご質問についてであります。新年度における伐倒駆除
の実施予定量は約700m³、枯損木処理が200m³で、合計900m³、予算額は
2,400万円です。また、全町にある被害木を仮に処理した際の費用ということでご
ざいますが、ご存じのとおり被害が散在している状況であり、地形や作業条件等もそれぞれ異
なることから、その見積額についての算出はなかなか難しいものであると思っております。ま
た算出できたとしても、かなり相当な額になることは間違いないと考えます。したがって、
現在実施している総合的かつ複合的な防除対策を実施し、継続して対処していくことが最重要
と考えます。

次に、松くい虫被害の多い山への植樹運動をとということでございますが、今年6月に第67回
全国植樹祭が52年ぶりに長野県で開催されます。そこで、坂城町植樹祭を全国植樹祭の応援
イベントとしての盛り上げを考えております。今回は松くい虫被害でほとんどのアカマツが切
り倒されたような状態になっております、びんぐし山を会場に4月24日、日曜日に開催いた
します。親子での参加や町内の方はもちろん、町外の方にも広く参加を呼びかけ、大いに里山
に親しんでもらいたいと思います。これからも引き続きこのような機会を捉え、里山の整備や
坂城町の大切な山々の景観維持について取り組んでまいりたいと考えております。

産業振興課長（塚田君） 坂城町は東に大峰山、南に虚空蔵山、西に九竜山、北に鏡台山など
1km級の緑あふれる山々から豊かな自然環境を長い間享受してまいりました。しかしながら、
当町の総面積の68%を占めている森林の多くが民有林であり、近年、個人所有林を中心に成
木期に達した多くの森林がそのままになっていることから、健全な森林づくりが大きな課題と
なっています。

さらに昭和60年からは松くい虫による松枯れの被害が確認され、30年以上経過した現在
でも、その猛威は衰えていないのが実情です。また、二酸化炭素吸収源としての森林の重要性
が再認識され、間伐などの森林整備が必要となっております。

そのような中、県では森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次世代へ引き継
いでいくため、長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税を平成20年度に導入いたしました。
当町でもこの森林税を活用した森林づくり推進支援事業など、さまざまな事業に取り組んでい
るところであります。

具体的な事業内容としては、森林整備事業に係る補助事業として町内の間伐適齢期の森林の
整備を進めるため、長野森林組合を事業主体とした間伐等補助事業に対するかさ上げ補助を

行っており、南条、上五明、上平、中之条地区の森林の整備を進めました。

里山景観整備事業として、町のキノコ生産団体である、お〜い原木会と連携し、里山環境整備と獣害対策を兼ね、間伐による整備が必要とされる坂城地区の山林において広葉樹の伐採、搬出を行いました。搬出した材はキノコの原木として有効的に活用しております。

間伐材利用促進事業として、間伐材を使ったベンチ、テーブル、本立てなどを役場や農産物直売所、循環バスのバス停、小学校などに設置し、県内産間伐材の有効活用についてもPRいたしました。

森林教育環境整備事業としては、小学校児童を対象とした木工教室を毎年開催し、間伐材を利用した本立てづくり、木製オカリナ、コースター、マイ箸の製作など子供たちに木に触れる機会を提供し森林に関する学習を通しながら、ものをつくる楽しさや木のぬくもりや森林の大切さを伝えるよい機会としております。

言うまでもなく、森林は単なる経済的価値を有するだけでなく、二酸化炭素吸収、環境保全、景観、水源涵養、山地災害防止、さらには自然教育など地域社会にとって不可欠な社会的、文化的な価値を持っています。町といたしましては、今後も森林資源の保全や有効活用を図り、林業振興と森林保全に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。また、拡大する松くい虫被害に対しましても、森林保護の観点や防災面、住民の健康への配慮を基本に据えながら、引き続き複合的、総合的な防除対策を積極的に進めてまいります。

なお、特に心配いたしました住民への健康被害ということで、リスクコミュニケーションの強化を図りましたが、幸いにも健康被害を訴える方は今までにありませんでした。以上です。

3番（朝倉君） ただいま町長、担当課長からご答弁をいただきました。

2回目の質問でございますが、先ほどご答弁にありましたとおり伐倒処理に2, 100万、大変な額ですよね。これが1年で終わるわけじゃないんです。ずっとつながって、拡大すれば拡大するほど、この数字が増えていきます。本当にもったいない数字ではないでしょうか。そういうようなことから、私はこれについての答弁は要りませんが、予防しながら伐倒を含めて早いうちに税金のかからないような、私は対応をぜひみんなで知恵を出して考えていく必要があるんじゃないかと。そこから浮いた金をもっと、先ほども長期計画の中で皆さんのほうから質問がありますように、子育てだとか住民福祉に向けられたら、物すごい財源になるわけですね。これを一つ問題提起として行いたいと思います。

それからもう一つ、これはちょっと回答をいただきたいんですけども、先ほども写真でご覧いただいたように、伐倒処理をした材料がですね、盛んに山の中に先ほどの足の踏み場もないような状態であります。この処理をどうするのか。以前は搬出したいというようなお話もありましたけれども、なかなかそれが済んでいません。この辺についての考え方と、もう一つは樹種転換ということを今の伐倒処理をして昨年ぐらいからですかね、森林組合のほうで伐倒処

理をしたところに植林をしていただいているということで、これは大変ありがたいことなんです。以前伐倒処理をしたところというのは切ったまんまなんです。自然に任せて雑木が生えるか、あるいは舞ってきた松の苗が育つかということ、そのままにしておくやっぱし里山が、特に裾野のところが見るにたえないような状況になってきますので、それについて何かうまい知恵があってですね、何か予算を国か県から持ってきて対応できることがないかご質問したいと思います。お願いいたします。

産業振興課長（塚田君） 伐倒駆除をした後の後処理と申しますか、切ったままの材をどうするか。どういうふうにご利用したらいいのかというご質問でございます。大変やはり山の上でございますので、伐倒した木材を下におろすということが、まず困難なわけでございます。そのような中で、町では少しでも上にある伐倒した材を下におろそうということで、若干の予算をつけて少しずつやっておりますが、この残した材がまた次の2次被害と申しますか、大雨等によって流されるというような心配もございまして。そういうような点から、少しでも多くの材を下におろそうということで努力はしておりますが、なかなか人の手を借りなければならないというようなことで難しい面がございまして。

また、この材を例えばバイオマスとかそういうようなもので活用できないかというようなことで、そちらのほうについてもいろんな施設等を見学する中で研究を重ねているところでございます。今後十分検討をしていきたいと思っております。

樹種転換についても、やはり切りっぱなしでは大変難しいというふうに思います。今まで当初のうちは、切った後自然に生えてくるでしょうということで自然頼みだったんですが、やはり森林の景観を整備していく上では、やはり決められた樹種を植えていくことも重要かと思っておりますので、その点についても検討させていただきたいと思っております。

3番（朝倉君） 空中散布の実施は4回を終了しましたが、先ほどの答弁で当初健康被害も云々という問題提起がありまして、私どももその辺については心配をしておったんですけれども、過去4回の実績の中では、ほとんど問題がなかったという答弁を聞いて本当に安心しております。健康に被害があってはいけないので、ぜひですね、その辺には十分注意をしていただいて、これからもぜひですね、すばらしい自然を守る、里山を守る、それが私ども坂城町の宝であると思っておりますので、ぜひひとつ町長、担当課長、力を込めて実施をお願いしたいと思います。

それから、松くい虫の被害は新聞の報道によりますと、全県的には大変増加をする傾向にあると。地区別にその状況を捉えますと、一番多いのはやっぱり上小地区で、約県全体の被害の34%、上田が発祥ですので当然だと思いますけれども。それから今度は塩尻を含めてが始まりまして松本地域で29%、それから海拔の高い佐久地区でももう被害が発生して、10%程度発生しているという状況で、長野県全体が被害の出る状況になってきているというふうな理解をしなければいけないと思うんです。

このような中で、松本の市長さんはお医者さんの免許で大変チェルノブイリにも行って権威のある方ですが、松本でも空中散布を実施しなきゃいけないということでやっているわけですね。そういうことで、私はピンポイントで物事を針小棒大な宣伝をするんじゃなくて、私は政治というのは、面だとか線で時代の流れの中で議論をしていくのが私は本当の姿じゃないかと、私はこう理解しております。

こういうようなことからしますと、景観というものはただ私どもがいただいたものじゃなくて、長い間、先人の方や自然に育まれてできた大きな財産です。いろんなビックプロジェクトを進める中で、私どもは坂城町の景観というものはアイデンティティーを構成する大きな要素だと、こういうふうに私は理解をするところでございます。そういうような観点から地味な活動ではございますけれども、ぜひ町長、皆さん、里山を守るような形をやっていこうじゃありませんか。これを特にこの質問の中ではお願いして、この質問を終わらして、次の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問でございます。新生活運動ということでお話をさせていただきます。

近年、冠婚葬祭もご存じのとおり、時代の流れとともに私どもの若いころと違いまして物すごく華美になってきております。しかしながら、またこれも時代の流れでしょうか、少子高齢化が進む中で、年金生活者の増加や若者の雇用形態の変化によって、所得の低い方々が大勢いらっしゃるというふうに新聞報道でもされております。

限られた生活費の中で、この地域の冠婚葬祭の常識的なおつき合いをするための費用は、なかなか生活費の中から捻出、特に葬式なんかは月に二度、三度もあるというようなことになると、大変おつき合いに苦慮されている方が大勢いるというふうにお聞きしています。こんな中で知っている方、あるいは近所の方がそういう形でなられたとすれば、義理を果たしたい、地域のきずなをぜひつなぎたいというんだけれども、なかなか行けないということが多発しているようなお話も聞きます。今まで町でも新生活運動については実施されているというふうなお話は聞いておりますけれども、こんな状態でございますので、もう一度この辺について啓発といたしますか、啓蒙といたしますか問題提起をされて、地域できずなが守れたり、あるいは義理を果たせるような社会をつくっていくということも私どもの重要な使命と考えておりますので、これらの考え方から以下質問をさせていただきます。

町の中で新生活運動の実態はどのような状況かお聞きをしたいと思います。

口として、町としての新生活運動の啓蒙を図って推進する考え方はないかどうかお答えをいただきたいと思います。

教育文化課長（宮下君） 2. 生活改善についてのイ. 生活改善の実態はについてお答えいたします。

生活改善の普及については、昭和62年2月に内容を改定し、その後地域の皆さんとのつな

がりを深め、出費を抑え合理的な生活のため新生活運動の普及活動の浸透を図ってきたところでございます。しかし、生活の多様化や冠婚葬祭施設の普及、利便性向上等により公民館施設や自宅を使用しての冠婚葬祭が減少し、施主側は業者に委託したり、それぞれの思いからいろいろな冠婚葬祭がとり行われるようになり、生活改善が薄れてきているのが実情であります。

そのような中で、特に葬祭については最後のお別れをする場面でございますので、坂城町周辺の業者に委託した場合、生活改善方式でお見えになったご来賓の対応もできるよう準備はできているようです。

生活改善は、施主側が冠婚葬祭を生活改善方式で実施する旨を来ていただく方に申し添える方式になっております。公民館での案内状の配布状況を見ますと、特に婚儀についてはここ数年は利用者がいない状況です。また、葬祭につきましても、公民館に案内状を求めて来られる方もおいでになりますし、直接申し合わせにより生活改善でとり行っている場面もあるように聞いております。

続きまして、ロの新生活運動の推進はについてお答えいたします。

生活改善の普及については、基本的に婚儀については3千円、葬祭の香典は1千円、法事は3千円などと定める中で普及活動を行ってまいりました。特に葬祭については、ご自身に無理のない中で、心をあらし最後のお別れをするということが主眼と考えますので、相場にとらわれず、参列する方法もあろうかと思えます。冠婚葬祭が華美になり過ぎたり、施主、ご来賓に無理がかからず、その利用をしていただけるよう、平成27年5月発行の公民館報第377号など、定期的に広報をしているところであります。

冠婚葬祭については施主の思いもありますので、こういった新生活運動もあるということで選択の一つにさせていただけるよう、引き続きPRをしてまいりたいと考えております。なお、生活改善の徹底ということになりますと、冠婚葬祭を行う施主側の考えが尊重されますので、徹底を図るということは難しいところであることをご理解いただきたいと存じます。実情を踏まえた中で普及推進を図っていきたいと考えております。

3番（朝倉君） ただいま課長から状況、それから今後の展開についてお伺いしたわけですが、いずれにしても状況が高齢者を中心に葬祭の場合についてはですね、そういう方式はあるんだけれども、なかなか自分の口からは言えないという苦慮をされているようなんです。そういう面で、こういうやり方もあるんだよということはPRされていると思うんですけども、何か区長会だとかですね、公民館の集まりだとか、そういう中でもこういうことがあるのでというふうなPRをしていただいて、できるだけ施主さんと行く方の立場の違いはあるにせよ、もし気持ちとして、それを利用していきたいんだったら、私は新生活運動で参りましたというようなことがね、言うてできるような形であれば大変いいのではないかとというようなことも、大体やり方とすれば非常に難しい部分もありますけれども、何かその工夫をしていただい

したいと。

今、実情をお話ししますと、大体葬式の場合というのは、葬儀に出るとすると大体5千円、1万円というのが地域の相場だそうですがけれども、なかなかそれを出すには大変だということになると、通夜のところに行ってお済ましになるという方が結構いらっしゃるみたいなんですよね。それも一つの義理の果たし方だとは思いますがけれども、やはり近親の人だとか友達だとか、地域のつながりのある方でしたら、やっぱり葬儀に出てお別れをしたいというのが人情でございますので、再度私のほうから答弁は要りませんが、何かいい形でですね、PRができて、その運動が進められていくことが私の願いでございますので、ご努力をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時09分～再開 午後 2時19分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

8番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

昨年から取り組んでまいりました総合戦略の策定もほぼ決まり、町の将来像を地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町と決め、一つとして、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する。二つとして、出産・子育て支援を充実して、町内で生まれ育つ子どもたちを増やす。三つとして、町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する。四つとして、生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる。以上の四つの基本目標を掲げ、住みやすいまちづくりに取り組んでまいります。

今回の平成28年度予算案には、移住定住対策、子育て支援策、産業支援策などなどさまざまな施策が盛り込まれておりました。この自然豊かな坂城町、しっかりとよさをPRして、着実に人口増につなげてまいりたいと思います。それでは質問に入ります。

1. 情報共有で安心のまちづくりを

イ. 「つながる あんしん 坂城町」

町長の招集挨拶にもありましたが、町の主な重点プロジェクトの一つにトータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業があります。そして、その中に町民が防災情報や行政情報を効率的に入手できる町全体の新しい情報発信システムの構築があります。昨日も同僚議員が内容について質問いたしましたが、重複する点についてはご理解をいただきたいと思います。

さて、振り返ってみますと平成6年に施設改修され、20年以上たち老朽化した有線放送電話施設があります。これにかわる新情報システムについて今まで何人からも質問がありました。

平成25年の答弁の中では、27年度で新情報施設導入を計画しているとあり、26年には上田ケーブルビジョンの回線網の活用を含めた検討を進めているとの答弁でした。そして、27年度にいただいた坂城町第5次長期総合計画実施計画の中では、トータルメディアコミュニケーション施設について、平成28年度3億9,210万円の事業費が予定されておりました。しかし、今回の予算では1,100万円を計上し基本設計、実施設計を行うこととなり、整備は29年度にずれ込む形となりました。ここまで延びている理由は住民の安全・安心を考えて検討に検討を重ねてきた結果と受けとめたわけですが、一日も早い整備を町民は願っております。

そこで、今回第1段階として防災行政無線システム（同報系）の導入を決めましたが、この防災行政無線に決めた根拠とその内容、そしてどのようなメリットがあるのかをお尋ねいたします。また、端末を町内全戸に配布するようですが、配布の形態はどのようにされるのか。そして中には区に未加入の世帯もあると思いますが、その配布についてもお尋ねいたします。

ロ．ホームページの充実を

今では町のホームページは移住・定住への情報取得の場としては欠かせないものとなっております。そして、それだけ重要な部署と理解しています。まず、誰でもホームページは知るといふ思いがあって開きます。ですので、まず開いたときの印象が大きなウエートを占めます。内容が住民に分かりやすくなっているのか、住民の目線で発信しているのか、また、町の新たな情報を発信することも大事ですが、ある意味つながる安心がそこにもあるとうれしいです。それはストレス社会の中であって、どう個人に向き合い、安心を届けていくか、これもこれからはホームページ大きな課題だと思います。

そこで、現在問題になっている育児放棄や孤立、虐待を未然に防ぐために、このホームページ上に相談をできるページを開設し、例えば家から出てこれない人も、そこでメールのやりとりの中で相談できる、そんな場所があってもいいと思います。もちろん訪問事業も大事ですが、ちょっとした不安を取り除いてあげる、そうすることで安心して子育てができる環境となります。現在は、画面の右側に「子育て世代支援します」といった場所があり、ママさんがそこをクリックすると子育ての内容に入れるようになっていますが、これは以前はありませんでした。そこで、この子育てママの何でも相談窓口の開設について考えをお聞きいたします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 1番として、情報共有で安心のまちづくりをの質問がありました。イとロとございましたが、私からはイの「つながる あんしん 坂城町」についてご説明申し上げます。

今いろいろお話もありましたが、私たちを取り巻く情報に関する環境というのはインターネットなどの普及によって大きく変化し、情報を得られる人と届かない人の差が大きくなっていると思います。また、現在使用している有線放送電話につきましては、先ほどもお話があり

ましたが、平成6年の設備更新時には3,846件の加入がございましたが、およそ20年後の平成27年3月末には、それが2,961件となり、加入率は50%を割って各家庭への情報が伝えにくくなっているという状況であります。

こうした情報の格差をなくすためにも、いかに早く効率的に町民の皆さんに行政情報や防災情報を伝える、町全体の情報発信システムの構築が必要となっております。また情報伝達の面から、より快適に、より安心して暮らせる町を目指してICTの活用をしたまちづくりも視野に入れることが重要となっております。

こうした情勢の中でコミュニケーションの将来像としてさまざまな分野において情報を伝達・共有するトータルメディアコミュニケーションシステムの構築について、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに検討してまいりました。改めて情報が平等に受けられるシステムとして第1段階としては災害にも強く、行政情報や防災情報などを全町民の皆さんに効率的に伝達する仕組みの構築について重点的に検討を行ったところであります。

情報伝達の手段としては、現有線放送電話の改修となりますと、光回線網への変換など多額の費用を要するため、当初は既に光回線網の整備を進めているケーブルテレビの有線での通信網を利用する方法での検討を行ってまいりました。また、検討を進める段階で、災害時でも断線などの心配がない無線方式での整備についても検討を行うこととしたところでございます。全体システムの構築に当たりましては、同じ情報を全ての町民の皆さんに伝えるためには、屋内においては町内全戸への無償貸与を想定した端末の配布をすること。また、聴覚障がい者の方々には文字放送での情報伝達も考慮することといたしました。あわせて屋外スピーカーによる屋外作業時でも情報の伝達が可能とする仕組みとし、J-アラートや緊急速報メールとの連携や情報配信メール、CATVのL字放送など、複数の情報伝達により確実に伝えることで情報弱者と言われる方々をなくしていきたいと考えております。

また、これまで地域コミュニティづくりの一端を担ってきた有線放送電話の地区別放送と同様の機能を構築することも考慮いたしました。まず無線方式の長所ですが、一つとして災害時や停電時に考えられる断線といった課題には無線方式のほうが強いこと。二つ目として有線での通信網を利用する場合は施設をお借りしますので、毎年回線利用の相当な使用料負担が必要となることに対して、同報系無線の場合はその電波使用料は極めて小さいこと。三つ目として有線での通信網を利用しての設備整備に要する事業では、地方交付税算入のある地方債に該当する部分が限定的なことに対して、無線方式の整備は同地方債が整備全体に活用でき、町の財政負担を考慮した際に有効であることなどが挙げられます。

こうしたことから、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」の第1段階として、当初検討した有線方式利用の整備方法を転換して、同報系の防災行政無線での整備を行うことといたしました。また、先ほどお話がございましたが、端末についてはシス

テム構築全体のところでも触れましたが、情報を町全体に伝えることが大切であるということから、町内全戸への無償による貸与を考えており、自治区への加入・未加入にかかわらず、全戸への配布を計画しております。また、個別端末は音声による耳からの情報取得が主となりますので、聴覚障がいの方々には文字による情報の配信が可能なものを考慮したいと考えております。防災行政無線の整備を図り、情報化社会の中で人々がつながり安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） 続きまして、ロ．ホームページの充実をについてお答え申し上げます。

最近の日常におきますインターネット環境につきましては、家庭においては光回線など高速にネット接続できる環境が整備されているほか、スマートフォンなど接続デバイスがますます充実してきており、時間や場所を問わず閲覧することが可能となっております。

このため、行政情報を発信する手段といたしましては、広報などの紙媒体とともにホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスなどを使った情報発信が行われており、町におきましても、よりホームページを閲覧しやすくするために、外国語に翻訳できる機能やスマートフォン用の専用テキストページなど機能として充実をさせているところでございます。また、掲載内容に関しましても町内の出来事やイベント情報など、日々お伝えしたいホットな情報を随時更新・発信することに努めており、魅力ある充実したウェブサイトづくりを心がけているところでもございます。

このような中、町内で生まれ育つ子供たちを増やし、より安心して子育てをしていただける環境づくりの一環として、先ほどお話にもございましたが、町ホームページにおきましても子育て世代の皆さんが容易に子育てに関する施策や情報を取得できるよう、これらの情報を集めた児童福祉・保育・少子化対策というページを作成し、トップページ右側に配置しております「子育て世代応援します」というバナーから直接移動できるように構成をしているところでございます。

ご質問の子育てに関する相談窓口でございますが、現在も子育てに関する相談も含め、町への問い合わせや相談などのメールについては、担当課から回答するなどの対応をしております。町民の皆さんから寄せられるメールの送信は、トップページに表示してる企画政策課のメールアドレスにも送られ、内容によって担当課へ転送し、担当課から問い合わせや相談を回答する対応を図ってまいりました。子育てに関する相談や質問などにつきましては、相談内容が個人のプライバシーの問題や深刻なものもあろうかと存じますので、質問者・相談者が担当部署へメールを送信し、その方と直接やりとりができるような環境が整えられるかなど検討してまいりたいと存じます。

8番（吉川さん） 今、町長より「つながる あんしん 坂城町」のメリットについても伺いました。そして、配布に関しては区に未加入の方も、とにかく全戸に無償貸与というこ

とで内容を確認いたしました。また、今、有線の場合はランニングコストが大変大きいということで、この防災無線に決めたという内容でございました。

災害時で一番心配なのが、緊急情報が町の隅々まで届いているかということで、今の有線の場合は、なかなかそのスピーカーからの声もよく聞こえないとか、いろいろな問題がございました。そして最近では自然災害ということで、ゲリラ豪雨など大変すごい勢いの雨があたりいたします。そして、どんなところにも情報が途絶えることなく住民の皆さんのところに届けることが命を守るという最大の目的でございます。

今回の防災行政無線は、電力やインフラがダメージを受け、メールの送受信が困難な場合でも確実に情報が伝達できるというものでありまして、システムの内容は親局と中継局、屋外拡声支局、戸別受信機、そして遠隔制御装置などが配備される予定だと思っております。

そこで、今回総事業費5億7,300万円を試算しておりますが、この中には屋外スピーカーと、それから戸別受信機の分は入っているのでしょうか。また、この戸別受信機については1台につきどのくらいを見積もっているのでしょうか。そしてまた導入予定の電波の周波数はどのくらいでしょうか。以上、3点についてお尋ねいたします。

企画政策課長（柳澤君） ご質問のありました、まず事業費という部分でございます。今回導入を考えております同報系の防災行政無線につきましては、整備内容の標準といたしまして、システムの本体に当たります親局設備、消防署のシステムと連動する遠隔制御設備、それから再送信子局、それから耐震を考慮した屋外スピーカーの設置、これらに加えまして全戸に配布する戸別受信機、そして各自治会で遠隔での操作も可能となる地区別放送機能などが含まれております。これらを整備する事業費として約5億8千万円になると見込んだところでございます。

戸別受信機につきましては、各メーカーによりさまざまでございますが、各区での地区別放送に対応したものを想定しておりまして、1台当たり3万円から5万円を見込む中で試算をしたところでございます。周波数でございますけれども、総務省から割り当てられるデジタル同報系防災行政無線につきましては、全て60MHz帯からとなっているところでございます。

8番（吉川さん） 地区別放送も入っているということでございました。そして、1台3万から5万かかるという内容でした。昨年12月、岐阜県の瑞浪市では280MHzの防災ラジオを全戸に無償貸与したと伺いました。これは全国でも初めての取り組みだそうです。これは総事業費約3億円で、防災ラジオは1台約1万円のものを1万3千台用意をいたしました。ここは山間部など難聴地域が多く、今までの防災行政無線では豪雨時などに雑音が入って聞き取りにくい地域があるということで、今回このような形をとりました。

今回導入の端末は総務省推奨の60MHzということですが、これはFM波よりも低いと思います。全国的にこれは大丈夫だということだと思いますが、当町の場合は山もございまして、この電波がきちんと届くのかというのが1点と、それから瑞浪市は当町の3倍の広さでござ

ございますが、電波障害の心配な山間部については調査をしっかりとやりました。そして、この防災ラジオが最適ということで導入をしたわけですが、この瑞浪市で今回導入した、この防災ラジオについて、課長もランニングコストが高いからってちょっとお聞きはしたんですけども、山の多い当町でも、この防災ラジオについてはお考えいただけないかということでお聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） ご質問がありました岐阜県の瑞浪市さんの部分でございます。防災ラジオの導入がなされたということでございます。瑞浪市さんにつきましては、岐阜県の南東部に位置されておりまして、人口およそ3万9千人、面積はおおよそ175km²の山間地の自治体というようなところでございます。同市のご担当課で導入の際に検討されたことにつきましては、中山間地域のため電波の伝わり方が厳しいことへの対応と事業に要する経費というようなお話でございました。

瑞浪市さんの総事業費が3億円ということでございますが、同報系の防災行政無線の整備では、標準となります屋外スピーカーの整備については行っていないというようなお話でございました。当町では現在屋外スピーカーが30カ所ございますけれども、耐震化を考慮した新しいものの整備を計画しております。こういったことで総事業費というところで一概に比較はなかなかできないのかなというふうな考え方でおるところでございます。

そして、280MHzの防災ラジオにつきましてでございますが、民間事業者の電波を活用したもので、主な特徴であります。戸別端末については比較的安価で整備ができること、また独自の強い電波周波数を有しているため、広いエリアでの伝達が可能なおことから不感地域が解消されるなどが挙げられる一方で、設備整備後の運用面では、やはり独自の電波を使用することから電波の免許人である民間事業者が電波使用料を長年支払うようになること。また情報伝達の際でございますが、音声での入力ができなくて、全てパソコンから文字にて入力して、それを機械で音声に変換して放送することになるようでございます。これは、町からの一斉放送だけではなく、地区からの地区放送の際も同様というようなお話でございました。

当町におきましては、現在の有線放送電話におきまして、各地区で地区別放送を有効に使用していただいております。音声での録音による設定のため、パソコンなどを使用せずに利用していただいております。瑞浪市さんにおきましては、地区別放送については市の面積が広く、職員が常駐する施設からパソコンによる文字入力を行い情報発信で運用がなされているというようなお話でございました。

当町においても、町の地形の状況に伴う電波の伝わり方や施設整備時やあるいは整備後におきます経費、そして運用の際の使い勝手から整備方法を検討してきたところでございます。幸いにも当町は非常に見通しがよく、電波の通りもよいと考えられまして、総務省にて割り振られます60MHzの周波数でも対応ができるという部分、それから民間事業者の通信網や電波

を利用する方法につきましては、そのシステムを使用している間は、年間かなりの使用料負担を続けることになりまして、財政面で課題が残ります。

これに対しまして同報系無線の場合につきましては、年間約5万円から10万円の電波利用料の負担で対応ができるというような状況となっております。また地区別放送につきましても、現在の有線放送電話におきまして、地域の情報通信手段として有効に活用がなされておまして、平成25年度ですと518回、26年度ですと477回とかなり多い状況でございます。このことから、今回導入のシステムでも引き続き同じような使い勝手のよいものを検討して、音声での入力が可能なものとしたところでございます。そのほか、聴覚障がい者の方々への対応などの検討も行ってまいりました。

自治体の地形や置かれている環境によりまして整備の選択肢はさまざまあるかと思えます。さきに280MHzの特徴を申しましたけれども、瑞浪市さんにおきましては、その特徴を生かした整備がなされていると思われまます。

当町におきましては、情報伝達の仕組みや運用における使い勝手、施設整備や施設整備後の経費といった財政面などを考えたときに、特に緊急時にもパソコンの入力を介せず情報伝達が行える点、あるいは地域コミュニティーの一端を担える新しい仕組みという点、整備後の使用料負担などの点で60MHzの防災行政無線が有効と考えられ、この整備手法により取り組んでまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） ただいま説明をいただきまして、ランニングコストも年間10万円くらいということで、この60MHz、当町でもしっかりこの29年度から導入に向けて、これから基本設計、実施設計しっかりお願いしたいと思います。

さて、口の安心への相談窓口ですが、お隣の千曲市では子育て応援掲示板として天使の通信箱という窓口を設けております。これは何でも相談できる窓口ということで、こども未来課が責任を持って受け付けをしております。内容によっては先ほど当町でも担当部署につないでいるとお話がありましたが、担当部署につないで回答をいただいて、それをこども未来課が返信をしているという内容でございました。これはやっぱり一つは先ほども課長からもありましたけれども、うちのホームページでも幾らでもアドレスにいろいろ相談を入れていただければ、担当の部署につなぐというお話があったんですが、ホームページの一面を見て、そしてそこにつぶやけるといふ、そういう場所が私は欲しいなと思いました。これはこれからの課題にしたいなと思います。

先日、夢の湯で三世代交流会が開催されました。ここにはおじいちゃん、おばあちゃんと12組の親子が一緒になって、楽しいゲームのやりとりをしたそうですが、本当に楽しかったと近所の方からお聞きしました。本当にこれ3回目と言っていましたかね。核家族化が進んでいる中で、このような取り組みは本当に高齢者の皆様にも有効な場所だと思います。

その中で、その近所のママさんからこんな話を聞きました。毎日3歳の男の子と1歳にならない女の子を見ているんだけど、家にばかりいると子供も自分もストレスがたまってしまふ。だから、支援センターは本当にありがたいって、こう言っておりました。こんな話を聞いて、こういうところに出てこれるお母さんというのはいいんだけど、人が苦手が出てこれない、そういうお母さんも中にはいるんだらうなって、そう思いました。そんなところにもこれから気遣っていただいて、このようなつづやける、そういう窓口を開設していただければと思います。では、次の質問に移ります。

2. 安全対策について

イ. 通学路について

平成26年5月、待望のエレベーターが坂城駅につきました。その後駅周辺のバリアフリー化を進め、グリーンベルトを引き、現在は坂城高校へ通じる見通しの悪い道路の改良工事が進められております。これはこれで大変ありがたいです。

さて、一つとして坂城小学校の通学路についてですが、この4月から新1年生が小学校に入学をしまります。どきどきわくわく、保護者の皆さんは初めてのお子さんともなればなおのこと、全てが不安の材料かと思えます。そして、まず心配なのが学校までの通学路です。お兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒にには行くものの、大丈夫かなとの思いでいっぱいでしょう。私は以前に改善について質問させていただいたことがあります、やはり坂城高校下の交差点が一番心配だとの声を最近もお聞きいたしました。そこで、その後の安全対策の状況はどのようにされてきたのか、また現状はどうなのかお聞きいたします。

続いて、2として南条小学校の通学路についてですが、現在校舎の改築も済み、あとは校庭の整備のみとなっております。先日も伺ってまいりましたが、風通しがよく児童は伸び伸びと生活をしておりました。さて、通学路ですが、体育館の南側の道路についてお聞きします。ここも新地、鼠からの児童がたくさん道路を横切って校舎に入ってきます。道路幅が狭く朝の時間帯が心配です。そこでこの道路の安全対策について、これまでの取り組みをお聞きいたします。

ロ. 専用駐車区画について

県は障がい者や妊産婦の方たちを対象に利用証を交付して、専用区画への駐車を認める信州パーキング・パーミット制度をこの4月から開始すると発表をいたしました。これは県が昨年車椅子利用者にアンケートをとったところ、回答者の63%の方が対象者の妨げになるほど対象外の人が利用していると答えたことからです。既に同様の制度は32府県1市で実施をされております。発行した利用証は他県でも利用できるそうです。そこで、庁舎には現在障がい者用の区画は一つですが、今後増設の考えはありますか。その点についてお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 坂城高校下交差点の安全対策状況についてお答えいたします。

交通安全施設等の設置要望につきましては、地元区からの申請による要望や各小・中学校PTAからの要望を受け、現地立ち合いや関係機関による現地での合同点検により、対策の必要な箇所につきましては検討を重ね実施しているところでございます。

ご質問にありました坂城高校下交差点は、PTAから以前に要望を受け検討をした経過がございます。さらに今年度につきましても要望を受け、町教育委員会、各小・中学校PTA、千曲警察署等と現地調査を実施いたしました。要望箇所は道路西側には住宅があり、東側につきましても以前に道路用地を協力いただいている経過などもあり、早急に道路を拡幅していくことは大変難しい状況でございます。

こうした状況の中で、この交差点の安全対策といたしまして、平成24年度に一部外側線を車道側へ移設をし、通学路としての歩道用の通路幅を確保しグリーンベルトを設置いたしました。また、同時に千曲警察署にご協力いただき、停止線を後退させ車両の通行をしやすいようにするとともに、歩行者の安全対策を図っております。

また、今年度実施した現地調査の際、この交差点に設置されている横断歩道が、坂城高校方面から下ってくる車からわかりにくいとのご指摘があり、今年度の交通安全施設設置工事により、上下線ともに横断歩道手前の路面に注意喚起のカラー舗装と速度を落とすための路面標示を年度内に実施する予定となっております。歩行者の安全対策といたしまして、道路の拡幅等を含め地域の皆様の協力をお願いする中で、交通安全全体を考える中で歩行者の安全な空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（金子君） 南条小学校南側道路の安全対策の状況についてお答えいたします。

南条小学校南側道路につきましては、朝の通勤時間帯には交通量が多くなることから、交通安全対策としまして、路面への「学童注意」の路面標示や「学童注意 スピード落とせ」の注意喚起看板の設置、箇所ごとに交通安全のぼり旗を、また一部の箇所にはグリーンベルトを設置しております。

町内の通学路につきましては、平成27年3月に策定されました坂城町通学路交通安全プログラムに基づき、町教育委員会、各小・中学校代表者、PTA連合会、役場関係各課、千曲警察署、千曲建設事務所で編成される通学路安全推進会議により、町内各学校の通学路において毎年合同点検を実施しております。合同点検の結果をもとに検討を重ね、対策が必要な箇所につきましては交通安全対策を実施しているところでございます。

総務課長（田中君） ロの専用駐車区画についてお答えをいたします。

車椅子をご利用の方や障がいのある方などの優先駐車スペースにつきましては、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されておりますが、昨今、全国的な傾向として適切な利用がなされず、必要とする方が駐車できないという問題が生じてきております。そうした問題に対処

するため、県では車椅子をご利用の方などからの申請に基づき、県内に共通する優先スペースの利用者証を交付することで利用対象者を明確にし、本当に必要とする方が駐車しやすく円滑な利用を促進する信州パーキング・パーミット制度を来月20日から導入いたします。

パーキング・パーミット制度は、平成18年7月に佐賀県が全国に先駆けて導入し、現在は32府県で取り組まれている制度で、導入した県の利用者アンケートの結果では、「制度導入後自動車を駐車しやすくなった」と回答した方が約7割に達するなど、優先スペースの適正利用に大変有効な制度となっております。

信州パーキング・パーミット制度では、利用する方に利用者証を交付するとともに、店舗や公共施設などの協力施設が県に届け出を行うことで、協力施設に利用者証と同じ図柄が記載されたA3判のステッカーが配布されます。協力施設はそのステッカーを優先区画に掲示することで協力施設であることを利用者にお知らせするとともに、利用者が駐車時に車内に掲示する利用者証と掲示されたステッカーの図柄が同じであることが車外から確認できることで、区画の不正利用に対する心理的、視覚的な抑止効果と相まって、制度の有効性が確保されるものとなっております。

また、信州パーキング・パーミット制度では、利用対象者について車椅子をご利用の方や障がいのある方のほか、妊娠をされている方や要介護認定を受けている高齢者、けが・病気の方にも範囲を広げております。そのため、車椅子を利用されている方向けの幅の広い区画のほか、軽度の障がいのある方や高齢者用に通常の幅の区画を新たに優先スペースとして設置するものとされております。

ご質問の役場庁舎につきましては、現在車椅子用の幅の広い1区画を優先スペースとして確保しておりますので、この区画の隣接もしくはその付近の庁舎入り口に近い場所に通常の幅の優先スペースを新たに1区画設けてまいりたいと考えております。

信州パーキング・パーミット制度につきましては、4月20日からのスタートとなりますが、登録は随時受け付けるということですので、制度開始時には庁舎のステッカー掲示が間に合うよう、早めの手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、登録手続きが完了した協力施設につきましては、県のホームページに掲載され、利用者への周知が図られることとなりますが、町といたしましても町の広報誌やホームページ等を活用し、広く町民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えております。

8番（吉川さん） 坂城高校下の交差点ですが、日ごろは地域の安協の方が身を惜しまず見守りを続けていただいていることに心から感謝をしております。ただいま課長より説明をいただきました。そして、24年からグリーンベルト、また少し歩道を車道のほうに拡幅ということで、善処してきたところですが、今回は注意喚起の色を塗っていただけるということで大変大きな前進だと思います。しかし、横断歩道を渡り切ったところが歩道が狭く、1月ごろの雪の日に

は滑って児童が何人も転んでいて大変危険だったとお聞きいたしました。

いずれにしましても、今もお話があったとおり地域の皆さんにご協力をいただいて、接触事故などが起きないうちに安全な通学路の確保をお願いいたしたいと思います。その際には拡幅ができましたら、歩道の横にガードレールの設置をぜひお願いしたいと思います。

さて、込山から来たところが停止線が下がりました。そのことでちょうど左側に看板が設置してありまして、安全確認がしづらいという声がありますが、その点について改善できるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

また、南条小学校の通学路ですが、今も「スピードを落とせ」とか、あそこには路面にも「通学路」というしっかりとしたものが書かれております。しかし、先日調査をしたところ、7時35分から児童が道路を渡り始めました。そして55分までの20分間で13グループ、90人が登校をしてまいりました。その間、体育館側からは西に向かう車が60台、西からは15台の車が狭い道路をすれ違いながら通勤していきました。

今もお話がありましたが、以前には地元の理解が得られず、この一方通行の表示は難しいというお話があったんですが、西上田にあるんですけど、「この先通学路につき7時から8時通行ご遠慮ください」というような注意喚起の看板、この設置であれば強制的でないののでできるんじゃないかと考えますが、その点について考えをお聞きしたいと思います。

建設課長（青木君） 坂城高校下の交差点の停止線の下がったことによる、左側にある看板が影響していることで車が見えにくいという現況でございますが、これは現在坂城高校方面から来る車がどうしても見えづらいということをお聞きしております。この看板の立っている場所でございますが、現在私有地のところに立っているという状況でございますが、またこの看板について、町のほうで強制的に動かすことはちょっと難しい状況ではございますが、今後また土地の所有者の方ですとか、また看板を立てられた方のほうに、この現状等をよくご説明する中で、ご理解をいただいて撤去または移動のほうをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（金子君） 南条小学校南側道路につきましては、ただいま議員さんからもお話がございましたが、過去に道路交通法に基づく一方通行規制を行う動きがございましたが、関係区との事前協議が整わず見送りとなった経過がございます。

ご質問の自主規制看板の設置につきましては、道路交通法に基づく法的規制と同様に、南条小学校周辺道路を生活道路として利用されております周辺の住民の方や関係区との同意やご理解が必要になるものと思われまます。今後の通学路の安全対策につきましては、地元関係者や学校等と調整を図り、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 今、担当課課長より答弁いただきました。いずれにしましても新1年生が4月から登校をしてまいります。学校、保護者そして地域の皆さんの協力のもと安心して登校

できるよう配慮をしてみたいと考えます。

さて、口の専用駐車区画ですが、1点今までにこの1区画しかない、このような形でとめづらいなどとの苦情はあったでしょうか。その点と場所ですが、今のところに隣接するか、もしくはというお話がありました。車椅子の利用になりますと、今の現在の位置区画の横になりますとちょっと周りの車がありますので、大変危険かと思えます。そこで庁舎に向かって右側の正面か、もしくは妊婦さんの利用を考えると、保健センターの前に1台の区画を設けてはと思いますが、その点についてお願いいたします。

総務課長（田中君） 現在の優先区画への苦情の状況と新設する区画の場所についてお答えをいたします。現在の優先区画に関する苦情ですが、今のところ苦情については寄せられておりません。しかしながら、信州パーキング・パーミット制度の趣旨を踏まえて先ほど申し上げましたが、優先スペース1台を新たに設置をしてみたいと考えております。

新設する優先スペースの場所につきましては、制度の対象者に妊娠をされている方も含まれていることなども勘案いたしまして、これから福祉健康課、それから保健センターとも協議する中で保健センター前の区画も含めまして検討をしてみたいと考えます。

8番（吉川さん） ただいま苦情は今までなかったというお話でしたが、利用する方のことを考えると、やはり今保健センター前というお話もありましたが、ぜひそのような形で検討いただけるとありがたいと思います。

今月の「広報さかき」にも登録のための詳しい説明が掲載されておりました。県は利用証の掲示のない車には、注意喚起のチラシを窓に挟むとうたっておりました。一番困っている方の思いに立って安全な体制で設置をお願いしたいと思えます。それでは、次の質問に移ります。

3. 予防接種に助成を

イ. 大人の風疹について

2月の初め、某地方紙を見ておりましたら、「ジカ熱流行を期に風疹予防を考えて」と題して43歳の医師が次のような内容の投稿をされておりました。「ブラジルなど中南米を中心に流行しているジカ熱は、蚊によって媒体されるウイルス感染症で、今のところワクチンや治療薬はなく、妊婦が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが小頭症になる可能性がある。同じように妊婦が感染し、赤ちゃんに影響が出る病気は幾つかあるが、その一つに先天性風疹症候群がある。風疹はワクチン接種という有効な予防法がある。妊娠中はワクチンを打てない。したがって、妊娠を希望する女性は、またその家族は妊娠前に接種を検討してほしい。風疹は2013年、平成25年に日本でも大流行し、たくさんの先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれた。流行はいつ起きるかわからない。」といった内容でございました。

ちょうどそのころ、私のところに産婦人科に勤めている知り合いの看護師さんから同じ内容の相談がありました。彼女は妊娠をして風疹の抗体の検査をすると、ある一定の年代の方が抗

体価が低く、ワクチン接種が必要な方が多い。早めに接種できていれば心配ないが、やはり流行していないと、そこまで皆考えていない。また、ワクチン接種も高いため、なかなか足踏みしてしまっている。そこでぜひ風疹のワクチン接種を周知して、受けやすいように半額もしくは一定の助成をして安心して出産に臨めるよう支援をしてもらいたいということでした。

さて、この接種、日本では2006年、平成18年から麻疹・風疹混合ワクチン、2回接種の定期接種として始まりました。しかし、その前は昭和37年から昭和54年生まれの女子のみ中学のとき集団接種であったり、昭和54年から昭和62年生まれの男女は集団接種でなく個別接種になってしまい、接種率が激減してしまいました。その結果、20代から40代の男性に風疹患者が増えてしまったというわけです。

予防には麻疹・風疹混合ワクチンの接種が一番有効とされておりますが、保険適用されないため7千円から1万2千円と接種費用は高額になります。そこで、子育て支援策の一つとして、大人の風疹ワクチン接種へ何らかの助成ができないかお聞きいたします。これで1回目の質問を終わります。

保健センター所長（村田さん） 予防接種に助成を、大人の風疹についてお答えいたします。

風疹は風疹ウイルスに感染することによって起こる病気で、春から初夏にかけて流行いたします。発生しますと発疹、発熱、リンパ節の腫れなどの症状があらわれ、大人が感染すると症状が重症化して発熱が持続したり、脳炎や関節炎等の合併症を引き起こすことがあります。また、風疹に対する免疫を持っていない妊娠初期の女性が感染すると、風疹ウイルスが胎児に感染して、生まれた赤ちゃんに先天性心疾患、難聴、白内障や緑内障等の先天性風疹症候群と言われる多様な症状があらわれることがあります。

最近の全国の風疹発生状況を見ますと、平成24年から25年にかけて関東地方や関西地方の都市部を中心に、20代から40代の年齢層の男性を中心に風疹が流行しました。都市部で流行した要因の一つとしまして、国の指導により予防接種が学校等での集団接種から医療機関で実施する個別接種にかわり、都市部では地方に比べ個別接種の導入が早く行われたことが、結果的に風疹予防接種の接種率の低下となり、風疹の流行につながったものと考えられております。

風疹の定期予防接種につきましては、先天性風疹症候群の発生を防ぐことを目的として昭和25年度（同日「昭和52年度」の訂正あり）から中学生女子のみを対象に、また平成7年度から中学生男女ともに接種の対象となり、学校での集団接種が行われました。現在53歳までの女性と36歳までの男性につきましては、今まで風疹予防接種を1回は接種していることとなります。

町の風疹予防接種の接種率を見ますと、中学生男女の風疹予防接種の接種率は約90%でございました。また、現在実施しております幼児の麻疹・風疹混合ワクチンによる予防接種の接

種率は、平成22年度から25年度までの接種率を見ますと95.6%で、県の平成25年度の接種率95.5%とほぼ同率で高い接種率を維持しております。国は風疹に関する特定感染症予防指針を策定しまして、早期に先天性風疹症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風疹の排除を達成することを目標としております。

町におきましても、妊婦さんへの感染を抑制し、先天性風疹症候群の発症を防ぐために、今後も引き続き定期予防接種対象者に予防接種の周知を図り、保護者の意識の向上と未接種者への接種勧奨等に努めてまいります。大人の方の風疹予防接種につきましては、法律に基づかない任意接種の位置づけでありますので、費用は全額自己負担とされております。大人の方の風疹予防接種費用の助成につきましては、今後の風疹の感染などの状況を踏まえる中で検討してまいりたいと考えております。

先ほど失礼いたしました。予防接種の時期につきまして昭和25年と申してしまいましたが、昭和52年度から中学生女子のみを対象に実施しております。失礼いたしました。

8番（吉川さん） 今、保健センター所長より答弁をいただきました。全国では2013年、平成25年には1万4,340人が風疹にかかってしまったそうです。今の答弁の中にも都市部が多かったというお話でしたが、当町ではこの年、住民の皆さんからこのワクチン接種に助成してほしいなどという声はあったでしょうか。その点について1点お聞きいたします。

保健センター所長（村田さん） 住民の方から保健センターに問い合わせは、実際には助成についての問い合わせや要望はございませんでした。ただし、住民からの問い合わせの中に風疹予防接種をしてあるのか否かという接種歴、また風疹抗体価検査をどのように実施したらいいかというようなお問い合わせが数件ございました。

8番（吉川さん） 今、抗体検査の問い合わせがあったということでございました。この抗体検査も国が助成をして、県の保健福祉事務所では無料でできるということにその年から決まりました。平成28年度の当初予算案では、子供の福祉医療費の支給年齢の拡大や医療機関での窓口支払いを無料とする貸付制度の導入、また第3子以降の保育料の無料化と子育て世代への支援が画期的に手厚くなっております。定住対策としては高く評価いたします。

しかし、これから結婚をし、家族を持とうとしている方々にも少し助成をしてほしいと思います。当町では該当の年齢の方は、約男女合わせて2,300人ほどいらっしゃいます。この方々が全員該当するかというと、既に結婚し子供も育て上げている方もいますので、その何割かだと思います。現在、長野県内では9市町村が助成制度を設けて行っています。下諏訪町ではクーポン券を発行して全額助成をしています。またお隣の上田市、千曲市では抗体検査を受けた結果、必要とされた方にのみ費用の2分の1、上限3千円までを助成しております。抗体検査は各保健福祉事務所で無料でできます。この点も周知をしながら、全額とは言わず、助成制度導入について、町長に再度お聞きしたいと思います。

町長（山村君） こういうワクチンの接種は、国の一貫した方針がずっと続けられるんじゃないかと、時々やめたりということがあるものですから、自治体としても非常にその都度困るわけですが、今、村田さんからもお話がありましたように、検査をするのは無料で県がやっているということがございますので、その様子を見ながら状況を確認してですね、検討したいと思っております。手おくれにならないようにしたいと思っております。以上です。

8番（吉川さん） 前向きなご答弁ありがとうございます。下諏訪町では、このクーポン券ですが、本当に大した額じゃないんですね。補正を組んでいくので、当初予算では来年度6万円組んであるということなんですね。そういうことで、一つは広報などに、この年代の方にワクチン接種への周知、またこの抗体検査をしていただく、これもしっかり啓発。これだけでもまず定期的にお願ひしたいと思います。

今回は、生活に密着した内容の質問を行いました。今求められているのは住みやすさ、働きやすさ、そして子供の育てやすさの充実です。住民の皆さんが日常生活のさまざまな場面でのぼのとした幸せを感じられるまちづくりにと期待をして、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時18分～再開 午後 3時29分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 入日時子さんの質問を許します。

14番（入日さん） 最初に、昨年12月議会で私が質問した商店リフォーム補助金や空き家活用、以前質問した第3子以降の保育料の無料化、18歳までの医療費無料化の拡大等が28年度予算に盛り込まれました。窓口無料化は国のペナルティーがあるので、実施できませんでしたが、福祉医療費サポート貸付制度や障がい者の訪問入浴サービス等、きめ細かな施策が多く実施される運びとなりました。とても喜ばしいことです。また地域づくり支援事業も後期5カ年計画の中で継続され、一般質問したかいがありました。山村町長になってから子育てや教育、産業など多方面で改善が図られています。町長招集挨拶にもありましたが、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町にするために、私も微力ながら力を尽くしたいと思います。それでは質問に入ります。

1. これからのまちづくりについて

イ. 消防団について

消防団の皆様には、町民の安全や財産を守るために日夜活動していただき、心より感謝申し上げます。12月議会で同僚議員が消防団員について質問しましたが、以前は分団長をやめれば消防団は卒業できました。今は15年やっても20年になっても、新しい団員が

入ってこないのやめられないのが実情です。現在、消防団員の定数は265名になっています。第4分団と第8分団が一番多い27名、第9分団が25名、第5分団が23名、あとは20名です。265名のうち常時活動に参加している人は何人いるのでしょうか。

昔は常備消防がなかったので、消防団が先頭に立って消火活動に当たりました。今は常設の消防署ができ、職員は専門的な各種訓練を積んでいます。それにより消防団は初期消火や完全鎮火までの見守りや火災予防活動、行方不明者などの捜索が主な役割になっています。任務も時代とともに移り変わっているのに、今の団員数を確保する必要があるのでしょうか。各分団で最低何人いれば出動態勢ができるのか、団ごとに検討して、団員数を見直す必要があると思いますが、答弁を求めます。

現在は、消防団の出動交付金はポンプ操法と出初め式しか出ていません。以前も火災や行方不明者の捜索に対しても出動交付金が出せないか質問しました。消防団の年報酬を日当に換算すると3日分という形になる。消防団員にはボランティアということで理解してやってもらっているという総務課長の答弁でした。しかし、忙しい仕事を休んだり、町外に努めている人は遠くからでも飛んでこなくてはなりません。火災は1日で済みますが、行方不明者の捜索は時間がかかることもあります。やはり、そうした苦勞を少しでも理解し感謝する意味も込め、出動交付金の支給対象にできないか答弁を求めます。

消防団員優待制度については、12月議会で信州消防団応援ショップ事業を県が今年の1月から始めるので、商工会と連携し町内でも多くの店舗に登録をしてもらえようPRしたいと町長の答弁がありました。現在、町の登録店舗は4件で銀行が2店舗、ガソリンスタンドが1店舗、そして湯さん館です。湯さん館は100円引きで、家族も対象になり1回5人までとなっています。湯さん館の経営状況もありますが、せめて消防団員は半額にしてほしいと思います。また、町の公共施設の使用料や入場料を半額にするなど、優待枠を広げてほしいと思います。議会報告会でも消防団員に優待制度があると、団員勧誘がしやすくなるなどの意見も出ました。県の取り組みとあわせて町独自の取り組みについて答弁を求めます。

ロ. 子どもの学習支援について

子供の貧困が問題になり、県も子供の貧困対策として貧困の連鎖を断ち切るために、低所得者世帯の学習支援に取り組むことが新聞報道されました。放課後や週末に教室で予習、復習の学習支援や学習習慣が身につけていない中学生に対する地域未来塾を開校する市町村を支援する施策など、子供たちが学ぶ力をつけ、将来きちんとした職業につけるように保護者の経済的負担を考慮した施策を国も出しました。

坂城町でも27年3月末のデータで母子世帯は126、父子世帯は22件あります。また近年保育園や小学校などでも発達障がいの子供が増えていますし、中学生の不登校も多くなります。子供たちは、その子に合った教え方をすれば必ず理解できると思います。授業の進み方が速過

ぎてついていけないだけではないでしょうか。経済的にゆとりのある家庭は、学力をつけるために塾に行かせられますが、経済的にゆとりのない家庭の子は置き去りにされてしまいます。地域によっては、学生や退職教員などがボランティアで土日や長期休みに学習教室を開いているところもあります。坂城の子は坂城で育てるという教育目標もあります。町長も招集挨拶で子供たちが豊かに成長していくための教育環境の整備を図りたいと言っています。どの子も学ぶ力をつけ、わかる楽しさを実感でき、生きていく自信につながるような学習支援体制をとれないか答弁を求めます。

次に、坂城町奨学金についてですが、町民税非課税世帯など経済的に困難な子供には、現在高校や大学などの進学を援助するために、月5千円の奨学金が町から支給されています。今、合計特殊出生率が2.81と日本でトップクラスの岡山県奈義町の子育て支援策と比べ、坂城町との違いは奨学金と第4子以降の出産祝金だけだと思います。奈義町は年36万円の奨学金を出し、しかも町に戻って5年以上住めば返済は免除されます。奈義町に比べ坂城町は東京からも近く、高速や新幹線のアクセスもよく、自然にも恵まれ、工場も多く働く場所もあります。坂城町も将来の人材確保を考えれば、5千円ではなく月2万円から3万円ぐらいにし、坂城町に戻ってきたら、5年以上暮らせば返済免除などの施策がとれないか答弁を求めます。

県の子供の貧困対策の推進の貧困の連鎖を断つ学ぶ力づくりの中で、学ぶ力の基礎をつくるために重要な乳幼児期に、質の高い保育サービスを受けられる必要性をうたっています。私も何度も保育士の正規雇用の問題を取り上げてきました。そのたびに職員定数の問題があるので、保育士だけ増やせないという答弁でした。現在、町の正規保育士は園長を抜かして17人です。常勤的非常勤保育士を合わせても20人です。28年度のクラス数は31です。28年度から新規保育士が2名増えますが、それでもクラスに対して9人不足です。山村町長になり、希望すれば臨時から正職になれる道が開けましたが、現在の保育士の年齢構成は50代が3人、40代が2人、30代が4人、20代が8人です。ここ数年は正規保育士を任用しているので20代が多いです。50代のベテラン保育士が定年で退職すれば、30代、40代の経験を積んだ保育士は6名になってしまいます。

今、日本全国で保育士の臨時雇用が増え、保育士の短期雇用による保育の質の低下が問題になっています。三つ子の魂百までもということわざもあります。3歳児ぐらいになると好奇心が旺盛になり、これ何とか、どうしてとか、何でとか、何でも知りたがり、知識欲が芽生えてきます。そのときに適切な対応をするかどうか、三つ子の魂百までもにつながるのだと思いますし、知的分野を発達させるかどうかにつながるのではないのでしょうか。

専門家によると保育士はゼロ歳から5歳までのクラス担任を2回体験しないと、本当に経験を積んだ保育士とは言えないということです。つまり12年以上の保育経験が必要だということです。今、子供や保護者を取り巻く環境も複雑でいろいろな問題も抱えています。それらの

相談に乗り適切な対応ができるようになるには、豊富な経験が必要だと思います。県でも保育士の研修に力を入れるようですが、町でも今まで県の研修に参加して保育士の知識や技術の向上を図ってきました。ぎりぎりの人数で繰り返しは必要なとき、必要な研修が十分受けられているのでしょうか。特に経験の浅い保育士の研修は、どのように考えているのでしょうか。質の高い保育ができる体制ができているのか答弁を求めます。

ハ．老人パワーの活用を

議会報告会の中で参加された方から、高齢者だからといていたわられるだけでなく、私たちもできることは協力して皆さんの役に立ちたい。会社で培ってきた技能を生かして人の役に立ちたいと言われました。大変ありがたいことだと思います。

「おばあちゃんの知恵袋」がはやったこともありました。一年一年人生を積み重ねる中で知識も経験も豊かになり、仕事で培ってきた技術など、人生の先輩から学べることはたくさんあります。町内にはいろいろな職業の経歴を持った人も大勢います。医療関係者なら保健指導員の講師や地域の健康づくりの講師などになっていただき、予防医療等について話してもらい、医療費を減らせるよう啓蒙活動をしてもらう。また、お年寄りにお手玉やおはじき、陣取りなどの昔遊びや木登り、川遊び、自然観測など自然とふれあう楽しさを教えてもらうなど、現在、町でも三世代交流や自然教室など開かれています。お年寄りも子供とふれあうことで元氣がもらえ、生きる希望にもなっています。子供もお年寄りとふれあうことでいろいろな知恵や優しさ思いやりなどが養えます。

今、各ボランティア団体は人手不足で困っていますが、団体に入ってやるのは時間的制約があつて嫌だと思っている人も多いと思います。しかし、個人でできるボランティアなら協力したいという人もいることを町は理解し、どのように協力してもらえるか、いろいろなメニューを立てることも大事だと思います。

村上小学校でも地域の人にどんな特技があるのか、学校の行事に協力してもらえるか等のアンケートを配り、部活の指導者や農業指導などをしてもらっています。そんなアンケート調査などもやってみたらどうでしょうか。地域も老人も元氣になる老人パワーの活用について答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま入日議員から、これからのまちづくりということで消防団について、子どもの学習支援について、老人パワーの活用ということでお話を賜りました。移住・定住ですとか、子ども・子育て・教育、まだまだやることはいっぱいあるなと思いましたので、まだまだ日本一はまだ言えないなというふうに思いました。私からは消防団について現状と前からご指摘いただいたことがありましたので、ご報告申し上げたいと思っております。その他口、ハにつきましては担当課長から答弁させていただきます。

まず、消防団員数の見直しをでございますけれども、坂城町消防団の再編成に当たりまして

は、高速道の供用開始などにより、常備消防であります坂城消防署が平成8年11月に業務開始されたことに伴い、消防団再編の機運が高まる中で議会、区長会、元団長、消防団本部を中心とした再編成打ち合わせ会議を重ね、さまざまな検討を経て平成19年度（同日「平成9年度」の訂正あり）から従前の18分団、定員291名から現行の12分団、定員265名体制になったところでございます。

消防団の定員につきましては、担当地区ごとの団員1人当たりの人口や世帯数、また水害・山林火災等の大規模災害への対応も考慮し、定員を26名の減とする現体制になったものでございます。現在、坂城町の全人口に対する消防団員の割合は1.78%であり、近隣で坂城町と同規模の人口である御代田町の人口に対する消防団員の割合が2.0%でございますので、坂城町の団員数が特段高い状況ではございません。

また、安心・安全で災害に強いまちづくりを進める上で、自分たちの町は自分たちで守るという意識を持ち活動する消防団は、町にとって必要で欠くことのできない存在でありますので、当面団員定数の見直しを行う予定はございません。しかしながら、各分団におきましては新入団員の確保に大変苦慮しているという状況も承知しているところであり、2月に開催した行政協力員会におきまして、消防団員勧誘活動へのご支援をお願いしたところでございます。

また一方、現在、青木固研究所さん、エスプリさん、カヤマさん、中沢商店さん、山辺建工さん、三葉農研さんの6社に登録いただいております消防団協力事業所表示制度への登録をより多くの事業所にしていただき、被雇用者が消防団に入団しやすく活動しやすい環境づくりも進めてまいります。さらに、消防団活動をすることにより地域貢献をしたいという女性が増える中で、全国的に増加傾向であります女性消防団員の入団にも期待をしております。

次に、出動交付金でございますが、坂城町消防団・婦人消防隊訓練等出動交付金支給要綱に基づき支給しております。交付金の支給範囲は、消防団長の命令による出動のうち総合防災等の各種訓練、ポンプ操法大会及び出初式、その他団長が必要と認めた出動等となっており、1回の出動につき千円を支給しております。出動交付金支給の近隣の状況でございますが、千曲市は1回の出動につき500円、上田市の出動交付金は消防団員本来の職務として年俸に含まれており、出動交付金はございません。坂城町も火災、行方不明者の出動につきましては、消防団員本来の職務として年俸に含めているものでございます。

次に、消防団員優待制度でございますが、先ほどもお話がありました。県では地域の安心・安全を守るため、日夜活動する消防団員を応援し、消防団活動をより活発にするため、信州消防団員応援ショップ事業を今年の1月1日からスタートいたしました。この事業は県内の消防団員やその家族に対して、登録いただいた店舗や施設から割り引き等の特典サービスを提供していただくことにより、全県で消防団活動を応援する機運を高めるとともに、地域の安全に関する関心を高め、地域防災力強化につなげていくプロジェクトとなっております。

消防団員は、県が発行する消防団員カードを登録されている店舗等で提示することで、その店舗等が独自に定めたサービスを受けることができるものであります。2月2日現在、県内で888店舗が登録、何か間違えましたか。

済みません、初めのほうでですね、消防団再編の中で再編成打ち合わせ会議を重ね、さまざまな検討を経て平成19年度と申し上げましたけれども、平成9年度から従前の18分団。失礼しました。

2月2日現在、県内で888店舗が登録をしており、坂城町内ではびんぐし湯さん館が登録されており、団員や家族に対し入館料を中学生以上の大人は100円、子供は60円の割引を行っているところがございます。ほかにも町内の金融機関2社、ガソリンスタンド1社が登録され、それぞれ独自のサービスを行っていただいております。県では経済団体や金融機関、商店・小売関係、理美容関係、旅行・宿泊関係、飲食業関係の各団体等への協力依頼をしており、今後も登録店舗は増えていくものと考えております。

町といたしましても、商工会と連携する中で信州消防団員応援ショップ事業の周知を行い、町内店舗等に登録をお願いしているところがございますが、さらに多くの町内施設や店舗に登録していただけるようお願いして拡大していきたいと思っておりますし、サービス内容につきましてもいろいろ状況を見ながら拡大していければというふうに思っております。以上であります。

教育文化課長（宮下君） これからのまちづくりについて。ロ. 子どもの学習支援についてお答えいたします。

現在、町においては町の単独事業といたしまして、発達障がいや教室で授業を受けることに配慮の必要な児童生徒などへの支援を行うための支援員の配置や中学校での教室には入れない生徒等をフレンドリールームで支援を行う児童生徒支援事業を行っております。

小・中学校においては、児童生徒支援事業の実施に当たりまして各校1名から3名の町費による支援員を雇用しているところであります。この支援については、小学校においては主に低学年の学級において、まずは学校生活、そして集団生活を行っていくに当たり一斉指導におくれがちな児童について個別の支援を行っております。その児童は今何につまずいているのか、そしてどのような支援を必要としているのか、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その児童の育ちにつながる適切な教育対応について個別の指導計画に基づき吟味していくことを大切にしております。また、現在町内の学校では教科学習にかかわる指導・支援だけではなく、生きる力を学び、学ぶ楽しさを実感できるキャリア教育の視点において取り組んでいるところであります。

さらに平成25年度から設置しました教育コーディネーターにより、各学校等を巡回する教育相談業務に加え、就学前の保育園・幼稚園に出向き、早期からの教育相談業務に取り組んでおります。また、本年度からは教育心理カウンセラーを設置し、コーディネーターと連携を図

る中で、教育支援が必要なケースにおいては児童相談所や町の福祉、子育て支援担当、学校等を交えた支援会議・ケース会議を速やかに実施するなど、児童生徒の支援体制が整備されつつあります。このように早期からの適切な教育相談、就学支援を行い、保護者との十分な連携をとることで保護者の不安や負担の軽減を図ることができると考えております。

ご質問の母子・父子家庭等の低所得世帯に対する学習支援につきましては、就学援助といった制度的な支援はございますが、現在のところ所得制限に応じた学習支援といったものは行っておりません。ご質問のとおり、子供の貧困が大きな社会問題となっております。平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律において、都道府県は子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされたことから、長野県においても現状把握や施策の展開をしていくための基礎資料となる、ひとり親家庭実態調査などを実施する中で、子どもの貧困対策推進計画の策定を進めているところであります。

町においても、この計画の取り組みについて横断的に捉え注視するとともに、信州型コミュニティスクールを活用した地域ボランティアによる学習支援活動の取り組み、児童館における学習支援等どのような取り組みが可能かどうか、学校やコミュニティスクールのコーディネーター等と相談をし、研究をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、奨学金制度についてお答えいたします。

町では義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を給付することを目的とし、その事業運営のために奨学基金を設置し奨学金制度を実施しております。

坂城町における奨学金の給付件数は、平成26年度実績では高校生3名、大学生2名、大学院生1名の計6名への給付を行っております。平成27年度においては現在のところ、高校生6名、大学生1名、大学院生1名、計8名への給付を行う予定となっております。奨学金の給付額は月額5千円以内とし、年額に換算すると6万円以内となります。近隣市町村の状況を見ますと、ほとんどが貸与型の奨学金となっており、坂城町と同じ給付型の奨学金は上田市において実施されております。

奨学金の増額及び貸与型奨学金の増設はというご質問でございますが、Uターン就職の奨学金一部免除制度につきましては、生活の節目に坂城町を選び、住んでもらえる仕組みとして一考の余地はあろうかと思いますが、貸与型の奨学金については償還などの課題が想定されるところでもあります。現行の給付型の給付額の増とあわせまして、原資である基金残額と推しはかりながら今後研究してみたいと考えております。

子育て推進室長（宮嶋君） ロ. 子どもの学習支援についての中で、3、重要な乳幼児期に質の高い保育ができる体制ができていくかについてお答えいたします。

保育の内容が豊かに繰り広げられていくためには、子供たちを保育する保育士等が子供たち

の心をしっかりと受けとめ、コミュニケーションをとりながら子供たちの育ちを見通し、保育していくことが大切であります。またその際、体の発育面とともに心の育ちにも十分に目を向け、子供の気持ちに応え、手を携え、言葉をかけ、共感しながら一人一人の存在を認めていくことが大切であります。このような保育士等のかかわりにより、子供たちはありのままの自分を受けとめてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼をよりどころとして心の土台となる個性豊かな自我を形成してまいります。

保育園では子供たちの命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助し、保育士や友達と安定した関係の中で、みずから環境にかかわり興味や関心を広げ、さまざまな活動や遊びを通して新たな能力を獲得できるよう保育に当たっております。

また、子供たちのそれぞれの個性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように一人一人の育ちを応援するため、子育て支援センターが中心となって、平成24年度からすくすく相談事業を開始いたしました。このすくすく相談は、それぞれの園で保護者同席による参観形式で行い、臨床心理士、家庭児童相談員、教育関係者、教育心理カウンセラー、保健師による相談員が子供たちの課題遊びや集団遊びの様子をうかがい、参観終了後その場で保護者と参観の様子や保護者の心配事などについて個別相談を実施しております。そして、すくすく相談実施後支援が必要とされるお子さんにつきましては、個別支援計画書を作成し、今後の育児や保育に反映させております。

さらに、子供の成長発達や行動改善を促すため、少し頑張ればできる課題に取り組んで、できたことの達成感や認められることによる自信、そして一緒に行動するルールなどを共感し合う気持ちを育てるよう、リズムや運動といった基本プログラムを行うすくすくランドを年長児に実施しており、スムーズな就学に向け発達フォロー支援してまいりたいと考えております。

また、26年度には保育士全員で何度も話し合いを重ね協議する中で、5歳児すくすく相談事業の相談員としてかかわっていただいております教育コーディネーター、臨床心理士、家庭児童相談員、教育関係者、保健師、子育て支援センター所長、保育園長等の委員で構成する要支援児保育支援委員会を立ち上げ、心身発達上に問題がある要支援児に対して一人一人に合った望ましい保育支援、加配保育士の必要性や体制などについて調査、審議していただき、1年間同じ保育士が加配としてついたほうが望ましいと判断された要支援児につきましては、平成27年度から1年間同じ保育士が加配保育士として保育できるよう配慮し、南条保育園に2名の保育士を配置いたしました。

今まで環境の変化に弱く、また落ちつかず、生活の流れにのりづらくトラブルやパニックになってしまうことが多くありました。その結果、物や人に当たるなど危険な行動が増え、安心して過ごすことができず、子供自身が困ってしまう姿がありましたが、1年を通じて同じ保育

士が加配保育に当たることにより大きく成長し、またクラス全体もより安定した環境となり、そして落ちついて集団活動に参加できる姿が増えてきました。そして、子供たち全員が成長し、クラス全体が落ちついて活動できるようになりました。保護者の皆様からは、子供も保護者も担任や加配保育士との信頼関係が深まり、より安定した環境の中で子供も安心して保育園生活を送れ、成長した姿が見られて本当によかったというお話をいただいております。

平成28年度におきましても、要支援児保育支援委員会において調査・審議していただき、2名の子供に対して同じ保育士が1年と通して加配保育士に当たる必要があるという判定をいただいたことから、それぞれの子供に対して1人の保育士が1年を通じて加配保育に当たれるよう臨時保育士2名を坂城・村上保育園にそれぞれ配置するよう準備しまして、障がい児保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

6カ月児からのゼロ歳児保育につきましては、現在、南条保育園で受け入れを行っておりますが、保護者の皆様のニーズや利便性を考慮いたしまして、平成28年度から村上保育園においてもゼロ歳児保育を開設したいと考えており、準備を進めておるところでございます。保護者の皆様方の利便性が一層図られるよう、子育て世代に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

また、子育て支援センターにおきましては、平成28年度から臨床心理士、家庭児童相談員の相談日数や訪問日数を増やすことで、各保育園を巡回しての子育て相談、保育相談や発達フォロー支援の充実に努めてまいりたいと考えております。臨床心理士、家庭児童相談員また教育心理カウンセラーの先生に各年齢のクラスを観察していただきながら、気になる子供さんについて担任と意見交換をし、保育の充実に向け助言や指導をしていただいております。担任のみならず臨床心理士、家庭児童相談員や教育心理カウンセラーに子供たちの発達チェックをお願いすることで、どの子にも目が行き届いた保育となるよう努めているところでございます。

今後におきましても、3保育園の未満児、年少、年中、年長のクラス担任の研修会・研究会等を行う中で、また小学校との連携を図る中で、坂城町の子供たちの乳幼児期、就学前の保育の充実に努め、保護者の皆様が安心して保育園を利用していただきますよう、安全・安心な保育に心がけ、必要に応じた保育体制を構築し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう保育に努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） ハの老人パワーの活用をについてお答えいたします。

今後ますます高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者自身が社会を支える一員として長年培ってきた知恵や経験、技能、意欲など、その持てる力を十分に発揮し、生き生きと活躍する社会の実現が不可欠と考えております。また、高齢者の増加は支援される方が増加していくという従来の高齢者観だけではなく、経験豊かな先輩が増加してきているという見方もでき、現状においても坂城町の高齢者の皆さんは、生きがいや健康づ

くりといった自分自身の生活を豊かにする活動や環境美化、文化伝承、世代間交流など地域に貢献する活動など多岐にわたって取り組んでおられます。

老人クラブにつきましては、現在、町内の14地区で約1,300の方が会員となって、仲間づくりを基本に高齢者の生きがい、健康づくりを実現するため、健康・友愛・奉仕の三大運動を初め、児童の登下校時の見守り運動、地域文化の保存・伝承活動など各地域で取り組んでいただいております。また、保育園では世代間交流保育に重点的に取り組んでおり、誕生日会や季節の行事の際には、高齢者の皆さんの豊富な経験や得意分野を生かし、絵本の読み聞かせや人形劇、腹話術などを披露していただいたり、保育園行事の餅つき、芋掘り、さらには草取りなどを行っていただく中で、ご自身の子供のころをお話をしていただき、保育にご協力をいただいております。

子育て支援センターや保健センターの行事や相談の際には、子育ての経験を生かしお子さんたちの面倒を見ていただくなど、高齢者の皆さんに支援していただいております。さらに、看護師であった経験を生かし、各地区の地域支援グループからの要請に応じて病氣予防の知識やご自身で考えられた体操の紹介を行い、介護予防教室の講師としてご活躍されている方や福祉施設の指導員経験のある方が仲間の協力を得ながら地域支援グループを立ち上げ、世話人として活躍されている方もおいでになります。

ふれあい大学の人材バンクにおいても、ご自身の趣味や特技を生かし、生活文化や美術・工芸、人文・社会科学などの分野に高齢者の方が登録されており、小・中学校の地域学習やクラブ活動において将棋や囲碁、絵画などの講師として、また地域の団体からは町内の史跡探訪やわら細工の講師として依頼があり、頑張っていただいております。

核家族化が進み、少子高齢化社会が進展する中で、元気で活躍する高齢者の姿は次世代への見本となり、明るく希望の持てる地域づくりにはなくてはならないものと考えております。引き続き、町としても高齢者が地域社会に貢献できる多様な場づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

14番（入日さん） それぞれ答弁をいただきましたが、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど町長から消防団は以前は18分団で291人だったと。しかし、平成8年に坂城町に消防署ができたので、平成9年から現在の12分団、265名に減らしたということでした。特に水害や山林火災を考えると大幅には減らせない。また近年大地震やゲリラ豪雨等、自然災害が多発しているので、消防団の定数削減は行わないということでしたが、各区には自主防災組織があります。地元の火災のときなどは、消防団員より早く消防団OBが消火に当たったり、大火事になるのを食い止めた例もあります。また、中之条区のように自主防災組織が、消防団OBなら初期消火もスムーズにできます。各区にある自主防災組織に消防団OBも入ってもらって、初期消火に協力してもらったり、水害なども地域での助け合いが非常に重要になって

くるので、自主防災組織の強化に力を入れたほうがいいと思います。

常設消防署もあるし、地域での自主防災組織がしっかり機能すれば、消防団員が20年も続けなければならないという現状が変えられるのではないのでしょうか。どうしたら消防団員の負担が減らせるか、そういうことを町側ももっと考えるべきではないのでしょうか。分団長をやったら、消防団がやめられるような体制、また今はもう15年ではなくて20年、もしかしたらこれからは25年やらなければならないというような状況がもう生まれているんですね。そういうことで、やはり消防団員が非常に、入ってもなという足踏みをする現状も出てきます。やっぱそういうことをもっと町が真剣に取り組まないと、消防団員だけに任せっきりでだめだと思うんですが、その辺について答弁を求めます。

住民環境課長（金子君） 再質問にお答えいたします。ご質問のとおり、自主防災会の中には中之条区のように、消防団OBの方々が中心となり組織されている地域もございます。自主防災会につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、それぞれ地域の実情を踏まえる中で活動をいただいております。消防団の活動に精通されている消防団OBには自主防災会組織の中で、地域防災のリーダーとしての活躍が期待されるところでございますので、積極的に消防団OBの方々に自主防災会へかかわっていただきたいと考えております。

自主防災会は地域の共助組織として活躍を期待するものでございますが、消防団は火災はもとより災害時には広域的に活動を行い、災害対策本部と地域をつなぐ重要な役割を担っておりますので、災害において消防団と自主防災会が連携して対応することが減災につながるものと考えております。

消防団は、実情により何年やれば終わりというものではございませんが、定数が決まっておりますので、新入団員の確保が重要であると考えておりますので、引き続き区長会、企業等へ働きかけをしてまいりたいと考えております。

14番（入日さん） 何回言っても水かけ論みたいになってしまうんですが、本当にもうそういう消防団に入る若年層がどんどん少なくなっている中で、幾ら働きかけたって無理なんですよ。そういうことを今後、町としても真剣に考えてもらいたいと、そういうことを言っているわけです。

それから、消防団の出動交付金は年報酬に含まれているから出さないということですが、団員の年報酬は2万1,800円です。団員の中には先ほども言いましたように定数があるので、数合わせのために名前だけ登録している方もいらっしゃいます。いつも活動に参加する人とやっぱり出ない人の差が少しはあってもいいのではないかと。そのためにはやっぱし年報酬という形になるのかなという、私の考えなんです。例えば出動したときはガソリン代くらいの交付金を出したらどうか。それから、消防団の優待制度にしても出初式やポンプ操法など参加したら、火災もそうなんです。出動したら湯さん館の無料券をくれるとか、そういう目に

見える支援があれば苦勞が報われたって感じるのではないのでしょうか。

それから、この間、行われましたエヴァンゲリオン展とか、今行われている坂城町のお雛さまなどの特別展の入場料を無料にするとか、町としてもできることはあると思うんですね。そういうこともやはりやっていく中で、消防団はそれだけ大切に思われているなという意識もまた出てくると思うんですね。

県下の中では、理美容店だとか飲食店だとか結構いろいろなところが入っているんですが、まだ坂城町はそこまでPRがっていないのかどうか入っていないんですけど、子育てサポートのお店は、かなりそういうお店も入ってきていますので、ぜひ坂城町の中でも商工会任せではなくて、町としてもそういうところに呼びかけていくような取り組みが今後なされるのかどうか、再度答弁をお願いします。

住民環境課長（金子君） 消防団の行事等への出動につきましては、ポンプ操法大会、出初式等、年間で10回程度出動がございます。それに対しそれぞれ出動交付金が支給されているところでございます。町長答弁にもございましたが、当町におきましては火災や行方不明者捜索の出動交付金は年俸に含めておりますことから、これにつきましては従来どおり、出動交付金交付要綱に基づき交付してまいりたいと考えております。

次に、出初式やポンプ操法大会への参加や火災など出動の際に、湯さん館の無料券の配布等、目に見える支援でございますが、まずはこの1月からスタートしました信州消防団員応援ショップ事業により、消防団員に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

信州消防団員応援ショップ事業につきましては、今後さらに商工会や関係課等と連携をしまして、また飲食店、店舗等が開催する会議などの機会を捉えまして協力の依頼をしてまいりたいと考えております。また、店舗へのチラシの配布や町ホームページへの掲載などを行いまして、町内施設や店舗に信州消防団員応援ショップ事業の周知を図り、より多く登録していただけるよう努めてまいります。

14番（入日さん） 学習支援についてですが、坂城町は加配を入れて障がい児などに対応しているということを私も十分理解はしています。今までやはりそういう障がい児への支援は、結構手厚くしていたんですが、やはり学ぶ力をつけるという点では学習支援、特に低所得世帯へのそういう支援がやはり今まではやってこなかったのではないかと。

前回、そういうことを質問したときに、長野のマイサポのほうですか、丸投げみたいな形の答弁しかもらえなかったんですが、やはり全ての子供が小・中学校で学ぶ基礎学力程度は完全に身につけられるように、例えばヨーロッパなどでも多く行われているんですが、四、五人のグループ学習でお互いに教え合う、そうすることによってお互い理解が深まる。また一緒にいろんな意見を出し合うことでお互いのいろいろな考え方がわかるし、一人一人の違いがあっていいんだということが認められる。そういうことによって、いじめはなくせるというようなね、

ことが実例としてありますので、坂城町としてもそんなような取り組みができないか。また、地域での補習、学生、特に長野大学とかそういう人たちにも協力してもらって、学生や退職職員の力を借りて、土日などの予習・復習あるいは春休みや夏休み、冬休みなどを利用した個人それぞれの理解度に合わせた学習が進められないか、そういうことを再度お尋ねします。

教育文化課長（宮下君） 低所得者に対する学習支援ということでございます。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今、県のほうでも計画をつくって進めておるところでございます。そうした中で私どもとしまして、例えば先般も校長会等でもお話をさせていただいておりますけれども、また学生ボランティアについても例えば長野大学等と連携を結んでおりますので、そうした中で、またそういうような教育支援ボランティアの募集等も協議していければと考えておるところでございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、例えばあと居場所づくりも非常に大切なことかと思いますので、例えばそういうところで放課後、児童館へ寄った後、またその児童館をどういうふうに生かせるかとか、そういうようなことも踏まえて今後検討して、研究してまいりたいかなと考えているところでございます。

14番（入日さん） 奨学金についてですが、坂城町は先駆的に給与という形で、ほかの市町村はほとんど貸し付けなんです。坂城町は給付しているということで、そういう点は非常にすぐれていると思うんです。低所得世帯には本当に5千円でもありがたいね、本当にありがたいという声を私も聞いています。やっぱり貸与になると、その後の返済や何かが大変だと。実際に今奨学金も貸し付けの制度になってしまったので、大学を出てからも就職してからも、その返済に非常に苦労していて結婚もできないというようなアンケート調査もありました。だから、本当に貸し付けではなくて給付という形が一番望ましいんですが、ただやはり大学というのは非常に費用がかかるわけです。そういう中でもう少しその増額はできないかと。特に町に帰ってきてもらえれば、優秀な人材が町としても活躍してもらえる人材が期待できるわけですし、そういう意味では貸与という形でもいいのではないかと。

例えば、ある企業では理工科に進む大学生に月5万円の奨学金を支給して、長野県内に就職すれば返済は免除するというのをやっており、保護者や大学生に非常に喜ばれています。そのためにほとんどがやっぱり県内に帰ってきて、就職しているんですね。そういう点も考えれば、もうちょっとそういう考慮の余地があるのではないかと思いますので、ちょっとその辺についてもう一度答弁をお願いします。

教育文化課長（宮下君） 奨学金の貸与もいかなものかということでございますけれども、先ほどもご答弁いたしましたけれども、現行は坂城町のほうは給付型で取り組んでおります。そうした中で現行の給付型の給付額の増、それとまた果たして貸与型がどのような方向で考えられるのか、それにつきまして原資である奨学基金と推しはかりながら、今後研究してまい

りたいと考えております。

14番（入日さん） 保育士の問題については、1年間加配がかわらずに済むようになったということは評価します。やはりこれからベテランの保育士がどんどんどんどん退職される中で、どうやって経験を積んでいくかということがとても重要になってくると思います。

それから、老人パワーの活用では、本当に町もいろいろな形で取り組んでいることは承知しています。でも、私たちの気づかないところでやはり役に立ちたい、自分の能力を生かしたいと思っている人がいるとしたら、その力を発揮してもらえなければ宝の持ち腐れになってしまうのではないのでしょうか。本人も周りも輝き、元気になれる、こんなすばらしいことはないと思います。私も日本の昔からある遊びがどんどん忘れられ、なくなっていくのがとても残念です。昔遊びの伝承ができるような多世代交流ができる場所がたくさん欲しいと思います。

それから、「エヴァンゲリオンと日本刀展」は約1万3千人が来館され盛況のうちに幕を閉じました。日本刀の美しさや魅力を遺憾なく発揮できたと思います。また、町内企業の技術力の高さもPRすることができました。サポーターを初め、町内外からいろいろな世代が坂城町に訪れ、町の知名度も上がったと思います。地域の商店も久々にお客が増えて助かったと思います。

私もいろいろ要望しましたが、予算との兼ね合いがあり、なかなか実現できないことは承知しています。本年度から移住・定住施策に力を入れ、子育てしやすいまちづくりやふるさと納税に地域の特産品を使い、坂城町をPRしながら産業振興を図る等、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町になるための前進が図られています。少子高齢化になっても住み続けたいと思える魅力ある町にするために、ともに協力し力を尽くしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 4時29分）

3月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	伊達博巳君
財政係長	伊達博巳君
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	竹内祐一君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) スキーバス転落事故の教訓ほか 塚田 忠 議員
- (2) 安心・安全な生活道路をほか 塩入 弘文 議員
- (3) 産業振興についてほか 滝沢 幸映 議員

第 2 議案第 1 号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

第 3 議案第 2 号 坂城町行政不服審査法施行条例の制定について

第 4 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 5 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

第 6 議案第 5 号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 7 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 8 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 10 議案第 9 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 10 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 11 号 町道路線の認定について

第 13 議案第 12 号 平成 28 年度坂城町一般会計予算について

第 14 議案第 13 号 平成 28 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 15 議案第 14 号 平成 28 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 15 号 平成 28 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 17 議案第 16 号 平成 28 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 18 議案第 17 号 平成 28 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 19 議案第 18 号 平成 28 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に13番 塚田忠君の質問を許します。

13番（塚田君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. スキーバス転落事故の教訓

イ. 町のバスの運行管理は

1月15日の早朝、軽井沢町の国道18号線の碓氷バイパスでスキーバスツアーの転落事故で若い多くの死傷者を出したニュースは大きなショックを与えております。とうとい若い命を落とされた15人の皆様のご冥福を心よりお祈りいたします。

事故調査結果、スピードのコントロールができず発生したものとされています。原因はバス運行会社の低価格競争により国の定めた運行管理ができていなかったと伝えられています。事故後、バス運行会社の国土交通省の調査結果では、国で定められた法令違反が33件もあったそうです。今回、事故を起こした運転手は、以前勤めていたバス会社で1カ月前に任意の運転適性検査を受けており、総合的な評価では最低の「特に注意」と診断されたと報じられています。運転適性検査は国土交通省がバス会社に対し国が認定した検査を運転手に受診させることを法令で義務づけており、対象となる運転手は事故を起こした運転手のほか、新たに雇った運転手や65歳以上の運転手であるということです。

軽井沢事故後、国土交通省が県内のバス事業者に対し調査したところ、過去に安い運賃で業務を引き受けたことがあるかという問いに対して、県内の事業所は約7割が引き受けたという答えだそうです。ドライバー不足によりバス運行会社は法令を無視し、運行を続けていると国土交通省は報じています。

質問に入ります。バスの運行会社は国土交通省の運輸局の許認可が必要であり、また認可とは別に、国土交通省はバス会社に対して国が定めた検査を運転手に受診させることを法令で義務づけています。町が庁用バスと循環バスを委託している会社では、法令で義務づけられたドライバーの健康管理、運転適性検査等を定期的に行っているかどうか、お尋ねいたします。以上、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいまご質問のありました1番目のスキーバス転落事故の教訓イ. 町のバスの運行管理は、についてお答え申し上げます。

まず初めに、軽井沢町でのスキーバス事故により犠牲になられた皆様には心よりご冥福をお祈り申し上げるところであります。

さて、ご質問の町の庁用バス及び町の循環バスにつきましては、旅客運送事業の認可を受けた有限会社信州観光バスに委託しまして運行しているところであります。委託先のバス会社では、安全統括管理者及び運行管理者を置き、運転適性検査はもとより、年1回の健康診断、毎朝の就業前のアルコールチェック、前日勤務からの空き時間のチェックなど運輸局に届け出た安全管理規定に沿って安全管理が実施されております。また車両につきましても、毎朝運行前点検を実施し、異常がないことを確認した上で運行するよう万全を期しておられるところであります。

なお、坂城町循環バスは平成14年度の道路運行法の改正に伴い、誰でも乗れる路線バスとして南回り、北回りの2ルートで、それぞれ6便、計12便を日曜祝祭日及び年末年始を除く毎日運行しており、平成24年度からは、このうち午前1便、午後1便を信州上田医療センターまで延伸し、地域の基幹医療への交通確保を図ってきたところであります。

使用車両につきましても、従来、運行事業者の貸し切りバス仕様のもので使っておりましたが、平成26年度に北回りを、本年度に南回りを路線バス仕様として町が調達し、更新いたしました。これにより前後の行き先方向幕や音声案内、降車合図ボタン、ステップなどが装備され、利用者の皆様から好評をいただいております。

また、乗降中の表示も装備され、安全に停車することができるようになりましたので、去る2月26日に開催されました長野運輸支局、千曲警察署、国・県・町の道路管理者、地域交通事業者、住民代表による坂城町地域公共交通会議におきまして、路線上で安全が確保される場所であれば、どこでも乗降できるシステムの導入について信州観光バスより提案をいただき、ご議論いただきました。今後、関係機関のご指導をいただく中で、導入に向け実証試験を進めてまいります。

この循環バスは町内200円、上田までが400円で、どなたでも乗れる路線バスであり、中学生やバスをお持ちの高齢者の方は半額で乗ることができます。坂城、テクノさかき両駅や湯さん館への足として、高齢者や障がいのある方はもとより通勤、通学など多くの町民の皆様にお気軽にご利用いただければと思っております。

循環バスの運行に当たりましては、安全には十分に配慮しつつ、あわせて利便性の向上も図ってまいりたいと考えております。今回の軽井沢でのバス事故を他人事とせず、町のバスを初めその他の庁用車につきましても、安全な運行に努めてまいりたいと考えているところであります。

13番（塚田君） 大変な嫌な調査をお願いしたことをお許しいただきたいと思っております。町民が安心して利用するためにお聞きいたしました。法令を遵守して立派なバス運行会社を運営され

ていることに安心しました。心より感謝申し上げます。今後も従来どおりの会社を運営されることを望みます。今までも心配なく利用させていただいておりましたが、法令無視の会社が多いという調査結果を見て今回取り上げさせていただきました。今後も安心して便利な地元のバスを大いに利用させていただきます。軽井沢で事故を起こした東京のバス会社は業務取り消しの処分を受けておりますが、奪われた命は戻りません。運転不適性な運転手に、ただ運転免許証があるからと業務に携わらせたことに会社に対して怒りを感じます。

2. 防災行政無線について

昨年9月議会で有線放送についての一般質問をさせていただきました。全戸が入れるような新しいシステム導入を、できる限り早い時期というお答えでしたので、大分先のことかと考えておりましたが、今年1月の4日、テクノセンターで行われた賀詞交歓会の席上、町長の挨拶の中で、防災行政無線の導入についての話がありました。すばらしいことを考え出したと感心しておりましたやさき、1月の6日、信濃毎日新聞北信版に「防災行政無線の受信機 坂城町全戸配布検討」と大きく出ておりました。我々町会議員もまだ先のことかと思っていたやさき、マスメディアにより公表されて、今後の計画に支障を来さないか心配するところであります。

2月の全員協議会において企画課より報告があり、受信機の機能等はほぼ理解でき、現在検討中とのことでありますが、私は無線については全く知識がなく、幼稚な質問をさせていただきます。この件につきましては、今回2人の同僚議員から質問がありましたので重複する点はありますが、お許しいただきたいと思えます。

1、現在使われている有線電話は廃止になるのかお伺いいたします。

2、屋外スピーカーは従来どおり利用するように感じますが、そこはどのようになっているか。

屋内スピーカー加入者はどうなるのか。

4、町内は複雑な地形であるが、町全地域で受信できるのか。また電波障害はないかお聞きいたします。

受信料はどのくらいかかるのか、現時点の計画進捗状況と開始予定はいつごろになるか予定をお聞きいたします。

最後の2点につきましては、同僚議員の質問でわかりましたから、結構です。以上お答えをいただきます。

企画政策課長（柳澤君） 防災行政無線について、イ. 現行有線放送電話はどうなるかについてお答え申し上げます。

現在使用している有線放送電話につきましては、平成6年の設備更新時には3,846件の加入がございましたが、およそ20年後の平成27年3月末には2,961件となり、加入率

は50%を割り、町からの情報が各家庭へ伝えにくくなっております。また施設の老朽化に伴う故障の際の部品の調達も困難なことから、トータルメディアコミュニケーションシステム「つながる あんしん 坂城町」の第1段階として同報系の防災行政無線を整備することとし、それによりまして現在の有線放送電話は廃止する方向でございます。このため、現在の有線放送電話のシステムを使用しております既存の屋外スピーカーにつきましても同様に使用できないこととなります。

同報系防災行政無線整備の中で、町からの情報を町民の皆さんにお伝えする手段として、現行の屋内スピーカーにかわるものとして防災行政無線の個別受信機の無償貸与を想定した全戸への配布を考えております。あわせて屋外スピーカーにつきましても、同報系防災行政無線に対応した耐震を考慮したものを設置する予定でございます。

町内での電波障害につきましても、坂城町の地形の形状に伴う電波の伝わり方について机上での電波伝搬シミュレーションを行っております。幸いにも坂城町は全体的に見通しがよいことから、電波の伝わりもおおむねよいと考えられ、電波の伝わりにくい箇所には再送信子局を設けて対応することから、電波障害による不感地域は少ないと思われまます。

具体的には、平成28年度に基本設計、実施設計を進める中で机上調査の結果を踏まえ、電波の伝わりにくい地域を重点的に、現地での実証実験を実施する中で不感地域の絞り込みを行い、その解消を進めるよう対策を講じていく考えでございます。以上です。

13番（塚田君） ただいまお答えいただきましたが、28年に設計ということは、開始というか、その辺はまだ設計次第ということでしょうか。後で結構ですが、再質問させていただきますが、防災無線にかわった場合ですね、今度は放送内容ですけど、緊急速報のほかに現在有線放送で流れているような、何というんですか、定時放送はそのまま無線を使ってできるのか、または商業放送も、商業ってコマーシャル、そういうものも無線を使ってやるのかどうかお聞きします。

それからもう1点、現在、有線回線を使ってインターネットを利用させていただいておりますが、有線回線はトータルメディアコミュニケーションシステムに関連しているのかお聞きいたします。もし関連があるようでしたら、現在加入者数をお聞かせいただけます。その利用者は今後どのようになるのかもお聞きいたしますが、また利用代金も変わってくると思いますが、どのように変わるのか、以上3点お聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） ご答弁申し上げます。開始の時期につきましては、下記2点からよろしいということでお答えをしなかった状況でございます。今後の予定としましては、平成29年度に設備の整備を行いまして、平成30年度の運用開始を予定しているところでございます。

続いて、内容の部分でございます。同報系の防災行政無線ということでありまますので、原則

としまして町からのお知らせが中心となるような状況になります。定時放送という部分につきましては、町からのお知らせということで対応が可能かと考えておりますが、商業的な部分、コマーシャルといった部分は厳しいものというふうに考えるところでございます。

それから、有線放送電話の回線施設を利用いたしましたインターネットの部分でございます。現在、その回線を利用しましてインターネットプロバイダー業者へ貸し出してございまして、有線放送電話が廃止になりますと回線の使用ができなくなるような状況でございます。インターネットの閲覧におきましては、動画を中心とした大容量の内容が含まれまして、利用者の選択肢としまして高速通信が可能な回線のニーズが多くなっているというようなことをお伺いしているところでございます。

町の有線放送電話と連携をしておりますプロバイダーは現在2社ございますが、この2社とも自社による光回線網のサービスを提供しているようでございます。現在加入中のプロバイダーを変更しなくても回線のみの変更も可能ということでございます。今後、防災行政無線へ向けて整備を進める中で、有線放送電話回線を利用されておりますインターネットの利用者の方々につきましては、回線廃止のスケジュールと回線移行のご案内をさせていただきたいと考えております。

使用加入者数でございますが、2社ございまして、それぞれ110件と111件というような状況となっております。申しわけございません。先ほどの加入者数でございますが、100件と111件でございます。訂正させていただきます。

13番(塚田君) わかりました。それでは次に行かせていただきます。

3. 新幹線横坑利用について

新幹線横坑利用について、過去私は25年の6月議会と26年6月に一般質問で過去3回ぐらい取り上げさせていただいております。横坑は平成8年、旧鉄建公団から無償で譲渡されたすばらしい宝物であります。平成12年に横坑開発研究会が組織され、ホワイトアスパラガスの試験栽培を明日の農業を考える会が主体的に生産、販売してきました。ホワイトアスパラガスは銀河の貴婦人として商標登録され、坂城特産品として評判がよいが、生産量が少ない。

25年4月19日、横坑見学の際、お聞きしたら根株不足とお聞きしたので、その年の6月議会の一般質問で、アスパラ育苗農家を求めて生産拡大すべく支援してはどうかということに対しまして、明日の農業を考える会が主体で運営しており、安定経営が見込め組織の拡充が必要となれば検討するというお答えでした。

イ. 横坑利用の見直しを

今年の1月26日総務産業常任委員会全員で原木会の皆さんの案内で坑内利用状況を見学してまいりました。原木会のほだ木の栽培面積は広がっていましたが、アスパラの生産面積は逆に少なくなっていました。根株の失敗とお聞きしてきました。横坑を譲り受けてから今年

20年目になります。生産品目を検討するような横坑利用の見直しが必要ではないかと感じます。

ロ. 新たな利用希望者の受け入れを

町内の知り合いの方が、中之条の横坑を借りたいが、どこに申し込めばよいのかと尋ねてくる人がおりました。トンネル内の暗い空間を利用して野菜のもやしを生産販売したいということです。現状を伝えて理解をいただいたが、不満げみでした。

町内には、横坑利用希望者がほかにもいるのではないかと思います。坑内への雑菌の持ち込み、また危険防止のために不特定多数の入坑を抑えているために、現在2団体に制限しているということはわかりますが、2団体に入会しない個人の利用者を認めて維持費ぐらいは利用者で稼ぎ出してもらうことはできないかお尋ねいたします。

ハ. 落盤事故を想定した避難施設は

坑内利用人数の制限をしている事由の一つは、トンネル内の岩盤のむき出しの坑内の崩落の危険が伴うための措置と理解しております。しかしながら、坑内を補強するには莫大な経費がかかります。現状で利用するならば、新幹線方向へ通じる避難脱出口あたりにつくるか、坑内にシェルターを設置するか、町では今どのように横坑を利用していくかお答えいただきたいと思います。以上、3点お聞きいたします。

産業振興課長（塚田君） 新幹線横坑利用について。イ. 横坑利用の見直しをについてお答えします。

ご質問の横坑は、正式名称を五里ヶ峰横坑作業トンネルと称し、平成8年に旧鉄道建設公団から無償譲渡を受けたものであります。当初、産業振興や地域活性化の方策を模索する中で、観光資源としての活用や湧き水を活用した水力発電など、多方面からさまざまな関係機関・団体の方々に参画いただく中で検討を繰り返してきた経過がございます。

そうした中で、農業生産施設としての活用に着目し、先ほどもお話がありましたが、ホワイトアスパラガスの栽培について県の試験研究機関の協力等を得ながら取り組み、試験栽培を経て現在に至っております。また平成17年以降、横坑内の環境を生かした原木キノコの培養施設としての活用検討を経て、里山の整備と魅力ある地域ブランドの創出を目指した原木キノコ栽培も開始されました。

横坑における、これら農林産物につきましては、先般も現地をご覧くださいの中でご説明申し上げましたが、ホワイトアスパラガスにつきましては産地化をゼロから立ち上げ、栽培面積の拡大、マーケティング、生産設備の整備など順次計画的に進める中で、坂城町明日の農業を考える会を主体として取り組まれてきたものでございます。このホワイトアスパラガスは銀河の貴婦人として商標登録され、12月に出荷販売される国産ホワイトアスパラガス唯一の産地として高い商品性と生産者みずからの自負を背景に個別化された地域ブランドとして生産振興に

励んでいただいております。

ここ数年はアスパラガス産地の共通課題となっている茎枯病の蔓延の影響もあり、安定した収量の確保が課題となっていました。昨年からはアスパラガス根株の養成を外部の農業生産法人に依頼、供給していただくことで横坑内で安定的に生産を行う計画となっていました。しかしながら、依頼先の農業生産法人における根株養成が不十分であったため、今年度は生産計画に対し予定収量が大幅に減少してしまいました。このように外的要因により生産量が左右されやすい傾向にあるものの、事前に採算性や収益性を十分考慮した上で事業を実施しております。

原木キノコにおきましては、マイタケを初めヤマブシタケ、ナメコなど原木栽培に特化した生産販売に取り組んでおり、お～い原木会が主体的な事業展開を行っております。原木キノコのほだ木生産が中心であります。原木キノコの商品開発のほか、消費拡大のためイベント出展及びきのこと祭り、シイタケの駒打ち体験の開催や屋代南高等学校との連携によるキノコを素材とした料理のレシピ集作成など消費者へのPRにも努めております。

当然、生産性向上に関しても運搬車導入等、機械化を進める中で、ほだ木品質の安定、ロス率の低減など経営努力をしておりますほか、長野県森林づくり県民税を財源とする森林づくり推進支援金を活用し、森林資源の有効活用を目的とした広葉樹の伐採、搬出により循環型資源の有効活用も事業目的として実施いただいております。

今年度は、地域発元気づくり支援金事業を導入し、横坑内の環境整備や商品性の高い商品開発のための設備投資などを積極的に実施し、ブランド力を高める取り組みをしているところであります。また、トンネル内は温度が安定している、また光が入らないということを活用いたしまして、ワインの保管庫の利用も検討しているところでございます。

続いて、ロの新たな利用希望者の受け入れを、についてのご質問ですが、現状は横坑の出入り口は1カ所のみとなっており、不特定多数の方が横坑に出入りすることは消防法上、認められておりません。また、間仕切りを実施することによる通路の確保、作業性への影響の検討など、現在利用されている農業団体との利用上の調整などが必要となることから、個別事案については検討が必要と考えておりますので、現時点では有料での貸与については考えてはおりません。

非常用の避難施設や外部への脱出口の設置についてのご質問ですが、落盤等の危険性については表面を被覆しているモルタルは剥がれる可能性があるものの、横坑掘削時の岩盤の性質や横坑の構造から永久工作物として問題ないとの回答をいただいております。一方、脱出口の設置となりますと危機管理上必要と思われませんが、整備費用が多額であり現実的には困難であるのが実情であります。今後は横坑作業時にはヘルメットを装着するなど、危被害防止とその啓発にも努めてまいりたいと存じます。

いずれにしても、横坑は他の地域にはない地域資源の一つでもありますことから、さま

さまざまな意見をいただく中で今後ともより魅力のある施設としてさらなる利用を模索してまいりたいと存じます。

13番（塚田君） 今後とも新たな仕事を模索していくということですが、やっぱり地域の、坂城住民の希望は取り上げてもらえないということになるわけでしょうか。まあいいです、それは。しょうがねえや。

坑内は、現在使われている部分は全体の4分の1程度というふうに感じたんですが、振興公社のワイン貯蔵スペースを見込んでもまだ大分余裕があるわけですね。昨日の同僚議員の質問で坂城産ワインが横坑内と振興公社の倉庫に保管されているということをお聞きしましたが、1月26日視察の際には見当たらなかったんです。

以前、山梨の勝沼、旧国鉄のトンネル跡を利用してワインカーブという熟成、貯蔵で成功している施設を視察して、26年6月に一般質問で取り上げさせていただきましたが、利用者が322人、年間売上3千万円、新規利用者は6年待ちという話を聞いてまいりましたが、町の横坑も勝沼ワインカーブ同様に熟成、貯蔵をして横坑利用して稼いだらどうかという質問をさせていただきました。お答えは貯蔵に適する坑内の温度、湿度を計測中である、坂城産ワイン貯蔵施設として検討しているが、外部から受け入れることは考えていないという寂しいお答えをいただきました。

広い坑内を安全に整備してさかきワイン形成事業の一環として有効的に使い、千曲川ワイン構想、近隣市町村のワインを預かるようなことは考えられないかと思いますが、これ通告にならないからお答えいただけるかどうか、お答えいただけないようでしたら、今後検討をお願いしたいということで。ワインカーブということですね。

産業振興課長（塚田君） 決して貸さないというふうには言っていないと思うんですけども、やはりこの横坑を活用するためにいろんなことを考えながら今までもやってきております。ただ貸してくれと、何をするかわからないような、そういうことで貸すことは当然できないかと思っております。

ワインカーブのほうですけども、やはり私も山梨のほうは見学をさせていただきましたけれども、やはり状況が違うと思います。若干、坂城町のトンネルは、やはり湿度が高いというような問題もございますので、素直にワインカーブとして活用することはできないかと、何かしらの設備が必要ではないかというふうなことを言われておりますので、今すぐにワインカーブにしろと言われても、なかなかそれは困難ではないかというふうに思います。以上です。

13番（塚田君） わかりました。貸さないとは言っていないということは、じゃあ申し込みがあったら書類審査等で貸し出すということのように理解してよろしいということですかね。

産業振興課長（塚田君） 先ほども答弁でお答えしましたように、今使われている団体とうまく調整ができてということも申しあげましたけれども、やはりそういう団体の迷惑になるような

使い方をされると大変困るということでございます。通路を塞ぐような、そういう使い方をされたりとか、そういう問題もございますので、どんな内容か具体的に申し上げていただければ、またそれは検討できることになろうかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

13番（塚田君） よくわかりました。時間大分ありますが、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時50分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、9番 塩入弘文君の質問を許します。

9番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年の7月には参議院選挙があります。安倍首相はこの選挙で3分の2の議席を獲得し、憲法9条を変えると明言しております。今の自衛隊が海外で武力行使をするには憲法9条が合わなくなっているという理由づけです。これほど本末転倒した意見はありません。日本人300万人、アジア人2千万人以上の犠牲者を出した戦争を二度と繰り返さないという当初の日本人の決意が、この憲法9条に込められています。この憲法9条を変えて再び戦争することには許されません。昨年9月19日、自民、公明で強行採決された安保法制、いわゆる戦争法の廃止を目指して今多くの市民の声に応じて野党5党が合意し、今年参議院選の最大の争点にしております。平和への道を選ぶか、戦争への道を選ぶか、戦後最大の岐路に立たされていると思います。

さて、国会では28年度国家予算が衆議院を通過しました。予算総額は9兆6千7億円でいう戦後最大規模です。自民、公明などは賛成しましたが、野党5党が反対しました。予算の中身は貧困の格差を是正するものではなく、国民には消費税を初めとする税の負担増、300兆円もため込んだ大企業には大減税、社会保障費を大幅削減して、軍事費は過去最高の5兆円を超えております。オスプレイを初め、戦闘機F35、イージス艦等々、アメリカの海兵隊とともに攻撃できる兵器が多いです。今年国家予算は戦争をするために国民の暮らしや福祉にしわ寄せをする予算です。私は戦時中の経験もあります。「欲しがりません、勝つまでは」というのが合い言葉でした。戦争をするということは暮らしだけではありません。秘密保護法のように国民の口、目、耳を塞ぎ、国民の知る権利を奪います。さらに、教育も時の権力に押しつける教育内容に変えられていきます。マスコミもNHKを初め安倍政権に批判的なことを言えば干されてしまいます。政権に不利な番組の電波をとめてしまうなどの圧力もかかっております。

このように国家権力の圧力で国民の知る権利が奪われ、まさに戦前の大本営になるんじゃないかという危惧があります。マイナンバー制度も悪用される心配もあります。安倍自公政権は

憲法9条を変えるだけでなく、日本国憲法が保障する内容を全面的に変えようとしております。安倍首相が目指す戦後体制から脱却として、戦前の体制に逆戻りさせようとしているわけです。このような社会を再び許すわけにはまいりません。今の自治体には国の悪政から防波堤となって国民の命と暮らし、福祉を守る使命があります。

地方創生という名でどの市町村も総合戦略の計画がつけられました。四つの基本目標が具体化されました。第4番目の基本目標には生涯にわたり安心して快適な暮らしをすることができる地域をつくとあります。そのために町民同士が助け合いながら安心して生活できるよう、さまざまな活動を行い、地域活動について自治区など住民主体の地域コミュニティによる推進を支援すると書いてあります。この内容を今後、町がどのように支援しながら具体化していくのかを中心にしながら、他の身近な問題についても質問します。

1. 安心・安全な生活道路を

イ. 道路のバリアフリー化

高齢化社会を迎え、坂城町は坂城駅にエレベーターをつくり、そして坂城駅周辺の活性化を図ってまいりました。道路などのバリアフリー化は安心して暮らせるまちづくりに必要です。坂城町は坂城駅周辺だけでなく、町全体のバリアフリー化も計画しています。そこで、今年度の計画と今後3年間の見通しについてお尋ねをします。

ロ. 安全な道路について

第1に、南条小学校の中之条から南条小学校までの旧道のグリーンベルトの延長計画はどのように考えているか。旧南条保育園があったところには、グリーンベルトがあります。しかし、そのほかにはありません。南条小学校PTAからも要望が出されているわけですが、旧道は狭く交通量も多いため小中学生の通学路として危険が伴います。かつて金井橋の交差点では死亡事故が起き、お地蔵さんが立っております。それ以後もまた事故が起きております。また、南条保育園から北側は道が狭く、しかも坂になっており大変な場所です。危険なところです。水路のふたもほとんどグレーチングになっており、歩行に不便です。グリーンベルトも引けません。町横尾区や中之条の保護者からも子供たちの安心して歩ける通学路にしてほしいと強い要望が出されています。ぜひ早急の実現できないかお聞きします。

第2に、産業道路の谷川の若草橋から南条小学校へ行く八幡さんのところまでは多くの子供が通る通学路になっております。道はまだ狭く、自動車も制限時速30kmのところをオーバーし、スピードを出しています。拡幅工事はお金もかかるので、なかなか進みません。保護者から強い要望で、危険なところにはガードレールかガードパイプをつくってもらえないか。今の若草橋の南側約70mぐらい仮のガードレールが今つくられています。とても安心感があります。危険なところには、ぜひ延長できないか。四ツ屋地区の産業道路にはガードパイプがつくられています。金井地区にもつけれないかどうか。

第3に、坂城小学校の北側の道路から産業道路との交差点は点滅信号になっており、南日名から来る小中学生は横断するときに危険を感じております。安全な措置はとれないか、坂城小学校のPTAからも要望が出されています。検討して、ぜひ今年度中に実現できないかどうか。

ハ．産業道路の拡幅工事は

第1に、今年度予算は1億500万円という大幅に伸びておりますが、どのように行われるのか。また今後、計画はどうか。以上、第1回目の質問とします。

建設課長（青木君） 1. 安心・安全な生活道路を、のうち、イ. 道路のバリアフリー化につきましては、平成26年5月に供用を開始しました坂城駅エレベーターを象徴として、駅前広場の段差解消や駅周辺道路へのグリーンベルト表示、坂道への手すり設置などの整備を進めております。また、横町通りにつきましては、建設事務所により車椅子やベビーカー、歩行者などの通行の支障とならないよう側溝のふた、これはグレーチングでございますが、グレーチングを細目のものに交換したり、側溝の表面の傷んでいる箇所の補修についても平成27年度に対応いただいたところです。

平成28年度のバリアフリー化事業につきましては、横町通りから坂城高校へ至る道路の歩道未整備箇所のうち、特に見通しの悪い50m区間について、本年度、用地及び物件移転のご協力をいただきましたので、引き続き歩道設置工事を実施してまいります。

次に、今後のバリアフリー化事業の実実施計画でございますが、実施計画は3年間の計画で毎年見直しを行っており、現在は平成28年度から30年度までの計画を策定しているところでございます。平成28年度以降、29年度につきましては、横町通り南側歩行者通路の舗装、30年度には岡の原から旭ヶ丘までの歩道未整備箇所の側溝改修、グリーンベルトの設置を計画しております。それ以降につきましては、小中学校の通学路や公共施設など町内へ面的に広げ、安心・安全な通行の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、ロ. 安全な通学路につきましては、交通安全施設などの設置要望は、地元区からの申請書による要望や各小中学校PTAからの要望を受け、現地立会いや関係機関による現地での合同点検により対策の必要な箇所につきましては検討を重ね事業を実施しております。南条旧道のグリーンベルト設置につきましては、金井橋北側につきましては、平成25年度より南条小学校PTA役員の皆様によりグリーンベルト塗装作業を実施し、設置をいたしました。

また、町横尾区、城坂地区につきましては、道路側溝改修について平成28年度分の町単補助事業として申請書をご提出いただいております。新年度に入りまして町内各区からのご要望をいただいた申請箇所とあわせて区役員の方と現地調査を実施し、緊急性や危険度などを勘案し実施について検討してまいります。そのため、グリーンベルトの設置につきましては、道路側溝の改修などの調整が必要となってまいります。PTAが主体となっている箇所であるため、PTAとの調整の上、実施する際には材料などの支給について検討してまいりたいと考えており

ます。

次に、町道A01号線、谷川から南条小学校までのガードレール設置につきまして、現在の歩道は車道との境界には段差をつけ分離している状況です。地元区及び小中学校PTAからは南条地区の産業道路の歩道にガードレール等の設置要望は現在ありませんが、金井地区においては今年度、南条小学校建てかえ工事にあわせ南条小学校東側産業道路沿いの歩道にガードレール約11.5mを設置してまいります。また現在、事業実施しているA01号線酒玉工区につきましては、道路拡幅に伴い用地建物補償契約を順次進めているところですが、若草橋南側につきまして、通学路でありながら歩道がない区間について、住宅の移転に伴い通学路として安全な空間を確保するため仮設歩道を設置し、車道と歩道の境界にガードレールを設置いたしました。

次に、坂城小学校北側旭ヶ丘地区の点滅信号の交差点につきましては、平成23年度にPTAからの要望を受け、交通安全施設設置工事により、点滅信号の産業道路側に注意喚起のための徐行の路面標示を施工いたしました。PTAからの平成28年分の要望につきましては、現在教育委員会で取りまとめているところでありますので、今後PTAや警察など関係機関と現場を確認する中で、通学路として歩行者などの安全を最優先とした対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、ハ. 町道A01号線（産業道路）の拡幅工事につきましては、平成19年度より金井地区、平成25年度より酒玉工区の事業認可を受け事業を実施しております。金井工区につきましては、玄関先や駐車場になっている箇所などが道路用地となるため、近隣への代替地を要望しており、現在地権者の皆様に代替地についてご提示をして検討をいただいているところです。平成28年度は道路用地と代替用地について引き続き契約に向け交渉を進め、用地がお願いできた段階で工事を実施していく予定です。

酒玉工区につきましては、平成27年度に若草橋南側の産業道路東側について契約締結となり、住宅の移転を行うとともに仮設の歩道を設置し、歩行者の安全確保を図ってまいりました。平成28年度につきましては、道路西側の用地建物補償契約を優先して進め、あわせて若草橋のかけかえに伴う河川協議を県と進めていく予定となっております。

今後の町道A01号線産業道路改修の見通しといたしましては、現在実施している南条地区の整備の早期の完成を最優先に事業推進を図り、その後坂城地区に着手していければと考えているところでございます。

9番（塩入君） ただいま課長からる詳しい答弁がありました。前向きに進めていくというお話ですけれども、通学路については区やPTAからも出されていることは承知しております。今後、実地調査をしながら検討していくとのことですが、事はやはり子供たちの安全を守るというまさに命の問題です。県内でも通学中に事故に遭った子供たちが数多くあります。

交通事故はいつどこで誰が犠牲になるかわかりません。少子化で子供たちが少なくなっている今、子供たちは地域の宝です。そういう意味で、安全には万全を期していただきたいので、ぜひ今年度中に実施できるよう努力していただきたいと思います。

２．健康で安心な町に

イ．総合事業に向けての基本計画は

一昨年、安倍政権は医療介護総合法を提出し、全野党が反対する中、自民党、公明党が強行採決しました。その結果、この法律に基づき要支援１・２の人が利用している訪問介護・通所介護が介護サービスから切り捨てられ、新たに自治体が行う新総合事業に移行します。今、全国には１７０万人の要支援者がおり、坂城町にも１２０名以上おります。今後増加することが予想されます。安倍政権は医療・福祉予算を大幅に減らし、来年には要介護１・２の人まで介護サービスの一部を切り捨てる計画が進んでおります。また、７５歳以上の後期高齢者に対しても介護・医療費の負担を２倍にする計画が進んでいます。

昨年、介護報酬の大幅の減がありました。その結果、介護にかかわる事業所が大ピンチになっております。廃業に追い込まれた事業所もあります。消費税増税と介護報酬の切り下げのダブルパンチで、赤字になった事業所が半分近くになっています。坂城町でも貴重な事業所が１軒休業に追い込まれました。そのため利用している人は、あいている事業所を探すのに四苦八苦しております。このように安倍政権の福祉切り捨ての政策の後始末を市町村でやりなさいということですから、今どこの市町村も大変なんです。

そこで、新総合事業を進めるに当たり、町としてどのように考えているか質問したいと思います。

第１に要支援・要介護の実態と要望についてお聞きします。平成２６年、２７年の要支援・要介護の人数と今後の推移について。次に、どんな要望が出されているか、これを総合事業にどのように反映させていくのか、お聞きします。

第２に、町内事業の訪問介護・通所介護の状況と課題について質問します。

第３に、要支援１・２のサービスを低下させないための取り組みについて。まず介護サービスの財源は保障されるのかどうか、また本人の同意なく今までの介護サービスが外されることはないのか。

ロ．介護予防事業の充実を

第１に社会福祉協議会の行っている介護予防の現状と課題についてですが、今、夢の湯の入浴施設をこの３月末で廃止する理由は何でしょうか。今後の対策はどのように考えていますか。

次に、社会福祉協議会が介護予防として生きがい広場を行っております。私も見学したことがありますけれども、本当に９０歳台の人が腰をかけながら健康体操をし、楽しそうにやっていました。一昨年からは北日名公民館で３人のボランティアのスタッフが中心になり、年間計

画を立て千曲中央病院のリハビリテーションから講師を招いて介護予防体操を楽しくやっています。その他健康の話、ゲームなどを取り入れています。

また、中之条地区の大根の里では、ボランティアのスタッフが6人が中心になって月1回の定例会を開き、20人ぐらい参加しているそうです。年間計画を立て、簡単なボール遊び、カラオケ、介護予防体操、健康チェック、中学生との交流、お花見、おしぼりうどんなどなど、楽しい行事がたくさんあり、会員はみんな楽しみにしているそうです。課題はスタッフをどう確保していくか、また送迎の車の保障をどうするかが課題になっているそうです。最近、横町地区でも歌って踊って介護予防という音楽インストラクターの中沢敏江先生を招いて行われました。

このように活発になってきているところもあります。しかし、当初21グループあった地域支援グループが、だんだん減ってきて休会になってきています。今後、自立して生活ができ、健康寿命を伸ばすには、地区でのこのような活動が大変重要になります。社協が中心になりながら地域支援グループを各区へどのように広げていくかお尋ねします。

次に、健康づくりにかかわって医療機関との連携はどう強めていくのか。

次に2番目には、介護予防のボランティアづくりをどう考えているか。介護予防サポーター養成講座を町が中心になってできないか。

ハ、健康づくりのウォーキングコースを

坂城町では生きがいつくりの同好会、マレットを初めスポーツ同好会がたくさんあります。ウォーキングは自分一人でもでき、いつでも気軽にできる運動です。町内の美しい里山、千曲川など自然に恵まれたところがたくさんあります。バラ公園を出発点として千曲川ウォーキングコースが設定されています。アカシアコースは6.6kmで1時間40分、大望橋を渡り堤防を渡って鼠橋を渡ってくるコースです。桜コースは4kmで1時間、坂城大橋を渡り堤防道路を歩いてくるコースです。私も歩いてみましたけれども、千曲川や里山を眺めながら、とてもよいコースです。

そこで、それぞれの地域には、たくさんすばらしいところがあると思いますので、町と区で話し合っって簡単なコースづくりをし、看板などはできないかどうか。以上、第1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいま2としまして、健康で安心な町についてということで、いろいろご質問いただきました。私からはですね、特にご質問のありました介護保険制度の新しい総合事業を中心に、全体的な考え方をお答えしたいと思っております。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく医療や介護予防、配食サービスなどの生活支援、住宅改修などの住まいの整備を包括的に提供する地域包括ケアシステムの実現の

ため、平成27年4月の介護保険法の一部改正により、今までの介護予防事業などが新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に変更されました。

この事業の主な内容につきましては、要支援認定を受けた方の訪問介護サービスと通所介護サービスについて、今までの全国一律の基準で提供されている介護予防給付サービスが、市町村の実情に応じて新たな方向で提供することもできる総合事業に変更され、訪問介護サービス、通所介護サービスともに現行のサービスに相当するサービスと、それ以外の多様なサービスの二つの種類に区分されました。

初めに現行のサービスに相当するサービスにつきましては、介護予防サービス提供事業者が今までの予防給付に係る基準をもとに提供するものとなっており、総合事業に移行されても現行と同様のサービスが受けられることとなります。

次に、それ以外の多様なサービスにつきましては、予防給付に係る基準を緩和し既存の介護サービス事業者、雇用労働者や元気な高齢者を初め、住民ボランティアが担い手として積極的に参加するサービスなど、さまざまな方法が可能となっていることから、今後、町に適したサービスを検討してまいります。

また、あわせて支援や介護が必要な状態にならないことも大切であることから、介護予防事業の目的についても国により見直され、これまでの機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者を取り巻く環境へのアプローチを含めたバランスのとれた事業の実施が必要であるとされました。この取り組みを行うため、地域支援グループ等が実施する活動に参加する高齢者が単に参加するだけでなく、役割を持って参加し人とのつながりを通じて、継続的に実施していくような地域活動づくりなどを町社協と協力し支援してまいります。

年々高齢化率が高まる中、新しい総合事業を中心に在宅医療と介護の連携や生活支援サービスの体制整備等、地域福祉の担い手である町社協や介護保険サービス提供事業所である坂城福祉会等と連携しながら、高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたいと考えております。

以前もこの議会で申し上げましたが、介護保険法が改正されても坂城町の住民の方にとってのサービス低下はしないというお約束しました、そのとおりにやっていきたいと思っております。

以下、詳細につきましては担当課長から答弁させます。

福祉健康課長（大井君） 初めに、ご質問にありました総合事業につきましては、介護保険制度の枠組みの中で改正がなされておしまして、要支援1・2について切り捨てというような改正ではないということを、まずご理解いただきたいと思っております。

それでは、この総合事業に向けての基本計画は、から順次お答えをさせていただきます。要

支援・要介護認定者数については、平成26年度と27年度で比較をいたしますと、26年12月末現在で要支援認定者が118名、要介護認定者が581名で、合計699人、平成27年12月末現在で要支援認定者126人、要介護認定者が569人で、合計695人となっており、全体の認定者数はほぼ変わらないものの、要介護認定者が減少し要支援認定者が増加傾向となっております。今後の推移につきましては、昨年3月に策定いたしました第6期介護保険事業計画において高齢者の増加に伴い認定者数も増加することを見込んでおります。

要支援・要介護者の実態や要望、また総合事業への反映についてでございますが、平成25年12月に自宅で生活している要支援・要介護認定者に実施いたしました高齢者等実態調査の結果において、「あなたは自宅以外の施設や高齢者向けの住まいに入居を希望しますか」との問いに、「可能な限り自宅で」と回答した方が56%でした。また、「希望する」と答えた方にその理由についてお尋ねいたしますと、半数以上の56%の方が家族に迷惑をかけたくないとの理由であり、本心としては多くの方が在宅を希望されているとうかがえることから、総合事業においてできるだけ長く自宅で生活できるようなサービスを検討していきたいと考えております。

続きまして、町内の介護事業所の状況についてのご質問でございますが、まず訪問介護事業所は町内に2カ所ございます。状況については、町内の事業所だけに限らず訪問介護サービスを利用する方が減少しており、その要因といたしましては介護力が低下している高齢者のみの世帯で在宅介護の負担が増加していることや、同居世帯においてもヘルパーを自宅に受け入れるサービスからデイサービスなどの利用が増加し、また有料老人ホーム等が増えたことから施設への入居などが増加したことが考えられます。

次に、通所介護事業所については、町内に3カ所がございます。状況については、利用者数に大きな変化は見られないものの、27年4月の介護報酬の改定により経営的には以前と比較すると厳しい状況にあり、それぞれの事業所で特色あるサービスの提供を心がけ、利用者の確保に努めているとお聞きをしております。

町としての課題につきましては、現在は必要な介護サービスがスムーズに提供されておりますが、今後は高齢化の進展により、サービス利用料の増加が予想されることから、支援や介護が必要な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、要支援認定者への介護サービスの財源についてでございますが、総合事業に移行しない現行のままのサービスである訪問看護や福祉用具のレンタル等は、介護予防給付の中で賄われるため今までと同様の財源となります。

次に、訪問介護と通所介護が移行する総合事業につきましては、現行においても介護保険事業の中で実施している地域支援事業の一部に29年度から位置づけられます。この地域支援事

業の財源については、負担割合は異なりますが、介護予防給付と同様に国・県・町の公費と支払基金からの交付金、また65歳以上の方の保険料で賄われるため公費の財源がなくなるものではございません。

また、サービス利用は制限されないのかとのご質問ですが、先ほど申し上げました現行の地域支援事業においても各保険者の介護給付費の予算額などにより、国庫負担金などの限度額が一定割合で定められております。新しい総合事業においても計算方法は異なりますが、国庫などの公費の負担限度額が定められることとなりますが、現行においてはサービスの利用を制限するなどといった見込みには至っておりません。

続きまして、本人の同意なくサービスが外されることはないのかとのご質問ですが、要支援認定者も含めた介護保険サービスの利用については、生活課題の分析、計画立案、評価の一連のプロセスを行うケアマネジメントに基づき、介護サービス計画、いわゆるケアプランを作成し、サービス提供がなされており、総合事業においても要支援認定者へのサービス提供と同様、地域包括支援センター等でケアプランを作成し、サービスを提供することとなります。

ケアプランの作成に当たっては、利用者本人の希望や目標、さらに家族の意向を的確に把握し、ケアマネジャーが専門的な視点から自立支援や介護予防に向けて必要なサービスを提供するためのケアプランが作成されるため、本人の同意がなく一方的に提供されるサービスが変更されたり外されたりするということはございません。

次に、口の介護予防事業の充実を、についてお答えをいたします。初めに、夢の湯の入浴施設を廃止する理由と今後の対策についてでございますが、現在、入浴施設の利用状況は高齢者の皆さんの生活スタイルの多様化などにより利用者も減少し、夢の湯周辺の徒歩で来館できる方々を中心に入浴のみを目的とした、ほぼ限定された方の利用となっております。このような利用状況に加え、3月末をもって入浴用のお湯を沸かすボイラーの地下燃料タンクの使用許可期限が切れることをあわせて検討した結果、3月末に入浴事業を終了することといたしました。今後は、天然温泉の湯さん館やふれあいセンターなどをご利用いただければというふうに考えております。

次に、介護予防事業の居場所づくりのご質問ですが、介護予防などを実施する居場所と言える場所として、町が社協に委託をしているいきがい活動支援通所事業、通称いきがい広場や地域支援グループの育成支援事業などがございます。いきがい広場では介護保険サービスを使うほどではない、やや虚弱な高齢者を対象に体操やレクリエーション、音楽療法などの活動を通じ介護予防を実施しておりますが、利用者さん同士の交流を図る場でもあり、家から通ってくる居場所があることが介護に陥らないための予防につながっているものと考えております。

もう一方、地域支援グループの育成支援事業につきましては、町内に現在20の地域支援グループができましたが、多くは立ち上がりから10年以上経過しており、メンバーの高齢化に

より活動が休止状態にあるグループも幾つかございます。しかし、何とか高齢者の皆さんが家から出て、地域の仲間と交流できる場所を設けたいという熱意ある地域の世話役の方たちの思いが活動の継続につながっているグループもございます。

また、平成26年度に地域支援事業の出張事業として一定の期間出向いた地区では、介護予防のための体操を継続的に取り組み、今年度新たに地域支援グループとして立ち上げられたグループもございます。28年度は町社協と検討する中で、さらに別の地区へ同様の出張事業を行い自主的なグループとして立ち上げ支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関や民間団体との連携のご質問ですが、地域包括支援センターでは対象別の介護予防教室を実施する中で、医療機関に理学療法士や作業療法士と言われるリハビリ専門職の派遣を依頼し、膝腰元気体操という名称で運動指導を実施しております。また、健康運動指導士や介護予防運動指導員といった専門職で組織しているNPO法人にも指導の派遣を依頼し、70歳の介護予防教室、地域支援グループの介護予防教室などを実施しております。今後このような関係機関と連携・協議を行いながら事業を進めてまいります。

次に、介護予防のボランティアづくりですが、介護予防サポーター養成講座は介護予防について学び、実践するサポーターを養成する講座として、県内外で取り組む市町村が増えております。町といたしましては、ボランティアの養成・育成を担っている社協と協力しながら28年度事業として介護予防サポーター養成事業の実施を検討しております。介護予防に必要な運動や食事、病気についての知識、実技指導などを予定し、認知症サポーター養成講座もあわせて実施するなど、総合的に介護予防の知識を身につけ、地域の介護予防事業のサポートができるような講座の開催を計画してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの健康づくりのウォーキングコースを、についてお答えをいたします。

ウォーキングコースは手軽に始められ、自分のペースで取り組める運動として注目されており、ウォーキング人口も年々増加し全国で4千万人以上が行っていると言われております。ウォーキングの効果といたしましては、全身の筋肉量や血液量を増やし肥満や生活習慣病を予防し、また脳や神経を活性化させ認知症予防に効果がございます。既存のウォーキングコースといたしましては、さかき千曲川バラ公園内のウォーキングステーションを拠点として、千曲川沿いを歩く千曲川ウォーキングコースがございます。バラ公園の南側にアカシアコースとして6.6km、また北側に桜コースとして4kmの二つのコースを整備しております。

身近なところにウォーキングコースをつくれなにかとのご質問ですが、一般的にウォーキングをされている多くの町民の皆さんは、ご自宅からスタートされご自宅に戻られるといったコースを設定されております。ご自分のウォーキングコースをつくれ、日常生活の中で習慣化されることが、健康づくりのための運動につながると考えておりますので、改めてウォーキングコースをつくるということではなく、継続的に身近で実践できる運動などの普及に努めて

まいりたいと考えております。町民の健康増進や体力向上を図るため、今後も引き続き身近で実践できる運動の普及を推進してまいりたいと考えております。以上です。

9番（塩入君） ただいま課長から積極的な答弁や、また、まだこれから検討しなきゃならない答弁、幾つか答弁されたわけですが、2回目の質問に移りたいと思います。

これは町長にお願いしたいと思いますが、町長も課長も、いわゆる要支援の介護サービスは、これからも減らせないと、今までどおりやるという答弁をされました。そこで確認という意味で、もう一度お願いしたいと思います。

というのはですね、全国で既に総合事業を先行して行われている市町村が幾つかあります。そういう中では財政的な面も含めてですが、国からそれなりきの保障がないと、今度地方事業に移行するんですけれども、国は一応上限を決めているんですよ。今までは5%から6%と、上限、地域事業ですね。それを今度は三、四%までに抑えると、上限を抑えるということで、そこまで財政的な制限を加えてきている。これが実情です。そういう中で、乏しい財政の中でですね、どうやって地方が、市町村がそれを財政保障していくのかということは、どこの市町村でも大きな課題になっているわけです。

そういうことで、坂城町は財政力があるから多分大丈夫だと思いますけれども、先行した市町村の事例を申し上げますと、もうあなたは介護サービスがもう必要ないから卒業していいんですよと言って、本人や家族の理由もなく外された事例も幾つかあります。また、全く専門職がない事業所で、ボランティアだけの事業所で行われているということで、要支援1・2というのは初期の段階で最も専門職が必要な時期であるわけです。そういう中で、専門職が全くない、ボランティアだけの事業所でやられるということは、非常に本人にとっても家族にとっても不安だと思うわけです。そういう事例が全国には起きております。

坂城町はこれからやるわけですが、多くの市町村はまだやっていません。実際に29年の4月からですから、困っているわけですね。そういう中で、坂城町としては、じゃあその点ですね、いわゆるサービス、本人の同意なくサービスを削減してしまうというようなことは絶対あり得ないかどうか、もう一度、くどいようですが、町長に答弁をお願いしたいと思います。

町長（山村君） くどいようですが、私、何回もここで申し上げております。サービス低下は招かないようにすると。ただ、今おっしゃられたように実際に何%なのかと、どの程度国のほうで財源が変わってくるのか、それはまだよくわからない面がありますので、ですけれども、優先的な事業の取り組みとして、町民の人にとってサービスが低下しないようにやるということは約束したいと思っております。以上であります。

9番（塩入君） くどいようで申しわけありませんでしたが、再度、町長から確認できてありがたく思っています。

次に、質問に移りますけれども、これもできたら町長に答弁をお願いしたいと思います。それは、口についての2回目の質問です。夢の湯の入浴施設が廃止になるわけですね。廃止ということで既に進んでいるわけですが、第1に廃止に当たり、利用者や町民に意見を聞かれたのか、町民の理解を得られたのかどうか、その辺。特にこれからこういう施設を廃止していくというような事例が、これからも出てくると思うんです。そういうときに町民から聞いて町民合意を得てやっていくということが、公共施設の場合は非常に重要になると、その点でどうなのか、これが第1点。

それから、私もですね、利用している人に、何人かに聞いてみました。毎週3回、火、木、金と利用できて、1回に大体30人から40人利用すると、延べにすると5千人ぐらいになるという話ですけども、その人たちの何人かの声を聞いていますと、Aさんは、ひとり暮らしで自分の風呂に入るよりみんなと一緒に風呂に入ったほうが安心できる、また、お友達と話しながら入浴するのが何よりの楽しみだと。それからBさんは、家族とは余り話す機会がない、そういう家庭もあると思います。お風呂で裸のつき合いができて楽しい、この楽しみを奪わないでほしい。お金を出してもいいから続けてもらいたい。Cさんは、ふれあいセンターへは循環バスとか、時間もお金もかかり行けなくなると、などなどありました。今まで利用してきた人たちの願いは皆同じだと思うんです。入浴して友達と話し合っただけで生きがいを見出している高齢者の願いを奪わないでいただきたい。

タンクを取りかえるということもあるそうですが、タンクを取りかえる費用はおおよそ300万円ぐらいだと聞いておりますけれども、これだけのお金で高齢者の夢がかなえるならば続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。特に福祉にはお金がかかるのは、つきものです。一人一人の願いをかなえてやるのが福祉の心だと思いますが、町長その辺についてどうでしょうか。

福祉健康課長（大井君） 夢の湯の入浴施設の廃止についてのご質問でございますけれども、初めに利用者、夢の湯でのお風呂の利用されている方々にもお話はお伺いをしてございます。当然、利用されている方ですので、廃止については若干不便があるねというようなご意見もいただいております。利用されている方でございますので。

そういった中では、今後、湯さん館、それからふれあいセンターですとか、そういった施設も町内にはございますので、そちらのほうをご利用いただく中で代替としてご利用いただければというふうに考えております。

また、利用されている方々の状況も、先ほど申し上げましたけれども、夢の湯周辺の徒歩で来館いただけるような方々が主体で、坂城町内全般にわたってご利用いただいているというような状況ではございませんでしたので、地下タンクの使用許可期限とタイミングを合わせまして、この3月で終了という結果に至ったところでございます。

9番（塩入君） 今、課長答弁では、利用者や関係している町民からも聞いたというお話でしたけれども、了承されたんでしょうか、納得されたんでしょうか。その点がまず一つ。

それで、私の考えとしてはですね、やっぱり福祉というのは、本当に今まで戦後働いてきた人たちですね、高齢者が本当に最後の最後まで頑張っている生きると、そのための一つの幸せの一つが夢の湯のお風呂だと思えます。確かにお金はかかるし、これから設備投資をしていけば300万円ぐらいのタンクの取りかえもかかると。しかし、上平にもありますけれども、あそこは小さくて、あそこまで行ってやるということは、なかなかできないということになるわけですけれども、そういう意味で本当にその辺を大事にされているのかなという、その点もう一度、これは町長でも結構ですけれども、お願いしたいと思います。

町長（山村君） 先ほど担当課長からお答え申し上げましたけれども、社会福祉協議会が実際に運営していただいているわけですけれども、そこの理事長さん、会長さん、理事長ですかね、ともじっくりお話ししました。それで、会長さんのご判断はですね、先ほど課長申し上げましたけれども、よく調べてみると、先ほど申し上げたように利用者どんどん減ってきていて、なおかつ地域の人、限定された人だけだと。

それで、町全体として考えてみた場合に、昔は温泉がない時代の夢の湯でありましたので、せつかく、風呂のサイズはですね、ふれあいセンターと、むしろ向こうのほうが設備が整っています、大きいぐらいです。ですから、あちらの施設を使っただけというほうが、町全体として考えてみた場合に、温泉も使っただけのし、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで、基本的にはですね、夢の湯という名前になっていますけれども、老人福祉センターそのものの施設の老朽化というのがあります。ですから、いずれあの施設をどうするかということも考えていかなきゃいけない中で、風呂だけ新しくするというのはどうかなということで、皆さんと相談して、こういう結論になったというところでありまして。決して福祉をないがしろにしているものじゃなくてですね、町全体としての考え方でありまして、ご了解いただきたいと思います。

9番（塩入君） 今、町長の答弁ですけれども、福祉を決してないがしろにしているわけではないというお話でした。しかし、福祉って、一人一人が最後、本当に自分の生きがいを通して最後まで一緒にやっていく。特に高齢化社会になってきて、話し相手もない、老老介護の実態も僕、知っています。ひとり暮らしの人も知っています。そういう人たちが集まって、気軽に集まって話せる場というのは、だんだんそういうね、お風呂を中心に集まった風呂仲間だと思うんですけれども、そういう場がだんだん少なくなっていくということは非常に寂しいことだというふうに思えます。だからこれから、やっぱりそれにかかわるとすれば、どういう形でそういう今まで利用した人たちのアフターサービスをきちっとやっていけるような体制をつくるかという点も含めて検討していただきたいというふうに思っています。

最後に、ハのウォーキングの問題です。先ほども紹介して、課長からも千曲川ウォーキングコース、出していただきました。それで、私も里山ウォーキングクラブにも入っておりますけれども、坂城町のウォーキングクラブ、非常に里山ですね、非常にいろいろなところを開発して町民が利用しやすいようにつくられております。しかし、そこへ行ける人はまだいいんですが、行けない人も今、周りを見ると結構いるんです。だから、ぜひ里山ウォーキングクラブの先輩もいるわけで、そういう人たちとも相談しながら町と、それから区と相談して、やっぱり目標のある、行っても楽しいと。ただ一人でなくて、あそこで休憩所をつくって、椅子かちょっとした筋トレみたいなものがあれば、話し合う場ができるというようなコースが途中に設定できれば、みんなの集まる場所にもなる。お茶飲み話もできる。そういうように本当に近くでできるようなコースをつくってもらえないかというのが僕の願いです。ぜひ、そういう意味でこれからもぜひ実現できるように要望したいと思います。

最後になりますけれども、一応まとめとして、今日はできるだけ健康で自立した生活を続け健康寿命をいかに伸ばすかという総合戦略の第4番目の目標について、介護予防の面から質問してきました。私は一番中心になる地域包括支援センターがいかにリーダーシップをとり、社協などとタイアップして介護予防を進めるか、その本気度が問われていると思います。有償にしる無償にしる、各地区に積極的にかかわるボランティアをどう養成するかも大きな課題です。先ほど課長からも答弁ありました。ボランティア養成を積極的これからやるということで、本当にぜひ実現してほしいと思います。

また、空き家などを活用した居場所づくりを真剣に考えなくてはいけないときです。支援グループの人がこういうことを言いました、私の夢は本当に近くにある空き家を利用して、そこへみんなが集まって、気軽に集まってできるような居場所をできればいいねと。本当にこれから高齢者が多くなり空き家が増えてくる中で、空き家をどうやって活用していくか、これはやはり大きな課題だと思います。

安倍政権も医療、介護などのお金はだんだん減らしてきていますけれども、市町村とそれぞれ地域の人が頑張れば乗り切ることができると思います。坂城町は住民の命と暮らし、福祉を守るために全力を挙げていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時47分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。私が今回、トリということでございます。よろしく願いいたします。

28年度に向け、我が町も子育て支援ではかなり先進的な施策が示されました。人口減少は

避けられない現実ではありますが、いかに歯どめをかけていくのかは、さまざまな施策を総合的に活用し必要なことは集中して実施することが重要だと思っております。

議会視察研修でさまざまな先進地の事例を学びましたが、自治体が問題として抱えている事案に対して徹底的に、そして真剣に取り組む姿勢がありました。これからの坂城町も各施策を実施していくためには真剣に徹底的に、そして創造力を持って実行願いたいと望みます。

3月1日、学生の就職活動がスタートし、売り手市場の中、短期集中での活動となります。ハイテクの町、ものづくりの町として新たなる人材確保は今後の町を支えていくために不可欠な存在であり、また今後通年で雇用の必要性も高まります。坂城高校のインターンシップとあわせ大いに期待し、最重要施策としての位置づけをお願いするところでもあります。

1. 産業振興について

イ. 町特産物の情報発信について

一つ、町の特産品販売促進で今までのイベントと実績、成果はどうだったでしょうか。

二つ、銀座NAGANOでの今後の活動、活用方法、イベントの取り組み、計画は、であります。町には多くの農産物、また6次産業化を女性の手で先進的な考えのもと実行されている事業所もあります。また、昨年テレビでおしぼりうどんが取り上げられ、その情報で当町に来られた方も多くおられました。今後、ワインも大きな存在になるかもしれません。しかし、幾らよいものがあったとしても商品の宣伝、売り込みをしなければ消費者には知ってもらうことはできないわけです。これはイロハのイで、今さらではありますが、ここはひとつ積極的に徹底してPRをやってみてはいかがでしょうか。

銀座NAGANOは、本年1月に来場者が15カ月で100万人を突破し、これは1日平均2千人ほどになるわけですが、首都圏のアンテナショップとして大きな成果を上げております。ぜひ銀座NAGANOでのイベントの実施推進を希望いたします。おしぼりうどん実食を含めた国産品、さかきブランドの宣伝販売、町の観光PR、後で触れますふるさと納税の取り組み紹介、U・J・Iターンを含めた移住・定住促進情報等、都心での情報発信の中心として大きな役割が期待できるのではないのでしょうか。来場していただくためのPR方法はいろいろ考えなくてはなりません、あらゆる手段を駆使してぜひとも実施願いたいと思います。

ロ. ふるさと納税について

一昨日、中嶋議員が同じ質問をされましたが、ご了承ください。この施策は町の産業振興推進の観点から、どうしても外せないとの思いで質問をいたします。

一つ、平成27年度までの納税額の実績は。

二つ、坂城町町民の他市町村への納入額の実績は。

以上は中嶋議員の答弁で確認をいたしましたので、昨年と本年分の実績をお願いいたします。

三つ、今後の納税額アップの施策は地域の特産品とおもてなし推進を、であります。昨年末

で山村町長は過熱ぎみなのは本来の目的から外れているのではと、坂城町はこの町に来ていただくようなことを考えたいと言われました。これはこれで非常にすばらしいことだと思います。しかし、我が町は実績としては非常に残念であります。全国納税ランキング27年上半年期データとして飯山市が9億6千万で全国3位、15位に安曇野市の3億9,900万、23位に豊丘村の3億1,700万と桁違いの数字に驚くわけですが、確かに返礼品目当てで納税している方が多いのではと推察いたします。さきの中嶋議員の答弁でも震災復興のため、町外へ寄附をされた方も多くおられたようですが、思ったとおり通算では逆ざやになっていたようでありました。

当町の場合、前段で述べましたが、町で6次産業化を実践している事業所等ありますが、経営は苦しいとの話を聞きます。そのためにも地域の農産物、農産物加工品、観光を含め各振興策推進を図っていただき、今後の実績を積み重ねていくよう望むところであります。同規模の御代田町でも1千万円単位であります。当町は600万の予算を計上しておりますが、今後の目標値はいかがでしょうか。また、対応を外部委託することですが、その場合の委託内容、お礼の品の種類等、具体的な施策を質問いたします。また、町長が言われたように町に来ていただいた場合のおもてなし方法もあわせて質問いたします。

ハ．就職支援について

一つ、新規就職者・再就職希望者支援のこれまでの取り組みと現在の状況は。

二つ、U・J・Iターン、また定年退職者層、移住者への就職活動支援センター窓口設置であります。新規就職者支援サポートは今までもあったものと思います。ただ、中途採用となるとテクノハート坂城の就職求人情報を見ても現在、なしのままでありました。人口減少対策の総合戦略に対し、坂城に帰ろう、坂城で暮らしたいと思う方にどのような施策で対応するのでしょうか。

確かに子育て支援では先進的な施策を打ち出しておりますが、そういう子育て世代が坂城に移住し働こうと思っても、その情報・支援がないのでは話になりません。ハローワークも出張説明会を閉じるとも聞いております。私は産業振興全般を総合的にまとめ、農業・商業・工業への就職活動を支援する情報提供の窓口、できれば就職活動支援センターの設置を望むところであります。以上、ご答弁お願いいたします。

産業振興課長（塚田君） 1．産業振興について。イ．特産品の販売促進についてお答えします。

当町には果樹や花卉のほか、ねずみ大根やそれら加工品など多種多様な特産品がある中で、販売促進及び消費宣伝活動については関係機関、団体との連携を図る中で実施してきております。昨年はばら祭りにおけるバラ苗加工品販売のほか、直売所におけるきのこ祭り、ぶどうまつり、ねずみ大根まつりやちくま農協における坂城地区ぶどう祭り、JAちくま祭など各種イベントが開催される中で、各事業者の出店協力、開催支援を通じ情報発信に努めております。

また、例年開催のJAちくま農産物フェアでは、ちくま農協を中心に観光協会や味ロジック株式会社などの事業者も交え、9月5日、6日にわたりイトーヨーカドー木場店で農産物、加工品、観光PRなど幅広く販売促進・消費宣伝イベントとして地域や季節性を打ち出す中、開催しております。

加えて、今年度は読売テレビ「秘密のケンミンSHOW」におけるおしぼりうどんの全国放送により、町外から大きな反響をいただき、町内おしぼりうどん店への来場者が急増するとともに、ねずみ大根の在庫が例年より早くなくなるほど盛況でありました。それと呼応して県では地域色をアピールするため、銀座NAGANOで開催されたしあわせ信州朝クラスにおいて事前予約いただいたお客様に、おしぼりうどんとおしぼりそばを11月19日、20日に提供していただいております、その際にねずみ大根の素材提供を実施しております。

一方、10月23日、銀座NAGANOの1周年プレイベントとして開催されたしあわせ信州@マルシェ銀座&有楽町での販売促進活動では、ねずみ大根まつりの消費宣伝とあわせ旬のブドウやリンゴ等の品ぞろえとともに坂城町を直接消費者へアピールしたところであります。

また、ねずみ大根の消費拡大を図るため、9月30日には県農産物マーケティング室主催の信州野菜商談会フェアのほか、1月19日開催の石川・長野旬の食材祭での商談、3月16日開催予定のバイヤーズガイド商談会などに出展し、町を代表する伝統野菜として商品性をアピールするとともに、小売店、食品企業とのマッチングにも取り組んでおります。

銀座NAGANOにおける今後の活用等、事業展開及び企画計画につきましては、ブランドづくり推進事業において開発改良された新商品を銀座NAGANOで販売できるよう仲介支援するとともに、店頭での販売状況のモニタリング、商品づくりへのフィードバックに活用するほか、首都圏での販売チャンネルの足がかりとなるよう支援をしまいたいと考えております。

また、情報発信についてはこれまでの取り組みのほか、新年度以降、長野市との連携中核都市圏構想における地域農産物販路拡大事業において、近隣市町村を初め当町も参画を予定しておりますことから、県内外への情報発信として広域連携事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハの就職活動支援について、新規就職者・再就職希望者支援のこれまでの取り組みと現在の状況についてお答えします。

町では町内企業の人材確保について、テクノハート坂城協同組合と連携し、町内企業のニーズに合わせた就職支援を行っております。今年度、テクノハート坂城協同組合においては新規就職者をターゲットに6月には埼玉工業大学へ、7月には信州大学、9月には金沢工業大学に出向き、町内企業も参加する中で大学内での企業就活セミナーを開催しております。

8月には坂城テクノセンターにおいて、テクノハート坂城協同組合主催により町内企業

による合同企業説明会を開催しており、約30名の参加者がありました。9月には大学3年生までの学生を対象に町内企業合同見学会を開催し、2日間企業へ出向き、企業の見学と企業の人事担当者を交えた情報交換会を実施し、22名の参加がありました。またインターンシップを希望する学生の受け入れについても企業の日程に合わせ随時行っており、町内企業5社に受け入れていただいております。

坂城中学校においては10月から11月にかけて就職マナー講座を開催するとともに、1年生140名が町内企業の見学会を、2年生は職場体験学習として希望者20名が町内製造業、事業所において中学生版インターンシップを行っており、坂城高校1年生は社会学習と就職機会の創出を目的に11月に町内企業12社を見学しております。今月21日から25日にかけては、町内の高校生を対象に海外で活躍する町内企業の視察見学、現地学生との交流やタイの歴史、文化などの異文化体験を通じ国際感覚を養うとともに、将来を考える機会とすることを目的とした坂城町高校生タイ国研修事業が行われます。応募のあった高校生8名が参加いたします。

さらに、今月23日には東京八重洲移住・交流情報ガーデンにおいて、首都圏在住の大学生及び信州への移住希望者を対象にした移住・就職相談会を町内企業4社も参加する中で予定しております。また新年度からは長野市を中心とした連携中枢都市圏構想により、登録制ではございますが、関係市町村の企業紹介や就職情報など企業のさまざまな情報を発信するサイト、おしごとながの運営に向けて準備を進めております。

次に、U・J・Iターン、定年退職者層、移住者への就職支援センター窓口設置をというご質問にお答えします。

坂城町においても人口の減少に歯どめをかけ、自治体の消滅を回避することが重要な課題ですので、町外から多くの方々に町内に移り住んでいただけるような対策を講じていく必要があります。その一つの方策として、坂城町の特性を生かし学生や再就職希望者のU・J・Iターンによる町内企業への就職をきっかけに坂城町への定住を促していければと考えております。

新年度はテクノハート坂城協同組合の事業に加え、町といたしましても町内企業と連携を図り首都圏に出向き坂城町合同企業説明会や企業ガイダンスを開催し、U・J・Iターン対象者に向け町内企業の就職をPRし、坂城町への移住・定住促進事業に取り組むべく予算計上いたしました。

また、工業関係だけでなく商業関係では商業店舗リフォーム補助事業、農業では新規就農者支援補助事業など移住・定住促進を目的とした事業を推進する担当課といたしまして、産業振興課を移住・定住相談窓口とするとともに、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合、坂城町商工会や町農業支援センター等、関係団体とも連携を密に取り合いながらさまざまな相談に応じていける体制づくりを進めてまいりたいと考えます。

企画政策課長（柳澤君） 産業振興につきまして、ロ．ふるさと納税について答弁申し上げます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができる仕組みで制度が運用されております。平成20年度の地方税法の改正におきまして、ふるさと納税制度が創設され個人住民税の寄附金控除が大幅に拡充されました。

当町におきましても、生まれ育った坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また坂城町を第2の故郷として思いを抱いていただける皆さんに、ふるさと坂城のまちづくりを応援していただくため、信州さかきふるさと寄付金制度を設け取り組んでまいりました。現状では寄附をいただいた方への、いわゆるお礼品といった特典は特にございませませんが、坂城町を身近に感じていただきたく、ねずこんグッズと湯さん館の贈湯券をお送りさせていただいているところでございます。

町でもふるさと納税制度につきましては、他市町村の状況を調査し、坂城町としての取り組み方法など職員による検討会や商工会職員との打ち合わせ会を設け、検討を重ねてまいりました。その中でも、坂城町の魅力を感じていただけるような仕組みを重点に検討してまいったところでございます。

最近のふるさと納税の実績でございますが、町外から坂城町へお力添えをいただきました状況は、1月から12月までの集計となりますが、平成26年につきましては5件、62万円、平成27年につきましては5件、37万円となっております。一方、町外への寄附の状況でございますが、平成26年につきましては27件、214万7千円でございます。平成27年分につきましては現在申告中ですので数字の把握はこれからとなります。

次に、ふるさと納税制度の今後の取り組みにつきましては、当町の魅力のPRや地域振興に生かす活用を図ってまいりたいと存じます。町をPRする特産品候補として現在検討しておりますものは、リンゴ、ブドウなどでございます。全国的に見ましても、リンゴ、ブドウなどの果樹につきましては、お礼品の中でも特に人気を博しております、どこの市町村でもお礼品に設定するとすぐに品切れになってしまうようでございます。

このほかの特産品としましては、ねずみ大根はもとより、ねずみ大根を利用した焼酎やドレッシングなどの加工品、あるいは地元の果実を使用したジャム、ジュースといった加工品、また巨峰ワインなども検討しているところでございます。あわせまして、口にするものだけではなく町花であるバラもお礼品として考えられるほか、ものづくりの町の特色を生かし、行く行くは坂城町の技術力も生かしたお礼品も検討していく必要があるかと考えております。

お礼品につきましては、特産品を送ることだけではなく、坂城町にお越しいただき町の魅力を知っていただくことによってファンになっていただくということも考えられます。ふるさと

納税の多くが都会からの寄附だと聞いております。ふるさと納税をきっかけに町、人、自然が来訪者をもてなす仕組み、例えば千曲川の原風景を感じていただく、つけばの体験や里山の魅力、果実の収穫体験のようなものも今後研究し、足を運んでいただく方策として検討していきたいと考えております。この地で暮らす人々とのふれあいによって改めて坂城町のよさを感じてもらい、町民みずからがおもてなしできる場を提供できればと考えております。

なお、ふるさと納税制度の運用につきましては、PR効果が一層図れることや寄附手続の時間を少なくできるメリットがあることから、業務委託にて進めてまいりたいと考えております。ふるさと納税専門サイトへ当町の情報が掲載されると、町の特産品がPRされるとともに、全国の多くの自治体が掲載されている専門サイトに加わることで、当町を知っていただくという相乗効果が生まれ、強い発信につながると思われます。

また、当町の特産品を専門サイトで見ながら同時に直接ふるさと納税の申し込みが可能となり、あわせてクレジットカードによる決済が行える仕組みとなっております。このことで振り込みなどの手続が簡略化され、寄附者の利便性が増すことにつながってまいります。これまでの調査、検討では、クレジット決済の導入については、寄附者の多くがインターネット上からのクレジット決済を利用しておりますので、当町でもこの方法を取り入れて進めてまいりたいと考えております。

また、納税をいただいたお礼に係る特産品の調達や発想については、かなりの人的体制が必要となることから、それらの業務も含めて委託することで運用を図ってまいりたいと存じます。今後は具体的なお礼品につきまして、生産者などとの打ち合わせや業務に関する運用開始のスケジュール等を検討していく次第でございます。

目標額というお話でございましたが、拡充する取り組みは28年度が初年度となります。お礼品の工夫や寄附をしていただく利便性を図りまして、ふるさと納税制度を産業振興や観光振興の推進につなげまして、できるだけ多くの方からお申し出をいただくという目標で運用に努めてまいりたいと存じます。

6番（滝沢君） 担当課長より多岐にわたるご答弁をいただきました。今、課長から言っていたふるさと納税ですが、今年度、28年度が初年度ということで、今後の展開、非常に楽しみであります。ぜひとも多くの方に坂城町のよさを知っていただける機会になればと思います。あと町の特産品、それから就職活動支援ではさまざま取り組みをされていることは承知をいたしました。今後、それらが実績として実ることを大いに期待したいと思います。

また、銀座NAGANOでのイベントは、ぜひ町単独でできるぐらいの種を使っただき、今後実施を図っていただきたいです。私も昨年9月に一応、訪問してきて、レポートも提出をさせていただきましたが、非常に坂城のこともよく知っていらっしゃる課長さんでありましたので、ぜひ連携をとって進めていただければと思います。次の質問項目もありますので、2回

目の質問はいたしません、ふるさと納税とあわせ再度申し上げますが、重要施策であると捉え、さらに徹底した取り組みをお願いするところでもあります。

では次の質問に入ります。長野県は政策の中で観光立県を打ち出しております。住みたい田舎暮らし移住先に加え、幸福度ランキングでは全国1位と注目をされています。豊かな自然とともに多くの文化遺産、人の温かさ、心豊かな県民性が受け入れられているのかもしれませんが。

また、本年は「真田丸」で大いに沸いておりますが、上田市の場合、通年の観光客はこの10年、400万から500万人で推移をしております。市として真田丸効果は試算していませんが、ある調査によりますと観光客は100万人増、経済効果は少なく見積もっても100億円、200億円前後はあるとしています。真田丸関係予算に12億円を計上しても十分に対応できるわけです。これも古くからの歴史と文化遺産があり、守り続けてきたからこそ現在その恩恵を受けられるということでしょうか。

さて、その中で我が町を見た場合、坂城町だっていいところがたくさんあるわけです。私はそれを声を大にしてお訴えをいたしたいと思います。

2. 文化財保護と活用は

イ. 古文書・公文書について

一つ、この1年の新たな発見は、また保存方法進捗状況は。

二つ、北国街道ほか古文書の歴史的価値をどのように考えているか。

三つ、古文書・公文書館設置への状況は、であります。

古きを温ねて新しきを知る、温故知新にあらわせられるように、古文書の存在は悠久の昔よりこの町を支えていただいた先人たちの現代へのメッセージであり、私たちが今この地に存在するあかしと大きな誇りであります。ご承知のように当町は北国街道の要所で、幕府直轄領の陣屋が置かれ代官による政治が行われており、現在の坂城町坂城駅東側に位置しておりました。当時、今の佐久市、飯島町、中野市を含めた場所にしか代官所はなく、いかに坂城町が重要な地であったかをうかがい知ることができます。北国街道の町並み保存を含め、文化遺産を保存し有効活用に努めていくことは観光振興が産業振興へとつながる重要な施策であると考えます。

そこで、文書館に向けてですが、これまでその時代ごと、昭和55年から昨年まで十数回にわたり多くの先輩議員による一般質問、また平成22年12月議会では町内古文書の保存施設の設置についてとして陳情書も提出し、採択をされています。

言うまでもなく、古文書は古民家の長持等に入れられたままでは劣化が進むばかりではなく、火災による焼失、建てかえによる廃棄、紛失、また盗難の危機にさらされるとともに、市場に出回り売り買いされている現実もあります。

そんな中、東日本大震災での大きな被害を受け、古文書管理法が施行されたわけです。当町

でも平成25年度より関係者の大変なご尽力により本格的に古文書の整理が始まり、多くの文献が明らかになるとともに保存へと歩を進めていただいております。私も数点、江戸幕末期のものを拝見いたしました。当時の人々の文化度の高さには目を見張りました。世の中は大きく変わろうとする時代であったと思いますが、その中でも人々は心の豊かさを求め地域のつながりを大切にする姿には共感をいたしました。今後、町の歴史に新しい1ページを添えるような発見があるのではとの期待感と、わくわくする思いがあふれてきたわけであります。

さて、その中、ここ数年で保存も進み、今まさに機が熟したと言えるのではないのでしょうか。町が将来に向かって進んでいく上で必要不可欠の財産であります。保存から公開への利活用をぜひとも進めなければなりません。現在、県内には長野市、松本市、小布施町に文書館が存在いたします。上田市でも計画が進んでいるようです。先進的なお考えをお持ちの町長ですから、ここはひとつ他市町村に先駆けて、せめて上田市より早く文書館設置を強く希望するところがあります。

これまで古文書に携わってこられた多くの関係者の皆様の思い、それは一日でも早く古文書に光を与え、その先人たちがこの地で生き生きと生活していたあかしを今生きる私たち、未来の人々に伝えようとの情熱が伝わってまいります。特に、その先頭に立っていらっしゃる先生は、ご自分のライフワークとして取り組まれ、十数年にわたりかかわってこられ、文書館設置には並々ならぬ信念と熱い思いがあるわけです。その皆様のご苦勞に報いるためにも、ここはぜひとも町長、教育長のご英断を切に切に仰ぐところであります。

ロ. 町の各種イベントに合わせ観光施策推進を

一つ、ばら祭り開催時に合わせ文化施設・飲食店との連携を。

二つ、ボランティアガイドの状況は、また充実した育成と支援・連携を。

三つ、飲食店を含めた観光マップと案内看板の充実を図り、モデルコースの作成を。

四つ、点在する文化施設・遺跡をめぐる観光タクシーとの連携を、またレンタル自転車の利用状況と活用方法は。

五つ、「エヴァンゲリオン展」の経済効果と収支は、であります。

前段で述べましたが、県は観光立県として打ち出し、上田市は「真田丸」で沸いている中、坂城町は千曲市と上田市に挟まれ、このままでは素通りされてしまうとの懸念があります。今後の観光振興として見た当町の場合、イベントと文化施設との連携は切り離せないものであります。

当町のばら祭りは昨年4万人もの方にお越しいただき、町の中心となるイベントであります。昨年のパンフレットには鉄の展示館、湯さん館の割引と案内がありました。せっかく町に来ていただいているわけですから、三つ目の質問の観光マップを別途配布し、半日から一日、町で過ごし楽しんでもらうような工夫が欲しいところです。本年の坂城のお雛さまでは、ボラン

ティアガイドの皆様にご苦勞をいただいておりますが、ぜひとも今後の支援と連携をお願いするところです。

現在の観光マップ、信州さかきですが、せっかくおしぼりうどんを表紙にしている割には提供店が小さ過ぎ、わかりにくいし、各施設を含めた町マップでは初めての方には探しづらく、この地図では恐らく目的地までたどり着くのは困難でしょう。今までも指摘のあった町内の案内看板にしても、なるほどよく見ればあったというレベルで、車で来られる方はほとんど見逃していると思います。さらなる改善を求めるところであります。モデルコースも各エリアごとに散策できるような工夫を望みます。

最後に、昨年「エヴァンゲリオンと日本刀展」が開催され、多くの方にご来場をいただいたわけですが、総括としてその経済効果と収支のご答弁をお願いいたします。以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、2番目としまして文化財保護と活用は。その中で私からイ、の古文書・公文書についてお答えしたいと思っております。私もこれ非常に重要な取り組みだと思っております。私の考え方をちょっと述べさせていただきたいと思っております。

古文書につきましては、江戸時代以前の個人や地域、町の歴史を知る上で大変重要な歴史資料であり、町の歴史を知って将来を考える上で必要な財産の一つであります。先ほどもお話ありましたけれども、ご案内のとおり、町では今後のまちづくりの一助となる古文書を保管、保存するために、平成25年春をB. Iプラザの一室を活用して古文書史料室を開設いたしました。私は、この古文書史料室に平成25年つくった意味はですね、要するに先ほどお話ありました文書館の位置づけとして開設したというところであります。私も時々お邪魔しますが、既に古文書の目録作成ですとか、保管収蔵の整備を行っておられます。ご関係されている先生方の本当に大変なご努力に敬意を表するところでもあります。

ちょっと状況を申し上げますと、現在、寄贈あるいは寄託されている古文書については、平成25年度、26年度の2年間で5件、目録件数約4,400点の古文書整理作業が完了し、今年度は4件、目録件数約2,300点の整理作業を専門家のご指導のもとで実施をしているという状況であります。

古文書は、当時の出来事を現在に伝える貴重な史料であり、町内の個人の方が所有している古文書には、江戸時代の北国街道の宿場が現在の横町、立町などに所在し、本陣のほか、はたごや問屋があったこと、また幕府直轄地での陣屋、代官所ですね、役人とのやりとりなど当時の様子を物語る古文書が多く残っております。

今年度の古文書調査では、江戸時代の五明村村内の絵図から当時の上五明の様子や江戸時代の上平村の予算・決算資料などが、また松代藩から各村々へ配布された印刷物の史料など、当時の様子を知ることができる史料が発見されております。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、文書館の設置をというご質問でございますが、町民の皆様への公開の場所としての古文書館の設置につきましては、現在収集している古文書の整理、調査研究が進行中でありまして、また古文書史料室は保管のためのスペースもまだ十分余裕があります。また、古文書史料室は窓のない部屋に、空調設備を整えて良好な保存環境の確保に努めており、この古文書史料室の開設によりまして貴重な古文書の保管、保存が可能となりましたので、新たな施設の設置ということではなくて、この古文書史料室を十分活用していきたいと考えております。

また、古文書史料の公開につきましては、原則的には目録等の整理が完了している史料につきましては、公開が可能であると考えておりますが、個人にかかわる内容もありますので、所有者等の同意や閲覧・公開方法など慎重に精査し、条例等の整備や閲覧場所等の検討を進める中で古文書史料室の利活用について研究してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、古文書は町の歴史を知る上で非常に重要な史料でありますので、古文書史料室の周知やPRに努め、町民の皆様へ貴重な史料の保護・保存にご理解いただくことが必要であると考えております。私も時々、ご自分の蔵からこんなもの出てきたと持ってこられる方があります。拝見しますと、古文書もあるし軸もあるし、貴重なものがいっぱいあります。ですから、もう少し私どもPR、周知に努めてですね、進めないと、日夜どこかでたかわれている、燃やされているかもしれませんので、なるべく早くやりたいと思っておりますが、現在のB. I プラザの古文書史料室を大いに当面使ってですね、進めていきたいというふうに考えております。

産業振興課長（塚田君） ロの町の各種イベントに合わせ観光施策推進を、についてお答えします。

ばら祭り開催時に合わせ文化施設、飲食店との連携をとご質問ですが、ばら祭り実行委員会の中には販売ふれあい部会があり、昨年はバラ園東側駐車場の販売ブースに15事業所が出店いたしました。ばら祭り期間中、バラ公園だけでなく広く町内をめぐっていただきたいの思いから、販売ブースの店舗だけでなく、町内の参加希望店舗を含めたスタンプラリーを開催し、町内全体で30店舗ほどの協力を得て実施しております。また、ばら祭りのパンフレットには鉄の展示会や、びんぐし湯さん館の割引チケットを印刷し、誘客にも努めているところであります。

28年度につきましても、ばら祭り中に鉄の展示館にて開催されます高倉健と宮入小左衛門行平の絆展をPRし、鉄の展示館とばら祭りへの誘客の相乗効果を図るとともに、町内の飲食店などに、ばら祭りへの協力を呼びかけ、ステキさかき観光協会で作成いたしました観光パンフレットを設置してもらうなど有効活用しながら誘客を図ってまいります。

次の、ボランティアガイドの状況と充実した育成と支援・連携についてをお答えします。

現在、坂城のお雛さま展を4月3日まで開催しておりますが、期間中、坂木宿ふれあいガイドの皆さんに3月末までの日曜日に坂木宿とお雛さまをめぐるガイドツアーをしていただいております。現在、坂木宿ふれあいガイドには18名の方が参加しており、町の学芸員を講師にした歴史研修会や講座を受講しながらスキルアップを図っており、また県や県観光連盟などが主催する観光ボランティア学習会などにも参加しております。町といたしましても、その活動に対し支援をしているところであります。

次に、飲食店を含めた観光マップと案内看板の充実等についてでございますが、観光マップについてはステキさかき観光協会や町商工会等、関係団体と検討する中で対応してまいりたいと考えます。また、案内看板につきましても、関係団体と検討する中で計画的に進めてまいりたいと考えます。

次に、観光タクシー、レンタル自転車の利用状況等についてでございますが、観光タクシーはタクシー業界が発行する資格を有していることが条件であり、タクシー会社がコースを設定し、設定したコースに従いお客様をお連れし、観光ガイドを行うものであります。この資格は2年ごとの更新が必要とのことであります。当然、観光タクシー業務を行う場合には、タクシー会社の協力がなければなりません。タクシー会社との十分な協議が必要となりますので、今後研究をしてまいりたいと考えます。

レンタル自転車の利用状況と活用方法ですが、昨年4月から今年2月までで11台の利用があったということでございます。観光用の利用方法のほかに、電車で来られたビジネスマンが企業訪問に使っているとのことです。そのような面からもPRできればと考えます。

これらの素材と町内にある施設や文化財的施設を有効に結びつけ、新たな観光モデルコースなどを関係団体と検討しながら取り組んでまいりたいと考えます。

次の「エヴァンゲリオンと日本刀展」の経済効果についてですが、昨年10月6日より11月23日までの49日間、鉄の展示館にて開催され多くの皆様に来館していただきました。入館者数が1万3,078名ということで、入館料は約890万円でございます。支出につきましては、特別展業務委託費に約800万円、広告料に約100万円、その他ポスター等の印刷費や警備委託費等を支出しております。また、株式会社まちづくり坂城が担当いたしましたエヴァストアでは1,500万円の売上があり、商工会加盟の町内30店舗とコラボいたしましたエヴァンゲリオン特製コースタープレゼントでは、3千枚のコースターのほとんどが一定以上の買い物をされたお客様にプレゼントできたということでもあります。

この展示会の開催に当たっては、多くの皆様のご協力によりまして、町全体としても大きな経済効果があり、また刀匠の町坂城が広く知られる機会ともなるなど大きな一歩となった展示会であったと考えます。この成果を今後開催する企画展の際に生かしてまいりたいと考えます。

6番（滝沢君） ただいま町長と担当課長よりご答弁をいただきました。再度、町長に確認をさ

せていただきたいんですが、将来的には本格的なそういう文書館というのは当然望まれることだと思いますが、今のご答弁の中でB. Iプラザに一応公開の場を設けていただくということのご理解でよろしいでしょうか。それを近日中に、早急にとすることはなかなか難しいと思いますが、ここ一、二年ぐらいでそれが可能なかどうか、そこら辺のところを再質問します。お願いいたします。

町長（山村君） 先日もですね、学芸員の時信と話をしました。今の大橋先生ほか、それから柳澤哲さんですか、整理をさせていただいているところであります。若干の棚等が要るようでありますけれども、来年、再来年というんじゃないですね、準備ができ次第、先ほど申し上げたように、公開可能な文書については適宜進めていきたいと思っております。場所は、あその場所でということになるかと思えます。別途またご案内したいと思っております。

6番（滝沢君） 町長からそういう形でご英断をいただきまして、関係者の皆様、それからここにいらっしゃる中嶋議員も数回にわたり質問をさせていただいていると思えますけれども、やっとこれで皆様のご苦勞にですね、勞をねぎらう時が来たなという思いでございます。

じゃあ続きましてですね、2回目の質問ということで、させていただきできます。今のご答弁の中で、「真田丸」は確かに上田市でかなり盛り上がり、それと松代ですね、長野市の松代とはかなり連携をとっているということであるようですが、当町はその間でですね、どのような取り組み、また直接上田市あたりからそんなような話しかけといいますか、働きかけがあったのかどうか、そこら辺の答弁をお願いいたします。

それから、ばら祭り、鉄の展示館等ですね、イベントのリピーターですね、これが非常に私も重要だと思っておるんですが、リピーターの方の状況は把握をしていらっしゃるのでしょうか。

それと自転車ですね、利用される方が11名ということで、それをまさかビジネスマンが利用していたということは私も初めて知ったわけではありますが、その自転車ですね、どうしても坂城は坂が多いところがございますので、今後、例えば電動機付自転車とかですね、そういうような形でもしお考えいただければ、かなり利用価値が広がるのではないかと思います、そこら辺のお考えをお願いいたします。

最後のエヴァンゲリヲンのイベントですが、これはトータルとしては成功として捉えることができると思うんですけれども、なかなか毎年というわけにはいかないと思いますが、皆さんの職員の方のスキルということも含めてですね、今後このクラスの特別展開催ですね、そういう企画のあれがあれば、今年もやりたいとか、来年やりたいとか、そんなようなお考えがあれば、ぜひお聞かせいただければと思います。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 幾つかご質問いただきました。「真田丸」で上田市と長野市は連携をとっていたようだが、ということでございます。坂城町につきましても長野地方事務所管内の

中で、やはり管内の市町村と連携をとりたいということと呼びかけがございました。当然、坂城町としても賛同しております。また、上田市を中心といたします定住自立圏の観光部会においても、そのような協力を呼びかけていらっしゃると思いますので、そちらについても当然応えております。その中で、この「真田丸」の大河ドラマ館と鉄の展示館、そして松代宝物館におきましては相互にパンフレットを置きながら、単なる通過点にならないよう、そう頑張っております。

続いて、イベントでリピーターの状況ということでございます。正確な状況というのは、データとしてとってはいないんですけれども、やはり例えばばら祭りで駐車場係をやっていると、今年も来たよと気軽に声をかけてくださる方もいらっしゃいますし、また鉄の展示館ではコースターとか、一日一日ちょっと、毎日毎日といいますか、結構1週間に1回は必ず来られるという方がいらっしゃって、半券を額に入れて展示してくれというふうに言って持ってこられた方もいらっしゃいました。そういうようなこともあって、やはり熱心なリピーターは必ずいるなと思っております。

次に、電動機付自転車ということでございます。こちらにつきましては、確かに坂が多いということで、もし自分でも乗るとなると欲しいなとは思っているんですけれども、この辺につきましては関係団体ともよくお話しする中で、そのような維持管理とか安全面など、そういうものも考えながら検討していきまいたいと考えます。

最後に、「エヴァンゲリオンと日本刀展」ですけれども、大きなイベントを大変多くの皆さんの協力のもと開催することができました。本当に多くの皆さんが同じ目的を持って何か達成できたなという感じがいたします。今後も機会があれば、やはりこういう大きなイベント、そういうものを計画していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

6番（滝沢君） 数々、政策についてのご答弁いただきましたが、いろいろと工夫とご配慮をされていることは理解をいたしました。その中で、先ほども言いましたけれども、やはりリピーターの存在が大きいと思います。さまざまなテーマパークでもリピーターのウエートが大きいように、当町に来ていただいた方が満足していただければ、それが口コミで広がるわけですし、また行きたいと思っていただけるわけです。望むのは、さらなる先進的な振興策を打ち出していきたい、坂城町はどこにあると言われる前に、ああ、あの坂城町だねと言ってもらえるぐらいの町になってもらいたいと思います。

さて、今回、多くの議員諸氏が取り上げましたが、町の第5次長期総合計画後期基本計画、また人口ビジョンに基づき、まち・ひと・しごと総合戦略が示され、今後の目指すべき町の方角が見えてきました。私たちは、さらに町民の皆様お一人お一人に説明責任を果たし、住む人と今後当町に住もうという方に向け、優しいまちづくりのため尽力することが重要であると考えているところであります。

締めといたしまして、3月の予算議会は町の輝く未来に向け、山村船長のもと船出のときであります。その羅針盤が指し示す目標に向け安全な航海となりますようご祈念とご期待をいたします。以上、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時23分～再開 午後 2時34分）

議長（塚田君） 再開いたします。

日程第2 「議案第1号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」以下18件の議案については、全て去る3月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2 「議案第1号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

2番（塩野入君） 連携中枢都市圏の締結につきまして、まず第3条についてですが、これは一昨日の一般質問の答弁で、連携中枢都市圏の形成に向けて連携する取り組みは27項目、46事業あるということであります。別表には長野市と坂城町において連携する取り組みとして19項目の内容が挙げられていますが、ここに35事業があることもわかりました。差し引きすると8項目、11事業を除外したことになりますが、その除外した理由をお聞きいたします。

また、28年度から全9市町村が一緒になって実施予定の事業が8事業あるということですが、それはどんな事業で、坂城町としてはどんな取り組みをするのでしょうか、それをお聞きいたします。

それから、第4条には費用分担がありますが、これはどんな方法で分担するのか、算出の基本があるのかどうかをお聞きいたします。

第5条第2項で、定めのない事項について書かれております。この定めのない事項とはどんなことが想定されるのでしょうか、お聞きいたします。

そして、第6条第2項の失効がありますが、通知から2カ年の猶予が定められていますが、失効までの2カ年の猶予の根拠は何か。以上、4点についてお聞きいたします。

企画調整係長（竹内君） ご質問について順次お答えをいたします。

まず、連携の取り組みから除外された事業の理由についてでございますけれども、示されております27項目、46事業の中で、例えば新幹線新駅の設置に向けた取り組みですとか、公共牧場利用の促進、また民間路線バスのネットワークなどによる公共交通網の構築といったような取り組みなど、取り組む地域が限定をされたり、長野市がこれまで取り組んできた事業で、

当町に当てはまらない事業など、現段階では取り組む必要性が低い事業を除外しております。

次に、全9市町村が28年度実施予定の8事業と、その取り組みは何かということですが、まず圏域全体の経済成長のけん引における分野では、長野圏域経済成長推進事業、企業誘致連携事業、就職情報サイトおしごとながの活用事業の3事業がございます。長野圏域経済成長推進事業では、圏域の経済成長に向けた施策や具体的な研究を進め、産学金官民が一体となった地域経済成長戦略について推進をしております。企業誘致連携事業では、首都圏に派遣されている職員との連携により効果的な圏域への企業誘致を促進しております。就職情報サイトおしごとながの活用事業では、長野市が運営する就職情報サイトの広域利用を行い、積極的な就職支援によりU・J・Iターンを促進しております。

次に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上におけます分野では、病院群輪番制運営事業、保育の広域利用の拡大事業、災害対策のための相互協力事業、保健師、看護師を想定する技術職・専門職交流事業、保育士等情報交換研修等事業の5事業がございます。

病院群輪番制運営事業では、病院群輪番制参加医療機関の支援を行い地域医療の充実強化を図っております。保育の広域利用の拡大事業では、広域入所や近隣市町村からの一時預かり保育の受け入れなどにより子育て支援の充実など福祉の向上を図っております。災害対策のための相互協力事業では、防災情報の共有や災害応急対応活動の相互協力を進め、防災に関する連携体制を構築強化しております。保健師、看護師を想定する技術職・専門職交流事業では専門職としてのスキルアップを図り、また保育士等情報交換研修等事業では各市町村で抱えている保育の課題などについて研修を行っていくなど、圏域内市町村職員等の交流、連携の強化を図っております。

以上、8事業が長野圏域の全市町村で取り組んでいく事業でございます。

続いて、第4条、費用負担について分担の方法、算出根拠はでございますけれども、事業ごとに実績割ですとか人口割、役割分担による算出など、さまざまでございますけれども、基本的には長野市との協議で定めていくこととなります。

次に、第5条第2項、定めのない事項とはどんなことが想定されるかということですが、連携協約に規定されていない、例えば事務処理における規定などを想定するところでございます。

次に、第6条第2項、失効について通告から2カ年の猶予の根拠はということですが、国の連携中枢都市圏構想推進要綱において失効を求める通告後、連携協約が失効するまでの期間は原則として2年間とされているところでございます。以上でございます。

2番（塩野入君） 来年度から5年間で取り組む27項目、46事業の具体的な事業を盛り込んだ長野地域連携中枢都市圏ビジョン、通称長野地域スクラムビジョンというふうに言うんだそうではありますが、この長野地域連携中枢都市圏ビジョンですね、その中身がこの第3条別表に

連携する取り組みとして掲げられている19項目の内容が、この35事業となって具体化すると。3条にある19項目の内容が35事業となって具体化する。そして、そのスクラムビジョンでそれが出るのでしょうか。その辺ちょっとお聞きをしたいと。

また、長野地域の連携中枢都市圏ビジョンは、3月に公表する、今月ですけれども、というふうに新聞に載っていましたが、そのビジョンはこの27項目、46事業、これを指すのでしょうか。その辺をちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

次に、2月の17日に長野市が連携中枢都市を宣言して中核的な役割を果たし、国の財政措置として長野市には普通交付税が約1億5千万円の増額が見込まれますが、坂城町を含む周辺市町村には事業に応じて1事業当たり上限1,500万円の特別交付税が配分されるというようではありますが、特別交付税でありますから条件があって精査されて、しかも事業が終われば交付税措置もなくなると思いますが、財政措置はどのようになるのでしょうか。その辺をお聞きをしたいと思います。以上。

企画調整係長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、長野地域スクラムビジョンにおいて、19の取り組みが具体化するのかということでございますけれども、ご質問のとおり連携中枢都市圏ビジョンでは連携協約に基づいて推進していく事業について、その具体的な取り組みの事業内容が記載をされていくということになりますので、ビジョンの中でですね、今回取り組む事業が具体化されていくということでございます。

それから、ビジョンは27項目、46事業を指すのかということでございますけれども、連携中枢都市圏ビジョンでは、連携中枢都市宣言を行った都市圏における中長期的な将来像をまず示すという部分がございます。それとともにですね、連携協約等に基づいて推進する具体的な取り組みを記載するものとされておりまして、長野圏域で取り組まれる27項目、46事業、全ての事業が記載をされてくるということになります。

それから、財政措置でございますけれども、現在、総務省から示されております財政措置の概要においてですね、措置期間が特段示されておられません。長野市との連携協約を廃止しない限り連携する取り組みに対し連携市町村についてですね、上限1,500万円の財政措置がされるということでございます。

2番（塩野入君） 私、過去2回にわたって連携中枢都市圏と、それから定住自立圏の関係について質問をしてきたわけですが、必要な部分において必要な連携を行っていくと、そういう中で、連携中枢都市圏ビジョン、定住自立圏共生ビジョンの具体的な取り組みを精査し、町として必要な分野において必要な連携を図ってまいりたいと、こんなふうに過去に答弁されているわけですが、いずれもちょっと抽象的な答弁でした。一昨日の答弁で医師確保など医療面は両圏域で取り組んで、地域交通なんかは定住自立圏の取り組みとするというふうに具体的な取り組み内容が少しわかり始めてきました。今、連携協約の締結協議が示された中で、具体的な精

査はどこまで進んでいるのかをお聞きをしたいと思います。

次に、連携中枢都市の目的の一つに、大都市圏への流出を抑えるダム機能を果たすということですが、これが生活圏の集約化、あるいは都市機能の集積強化になって、長野市だけに集中して、周辺の坂城町を含む周辺市町村が衰退して、それが国の財政支援が薄らいでいくということがちょっと危惧する部分があるんですが、その辺の町のお考えはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

企画調整係長（竹内君） 連携する取り組みについて具体的な精査はどこまで進んでいるかというところでございますけれども、長野圏域において提示されている27項目、46事業の中で、町が必要と考えられる事業、またこれまでも町が取り組んできた事業で、新たな連携により拡充が図られる事業について担当する関係各課と協議を進めてまいりました。長野地域、上田地域ともに生活や産業面において密接な関係がございますので、上田地域定住自立圏とも重複する取り組みもございますけれども、地域の活性化と定住を促進するために必要な取り組みとして長野市との連携協約でお示しをさせていただいたところでございます。

それから、周辺市町村が衰退し国の財政支援も薄らいでいくのではないかとということがございますけれども、連携中枢都市圏構想は地方公共団体が柔軟に連携をし、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであるということから、圏域市町村の課題などについて国の支援も得る中で継続的、安定的に取り組むことができるものであると考えているところでございます。

9番（塩入君） 今回の塩野入議員が質問されたこととも関係してくるんですけれども、別表第3条19項目があります。それで、じゃあ坂城町はですね、本当に長野市と連携して、どんなメリットがあるのか、これを見てもすぐはわからないわけです。具体的にどんなメリットが実際、坂城町はあるのか、その辺が見えてこない。やはり、この項目の中で坂城町としては、この項目はぜひ必要なんだというようなのがありましたら、示していただきたいと思うんですが。

実はですね、僕も上田広域の議員として上田広域へ今出ているわけですが、上田広域の中で扱っているのは、ごみ施設の問題なんです。上田市は向こうの東御市とか一緒になってやっていて、坂城町は長野広域の中に入っているわけで、僕自身は全く関係のないところへ行っただけで月に2回、3回と出ていくわけですよ。そういうことで、本当に連携して必要なものがあるのかどうかということが見えてこない、なかなか問題じゃないかなというふうに、単純な疑問ですが、その辺についてお願いしたいと思います。

企画調整係長（竹内君） 今回、連携協約の中で示させていただいている取り組みにつきましては、全て必要な事業ということで考えております。ただ、この事業につきましてメリットという部分につきましては、今回19項目示させていただいておりますけれども、この事業のほとんどがですね、長野圏域内の市町村において、28年度については調査研究を進めるというこ

とになってございます。その中でですね、いかに坂城町にメリットが出てくるかということも踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

また、上田地域定住自立圏の関係もございますけれども、例えば上田地域定住自立圏のほうでは上田広域との関係になるんですけれども、例えば図書館のネットワークですとか、例えば道路幹線網の関係につきましては18号、サンマル交通圏といったような部分もございます。そういった部分については上田市の、上田地域との連携を強化をしていくと、また長野市のほうは、どちらかという経済の活性化ですとかという部分が強くなってくるかと思っておりますけれども、その中で、検討する中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

9番（塩入君） 今の答弁では、これからどういう点でメリットが出てくるのか検討していきたいということだそうなんですけれども、実際、具体的にどういうメリットがあるのかということはやっぱりきちっとやらないと、今度の、いわゆる出された連携中枢都市圏構想というのは、地方創生の目玉として出されてきているということで、今までもですね、平成の合併の中で幾つかの苦い経験があったわけです。

中枢にまとまったところは、同じ合併しても中心になるところは栄えるが、その周りは疲弊して過疎化になっていってしまう。これは長野市に合併した周りの市町村を見てもよくわかるわけなんですけれども、坂城町は一番長野からは遠い、上田に一番近い、端のほうの町です。しかし、坂城町はご承知のとおり自立した町です。そういう意味で、わざわざ長野市と連携してですね、自立の町がかえって大変な状況になるというようなことも危惧されてくることがあるとすればですね、これはやはり問題だと。

現に今度、この中枢都市圏については、さっきもちょっと出ましたけど、予算的には中心になる長野市には上限1億5千万を交付金として出すと、それから周辺の町には上限1,500万というように差をつけているわけです。だから、それも成果がなければもちろんないということで、交付金について差別的な配分がされていることは事実です。そういうことで、特に中枢になるところはいいかもしれないですけども、周りの町村にとって果たして本当にメリットがあるのかどうか、その辺も十分検討しながら進めていかなきゃならない問題じゃないかというふうに思っております。以上です。

12番（大森君） 大体の中身はわかってまいりましたが、今後検討する課題もいろいろあるということなんですけれども、長野市が原案をつくって、そこへそれぞれの自治体が参加して、どういう内容にするかということを決めてくると思うんですが、当町のほうでこういう内容を入れてほしいということを提案しても、結局ほかの自治体あるいは長野市のほうで受け入れられなければ、結局それは長野市のそういう施策に、そのまま我慢しながら参加していくのか、あるいはこの事業について、現在ここに出ている事業についても撤退するというものについては、年度内ではないと思うんですが、年度締めの際にそういうことは可能なかどうか。

それともう一つは、終わりの期日がないわけで、一応契約する上では、終わるときには通知をするということですが、一応めど、終わりのめどというのは想定はされていないということでもよろしいでしょうか。

企画調整係長（竹内君） まず、全事業といいますか、今回、連携中枢都市圏形成に向けて取り組んでいく事業につきましては、長野市だけで、長野市だけでといいますか、長野市が決めたものということではなくてですね、連携を行っていく全市町村協議を行う中でどんな取り組みをしていこうかということで検討してきた内容でございます。例えば先ほど申し上げましたけれども、千曲市からは新駅設置について、こういう事業をやりたいということを提案をしていて、それについて長野市もじゃあ一緒にやりましょうというような形になっております。ですから、長野市だけが決めて、そこに向かってほかが協力していくという形ではございません。

また、内容についてもですね、協約の第5条第1項にもございますように、毎年度取り組みの推進について協議をしていくということになっております。その中でですね、取り組み状況、内容の再検討というものも当然行っていくものでございます。また変更等、必要となった場合につきましては、これについては議会の議決をいただく中でまた変更していくという形になりますので、そうなった場合についてはまたお願いをしていくというような形になってまいります。また、廃止等についてはですね、もうこれから始めていくので、いつまでということは当然、期間もございません。

いずれにしても、地域の活性化とですね、定住の促進をしていくということで今後進めていきたいというふうに考えております。

12番（大森君） それでは、交付税の措置というのは、それじゃあいつまで続くんでしょうか。

企画調整係長（竹内君） 財政措置につきましては、国の政策でもございますので、いつまでということはちょっと何とも言えないところでございますけれども、ただ先ほども申し上げましたけれども、塩野入議員さんに答弁させていただきましたけれども、国から示されております連携中枢都市圏に関する財政措置の概要においてはですね、特段措置期間が示されておられませんので、国からのそういう通達がない限り続いていくものということで考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第2号 坂城町行政不服審査法施行条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第5号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

12番（大森君） 新たに基金を立ち上げるということですが、今後必要な経費が出てくるだろうということで、特に長野広域でのB施設の負担というのが大きな金額になるであろうというのは想像されるわけですが、これについて一応の基金の目安、どのぐらいまで基金を積み上げるのか、それとあとはその工事が始まったりすれば当然あるわけですが、支払いとして出てくるわけですが、そういう点を含めて、その金額についてはどんなようなものでしょうか。

財政係長（伊達君） ただいま新たな基金の目標額ということで、まず一つ目のご質問を頂戴いたしました。今回の基金の積み立ての基本的な考え方でございますけれども、これにつきましては町で行っております、現在も行っております、また今後行います諸施策への影響が出ないよということ、基本的には予算執行上、財源に余剰が出る場合に積み立てをしたいと考えております。また、基金の運用の状況によりましては、取り崩し、積み立ても行いながら一部取り崩しもしていくという状況も想定しておりますので、積み立ての目標額については現在のところ設定をするといったことは考えておらないというところでございます。

また、取り崩しのおおよその目安、額的なものでございますけれども、現在具体的な数値として、試算の段階ではありますけれども、示されているのが、先ほど議員さんおっしゃったように長野広域の新たなごみ処理施設ということであります。こちらのほう、一番重くなってくるのは平成34年度ぐらいから、その先10年程度でしょうか、ここについては1億から1億5千万ぐらいは多分、単年度で、現状の試算の中ではいくだろうと言われております。

ただ、これについてもですね、あくまでも試算でありまして、今後、状況の中で、例えば建設に当たってですね、予定していた建築物の基礎が、土壌がちょっと緩いので、もっと強化しなければいけないですとか、あるいは地元との用地の協議、あるいは建築物の協議の中でですね、こういったものも入れてほしいといったようなご要望があれば、そういったものでも多少金額の増減は出てくるものと考えております。今現在の試算で言いますと、そんな状況ということをお願いをしたいと思います。

12番（大森君） 大体わかりましたが、余剰が出たところで積み立てていくということですが、途中ででも資金がショートした場合に取り崩すこともあり得るということですが、財

政調整基金と同じような扱いで、この基金を運用するということの考えでいいんですか。

財政係長（伊達君） 今回、お願いしております基金につきましては、財政調整基金のようにですね、一般の施策、何にでもということではなくて、特定の目的ということで考えております。タイトルにもありますように、広域行政事業基金ということでございますので、例えば町が全く広域と無関係の事業をやるに当たっての財源に充てるということではございません。あくまでも広域行政という範囲の中の事業の経費、費用負担に充てていくという考えでございます。

10番（山崎君） 今、大森議員からも質問がありましたから、その部分は省きますけれども、坂城町の場合には長野広域連合、上田地域広域連合や、また葛尾組合、六ヶ郷用水組合、千曲坂城消防組合、そして千曲衛生組合という一部事務組合にも負担金を拠出しているわけですね。この負担金等を拠出している一部事務組合とも、私は葛尾組合ですから、今葛尾組合でもB施設稼働後には解体するという形で基金を募って、今積み立てているわけですが、そういう場合に、不足した場合にもそういう基金は運用され、また千曲衛生でも今度解体、何かそういう話が出ていますけれども、そういうときにも足りない場合には基金から拠出されるのでしょうか。

財政係長（伊達君） ただいま具体的な例を挙げて、そういった場合には基金を充当できるかというお話でございますけれども、この基金の対象として考えておりますのは、二つの視点から判断をしてみたいということで考えております。一つは広域行政という客体が妥当かどうかといったところと、もう一つは事業の妥当性ということになるかと思えます。

例えば事業の妥当性でいうと、単に事務であるとか組織の運営にかかわるような経常的な経費ということではなく、例えばハードに絡んだ特別な事情があるですとか、町民生活あるいは町の施策にかかわっているとか、あるいは財政的な負担はどの程度なのかといったようなことを総合的に勘案して判断をしてみたいと考えております。

今、葛尾組合の例を挙げてお話がありましたけれども、葛尾組合の基金はですね、その組合のほうでどういう使い道をするか、どのぐらいの基金を充当していくかというのは、それはまた組合の判断のお話になると思えますけれども、例えば施設解体に当たって、積み立てている基金では不足するといった場合にですね、その不足分について行政のほうでお願いできないかと言われたときに、これは多分、当町と千曲市の負担ということになるかと思えますけれども、その当町の負担分について、この基金を充当するということは全く問題ないものと考えております。

10番（山崎君） 私の挙げた広域連合とか一部事務組合、それ以外の部分でも活用、そういうような資金が拠出されるということはあるのでしょうか。

財政係長（伊達君） お答えいたします。先ほどこの基金の対象を考えていく場合に二つの視点があるというようなお話を申し上げましたけれども、一つ目の視点として広域行政を行う客体

としての妥当性という判断が出てくるかと思えます。先ほど来、申し上げているように広域連合ですとか、あるいは複数の市町村で組織をする一部事務組合、これについては全く問題ないだろうと考えております。近年のですね、交通網の発達ですとか通信の発達によって、住民の方の生活圏もかなり広がっているという状況の中でですね、広域的な課題への対応といったことが大変問題になっています。あるいは、単独の市町村でやるよりも広域として対応したほうが効率的であるといったようなものもたくさんあります。

そういった中で、そういうものに対して柔軟な対応をしていくために出てきたのが、例えば定住自立圏というものであったり、連携中枢都市圏といったものであるのではないかと考えています。連携中枢都市圏については、これは地方自治法に定められたもの、また定住自立圏については国の定住自立圏構想推進要綱といったものに定められた、一定のルールを持った中の組織体でありますので、こういったこともこの基金の対象にはなり得るだろうと考えているところであります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第6号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第7号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第8号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第9号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

12番（大森君） これは新たに音楽堂の使用のことが主なものだというふうに思いますが、まず一つは、入場料もしくはこれに類するものを徴収し、また営利を目的として使用する場合は原則として開放しないと、貸さないという意味だと思うんですが、この辺の入場料というのはいろんな意味がありますが、例えばサークルとかグループだとか、習い事をしている皆さんが何かの演奏会をやりたいという場合に、そのサークルの皆さんがチケットを自分たちでつくっ

て、それで例えばプロといいますか、音楽だけで生計を立てている方をお呼びして、呼んで、それでコンサートをするということで、その取り組みの中で幾ら稼ごうかじゃなくて、最低交通費だとか出演料とか、そういうのはチケットを売って賄って、それでそういうものを音楽堂でぜひ利用してやりたいというような、こういう点のときには開放していただけるのかどうか。学校の行事と重ならない限りとか当然条件はわかるわけですが、その辺のところははっきりしておかないと、結構もめるのかなという、ちょっと気にはしているんですが、その辺のところはどんな取り扱いになるのでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 今、ご質問がございました音楽堂の使用に関しまして、入場料もしくはこれに類するものを徴収し、また営利を目的として使用する場合は原則として開放しないものとする、その条件といいますか、諸団体の使用方法でございますけれども、まず本条例の大原則といたしましては、坂城町における生涯学習の振興、その他公共の目的で坂城町立小・中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で町民の利用に供することとされております。そうした中で、ご案内のとおり音楽堂につきましては、学校施設ということで今回条例改正をお願いしたところでございます。

今、議員さんのご質問の中にごございました。この学校開放の中の趣旨の中でも、例えば生涯学習の振興の意味を含めると、今いろいろと町内の中でも社会教育団体として音楽サークルとか、いろいろな諸団体がございます。そうした中で、そういう団体が一堂に会して、先ほどの話ではありませんけれども、どなたか講師なり演奏される方をお招きして、ぜひ町の振興につなげていきたいんだよと、そういう話の中では、また教育委員会がその可否については判断することになっておりますので、検討させていただければと思っております。以上です。

12番（大森君） 非常に緩い中身だなということで、安心していいのか、それともどこまで規制が厳しくなるか、ちょっとわからないところですけども、要は本当にどこかのプロダクションが来て事業をやると、こんなはっきりするようなことはまず、これはもう当然貸さないよという意味として、まず捉える必要だなということは一つあります。

ぜひ町民の皆さんのいろんな文化活動で、やっぱり一つの励みになったり、あるいはすばらしい演奏なり音楽、歌声を聞くことで、その方々、そのサークルがまた文化的な技術等が向上するということになればいいと思いますので、ぜひその辺のところ勘案して運用していただきたいというふうに思います。

9番（塩入君） もう一つ、ちょっと具体的な例で質問したいと思いますが、毎年秋にですね、クラシック音楽を聞くということで、テクノセンターを使って、たしかあれ1,200円ぐらい入場費を取ってやっていますよね。例えばああいうようなこと、これは町内の人が多く行っているわけですけども、入場料を取るわけです。でも、ああいう音楽はぜひ音響効果のいい音楽堂で聞きたいという町民の要望があるかと思うんで、そういう場合なん

かはどうでしょうか。

教育文化課長（宮下君） 毎年秋、今年の場合は冬のニューイヤーコンサートということで開催しております。今回もテクノセンターで開催したところでございますけれども、例えば音楽堂の開催となりますと、ちょっと議員の皆さんにおかれましては内覧会等の際に音楽堂の中、ご見学して、施設の概要はご存じだと思いますけれども、ちょっと本格的なコンサート、また施設、観客の椅子等のことを考慮いたしますと、そのコンサートについてはちょっと難しいものもあるのかなという感じもしております。ただ、例えば町内の子供さん、小・中学生を対象に限定してやるコンサートとか、そうなった場合には音楽堂でも可能であるかなと考えているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第10号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第11号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第12号 平成28年度坂城町一般会計予算について」

議長（塚田君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に関する事項については各委員会においてお願いします。

また質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示し、質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

12番（大森君） 1点だけ、ちょっとお尋ねいたします。

ページ、7ページ、款9項1目1地方交付税についてお尋ねするんですが、先ほどの連携都市の関係でもありましたが、ここの特別交付税の5千万ですが、これについてのちょっと内訳をお尋ねいたします。

財政係長（伊達君） 特別交付税のお尋ねでございます。特別交付税につきましては、普通交付税の基準財政需要額で補足されなかった財政需要ですとか、災害等のための特別な財政需要といったようなこと、あるいはですね、先ほどもちょっと出たんですけれども、定住自立圏ですとか、連携中枢都市圏ですとか、そういった項目にかかわってくるような財政需要といったよ

うな、さまざまな項目で算定をされてまいります。また算定項目についても、これ毎年変わってくるものということになります。

この予算計上5千万については、基本的にはこれまでの実績等を考慮する中で一番かたい線であるだろうというところで捉えさせていただいております。実際の交付額につきましては、毎年これ以上いただけている今状況は続いておりますけれども、算定項目の設定、これ国が設定してくるものでありますけれども、その設定によっては多少の増減が出てくるということで、実績等を見る中で一番かたい線で見込ませていただいているというものでございます。

12番（大森君） 連携中枢都市圏の、今ちょっといろいろと質疑あったところですけども、これについてはどの程度の算定をされたんでしょうか。

財政係長（伊達君） ただいま連携中枢都市圏のお話、出ましたけれども、基本的にはですね、かかった経費総額が算定の中に入るかどうかということも含めて、これは国の示してくる交付率というんでしょうか、そういったものが出てまいりますので、事業経費としては大枠の中でその他のものも含めて5千万という計上ということであります。

8番（吉川さん） ページ、3ページの歳入ですが、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分の内容ですが、今回、町長の話の中に地価の下落、企業の設備投資の鈍化傾向を勘案して全体で4千万の減額、3.2%減とおっしゃっていましたが、この内容について土地、家屋、償却資産についての内訳と、また前年度対比についてお聞きいたします。

収納対策推進幹（池上君） 固定資産税現年分の土地、家屋、償却資産ごとの内容についてご説明をいたします。土地につきましては3億1,100万ということで、前年に比べて920万の減ということでございます。内容につきましては土地の価格の下落等によるもので減少もございしますが、宅地化による地目変更なども加味したものでございます。

続いて家屋でございますが、4億4,300万円でございます。28年度につきましては、評価がえで減額はございません。新增築家屋分の増、滅失家屋の減を合わせて前年比較370万、4億4,300万円でございます。

続いて償却資産でございますが、4億6,600万円でございます。償却資産につきましては県内の設備投資の動向調査がございます。なかなか見通し難しいものがございますが、その調査結果から全産業ではマイナス9%というような数字が出ておまして、製造業でもマイナス2.7%というような調査結果でございました。その内容と、もう一つ、償却資産の約50%を占める長野県と、それ以外の県にまたがります大臣配分が50%程度を占めるわけでございますが、年間約五、六%と減額となるようなことも加味しまして、マイナス6.9%、額でマイナス3,450万の見積もりをいたしました。12億2千万ということで前年比較4千万という見込みでございます。

8番（吉川さん） 今の家屋なんですけど、26年度は新築は74軒ということなんですけど、

27年度は、今回は増えておりますが、どの程度増えているのでしょうか。それであると、今回、当町でも大きな設備投資をした企業もございますので、この償却資産の見積もりがもう少し上乘せしてもよかったのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

収納対策推進幹（池上君） 新增築家屋につきましては、27年度新增分家屋が総数で74軒ということでございます。前年、26年度につきましては95軒の新增築分の家屋がございましたが、若干減少の傾向のようでございます。そして、大きな設備投資というお話がございましたけれど、固定資産税の賦課期日は1月1日でございます。1月1日現在に家屋が完成されれば、例えば今年、今年度28年ですか、課税対象になります。1月2日以降の完成となりますと来年からの課税ということになります。

6番（滝沢君） 1点、お願いいたします。16ページ、款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金について、これは基金の配当のあれだと思っておりますが、基金の管理状況それから運用状況はどのようになっているのでしょうか。28年度は前年度に比べ20万4千円の減となっておりますが、その要因をお聞きいたします。

また今回、日銀が打ち出しましたマイナス金利政策でのデメリットの影響はありましたでしょうか、お尋ねいたします。

会計管理者（春日君） ただいまのご質問にお答えいたします。基金に属する現金につきましては、地方自治法で歳計現金の例によるとされ、運用につきましては確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。現在は指定金融機関等の定期預金、それから日本国債で運用を行っております。28年度当初予算では前年並みの、今年並みの運用益を見込んでおりますが、前年比20万4千円の減となっております主な理由でございますが、文教施設整備基金で南条小学校建設によりまして大きな取り崩しがあったということで減少となっております。

それから、日銀のマイナス金利の影響といたしましては、各金融機関の定期預金の金利ですが、ここに来て引き下げられておりますので、少なからず影響が出ているということでありませう。以上でございます。

6番（滝沢君） 定期預金と国債で安全な運用をさせていただいているということなんですが、以前、先輩議員が質問したと思うんですけども、今後ですね、株式とか社債等の運用のお考えというのはいかがでしょうか。

会計管理者（春日君） 基本的なことにつきましては、町公金管理委員会で決定をさせていただいております。基本的には金融機関の定期預金、それから国が保障しております国債の運用でやってまいりたいと思っております。以上です。

議長（塚田君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時38分～再開 午後 3時48分）

議長（塚田君） ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、歳出の質疑に入ります。

7番（西沢さん） 4点についてお伺いいたします。最初に45ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の中の19046さかき縁結び支援補助金についての内容をお願いいたします。

次に、52ページの款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中の事業13007成年後見支援センター委託料について、その内容。

それから、68ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、ここに県より地域自殺対策強化事業補助金が財源として入っています。この自殺対策について具体的にどの事業の中で、どのように行われているかということをお尋ねいたします。

それから、111ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費の中の事業14031ハードウェア等使用料でございますが、校務支援システムの使用料が含まれているという説明でございました。このシステムの内容についてお尋ねいたします。以上です。

福祉健康課長（大井君） 初めに、45ページのさかき縁結び支援事業補助についてご説明申し上げます。こちらにつきましては縁結びの支援ということで、余りがちがちに固めないで運用の中でいろいろ検討してまいりたいというふうに考えておるんですけども、各種団体等が企画、運営をする結婚を望む男女の出会いの場を提供する事業の支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

その団体というのは、今想定している部分では、商工会ですとか、例えば消防団ですとか、ライオンズクラブですとか、ボランティア団体ですとか、そういったような団体などが実施をしている縁結び活動と申しますか、というところで経費の2分の1、5万円を上限として2分の1を補助してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、52ページの成年後見支援センターの委託料でございますけれども、こちらにつきましては町社会福祉協議会のほうに委託をしてまいりたいというふうに考えておりますが、事業の内容といたしましては認知症ですとか、知的障がい、精神障がいなどによって判断が十分でない方、またはご高齢によって、今後そういった不安をお持ちであるとか、障がいをお持ちの方も時間の経過でだんだん重度化していくと、将来を見据えて不安をお持ちの方、もしくはその家族の方等の、そういったところで金銭管理ですとか、そういった今後の成年後見をしていくための相談業務でありましたり、後見人を申し立てをする支援をしたりといったようなところ、それを社協にお願いをいたしまして一元化を図りまして、ワンストップでこちらで実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上であります。

保健センター所長（村田さん） 県の地域自殺対策強化事業補助金ですが、68ページの精神保

健福祉事業の中の講師等謝礼でございます。こちらの講師等謝礼でございますが、自殺予防対策の主要事業といたしましてこちらの健康相談を実施しているところであります。この事業につきましては年5回、6月から偶数月に1回ずつ行っております。精神科の医師、それと精神保健福祉士による個別相談を予約制で文化の館におきまして実施しております。文化の館につきましては来所しやすい場所、そして和室でリラックスした環境での相談をということを考慮して行っております。以上です。

教育文化課長（宮下君） 111ページ、小学校総務一般経費のハードウェア等使用料の中の学校の校務支援システムの内容についてご答弁申し上げます。このシステムの機能でございますけれども、まず一つといたしましてはグループウェア機能を持っておりまして、例えば町内間、小学校間の連絡ができ、例えば町職員会とかの連絡や情報共有が安全かつ簡便になるということ。またメール機能もございますので、それぞれの連絡等も学校間で行える。また、もちろん小学校単位でも先生方の連絡ができる、そういう利便がございます。

また、校務支援といたしましては児童・生徒の名簿管理、また出席簿でございますけれども、欠席等の連絡を受けたときに誰でも簡単に入力ができ、そのまま出席簿に反映できるというようなことでございます。ご案内のとおり、先生方、なかなか事務が忙しい中で子供とふれあう時間がないとかの課題が出されておりました。こういうシステムを導入することによって、そこから辺の課題の解消、また光熱水費の縮減とか、そういうのにつながっていくものと期待しておるところでございます。

7番（西沢さん） 最初のさかき縁結び支援補助金についてですが、これは社会福祉協議会でもこの縁結びについて事業を行っていますよね。これについて何か、かかわりというか、つながりがあるのかどうか、全然別にこちらのほうの事業は進めていくのかという点。

それから、その次の成年後見支援センターの委託料についてですが、近ごろ後見人の不適切な行動についていろいろ報道がされているわけです。そういう問題についても成年後見人が選任されて、仕事を始めていったときにどういう状況かという、その状況確認もこのセンターでしていくのかどうかということです。

それから、教育費のハードウェア等の使用料の関係ですが、これお聞きしますと事務的な部分だけの校務支援システムというふうに考えてよろしいのかどうか、昨今ちょっと問題がありましたけれども、生徒指導とか、そういう面についてはここでは全然触れていかないのかどうか、その辺をお願いいたします。

福祉健康課長（大井君） 初めに、さかき縁結び支援事業のほうですけれども、まず社協のほうで行っていますヤングヒューマンネットワークの関係は、個人といいますか、個人登録で婚活事業といいますか、縁結びをしていくというような形なんですけれども、こちらはある程度団体ということでございますので、直接的に連動するということはございません。

続きまして、成年後見人の不適切といいますか、チェックの部分なんですけれども、基本的にまず後見人については、裁判所なりで指名をされていくということなんですけれども、その後につきましても、この支援センターのほうとご家族さんであったりとかというところは連絡をとるような形もございますので、そういった中で適正運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

教育文化課長（宮下君） 現時点でございますと、事務的なシステムでございます。また生徒指導につきましては、今後の課題といたしましては、個人情報でありセキュリティーの問題もございまして、そこら辺を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） 4点、お願いいたします。一つ目、28ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2文書費、これはですね、ちょっとペーパー、紙ですね、のことについてお聞きしたいんですが、年間かなりの枚数を使用されていると思いますけれども、なかなか枚数の把握はできないと思いますけれども、一番問題になるのは機密文書ですね、機密文書の取り扱い方法と、それから昨今もちろんリサイクルということは非常に叫ばれておりますが、そのリサイクルへの取り組みはどのようになっているのでしょうか。

2点目、29ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、説明の12002、公金収納等手数料ですが、この95万円の内訳について質問いたします。

3点目、32ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6、これは先ほど私も質問させていただきました、ふるさと納税の件で010220ですが、事業費31万7,200円についてですね、これはどのように算出をされた額でしょうか、お尋ねします。

4点目、133ページに一般職、1総括、今年度ですね、27年度退職される方は何名でしょうか。また、28年度新規採用される方の予定数は何名でしょうか。新卒、社会人枠別にお答えをいただきたいと思います。また専門職、一般職の内訳もあわせてお願いいたします。

総務係長（臼井君） 28ページ、文書費、消耗品にかかわるご質問ということで、機密文書の取り扱いとリサイクルへの取り組みということでありますけれども、役場の機密文書につきましては保管期限が過ぎたもの、以前はシュレッダーにかけたものを焼却処理ということで出しておりましたけれども、確実な処分とリサイクルという観点から、現在は学校ですとか、出先機関を含めた役場全体の機密文書につきまして、密封した状態で溶解処理を行っているという状況でございます。

また、コピー用紙等につきましては資源として分別、これはもちろんでありますけれども、そういう形で分別したものはリサイクルに回しているということに加えて、裏面、片面だけ印刷をしたようなもの、用紙につきましてはコピー用紙として再利用をするですとか、再資源化に努めているというところであります。

それから、133ページ、給与費明細書にかかわる今年度の退職職員と28年度の新規採用

職員数という部分でありますけれども、いずれにいたしましても人事異動の発令というんですか、それはこれからということでもありますので、当初予算の見積もり時点の見込みということでご了解をいただきたいとは存じます。

退職者につきましては定年を迎えられる方、3名を見込んでおります。また新規採用職員につきましては、8名を見込んでいます。新規採用職員の新卒、それから社会人の別につきましては、新卒枠で5名、社会人枠で3名を見込んだところであります。また、一般職と専門職の別という部分でございますけれども、こちらは一般職5名、専門職3名を見込んだところでございます。

会計管理者（春日君） 29ページ、会計費の中の12002、公金収納等手数料の内訳でございますが、こちらにつきましては銀行窓口で納付書を使って納付していただいた場合の手数料、それからコンビニ収納の手数料ということでございます。

企画調整係長（竹内君） 32ページ、ふるさと納税事業317万2千円の算出根拠でございますけれども、まず当町への寄附額600万円を想定しておりまして、その600万円をベースとして算定をしております。

まず、お礼品につきましては、全国的な動向も勘案しまして送料も含め還元率40%として積算をして240万円。通信運搬費、寄附金の申告における利便性を考慮したワンストップ特例制度が設けられておりますので、これに伴う通知書の発送経費として5万円。それから業務委託料については、受託可能な業者、幾つかございますけれども、どこも歩合制という状況でございます。お礼品の調達管理から発送業務などの委託経費として約10%を見込み60万4千円。それから、クレジット決済の導入も行っていく予定をしておりますので、そこで発生する経費として約2%、11万7千円ということで予算計上をさせていただいております。

6番（滝沢君） 済みません、2点だけ再質問をお願いいたします。

今ご説明いただいたふるさと納税についてですが、これはお礼の品というのは、それぞれ納税していただく方の額というのは、それぞれ違うと思うんですけれども、そこら辺で例えば10万だったら幾らぐらいのものとか、50万だったら幾らぐらいのものとか、そこら辺の想定はされていますでしょうか。それと、送付というのは、これは宅急便なのか郵便パックなのか、そこら辺のところはいかがでしょうか。あとですね、業務委託先ですけれども、これはどのような事業所で、町内の企業でしょうか、それとも町外の企業で、大体何名ぐらいの方が携われるということを予定されていますでしょうか。

もう1点ですが、一般職の、先ほど新規の方の数字をいただきましたけれども、去年は新規の新卒者の採用がなかったということですが、今後の行政運営を考えた場合にですね、年齢構成を配慮した採用が必要だと思うんですが、これからどのように募集、採用を図っていくのでしょうか。それと、全体の職員数ですけれども、私はもう少し増やしてもいいんじゃないかな

いかということをおっしゃっているんですけれども、そこら辺のお考えがありましたらお願いいたします。

企画調整係長（竹内君） まず、ふるさと納税のお礼品の金額といいますかにつきましてはですね、先ほども申し上げましたけれども、還元率4割という形の中で、例えば1万円いただいた方については4千円ぐらい、10万円いただければ4万円ぐらいという形で想定をしているところでございます。

それから、お礼品の送付方法につきましては、今後寄附額が増える想定の中です、お礼品の発注から発送まで業者に委託をする予定でございまして、今後、業者選定を行い受託業者との打ち合わせを行う中で決めていきたいというふうに考えております。

それから、委託先につきましては実績があり、全国に向けて効果的な情報発信が可能な業者を選定していきたいというふうに考えておまして、委託業者については町外という形で想定をしているところでございます。

それから、対応人数ということになりますけれども、こちらにつきましては業務委託を行っていくということで、円滑に業務が遂行する体制を受託業者にて整えることとなりますので、受託業者の考え方もあると思いますので、現状では申し上げられない状況ということで、よろしくをお願いいたします。

総務課長（田中君） それでは、今後の職員の採用方針、それと今後の職員数の考え方についてお答えをいたします。

職員の採用に際しましては、職員の年齢構成の不均衡、特に若い世代の不足の解消に配慮するという中で、今までやっていた従来の新卒卒に加えまして、平成24年度から社会人卒を設けまして、職員の年齢構成の平準化に着手をいたしてきております。この社会人卒は現在も引き続き行っております。今後につきましても職員の採用に際しましては、職員の年齢構成の平準化に努めながら採用してまいりたいと考えております。

また、職員数につきましては、集中改革プラン自律のまちづくりへの道しるべの中で、目指す職員数といたしまして142名とあります。この142名を目指してまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） ページ、100ページですね、100ページの款8土木費、目4公園管理費、説明の13005実施設計が80万がありますが、済みません800万ですね、この内容お願いいたします。

それと、101ページに町長の招集挨拶にもございましたが、款8土木費、この中で説明の15006施設改修7,020万でございます。この具体的な内容ですが、バックヤードのトイレには子供用のトイレと多目的トイレは設置されるのかどうか、内容についてお願いいたします。

建設課長（青木君） 100ページ、公園管理費で実施設計委託費でございますが、この実施設計委託費につきましては公園長寿命化事業に伴う実施設計でございますが、まず一つ目といたしましては、先ほど今ご質問にありました、びんぐし公園のバックヤードのトイレ実施設計及び施工管理でございます。あと屋外ステージでございますが、今年度、屋外ステージの床の部分と一部バックの部分を行っているわけなんです、それ以外の屋根の部分の施工管理のほうを見込んでいます。

それ以外の部分でございますが、あと来年度、駐車場の関係のトイレですとか、公園管理センター、現在、公園管理センターに味ロジが入ってやっているんですけども、お客様のトイレがないということで、その部分を増設したいということで、実施設計及び施工管理費を見込んでいます。

続きまして、工事費の関係でございますが、ご説明いたしました関係の工事費、長寿命化に伴いますステージの屋根の改修工事、バックヤードのトイレ、このバックヤードのトイレにつきましては現在あるリングトイレ、こちらのほうがもう古くなっておりますので、ステージの裏のほうへ移して、いろいろ多目的に使いたいということで、当然、多用途トイレ、多目的トイレというものも併設を考えております。また、小さい子供用については現在ちょっと、また今後検討はしていくんですけども、現在のところ小さいものについては予定はしていないという状況でございます。

あと、それ以外につきましては、これも公園長寿命化事業の一つということで、文化センターのわんぱく広場にあるデコイチでございますが、これが大分もう塗装のほう傷んでいるということで、この塗りかえも予定しているところでございます。また、先ほど申し上げました、びんぐし公園の屋根とステージの改修と、あと駐車場のトイレ、あと公園管理センターのトイレの増築というものを予定している部分でございます。以上でございます。

8番（吉川さん） 大方、理解できました。それで、以前、音響施設もここに整備設置するというお話があったと思うんですが、これも内容には含まれているのでしょうか。

建設課長（青木君） 屋外ステージの音響ということでございますが、当然、屋外ステージをやっていくには音響施設が必要となってまいります。ただ、全ての音楽に対応できるということになりますと大変大がかりなもので、それぞれ必要なアンプですとかスピーカーが変わってくるということでございますので、最低限放送できる程度のもはスピーカーとアンプとは用意いたします。あとは使う方によってはスピーカー、アンプ持ち込みで増設したいということができるように、配線等につきましては、増設ができるような形で配線等を進めていくという予定で考えているところでございます。

3番（朝倉君） 商工費、款7、ページ92ですね、済みません。商工費、款7、目4、テクノセンター試験機器整備補助金が950万を計上しておりますが、具体的な内容についてどうさ

れるのかちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興課長（塚田君） 92ページのさかきテクノセンター支援事業のうち、さかきテクノセンター試験機器整備補助金950万の内訳でございます。3Dプリンター導入補助ということで、リース料の補助ということで650万、また真円度測定機の更新ということで300万、以上でございます。

2番（塩野入君） 74ページ、款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費の13004、PCB廃棄物処理収集委託について、これどのようなものが、どのぐらいの量で何年間保管されてきたのか、お聞きをします。

それから、予算詳細説明のときに運搬処理の順番が来たので処理すると、こういう説明がありました。順番待ちでないと搬出処理ができないのでしょうか。簡単に受け入れができない仕組みがあるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

110ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、細説011042児童生徒支援事業について、これは単独事業ということですが、1,094万1千円、これ全てが臨時職員の人件費であります。昨日の一般質問の中で、各校1から3名で個人指導に支援するというふうに答弁されていましたが、また医療ケアの必要な児童に対して看護師を雇用するということですが、それぞれ小・中学校それぞれどんな人員配置で支援されるのかどうか、お聞きをいたします。

続いて、111ページ、目1の小学校総務費の15001校舎等改修工事では、坂城小学校プール改修工事があるという詳細説明がありました。校舎とプール、それぞれどんな改修工事がなされるのかお聞きをします。以上です。

住民環境課長（金子君） 74ページ、塵芥処理一般経費の中のPCB廃棄物収集処理委託でございますが、PCBは熱に対して安定的で電気絶縁性が高いなどの特性から、トランスやコンデンサーなどの電気機器等に絶縁油として充填され用いられてきたものでございます。一方で、毒性が高く人体に悪影響を及ぼすものでございます。来年度、町で処理いたしますのは、PCBが使用されておりますコンデンサー4台、トランス3台、蛍光灯安定器102台となっております。

保管期間でございますが、平成18年度に実施いたしました旧チクマ精工解体の際に確認されたものと、役場庁舎の変電設備で使用されていたものと合わせまして約8年間、法に規定されております保管方法によりまして町で管理をまいりました。

処理の順番でございますが、PCBの処理につきましては、国が全額出資をします中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称JESCOにおいて処理をすることとなっておりますが、国が定めたPCB廃棄物処理基本計画に従い、事前にJESCOに処理機器の登録を行わなければならないこととなっております。国は全国からの登録を受け、県単位に順次処理を行ってま

いりましたが、来年度が長野県の順番となることから処理を行ってまいるのでございます。

教育文化課長（宮下君） 初めに、ご質問にございました児童生徒支援事業、この臨時職員の小・中学校それぞれどんな人員配置かというご質問にお答え申し上げます。まず、学力向上・学習習慣形成支援でございます。この支援につきましては、南条小学校が3名、坂城小学校が3名で、村上小学校が1名でございます。また、外国籍児童生徒自立支援員1名につきましては坂城小学校、医療ケアの必要な児童の支援として村上小学校へ看護師1名の配置を予定しているところでございます。また、坂城中学校にはフレンドリールーム支援員1名の配置を予定しております。

続きまして、小学校総務一般経費、15工事請負費の校舎等改修工事3、300万円でございます。この工事につきましては、坂城小学校のプールの改修工事でございます。内容的にはプール内側の防水シートの張りかえ、これ大プール、小プールでございます、プールサイドの補修、そしてろ過ポンプの更新を行う工事でございます。

2番（塩野入君） 廃棄物の搬出処理に2、700万円という多額の経費が計上されていますが、これは多分こっちのほうはさっきのJESCOですか、そっちのほうは国のほうですか、これは多分、全額これを見ると一般財源のようではありますが、どんな見積もりをされているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

それで、財源内訳を見るに全て一般財源ということではありますが、補助金など特定財源はないのでしょうかね。その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、児童生徒の支援事業として今、学力向上・学習習慣形成が3小学校、そして児童生徒の外国籍は3小学校で、フレンドリールームは中学と、それからあとということですが、それぞれ児童生徒、該当する児童生徒は何人いらっしゃいますか。今、配置の先生はわかりました。児童生徒はどのぐらいいますでしょうか。それと、指導する先生、指導者は臨時職員ですが、これ通年雇用ということでしょうか、勤務形態どのようになるのかということをお聞きをいたします。

それから今、プール改修ということですが、もうじき夏場の使用時になりますが、夏には工事を完了しなきゃならないと、こういうことではありますが、工期がどんなようになっておりますか、その辺をお聞きをします。これも見ますと、財源は全て文教施設整備基金で賄うということでありまして、これ国や県の、プールの施設ということですが、国、県などの支出金はなかったのでしょうか、その辺をお聞きします。それからあと、これで使った中での基金残高どのぐらいなのか、以上お願いします。

住民環境課長（金子君） PCBの処理にかかわる費用でございますが、処理する機器の重量と、それからPCBの含有量によって定められております。内訳を申し上げますと、コンデンサーは74kgのものが3台で280万円、45kgのものが1台で70万円、トランスは

350kg程度のものが3台ございまして、90万円、蛍光灯安定器は102個で総重量734kgということで2,030万円、それから全機器の運送料が230万円で総額2,700万円となっております。

また、補助金等の関係につきましては、中小企業に対する軽減制度はございますが、地方公共団体に対する補助金等はないため一般財源での対応となります。

教育文化課長（宮下君） まず初めに、最初の質問でございます。該当する児童・生徒はそれぞれ何人ぐらいいるかということでございますけれども、今これから4月、新年度、新学期が始まります。そういう中で、まだ該当する児童生徒については未確定な部分があるわけでございます。ちょっと具体的な数値については、ちょっとまだ今のところ把握でき切れていないという状況でご理解いただければと思います。

ただ、学力向上・学習習慣形成の支援員につきましては、各校低学年のクラス単位で配置を予定しております。

また、外国籍児童生徒支援員については、坂城小学校を拠点にいたしまして各校で必要に応じて主に学校と家庭との連絡時の支援を行っていただく予定となっております。

フレンドリールーム支援につきましては、登録制ではなく生徒の状況に合わせ柔軟な対応を行っておりますので、固定した生徒数はございませんけれども、現在のところの状態としては三、四名を見込んでいる状況でございます。

また、支援員の雇用形態につきましては、学力向上・学習習慣形成支援員、外国籍児童生徒支援員については学期ごとの雇用をしております。また、フレンドリールーム支援員につきましては長期休み等の対応も必要となることから通年雇用となっております。村上小学校の看護師についても通年雇用となっているところでございます。

続きまして、プールの改修でございます。夏場のプール使用時までには工事を完了しなければ当然ならないわけでございます。本予算をお認めいただいた後、新年度早々に工事に着工いたしまして、プール開き、6月の末を予定しておりますけれども、に子供たちが新しいプールで初泳ぎができるように鋭意努力して工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、当然3,300万円という大きな改修工事でございます。国、県の補助金、支出金はなかったのかというご質問でございますけれども、学校建築につきましては南条小学校の改築事業、またつり天井の工事、それぞれ補助対象事業となっております。そういう中におきまして、このプールの改修事業におきましてもいろいろと補助事業のメニューを精査したところでございますけれども、この今回のプール改修につきましては、このメニューがなかったということでございます。

続きまして、基金残高、この3,300万基金繰り入れでございますけれども、事業繰り入れ後、基金残高はどのぐらいかというご質問でございますけれども、文教施設整備基金につき

ましては、12月補正時点残高が約6億200万円となっております。今回のプール改修、また若干ほかの小学校の工事におきましても繰り入れをする予定となっておりますので、その整備後の基金残高でございますけれども、約5億6,500万円となる見込みでございます。以上でございます。

9番（塩入君） 2点、質問します。ページ、55ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8地域包括支援センター費です。そこに853万8千円とあるわけですが、そのうちの臨時職員費が381万1千円となっております。これ何人分の費用か、これが一つ。

それから、スタッフは今、何人体制で、正規は何人いらっしゃるか、臨時は何人か、これが第1の質問です。

次に、ページ、70ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進事業費、説明010414ですけれども、そこに健康増進事業として1,669万7千円計上されています。その中で特にがん検診というんですか、がんに関係するのが6項目あります。非常に最近は、がんが増えてきていると。特に坂城町の特徴としてですね、がんで死亡する方が多いと。しかも全国・県平均と比べても非常に高いと。にもかかわらず受診率は最低と、非常に低いという結果が出されているわけです。

そういう中で、総合戦略の中にもですね、大腸検診と肺がん検診は25%から、2019年には30%台というふうになっているわけです。そういう取り組みをするには、果たしてこの予算でいいのかどうかということで、特に今年度力を入れてやっていくことは一体何なのか、その点お聞きしたいと思います。

福祉健康課長（大井君） 55ページ、地域包括支援センター経費の臨時職員経費でございますけれども、こちらにつきましては以前、ふれあいセンターに包括支援センターがございましたという関係で、こちらの臨時職員につきましては、ふれあいセンターの副所長の分、それから臨時職員1名分の経費でございます。したがって、どちらについても臨時職員という形でございます。

保健センター所長（村田さん） 70ページ、健康増進事業でありますけれども、がん死亡の死亡率が県に比べ高い、坂城町におきましても死亡原因のトップががんとなっております。

今年度がん死亡等の対策としまして、どんなところに力を入れていくのかということでございますけれども、がん検診、大腸検診、肺がん検診から始まりまして、数種類ございます。今までの数年の検診の状況を見ますと、受診状況を見ますと、ほぼ横ばい状態ということで、女性のがん推進事業ということで乳房検診、それから子宮がん検診におきましても力を入れているところでございますが、なかなか伸び悩んでいるという状況でございます。

現在行っております地区の健康づくり教室等におきましても意識の高揚ということで、がん検診の受診率の推進について課題ということでご説明しております。また、がん検診の未受診

者等につきましても随時検診の受診を受け付けるということで受診勧奨を進めてまいりたいと考えております。

9番（塩入君） 大井課長、一つ答弁漏れというか、いわゆるスタッフはどうなのかという、今の支援センターのスタッフ、何人で、臨時は何人、正規は何人で、それを答えていただきたいということと、いいですか、ちょっとお答えください。

福祉健康課長（大井君） 先ほども申し上げましたけれども、スタッフにつきましては、ふれあいセンターのほうのスタッフがこちらに計上されてございます。副所長、それから事務員の合計2名という形になります。どちらも臨時職員という形でございます。

失礼しました。包括支援センターのスタッフにつきましては、4名体制でございます。正規職員が1名、それから再任用職員が1名、それから臨時職員が2名（同日「福祉会からの出向職員1名、臨時職員1名」の訂正あり）という形でございます。

9番（塩入君） 私も一般質問でやりましたけれども、本当にこれから地域包括支援センターが本当に地域包括ケアシステムを回していくためには、一番中心にならなきゃいけないということで、今スタッフの状況をお聞きしたわけですが、やはり正規が1人という状況の中で臨時の方が多いわけですね。これはやっぱり今後見通しを持って、本当にリーダーシップをとってもらわなきゃならないわけで、そういう意味ではぜひスタッフの充実を考えていただきたいということが一つです。

それから、さっき保健センター所長から答えていただいたんですが、本当にがんは、がんの死亡率が坂城町はトップと、全国的にも3人に1人は、がんというような状況も出てきている中で、ほかと比べても非常に悪いと受診率も、死亡率も高く受診率が低いと、こういう状況を一刻も早くなくすために、やはりもっともっと力を入れてほしいということを要望して終わりにします。

福祉健康課長（大井君） 失礼しました。訂正を1点お願いしたいと思います。先ほどの包括支援センターのスタッフの内容ですが、正規職員が1名、再任用職員が1名、それから福祉会からの出向職員1名、それと臨時職員1名でございます。失礼いたしました。

14番（入日さん） 25ページの款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費の説明02021一般職給料で、先ほど新規8名、28年度は採用するということでしたが、その中で障がい者の雇用はあるのでしょうか、そのことについてお尋ねします。

それから、76ページの款5労働費、項1労働諸費の中間の説明の中の010506移住定住・就職支援事業の中で、空き家活用をしたお試し移住したいなのが、こういう中で政策的にとれないかどうか。

それから、80ページになるのか、81ページになるのか、収入のほうでは地域営農のほうに横坑の収入が入っていましたが、さかきブランド推進事業とも言えると思うんですが、横坑

のホワイトアスパラについてですが、以前は、今需要はいっぱいあるんだけど、人手が足りなくて、なかなかそういう体制がとれないと。できれば通年にしたいんだということを書いていっちゃったんですね。それで、リンゴ農家だとか普通のアスパラ栽培の農家が、自分たちのあいた冬、特に冬期ですかね、冬期間ぐらいしか主力にやれないので、なかなか通年の需要には応えられないということを書いていたんですが、何かこのごろは、その人たちがもう固まってしまって、新規に新しく入れないとか、人を入れないというようなことも聞いているんですが、やはり町の特産品として育てるんだったら、町からもうそういうバリアフリーみたいになって、バリアフリーじゃない、ガードで、何というのかな、もう特定の人以外は入れないような組織ではなくて、やはりこれから新規就農者を増やす、また新規就農者を育てるという意味でも通年体制をとれるような指導とか、そういうものをすべきだと思うんですね。そのことについてお伺いします。

それから、空家バンクの利用促進で今回空き家の片づけだとか、済みません、98ページ、款8土木費、項4住宅費の中の19041空家バンク利用促進補助金ですが、この中で例えば会社として寮として使いたいとか、そういうときにも、そういう片づけだとかリフォーム的なものが出るのでしょうか。それから、例えばエヴァンゲリヲンのときだとか、今も169系のサポーターが町に来てくれるわけですが、そういう人たちの宿泊施設としての利用ができれば、非常にそういうサポーターも安心して来られると思うんですが、その辺についてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、100ページの款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費ですが、説明の13001公園管理業務委託ですが、1,235万あります。和平公園とびんぐし公園について町の振興公社に委託しているんですが、以前も公園のアスレチックの網が破れていても気づかないで、こちらで一般質問して初めて気づくというようなことだとか、和平の公園についてもいろいろこちらで指摘して初めて行くというような、結構、和平なんか町の職員が見回っていて直しているという部分があるので、公園管理委託をしているんだったらもっときちっと仕事をしてもらいたいと思うんですが、例えばそういう締結契約みたいなものが、月に1回どういう見回りをしているとか、そういうものがあるのかどうか。それで多分これは毎年締結契約みたいなものがあると思うんですが、そういうことについてどうなっているのか答弁をお願いします。

総務係長（臼井君） 障がい者雇用を計画しているかということでございますけれども、4月1日採用、新規採用職員8名のうち1名、障がい者の方を見込んでいます。

産業振興課長（塚田君） 76ページ、移住定住・就職支援事業についてでございます。お話し移住ということができないかというご質問でございますが、今回この予算計上させていただいたもの内容につきましては、企業合同説明会等でございます。その説明会のパンフレットの

作成、また集客に係る業務委託、それと首都圏のテナントの借り上げ、会場の借り上げ等でございます。

このお試し移住という内容には、ちょっとこの予算の中では入っておりませんが、ちょっとお試し移住という内容がいまいちょっとわかりませんので、またそれはまた教えていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、80ページ、ホワイトアスパラの関係でございます。明日の農業をつくる会でございますけれども、最近若手のにぎやかな新規就農者が仲間に入っております。通年ということで、通年栽培できないかということでございますけれども、なかなか、先ほど一般質問の中でもお答えしたんですが、苗を調達するのが大変難しいというような状況もございます。今年は特に病気でうまく苗が調達できなかったというようなこともございますので、この点について通年栽培については課題になるかと思っております。そのような状況でよろしくお願いたします。

建設課長（青木君） まず98ページ、空家バンク利用促進補助金事業の関係でございますが、それにつきましては空家バンクに登録していた方が、登録に当たって空き家を清掃したりする場合と、空き家を購入した方が、これを改修する場合ということで想定している部分でございます。

空家バンクの登録に当たりましては、当然個人の方が所有したまま登録いたしますので、個人の持ち物をその方が借りるなりということで、そこへ居住していただくということでございますので、想定している場合は企業等で借りていただいて、住んでいただくのは構わないんですけれども、ただ商店、店をやるとかという、そういうのには想定はしていないという状況でございます。

以前、お問い合わせ等がございましたけれども、一応お店として使うというのには、この空家バンクは想定していない部分でございます。また、空き家を使って一時的に宿泊ができるかということでございますが、これはあくまでも個人のを登録しておりますので、一時的なものというものは、町のほうでそれができるということは難しい状況かと思っております。

続きまして、公園管理委託業務でございますけれども、この公園管理につきましては、坂城町振興公社のほうに指定管理者ということで委託をしている状況でございました。ご質問、ご指摘のございました状況につきましては、振興公社、指定管理者ということで町のほうで委託をしている状況ではございますが、必要に応じて振興公社とその管理状況等は打ち合わせ等をしている状況ではございますが、定期的な週何回パトロールをしろというようなところまでは契約上ございませんが、今後、今不定期的に打ち合わせしているものを定例化していくというようなことで、また対応してまいりたいと考えているところでございます。

14番（入日さん） 25ページの職員についてですが、障がい者が1名、今年、28年度は1名雇用するということですが、それで町の障がい者の雇用比率はどのくらい、全体の職員の

何%くらいでしょうか。それは今、企業だとか行政に最低何%雇用しなさいよというのをクリアしているのでしょうか、その点についてお伺いします。

それから、お試し移住は考えていないということですが、今後のまた検討課題だと思っています。

それから今年、81ページのアスパラについては、今年若い人が1名入ったということですが、なかなか通年雇用にはならない。一番最初打ち合わせたときに人数さえいれば、株からつくってやりたいんだと。それで通年雇用したいんだということがあったので、これはやはり取り組む側の問題が非常に多いと思うんですよね。大きいと思うんで、その辺のやっぱり町からも補助が行っているんで、きちっとした指導をすべきだと思います。その点について、どういう指導を取り組むのか。

それから、空家バンクの促進ですが、会社の社員寮にしたいというので、この間、私のほうにも相談が来たんですが、やはり会社の寮にするということによって、他市町村から坂城町に住んでもらえるということもあるので、やはりこれは非常に大きなメリットになると思うので、そういう会社の寮にする場合も、こういう費用補助が出せる体制なんですよね、そのことについてお伺いします。

総務係長（臼井君） 法定雇用率についてのご質問にお答えいたします。役場の現在の規模での法定雇用率でございますけれども、24年度までは2.1%ということでありましたが、25年度からはさらに引き上げられまして2.3%という状況でございます。その中で町の職員の、町役場のですね、雇用率、障がい者の雇用率は2.6%ということで基準をクリアしている状況でございます。（14番「人数は何人」の声あり）人数は2人ということでございます。

産業振興課長（塚田君） 明日の農業を考える会のほうには町からは補助はしておりません。もう独自で採算性の合うように、そういう活動をされております。ただ、やはりそれぞれ農業者がやっぴらっしゃいますので、そういう場面でいろんなご意見を伺いながら、こちらのほうとしても、町としても支援をしていければというふうに思います。

建設課長（青木君） 空き家のリフォーム補助の関係でございますが、大勢の方に利用いただきたいということがございますが、あくまでもこれは改修に対しての補助金でございます。一旦取り壊して新しく建てたものについては補助対象とならない状況でございます。また業者につきましても町内の業者が施工するという状況でございます。さらにまた外構ですとか、例えば太陽光パネルをつけるですとか、そういうものについては対象にならないということで、あくまでも本体の改修事業、50万円、2分の1という形の中での補助金ということでございます。

（14番「だから、会社の寮でも出るということ」の声あり）改修であれば。あくまでも建てかえとか、そういう部分では対象にならないということでございます。

12番（大森君） 3点お尋ねいたします。ページ、31ページの款2総務費、項1の総務管理費、目6の企画費でございますが、まちづくり推進事業のところの原材料ですが、これキットの購入だというふうに以前、詳細説明のところであったんですが、これ28年度はどのぐらいの区へ配布されるのか、そしてまた取り組み状況、あるいはまだこれ取り組んでいないところはどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

次にページ、88ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、これですけれども、010702の商工振興一般経費の中で、街道塾の補助金として若干予算取り組まれておりますが、これ総合戦略の中でも北国街道の町並みを保存して、そしてこれの活用等もやっていくというのは出ているわけですが、直接これとかかわらないといえますか、街道塾をする上ではどうしても欠かせないのは山浦邸だというふうに思うんですが、昨年から結構傷みが激しくて、うだつの壁も最近剥がれ落ちているというのがあります。これは個人の所有ですから、個人でどうぞと、当然そういう意味でございますけど、町のこの総合戦略とのかかわりとしてですね、どんなような対応をされるのかお尋ねいたします。

最後にページ、102ページの款8土木費、項6高速交通対策費、目1の高速交通総務費のところ15001の施設等改修費、施策の説明のほうでは169系というような改修と出ているんですが、これ何をどういうふうに改修されるのかお尋ねいたします。

議長（塚田君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 4時58分～再開 午後 5時08分）

議長（塚田君） 再開いたします。

まち創生推進室長（関君） 緊急医療キットについてご説明させていただきますが、まず緊急医療キットにつきましては原材料ではなくて、消耗のところ計上させていただいております。緊急医療キットにつきましては、平成26年から区長会から町のほうに要請がありまして配布をさせていただいているところでございます。

28年度予定しておりますものにつきましては、まだ配布ができていない、ゼロというか、まだ対応ができていないところにつきましては1区となっておりますが、残りのところでも高齢世帯を対象に配っているところもあって、配布率が30%ですとか、区によってそれぞれとなっております。28年度につきましては、1,500を予定しておりますが、転入者への対応ですとか、そういったものを含める中で予算計上させていただきました。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 88ページ、街道塾補助金につきましては、坂木宿ふれあいガイドの活動に対する補助金でございますが、山浦邸についての対応について予定はしてございません。

建設課長（青木君） まず100ページでございますが、13001調査委託費の関係でございますが、これはかつて坂城町が北国街道の宿場町という状況の中で、その北国街道沿いにはまだ景観的な古い建物が残っているという、そういうところで、鼠から苧屋原までの旧北国街道

の間がどのような建物、古いものが残っているか、そういうものの活用性の可能性ですとか、そういうものを現地を歩きながら、近隣の大学と協定をしながら若い人の目で、そういうものを見ていただき、また若い人の目で活用方法を考えていただくというような形の中で調査をしていただくということでございます。その中には横吹街道、荊屋原のバラ公園の上のところに通っている横吹街道についても見ていただいて、いろんな活用方法について検討いただくという調査で、それぞれの建物の保存についてまで調査いただくという、そういうものではございません。

続きまして102ページ、高速交通対策一般経費の施設改修工事でございますが、これは坂城の駅前にございます169系車両の塗装工事でございます。これは塗装が、塗りかえを定期的に行うということで、必要になってきているという状況でございます。内容でございますが、屋根の防水塗装、それと車両のサイドの塗装、両方行うものでございます。これにつきましては当然、仮設費というものが必要になってまいります。また安全費ということで、鉄道のすぐ近接工事ということで、この仮設費とか安全費というものが非常にかかってしまうという状況の中では、屋根と横のサイドの塗装を一度にやったほうが、その仮設費等について非常に経費的に浮くというようなことがございまして、今回、屋根及びサイドのボディーの部分の塗装というものをまとめて一気に行ってしまうという状況でございます。

12番（大森君） それじゃあ、2回目でございますが、あと1区だけということでもありますから、大分配布されて、町民の安全・安心の取り組みは進んでいるなというふうに思いますが、これ配布しただけではなくて、もう以前から、数年前からやっている区などあると思うんですが、こういう一度書き入れて冷蔵庫へ保存すれば、それで済むということではなくて、やっぱり最低年1回は更新していくべきだというふうに思うんですが、こういうことの指示などは出ているんでしょうか、その辺の確認をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、山浦邸の件につきましてですが、これは当然個人のものでありますから、当然こんな予算の中に入っているわけじゃありませんけれども、今後まちづくりの中でまた検討していただきたいというふうに思います。また、北国街道の活用等ということで、総合戦略でも位置づけられておりますけれども、これは鼠から横吹まで若い人に歩いていただいて活用状況ということで、新しい若い人の目で見てみていただいて、活用方法あって、観光資源にもなればということで期待するところあります。

次に、169系の件ですけれども、それで520万、これ3両全てやると思うんですが、これはあれですか、大体2年に1回ぐらいはやらなきゃいけないということなんですか。当然、傷みぐあいを見ながらということとは思いますが、いずれにしても、これちょっと費用対効果的なことでは一体どうなんだろうかなと今ちょっと感じたわけですが、塗装する期間という、大体2年ぐらいでということでしょうか。その辺の日程的なこと、期間的なことをお願

いします。

建設課長（青木君） 通常、車両の塗装というのは、なかなかとまっていると、どうしても水等が入って、さびが入るといような状況の中で短いわけですけれども、通常でいけばもう五、六年から7年ぐらいはもつという状況でございます。今回、急遽ボディーのほうの塗装ということでございますけれども、今回、車両を運んでくるに当たりまして、塗装のほうも完全なさびどめまでやっているという塗装ではございませんので、今回はきれいな塗装をする中で長もちするような形の中で、今後管理していく中で、できるだけ長期的に管理できるというような状況の中でやっていきます。

また、先ほども申しましたけど、今回両方やることで仮設費が1回で済むということで、大体仮設費だけでおおむね200万ぐらいかかってしまうということを考えれば両方同時にやる、今後も考えていけば同時に塗装していくというほうが経費的にも安く済むというような状況で、同時に進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に付託します。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第14「議案第13号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第14号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第16「議案第15号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第16号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第18「議案第17号 平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第18号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第13「議案第12号」から日程第19「議案第18号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から3月17日までの7日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から3月17日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月18日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 5時23分)

3月18日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	
総務課長補佐	伊達博巳君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	竹内祐一君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第12号 平成28年度坂城町一般会計予算について

第 3 議案第13号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 4 議案第14号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 5 議案第15号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

第 6 議案第16号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 7 議案第17号 平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 8 議案第18号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 選第 1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

追加第 2 議案第19号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

追加第 3 議案第20号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及
び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について

追加第 4 議案第21号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について

追加第 5 議案第22号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）
について

追加第 6 議案第23号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

追加第 7 議案第24号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第2号）について

追加第 8 議案第25号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

追加第 9 議案第26号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

追加第10 発委第 1号 安全保障関連法の廃止を求める意見書について

追加第11 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し

ておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願・陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 安全保障関連法の廃止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（塚田君） 日程第2「議案第12号」以下、日程第8「議案第18号」までは、いずれも去る3月10日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第12号 平成28年度坂城町一般会計予算について」

議長（塚田君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月11日、14日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

○ 固定資産税3.2%減額の理由は。

△ 土地は価格の下落により前年比2.9%の減。家屋は異動による0.8%の増。償却資産は

県内の設備動向調査で新規取得が全産業で9%の減という結果から、既存分の減価を考慮し7%減と見積もり、全体では前年比3.2%の減の計上とした。

- 町民税の納税義務者数の見込みは。
 - △ 28年度は7,600人を見込んでいる。
 - 償却資産の大臣配分の状況は。
 - △ 電気事業者、鉄道事業者、通信事業者、ガスのパイプライン事業者で、ここ数年税額は2億2千万円から2億3千万円の間で推移している。
 - 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の増減の理由は。
 - △ 税制改正に伴い、28年度からの公社債の利子は株式等の配当所得へ区分され、公社債の譲渡益については非課税から株式等の譲渡所得へ区分されたため、利子割交付金が減額となり、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が増額となった。
 - 普通交付税と臨時財政対策債の減額の理由は。
 - △ 昨年の国勢調査で人口が減少していることなどから、基準財政需要額は32億4千万円を、基準財政収入額については、税収の堅調な推移と過年の税収増加による調整により、25億2千万円を見込み、交付税は差額の7億2千万円を計上した。臨時財政対策債は税収は堅調であることから、国の減額率を上回る20%の減額を見込んでいる。
 - 社会福祉費負担金の養護老人ホーム入所負担金の内容は。
 - △ 老人福祉法に基づき、養護老人ホームに措置入所する際に、収入に応じて入所費の負担をしてもらうもので、2月末現在はにしな寮に8人、尚和寮に1人の入所者がいる。
 - 農林水産業費負担金の補助事業負担金の内訳は。
 - △ 六ヶ郷用水の県営かんがい排水事業に係る受益者負担分である。
 - ファミリー農園使用料の内訳は。
 - △ 町内6カ所にあるファミリー農園について、79区画分と月見区への貸し出しを見込んでいる。
- ＜歳出＞
(総務課)
- 自衛官募集事務委託金の充当先は。
 - △ 自衛官募集事務は、国からの委託事務であり、会議出席に伴う交通費や自衛官募集に係る案内の広報掲載経費などに充てている。
 - 職員研修事業費が減額されているが、要因は。
 - △ 27年度進めてきた人事評価制度の制度設計にかかわる委託分が減額となったものである。
 - 職員厚生事業の職員健康管理補助金の内容と職員の健康状況は。
 - △ 職員の健康管理のための職員互助会への補助で、健康スクリーニング等の受診補助やインフ

ルエンザ予防事業等を実施している。現在、長期療養中の職員はいない。

- 文書管理システムの内容は。
- △ 公文書の分類や保存期限等の情報をデータで管理するシステムである。
- 業務管理費の駐車場借上料及び施設備品の内容は。
- △ 役場東側の土地を公用車と職員駐車場として借り上げている。また、施設備品として軽乗用車と軽トラック各1台の更新を予定している。
- 滞納整理機構への移管効果と負担金の内訳は。
- △ 27年度移管者10名のうち9名から277万円徴収できた。負担金の内訳は1市町村当たり基本負担額5万円、前々年度の徴収額の10%を負担する実績割額80万7千円、移管件数に応じた件数割額1件当たり9万9千円の10件分で99万円、合計184万7千円である。
- 軽自動車車検情報提供サービス利用料の内容は。
- △ 軽自動車の13年経過車両の重課及び燃費性能に応じたグリーン化特例に対応するため、初年度検査年月日、燃費性能などの車検情報が必要となり、地方公共団体情報システム機構からの情報提供を受けるための利用料である。1件11,200円で、制度開始初年度のため4月1日現在登録されている軽自動車の台数分と28年度中の移動分を見込んでいます。
- 参議院議員選挙費の掲示板謝礼の内容は。
- △ 町内99カ所の掲示板設置のうち私有地に対する謝礼で、30件を見込んでいます。
(会計室)
- 役務費の口座振替手数料とは。
- △ 町が納付書で支払った場合に発生する手数料で、振込先、金額により手数料は異なる。
- 指定金融機関検査とは。
- △ 法令で定められており、年に一度、指定金融機関の八十二銀行、指定代理金融機関のちくま農協、収納代理金融機関の長野県信用組合、長野銀行、長野信用金庫、三井住友銀行について検査している。
- 公金収納手数料の内容は。
- △ 税金等を納付する際の手数料。八十二銀行は税抜きで1件30円。コンビニで納付する際は1件税抜き57円の手数料が発生する。
(企画政策課)
- 公共施設等総合管理計画策定委員のメンバーは公募を考えているか。
- △ 委員の構成として議会、教育委員会、民生児童委員、区長会、産業関係等の代表で15名以内を予定。現段階では公募は考えていない。
- タイ国研修の内容及び安全面と今後については。また、町外の高校生が参加できないか。
- △ 27年度と同様に、海外で活躍する町内企業の視察、現地学生との交流、歴史・文化について

て学ぶ予定である。町内企業は9社進出しており、毎年3社ずつの視察を計画している。タイ国の情勢については大使館、旅行会社からの情報提供を受け判断をしている。町外の高校生を対象にするのは広範囲となり厳しいと考えているが、坂城高校の生徒については検討をしていきたい。なお、この研修は3カ年予定しており、その検証をもとに今後の取り組みについて検討したい。

○ 各大学との連携内容は。

△ 連携協定を結んでいる大学は信州大学繊維学部、長野大学、埼玉工業大学、金沢工業大学で、各大学の特色を生かし、産業・福祉・教育などまちづくり全般にかかわる分野で連携を行っている。

○ びんぐし湯さん館をより多くの町民が利用できる方策を考えられないか。また、町民優待事業の見直しを。

△ 優待券については、1人1枚の割り引き方法から1枚で家族全員が対象になるものに変えていきたい。また、さまざまなイベント等を通じて多くの方に来館いただけるよう努めていきたい。

○ スマートエネルギー設備設置補助金の内容は。また、件数の見込みは。

△ 住宅用太陽光発電システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用燃料電池システム、家庭用エネルギー管理システムの導入に対する助成である。太陽光20件、蓄電池・燃料電池・HEMS（ヘムス）、各5件ずつを見込んでいる。

○ トータルメディアコミュニケーション施設整備事業の実施設計等委託の内容とその仕様については。

△ 基本設計業務400万円、実施設計業務700万円である。60MHz帯の同報系の防災行政無線で役場庁舎に本局設備を設置、全戸には戸別受信機を配布する予定である。また、現状の屋外スピーカーと同数の新しいスピーカーを設置し、緊急放送については電源がオフの状態でもエリアメール、Jアラートと連動し自動的に電源が入り放送ができるシステムを計画している。

○ 電話機能はどうなるのか。

△ 有線放送電話の廃止に伴い電話機能はなくなる予定である。

○ ふるさと納税事業の流れは。お礼品の還元率と提供事業所については。

△ 委託業者が運営しているウェブサイトには坂城町の情報が掲載され、そのサイト内で寄附金の申し込み、クレジット決済、お礼品の選択を行い、選択したお礼品については生産者に連絡が入り、寄附者に発送する計画である。

還元率は送料を含め4割とし、委託業者への手数料を含めると5割が経費、残りの5割は収入として考えている。お礼品を提供いただける事業所については、募集を予定している。

- 人権同和推進費の人権政策確立支援30万円の内容は。
- △ 人権政策を推進するあらゆる階層への支援であり、人権ネットワークの確立を目指すものである。
- さかきワイナリー形成事業講師謝礼及びワイン振興補助金の内訳は。
- △ 6次産業化に関する講演会と勉強会の講師謝礼である。また、現在試験醸造しているワインについて振興公社で委託醸造を行う中、販売を検討しており、PR活動の費用やラベルデザイン、販路拡大等の経費についての助成金を計上した。
- (産業振興課)
- 連携中枢都市構想情報提供サイト負担金の内容は。
- △ 長野市を中心とした9市町村で連携し、各市町村の企業の採用情報、企業紹介を目的として設置されたウェブサイト「おしごとながの」を運営するための負担金である。
- 移住定住・就職支援事業の定住促進委託の内容と空き家対策の関係は。
- △ 委託料については、県外で合同企業説明会を4回実施する予定で、会場に学生を呼び込むための業務を委託する費用である。また、就職した社員が町内に定住するように企業に対し空き家バンクの情報を提供していく。
- ワインぶどう産地化補助金の内容は、またその対象者は。
- △ ブドウ苗木と棚や雨よけ施設などの整備についての補助で、いずれも上限額は20万円である。苗木については補助率2分の1、その他については3分の1の補助である。対象者はワイナリー形成事業におけるワインブドウ生産者で、認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられる担い手のいずれかとなる。
- 農業支援センターにおける荒廃地解消に向けた取り組みは。
- △ 農業委員会と連携して耕作放棄地調査を行い、地権者に対し意向調査を実施している。結果によってはインターネット上に公開し、新たな耕作者との賃貸借を進めている。また、人・農地プランにおける担い手への農地の集積・集約化を推進している。
- 有害鳥獣対策事業の侵入防止柵等資材費の実施箇所は。
- △ 小網地区で小網公民館から上田市境まで900mを計画している。今年度は、そのうち350mを実施する予定である。
- 多面的支払交付金事業の取り組み状況は。また、今後検討している地域は。
- △ 現在、5組織が活動している。坂城町南条中之条農業資源維持向上管理機構70ha、約595万円。上沖地区農振地保全会22ha、約113万円。丸山地区農振地保全会16ha、約91万円。上五明地域農振地保全会37ha、約285万円。上平緑の里21ha、約173万円である。なお、28年度新規取り組みを目指して南日名地区が準備中である。
- 林業総務一般経費の緑化苗に2万円の内容は。

- △ 地区からの要望により、里山整備のためにヒノキなどの苗木を配布している。
- 商業店舗リフォーム補助金を受けるには商工会の推薦が必要とのことだが、その理由は。
- △ 新規の場合も既設店舗改修の場合も安定的な経営を目指すために商工会に加入し、経営指導・経営支援を受けていただくためである。
- 公益財団法人さかきテクノセンターの見直し検討委員会の状況は。また、D I Y工房の開設については。
- △ 検討委員から企業同士の交流が大切という意見が多く出された。4月に企業の交流を目的としたイベントも計画している。また、同センターが所有する測定機器の講習会を開催し、有効に活用していただけるよう促していく。D I Y工房については、広いスペースと多様な工作機械を設置する必要があるので、町内企業のニーズを伺いながら検討していきたい。
- 中小企業対策事業の出展補助金の内容は。
- △ 6月に機械要素技術展、10月に諏訪圏工業メッセ及び上田地域産業展への出展支援を予定している。

(建設課)

- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の内容は。
- △ 5人槽2基、7人槽2基を予定している。
- 道路橋梁総務費の県事業負担金の内容は。
- △ 県の事業主体による急傾斜地崩壊対策事業網掛地区の負担金で、事業費3千万円の5%、150万円が町の負担分である。事業内容は、用地測量委託である。
- 道路維持工事300万円計上の内容は。
- △ 金井橋周辺の注意喚起の路面標示、中之条地区産業道路歩道のインターロッキング及び町内の舗装修繕工事を予定している。
- 橋梁修繕工事の内容と昭和橋の状況は。
- △ 工事は昭和橋と産経大橋の橋梁修繕工事である。昭和橋は床版の修繕工事を実施している。27年度は国道から7連目までを施工し、28年度は残りの2連と左岸側のゲルバーゲーター橋に着手する予定である。
- 道路新設改良費の舗装修繕で、A03号線の事業区間は。
- △ 町道A03号線は、田町十王堂信号から坂城高校下の産業道路まで約280mの区間である。国の交付金の配当にもよるが、28年度中に完了の予定である。
- 空き家バンク利用促進補助金の内容は。
- △ 坂城町空き家情報バンクに登録している空き家物件の片づけや改修に対し、5万円以上の事業費を対象に10万円を上限とした半額の補助を行う。定住を目的に空き家を購入し改修を行う場合は最大50万円を補助する。28年度については、登録を前提とした清掃への補助及び利

用登録を前提とした改修への補助に10件程度見込んでいる。

- 北国街道沿線調査委託費100万円の内容は。
- △ 長野大学と連携し、沿線を歩いて現地調査を行い、学生の中から見た活用策などを提案いただき、景観整備に向けた資料づくりをするものである。
- 秋のばら祭りの考えは。ばら祭り実行委員会補助金200万円の内容は。
- △ 秋のばら祭りについては考えていないが、秋もきれいに咲くので自由に見ていただいている。実行委員会補助金は警備費用、シャトルバス委託、講演会、イベント、電気・水道工事等の一部である。
- 地籍調査測量委託の内容及び林野部分の実施については。
- △ 四ツ屋の山王地区0.1km²で、1筆調査、基準点設置及び現地測量を予定している。28年度で四ツ屋地区はほぼ終了。上中道地区を残すのみとなる。また、現在の計画では林野について実施する予定はない。

(議会事務局)

- 議員共済負担金が大きく減少しているが、今後の見通しは。
- △ 議員年金制度廃止による特例が終了し、28年度から一時金の支給がなくなり年金給付のみとなるため、給付負担金は徐々に減少していく見込みである。
- 協議会等負担金の内容は。
- △ しなの鉄道沿線議長連絡会と議員研修の際の負担金である。
- 講師謝礼等の講師等謝礼の内容は
- △ 現在、休止中である上田市議会との研修会など、他議会との合同研修会の開催に備え計上した。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(塚田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(塚田君) これにて総務産業常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(吉川さん) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、

目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月11日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、公民館長、図書館長、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 平成28年度の防犯灯のLED化の予定件数は。
- △ 新設5カ所、改修10カ所を予定している。
- さかきまちすぐメールの登録件数は。
- △ 2月末現在で約1,300件である。
- マイナンバーの通知カードについて、不在により不達となった21通については、町で保管されており、今後受け取りをされるよう通知をしていくが、連絡のつかない世帯についての対応は。
- △ 職員による現地確認を行い、居住の実態がない場合は、法に基づき職権により住民登録から削除し、通知カードについては破棄をしていく。
- 平成27年度の生ごみ処理機等購入補助の利用状況は。
- △ 電気式の生ごみ処理機が3台、コンポストが11台で合計14台となっている。
- 補助の申請件数が減少しているが、PRはどのようにしているのか。
- △ PRについては上田市、千曲市、当町のホームセンター等販売店に補助制度のPRポスターの掲示を依頼し啓発に努めている。また、一層の普及を図るため、補助金の上限について今後見直しを検討していく。
- 坂城消防署職員の配置状況は。
- △ 現在、1班5人の3班体制となっている。今後徐々に職員数を増やすに当たり、1班6人を目指し平成31年度までに対応を整える計画となっている。
- 平成28年度の消火栓工事の要望状況は。
- △ 区からの要望は5カ所あるが、新設は1カ所、修繕は2カ所を計画している。
- 町から消防団運営補助金等が交付されているが、それに関する用途についての会計監査等を行っているのか。

△ 町としては、消防団運営補助金の使途についての会計監査は現在行ってはいないが、今後検討をしていく。

(福祉健康課)

○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業とは。

△ 27年度に支給した6千円の臨時福祉給付金の支給対象者のうち65歳以上の年金受給者に対して3万円を支給するものである。対象者は1,600人を見込んでいる。

○ このほかにも給付金が支給される予定はあるのか。

△ 平成28年度の臨時福祉給付金として、住民税非課税世帯を対象に3千円を支給し、対象者は2,700人を見込んでいる。あわせて障害基礎年金・遺族基礎年金受給者に対しては3万円を支給し、対象者は200人を見込んでいる。

○ 訪問入浴サービスの流れと事業を開始する時期は。

△ 4月からスタートする。町に利用申請と医師の診断書を提出していただき、町が支給決定する流れになる。その後、利用される方がサービス提供事業所と契約を結び、利用していただくこととなる。

○ あんしん電話の配布件数は。

△ 平成27年度は15台増設して93台という状況である。待機者はいない。

○ 鉄道の事故もあったが、認知症の方がいる家でセンサーを設置している家の状況は。

△ ケアマネの案内によりセンサーを設置している家がある。また、町内のセブンイレブンと地域の中での見守り協定を締結している。

○ 出生祝い金に関して。年間何人出生すると見込んでいるか。

△ 第1子と第2子が80人、第3子以上が20人、合計100人を見込んでいる。

○ 第3子以降の保育料が無償化されるが、予算措置は。

△ 平成28年度は対象者数45名を見込み、27年度に保育負担金を半額にした際、約610万円を町が負担しているが、さらに28年度からは無償化に伴い約610万円を減額することになり、合計1,220万円を町費負担として予算計上をしている。

○ 各保育園の要支援児の状況は。また、加配体制は。

△ 平成28年度南条保育園は5歳児2名、4歳児5名、2歳児で2名、計9名である。加配は年長2人、年中2人、未満1人の計5人である。

坂城保育園は5歳児3名、4歳児2名、3歳児1名、2歳児1名の名7名である。加配は5歳児で2人、4歳児で1人、3歳児で1人、2歳児で1人、計5人である。5歳児の2人のうち1人は1年を通じて同じ保育士が行う。

村上保育園では5歳児1名、4歳児4名、3歳児2名の計7名である。加配は5歳児で1人、4歳児で1人、3歳児で1人の計3人で、5歳児の加配は1年を通じて同じ保育士が行う。

- 村上保育園でのゼロ歳児の申し込み状況は。
- △ 3人が入園予定である。
- 町内のAEDの設置数と使用実績は。
- △ 文化センター、学校等町内22施設に設置されている。また、役場総務課が所持するAEDについては、区民運動会等の区の行事などにおいて、講習修了者がいる場合に貸し出し対応も行っている。使用実績については、現状把握している限りではない。

(教育文化課)

- 南条児童館の建設委員会開始時期、プロポーザル、実施設計の時期は。
- △ 4月の早い時期に設置をし、検討をしていく。視察等行う中でよりよい児童館をつくりたい。下半期に意見集約をし、プロポーザルを行う。
- クラブ活動補助金の内容、金額は幾らか。
- △ 小・中学校の部活、宿泊を伴う県大会以上の大会に出場した場合に交付している。個人の場合1人1万円、団体は10万円を補助している。
- 各学校での不登校数は。
- △ 国の基準による不登校の捉え方は月30日以上欠席であり、平成27年2月末、南条小学校2名、坂城小学校1名、坂城中学校15名、計18名である。
- 特別支援学級増設について、定員基準は。
- △ 8名以上で増設、入級判断は就学相談委員会で判断し、保護者の同意のもと入級となる。
- 28年度の図書購入冊数は。購入する図書はどんなものか。
- △ おおむね3千冊の購入を予定している。小・中学校向けの絵本や童話や今まで貸し出しの傾向を鑑み、新刊図書の購入を行う計画である。
- 文化財書籍の販売状況は。
- △ 26年度「葛尾城を歩く」等の冊子51冊、27年度は2月末で59冊販売している。
- 体育協会補助金及びスポーツ少年団補助金、交付している団体数は。
- △ 体育協会16団体、スポーツ少年団は11団体である。
- 学校給食の賄材料費が大分減額となっているが、この理由は。
- △ 28年度は、27年度に比較して児童生徒数が減少しているため、1日当たり50食、年間で約1万食が減少することを見込んだためである。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（塚田君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塩野入君） 私は、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

安倍総理は1億総活躍社会の実現を目指し、名目GDPを600兆円にする希望を生み出す強い経済、合計特殊出生率1.8を実現する夢を紡ぐ子育て支援、介護離職をゼロにする安心につながる社会保障の新3本の矢を掲げました。しかしながら、世界の情勢は中国経済の減速や原油価格の急落等目まぐるしく変動する中で、日銀がマイナス金利に踏み切るなど、依然予断を許さない状況が続いており、先月15日に内閣府が発表した2015年9月から12月期のGDPは実質で前期比0.4%減、年率換算では1.4%減と2四半期ぶりのマイナス成長という大変厳しい結果でありました。これからの国内外の経済動向を注視しつつ、地域経済がさらに活性化することを期待するものであります。それでは、討論に入ります。

坂城町の平成28年度当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額60億3千万円が計上されています。南条小学校建設事業が完了したことで、前年度対比では8億8千万円の減額ではありますが、町民生活の充実を図るための基盤整備等継続事業に加え、坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住・定住の促進や、子供医療費の対象拡大など喫緊の課題にも対応するための新規拡充事業に関する経費が盛り込まれ、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画の後期5カ年がスタートする年に相まった意欲的な予算編成であると思っております。

まず歳入であります。自主財源の根幹である町税は、特に法人町民税については一部企業の好調な業績から38.9%の大きな増となる5億円が計上されています。町税全体ではプラス4.7%、およそ1億1,600万円の増収となる25億6,400万円が計上されており、平成21年度当初予算以来の25億円を超える税収が見込まれています。町内企業の皆さん、町民の皆さんのたゆまぬご努力に改めて感謝を申し上げますとともに、一層の景気回復を願いつつ、町におかれては公平な税負担の観点からも収納未済額の縮減に向け、厳正な対応をいただくよう一層の取り組みをお願いするところであります。

国庫支出金については、南条小学校建設工事の完了により10.9%の減となっておりますが、民生費に係る負担金や補助金、道路等ハード整備に係る補助金等は増額の計上となっております。

り、県支出金とあわせて事業に必要な財源の確保に努められています。

繰入金については積極型の予算であることから、財政調整基金からの繰入金が前年度に比べ31.7%増加しており、より効果的な財源の利用に努めていただきたいと思います。

地方債は将来負担を見据え、前年度対比44%の減とした点を評価をするものであります。

次に歳出であります。まず町外への人口流出抑制、町内への流入人口増加に向けた事業では、今年度3件の契約が成立した空家情報バンク、さらにその活用を推進するよう空家活用事業を新たに立ち上げ、空家情報バンクの専用ホームページを開設するとともに、登録物件への移住に際しての片づけ費用や改修費用を補助する空家バンク利用促進補助金の創設に加え、首都圏などへ進学した学生への就職情報の発信や移住相談などを行う移住定住・就職支援事業、新たな農業の担い手に対して住宅家賃や農機具購入への補助を行う新規就農者支援補助金を新たに予算計上されました。新たな暮らしの場、働く場として多岐にわたる取り組みによる移住・定住の促進が図られることを期待するとともに、信州さかきふるさと寄附金の返礼品に町の特産品を活用するなど積極的な魅力発信にも努めていただくようお願いするところであります。

また、子育て支援に関しては、今年度から子ども・子育て支援新制度が導入され、兄弟・姉妹の年齢に関係なく半額としていた第3子以降の保育料を他の自治体に先んじて無料化をし、子ども福祉医療費の対象者についても本年度から中学生まで拡大したものに続き、28年度からは18歳に到達した年度末まで拡大することは、子育て世代の経済的負担の軽減と同時に本町への移住や定住を推進する上でも役立つことになると考えます。

加えて、子育てや教育に関する不安や悩みに切れ目なく対応できるよう子育て支援センターの臨床心理士や家庭児童相談員、また教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの一部勤務時間を拡充し、一層の連携を図る中で幼少期から巣立つまでのお子さんやご家族をきめ細かくフォローする体制を充実させることは、他に誇れる施策と感じているところでもあります。また、28年度において新たな南条児童館の設計や坂城小学校のプール改修などソフト、ハードの両面から子育て環境、教育環境の向上に努められております。

産業面では、コトづくりイノベーション補助金が期間を延長して継続されることとなり、増額計上された出展補助金などとあわせ、新製品開発の促進と新たな販路拡大につなげていただきたいと思います。また、新しく商業店舗利活用、新規就農者支援、空き家バンクの利用促進といった空き家活用により移住・定住につながる事業として大いに期待を寄せております。

さて、本町では28年度重要プロジェクトとして坂城スマートタウン構想推進事業、さかきワイナリー推進形成事業、そしてトータルメディアコミュニケーション構想推進事業の3本の矢が掲げられました。電力自由化という新たな波の中、スマートタウン実現に向けたスマートコミュニティ構想事業では、新エネルギーのあり方についての調査・研究、住宅用太陽光発電

システムや蓄電池システムへの補助金も継続され、ワイナリー形成事業においては、さかきワインの販売の検討も含む6次産業化へと新たな展開を図っていくということでもあります。

また、全町を網羅する新たな通信網を目指すトータルメディアコミュニケーションシステムの構築は、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードとして、災害に強い防災行政無線による情報を全戸に伝達できるよう設計経費が計上されるなど、いずれも将来のまちづくりにつながる事業として、町民の声を聞きながら推進を図っていただきたいと思います。

私たちの生活に密着した生活基盤の整備では、町道A01号線や昭和橋などの橋梁修繕、下水道の早期整備に向けた特別会計への繰出金などが盛り込まれ、継続性に配慮した予算計上がなされています。また、びんぐしの里公園についても国の補助金を活用し、引き続きステージの屋根やバックヤードの改修費が盛り込まれていますので、町内外の皆さんがより親しめる憩いの場となるよう整備を進めていただきたいと思います。

そのほかにも地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業の継続、障がい者への訪問入浴サービスの開始や認知症などへの権利擁護を図るための成年後見支援センター委託経費が計上されるなど、地域や企業、町民に配慮されたものとなっています。

28年度は新たに策定された計画を実りあるものにしていくためのスタートの年であり、工業を中心に農業、商業などが融合した産業の発展により活力を生み、町民誰もが豊かさを共有できる「人がともに輝くものづくりのまち」が構築できますようお願いしまして、私は議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」に賛成をいたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

12番（大森君） 私は、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場より討論を行います。

先週発表されました2015年10月から12月期の国内総生産、GDPの第2次速報値で、前期比0.3%減と2四半期ぶりにマイナス成長になったことが確定いたしました。安倍政権はアベノミクスで3本の矢、新3本の矢などの政策を矢継ぎ早に繰り出し、円安や株高にすれば企業のもうけが増え、雇用や賃金も回復し消費が拡大するという、いわゆるトリクルダウンで景気は好転すると宣伝をしてきております。

また、一昨年4月には消費税を8%に増税しましたが、その影響も短期間でおさまると主張していました。ところが、大企業や輸出型の企業、そして投資家のもうけは増えても、勤労者の賃金や雇用は改善せず、GDPの6割を占める家計の消費支出が低迷しているわけです。2004年に資本金1億円以上の法人に対して、外形標準課税が導入されました。今、資本金の金額に関係なく全ての企業に対し外形標準課税の導入が検討されております。赤字を計上し

た企業でも課税され納税義務が発生します。また、マイナンバーの導入でセキュリティー対策費用の増加、来年4月からの消費税10%への引き上げ、これらは中小零細企業や商店にとっては死活の問題となります。中小零細企業が多く占める当町において、町の中小企業支援策がより一層求められる状況になっております。以下、主要な点について討論いたします。

歳入について。このような国内経済状況でありながら、町内の大手企業の一部は工場の増設など経済活動が活発であります。27年度の納税額1千万円以上の企業は6企業となっております。町税では、法人町民税が前年対比38.9ポイントの1億4千万円の増、個人町民税も1.5ポイントの1千万円、固定資産税では地価の下落や設備投資の減少を鑑み、前年対比マイナス3.2ポイントの4千万円の減と計上されました。町税全体では前年度対比4.7ポイントの増で1億1,614万9千円で、25億6,419万8千円と計上されました。

次に歳出についてです。28年度から今後5年間の町第5次長期総合計画後期基本計画の作成と人口ビジョンと地方創生総合戦略が策定され、いよいよ動き出します。

まず総合戦略について。地方創生総合戦略は町の第5次長期総合計画と一緒に取り入れられ、5年間をめぐりに三つの重点プロジェクトと四つの基本目標を設定いたしました。どれも目標値をクリアすることは大変厳しい数値だと思います。職員の皆さんの英知を結集し、町民合意と協力が必要と考えます。特に重点プロジェクトの「つながる あんしん 坂城町」、ワイナリー形成事業、坂城スマートタウン構想、この3事業に対しそれぞれの総事業費は一体どのぐらいかかるのか、これについての設定が必要だと考えます。

次に、基本目標③にあります北国街道街並み保存活用事業についてであります。本町の歴史や文化を感じさせる旧北国街道の町並みを保存する、このように明記しております。街道沿いにある歴史的な建造物の保存が必要ではないかと考えます。一旦取り壊せば、もとは戻せません。今すぐ手を打つべき事柄と考えますが、この対策をぜひつくっていただきたいと思えます。

次に、子育て支援、教育関係であります。今年度から四つの新事業及び拡充が実施されることになりました。一つは同時入園でなくても第3子の保育料の無料化。二つ目が村上保育園でもゼロ歳児保育が実現します。坂城保育園でもゼロ歳児の受け入れができるよう保育士の整備等も行っていたきたいと思います。三つ目には福祉医療費の事業では、一つは入院・通院とも18歳になる年度末まで実施されます。四つ目には医療機関への早期受診を支援するため、福祉医療費サポート資金貸付制度が新設されました。本来、国や県が行わなければならない事業であります。国保税滞納は条件にしないとのことも画期的な制度であり高く評価するところでもあります。また、昨日の新聞記事によれば、子供の医療費助成を独自に行っている自治体に対し医療費膨張を防ぐため、国が実施している補助金の減額措置について、厚生労働省は対象年齢を限定して一部廃止する方針を固めた、こういう記事が出ていました。具体的な対象範囲

は年末に向けた予算編成で決めるとしてしています。子育て世代と自治体が国を動かしたことになります。

次に、町の保育行政は加配対応など大変充実してきました。長時間子供と向き合う保育士の任用に当たっては、クラス数に見合った正規職員の採用が必要と考えます。単費による児童生徒支援や臨床発達心理士、引き続き子育てセンターに配置し、また教育関係では教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどサポート体制がより一層充実いたしました。

次に、産業振興についてです。店舗のリフォームや空き家対策としての移住・定住事業を新設し、開始に当たっては町内建設業者を利用することが条件となっています。地域内循環型経済対策として大変いいことだと思います。しかし、これまでの個人住宅のリフォーム助成制度は中断いたしました。引き続き実施されることを求めます。

町の農業とワイナリー形成事業に夢を持っている新規就農者の方の自立への見通しがついてきているという方はまだまだ一部の就農者で、まだ経営の厳しさがうかがえる就農者がいらっしやいます。新規就農された方に対し、安定した経営と喜びを持てるよう農地の確保や営農類型の見直し、作付品目の見直しなど技術面や経営指導を含め、支援の強化を行っていただきたいと思います。

次に、公共施設等管理計画策定についてです。策定委員会が立ち上げられることが委員会審査でも報告されました。委員はあて職のみにせず、町民の多様な意見を取り入れるためにも一般公募の委員の枠を設けていただきたいと思います。

次に、改善を求める事業について述べます。部落解放同盟の補助金120万円について、自治体が特定の団体に税金を提供することは間違いであります。公正・公平の点からも終結すべきであります。

松枯れ対策について。千曲市は農薬の空中散布が限られており、被害を効果的に防ぐことは困難として、28年度の空中散布については見合わせました。実施するのは長野地方事務所管内では坂城町のみとなりました。松枯れの原因について酸性雨や土壌の酸性化、森の手入れの不足なども指摘されております。また、農薬散布による子供の発達障がいの原因の一つとしての指摘もなされております。空中散布は上田市を初め、近隣では実施しておらず、町単独では被害を抑えることは無理になってきているのではないのでしょうか。空中散布は中止し、伐倒駆除や松の植栽、樹種転換などこちらに充てるよう求めてまいります。

以上、前進面を評価し改善点や問題点を指摘いたしまして、議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算」について賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号「平成28年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（塚田君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分)

議長（塚田君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第13号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、まち創生推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- トータルメディアとして防災行政無線への移行の対応は。また、有線放送の廃止のタイミングは。
- △ 27区で意向についての説明会を行う。防災行政無線の整備完了後に有線放送の廃止を予定し、設備の撤去については移行後に順次行う予定である。
- 一般会計からの繰入金120万円の内訳は。
- △ 町からの告知放送分相当額を繰り入れている。
- 電柱敷地等借上料の内訳は。
- △ 水道局1本、坂城高校6本、県営住宅8本に町の敷地4カ所で本局、支局2カ所。電柱置き

場の借上料である。

- 特別職の人数が大幅に減っているが。
- △ 検討委員が減ったことによる。
- 設備基金残高の見込みと基金の使途は限られるが。
- △ 27年度末基金残高の見込みは約3億100万円である。基金の処分として施設の改善等が認められていることから、システム移行にも適用ができると考えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第14号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

<歳入>

- 平成28年度の国民健康保険税の一般被保険者分の収入見込みは前年度対比470万円の増となるが、世帯数や所得状況等の見込みは。
- △ 平成27年11月現在の調定額を参考に見込んでいる。一般被保険者、退職被保険者を合わせた加入状況の見込みは約2,100世帯。被保険者数約3,600名とし、所得についてはおおむね変化なし。資産割はマイナス3%を見込んでの見込額となっている。
- 保険税滞納による短期有効期限の保険証等の交付状況は。
- △ 平成28年2月末現在、短期有効期限の保険証交付世帯数は64世帯で、うち4件は窓口で保険証を受け取りに来ていない世帯である。資格証明書交付世帯は4世帯である。

<歳出>

- 当町国保加入者の1人当たり医療費の現状と今後の見込みは。
- △ 平成26年度の実績値が最新で、1人当たり医療費は36万99円となっており、県内での

医療費が高額なほうからの順位で11位となる。25年度の1人当たり医療費36万3,150円、県内8位に比べ医療費の減少と順位の向上を見たが、医療の高度化や薬価の高額化の現状も踏まえ、平成28年度の療養給付費については前年度当初予算比で2.7%の増としている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9番（塩入君） 議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対する立場から討論します。

平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ18億5,654万6千円となっております。前年度に比べ6,955万2千円減となっております。今、貧富の格差が広がり貧困率は18.3%となり、日本は世界の先進国と比べても大変高いです。ワーキングプア、ひとり親世帯が増え、低所得者の生活が大変苦しくなっています。子供の貧困も社会問題になっています。6人に1人が貧困です。この原因は8%の消費税アップ、アベノミクスによる物価上昇や税の負担増で実質賃金が下がり続けているからです。低所得者に重くのしかかる、この国保税の特徴は、このような低所得者に重くのしかかってきます。

28年度2月末までの滞納総額は9,038万3,400円となっております。昨年より831万8,374円多くなりました。職員の皆さんの努力にもかかわらず、昨年よりも増えているということは国保加入者の生活が苦しくなり、所得も減ってきているからです。国保税の滞納者が多い原因は、国保加入者のほとんどが年金生活者の高齢者、非正規労働者、小規模自営業者など低所得者が多いからです。坂城町では2月末現在、国保加入者2,168世帯のうち総所得で100万円以下の方が全体の47.1%、約半数を占めています。このような状況で1世帯当たりの平均国保税が14万4千円、1人当たりになれば8万5千円という高い国保税になっております。これでは払いたくても払えない、滞納する人が出てくるのは無理はありません。滞納すれば、ペナルティーとして正規の保険証が交付されません。28年2月末までの状況では資格証明書が4世帯、短期証が60世帯、未交付・窓口預かりが4世帯となって

います。職員の皆さんの努力で昨年度よりはよくなりました。しかし、資格証明書になると、窓口で全額を払わなくてはなりません。そのため医者にかかれず売薬で済ませたり、おくらせて病気を悪化させます。町民の健康を守るために国保税を安くし、予防医療に全力を挙げて取り組むべきです。

そのために第1には当初50%あった国保負担率が大幅に減ってきているので、もとに戻すように働きかけること。第2に、町独自で一般会計から繰り入れを行うことです。上田市、千曲市を初め県下で35市町村が実施しています。町村では県下3番目に財政力のある坂城町はできます。第3に、医療費を抑制するために予防医療に積極的に取り組むことです。坂城町の国保の1人当たりの医療費は36万99円で、県下で11番目に高いです。後期高齢者に至っては、昨年より2万2千円高くなり95万7千円となり、4年連続ワーストワンです。この状態を改善するために一般健診、特定健診、がん検診の受診率を高めることです。特定健診の受診率は、国の65%目標に対し坂城町は2月末で45.1%となっています。がん検診の受診率は、いずれも20%台で大変低く、がん死亡率は国や県の平均と比べてもかなり高いほうです。このような実態を一刻も早く改善するために、正規の保健師を増やすこと、そしてある時期に集中的に臨時保健師を増やして取り組むことが必要ではないでしょうか。

憲法第25条では、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっております。坂城町に住む全ての人が健康で安心して暮らせる坂城町にしようではありませんか。

以上、平成28年度坂城町国民健康保険特別会計についての反対討論とします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（滝沢君） 私は、議案第14号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者は、2月末現在で1,841人、昨年比24人増と全体の50.1%、昨年比3.0ポイント増を占め、加入者の高齢化による医療費増加は、国保財政に深刻な影響を与えております。また医療費の増加に加え、加入者の減少に伴う国保税収入の減少などにより、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、これまで国保の制度内で運営しておりました退職者医療制度が廃止されました。現在、この制度に該当されている方は、その方が65歳になるまでの間、退職被保険者として資格が継続されますが、年々対象者が減少いたしますので、これに伴う給付の減少が見込まれるところであります。

また、保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わず実施されている収納業務、短期被保

険者証の交付などによる積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくための努力をされております。保険税の適正徴収は、被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

必要な財源の確保につきましては、国保制度自体の見直しなど、大きな変動期にありますが、健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適正な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第15号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 収入未済額及び滞納者数と回収の見込みは。
- △ 収入未済額は2,713万円で6名、9件分である。1名から定期的に納付がある。
- 起債の償還予定は。
- △ 29年度136万2千円を償還し、終了する予定である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成28年度

坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第16号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 登録手数料の内訳と業者数の傾向は。
- △ 5年ごと更新手数料として1件当たり5千円、新規登録手数料は1万円で4件を見込んでいる。業者数は横ばいの状況である。
- 借入利率5%以内となっているが、利率は。
- △ 借り入れる年度によって違うが、現在は1%程度となっている。
- 受益者負担金の一括納付と分納の割合は。また、前納報償金の率は。
- △ 一括納付を8割、分割納付を2割として算定している。前納報償金の率は最高11%となる。
- 金井地区の管渠工事の今後の予定は。
- △ しなの鉄道と国道18号の間で日精樹脂工業から谷川までの地域と、旧道の今年度の残りで谷川までの部分及び産業道路東側の地域で整備予定面積は20ha、工期は年度末の予定である。
- 地下埋設物移転補償費2,910万円の内訳は。
- △ 上水道管の移設補償費である。
- 起債残高と償還のピークは。
- △ 27年度末の残高は53億5千万円、残高のピークは25年度で55億円であり、徐々に減少している。償還については、今後の事業分も見込み返済額は増加しており、35年がピークとなる。
- 32年度に面整備は完了の予定だが、計画は。
- △ 29年度は国道沿い、30年度は山金井地区と新地の南条小学校の南側、31年度は新地の国道としなの鉄道の間地域及び鼠地区の国道から山の手側。32年度は鼠団地と新地団地を

整備する計画となっている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第17号 平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

<歳入>

- 介護保険料の納付者数の見込みと特別徴収と普通徴収の割合は。
- △ 平成28年度の見込みについて、納付者数は5,100名から5,200名で、特別徴収は92%、普通徴収は8%である。
- 普通徴収者の介護保険料の未納状況は。
- △ 現年度分について、1期から7期までの実未納者数は64名で金額は165万2千円である。

<歳出>

- 平成27年度の要介護認定状況及び要介護度別の内訳は。
- △ 月平均58件の要介護認定申請がある。平成28年2月末時点での内訳は要支援1が55名、要支援2が81名、要介護1が146名、要介護2が106名、要介護3が96名、要介護4が120名、要介護5が85名、合計689名である。
- 総合事業におけるボランティアを確保する体制は。
- △ ボランティアを養成するには、町民の意識づくりから始める必要があり、体制づくりには一定の期間を要するものである。地域支援事業で介護予防教室や介護予防サポーター養成講座等を実施する中で体制づくりを進めていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成28年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決

定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第18号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

○ 特別徴収と普通徴収の被保険者数の見込みは。

△ 特別徴収2,125名、普通徴収519名である。

○ 1人当たりの医療費順位は。

△ 平成26年度の1人当たり医療費は93万5,234円である。平成27年度の1人当たり医療費は約95万7千円と推測し、順位は1位になると推測している。

○ 1人当たり医療費が高くなる原因は。

△ 原因として考えられることとして、入院の費用額が他市町村より高額となっていることが考えられる。当町は1日当たりの入院費用額は低いですが、入院日数が多く長期の入院が多いため、医療費が高額で推移していると考えられる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」から追加日程第10「発委第1号 安全保障関連法の廃止を求める意見書について」までの10件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

(議会事務局長朗読)

議長(塚田君) 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) では、私から議案第19号から26号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第19号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県の制度に準じて給与改定を行うため、条例の一部改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、給料月額につきまして給料表を改定し、月額2,100円から3,400円の引き上げを行います。

また、特別級につきましては、勤勉手当の年間の支給月数を0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.1月から4.2月に引き上げるものであります。なお、給料表の改定につきましては平成27年4月1日から、勤勉手当の引き上げにつきましては平成27年12月1日からの適用といたすものであります。あわせて地方公務員法、行政不服審査法の改正に伴う所要の改正を行ってまいります。

次に、議案第20号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引き上げに準じて支給月数の改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議会の議員及び特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げることとし、平成27年12月1日にさかのぼって適用するものであります。

次に、議案第21号「平成27年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,201万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億824万円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、個人町民税や法人町民税など町税全体で1億4,330万円、地方消費税交付金7,158万6千円、基金運用利子などの財産収入1,125万4千円、文教施設整備基金繰入金などの繰入金3,739万8千円、市町村振興協会交付金などの諸収入729万4千円をそれぞれ増額し、保育負担金などの分担金及び負担金1,287万8千円、A01号線道路改良事業などに係る国庫支出金2,326万5千円、町債2,880万円をそれぞれ減額するものなどであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、自治体情報セキュリティ強化に係るシステム改修費

634万2千円、国民健康保険特別会計への操出金1,687万8千円、障がい者の介護・訓練等給付事業費1,650万円、土地開発公社から買い戻す中学校用地費3,494万1千円、基金積立として財政調整基金に1億2,521万2千円、広域行政事業基金に5千万円、公園整備基金に8,013万3千円をそれぞれ増額いたし、介護保険特別会計操出金908万3千円、児童手当500万円、町道A01号線道路改良事業全体で7,150万7千円をそれぞれ減額するとともに、平成26年度から繰り越した地方創生先行型事業への振りかえ及び人事院勧告に対応した給与改定などに伴う人件費の調整並びに歳入歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、自治体情報セキュリティ強化対策事業に係る電算一般経費634万2千円、保育料システムの改修に係る保育園一般経費30万1千円、長野地域U・J・Iターン就職促進事業負担金に係る労政一般経費51万5千円、さかきワイナリー形成事業417万5千円、道路改良事業、これはA01号線ですが480万円、道路改良事業舗装繕繕1,234万円につきまして、28年度に事業繰り越しをいたすものであります。

続きまして、議案第22号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,616万1千円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、有線放送電話使用料3万4千円を減額し、基金利子51万1千円を増額するものであります。

また、歳出の主なものにつきましては、報酬32万6千円を減額し、設備基金積立金106万1千円を増額するものであります。

続きまして、議案第23号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,212万9千円を減額し、歳入歳出の総額を19億3,337万4千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、保険者の負担軽減を図るため、国保連合会が実施しております事業が拡大されたことにより、保険財政共同安定化事業交付金3,179万8千円、療養給付金の追加交付分1,739万8千円、保険基盤安定繰入金として法定分の一般会計繰入金1,687万8千円を増額し、退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う退職被保険者療養給付費の減少により、療養給付費交付金7,567万7千円、保険財政共同安定化事業交付金が増額されたことにより、当初交付を見込んでおりました県特別調整交付金3,435万6千円を減額するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費6千万円を増額し、退職被保険

者療養給付金6千万円を減額するものであります。

次に、議案第24号「平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を303万3千円とするものであります。

歳入の内容につきましては、住宅新築資金等貸付金元利収入の過年度分7万円、住宅新築資金等貸付事業費県補助金6万4千円を増額するものであります。

歳出につきましては、貸付事業総務費8万6千円、一般会計繰出金4万8千円を増額するものであります。

続きまして、議案第25号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,140万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億103万3千円とするものであります。

今回の補正は、平成27年度の受益者負担金等の歳入の確定及び下水道事業の歳出の精算で、あわせて繰越明許費を予算計上いたします。

歳入の主な内容につきましては、受益者負担金4,915万8千円、町債880万円を減額し、上流処理区維持管理負担金1,551万5千円を増額するものであります。

次に歳出につきましては、総務管理費1,240万4千円、下水道事業費1,893万4千円を減額するものであります。

次に、議案第26号「平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,418万3千円を減額し、歳入歳出の総額を13億3,180万1千円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1,587万3千円、支払基金交付金1,993万円、県支出金951万9千円、一般会計繰入金908万3千円を減額するものであります。

また、歳出の主なものにつきましては、保険給付費7,030万円を減額し、基金積立金1,556万4千円、地域支援事業費55万3千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 次に、趣旨説明を求めます。

7番（西沢さん） 私からは、発委第1号につきまして、趣旨説明を行います。

発委第1号「安全保障関連法の廃止を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

昨年9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法が十分な国会審議を経ることなく可決、成立した。多くの国民の反対を押し切って成立させたこの法律は、これまでの政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、後方支援のために自衛隊を海外へ随時派遣できるようにするなど、憲法9条に反するものである。

国会の審議を通じて明らかになったように、戦闘地域での兵たん活動や核兵器・劣化ウラン弾・クラスター爆弾などまでも輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものである。国際的な争いを解決する手段に武力を使わないとする、世界に誇り広めるべき崇高なわが国憲法の精神を変えてはならない。

また、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法を違憲と断じている。安全保障関連法は日本の国際的な信頼を損ない、国を報復戦争やテロの危険にさらすことになり、国民も強い不安を感じている。

よって、国会及び政府においては、立憲主義と民主主義、そして多くの民意を尊重し、安全保障関連法を速やかに廃止するよう強く要請する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（塚田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査及び昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分)

議長（塚田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」

議長（塚田君） 平成28年3月31日をもって任期が満了する坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

坂城町選挙管理委員に師田和幸君、池田ひろ子さん、中沢信明君、宮原紘一君の4氏を、同補充員に田中徳一君、堀内憲治君、小宮山菜奈子さん、北澤三男君の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を坂城町選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました師田和幸君、池田ひろ子さん、中沢信明君、宮原紘一君が選挙管理委員に、また田中徳一君、堀内憲治君、小宮山菜奈子さん、北澤三男君が同補充員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「議案第19号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「議案第20号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第4「議案第21号 平成27年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」

議長(塚田君) これより質疑に入ります。

2番(塩野入君) 補正予算6ページであります。第2表繰越明許費であります。6事業が大変な数が繰越明許費になっておりますが、これそれぞれにつきましてですね、繰越明許になった理由、その原因は何かそれぞれお聞きをいたします。

それから、ページ43ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費の17001用地代、これ169系の関係というふうにお聞きをしていますが、どんなことでしょうか。内容をお聞きをいたします。以上です。

企画調整係長(竹内君) 6ページ、繰越明許費のうちの電算一般経費についてご説明申し上げます。この事業は、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化としまして、国の平成27年度補正予算において補助率2分の1の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金が措置をされまして、全国の市町村において繰越事業として自治体情報システムの強靱性の向上に向けて取り組むものでございます。

子育て推進室長(宮嶋君) 同じく6ページの保育園一般経費についてご説明いたします。平成28年度から国で行います保育所等の利用者負担軽減措置を実施することに伴いまして、27年度に各市町村において構築しました制度管理システム、いわゆる子ども・子育て支援新

制度のために構築したシステムでございますが、それを改修するものでございます。国庫補助で2分の1の補助を受けまして、3月末から6月末までに行うということになっておりまして、電算にシステム改修を委託するものでございます。

産業振興課長（塚田君） 5の労働費、労働諸費、労政一般経費の51万5千円ですが、こちらにつきましては、国の地方創生加速化交付金に基づき、連携中枢都市圏構想による長野市ほか8市町村の連携事業といたしまして、企業合同説明会を開催するものでございます。長野地域U・J・Iターン就職促進事業とその負担金として使用するものでございます。

まち創生推進室長（関君） 6農林水産業費、1農業費、さかきワイナリー形成事業417万5千円でございますが、これにつきましても上の労政一般経費と同じく国の補正予算によります加速化交付金が措置されまして、そのことによります繰り越しとなっております。広域特区をとっている8市町村で行うものとともに、町で進める事業となっております。以上でございます。

建設課長（青木君） 款8土木費の繰越明許費についてご説明いたします。まず1点目、道路改良事業A01号線でございますが、これは現在事業実施しております若草橋南の酒玉工区の関係でございますが、酒玉工区の関係、現在用地交渉を進めております。そのうち1件につきまして11月に用地交渉がまとまりました。また、用地交渉がまとまりはしたんですけども、建物の一部補償ということで、建物の改修等が必要になってきている状況でございます。それ以外の部分につきましては、全体事業費といたしましては1,560万円ほど、そのうち7割は前払金で、残りの建物補償が現在まだやっている状況でございますので、その分につきましては繰り越しという形でございます。

続きまして、道路改良事業舗装修繕事業でございますが、A01号線道路舗装事業でございます。これにつきましては今年度昭和橋が大規模修繕事業への移行をしたということで、その一部について道路改良事業のほうへ回せるということで配当が出た部分でございます。それにつきましては、現在入札をいたしまして、中之条の文化センター信号から四ツ屋のほうに向かって工事を実施してまいるということでございますが、事業完成のほうは4月にずれ込むということで繰り越しをいたすものでございます。

失礼しました。続いて43ページでございます。169系事業の用地でございますが、これにつきましては、現在169系車両でございますが、3両坂城駅前に設置してございます。そのうち南側の1両半の部分についてはしなの鉄道の土地を使用しているということで、これを町のほうに買い取るということでございます。単価につきましては、1m²当たり1万2,900円の282m²を購入する費用でございます。

2番（塩野入君） まず総務費の関係ですが、これは自治体のセキュリティーの関係ということで補助率2分の1。このセキュリティーの関係はどんな内容のものが27年度へ繰り越すのか

ということですね。繰り越すのはどの辺、どういうものが。内容ですね、繰り越す内容をちょっとお聞きをしたい。

それから保育園ですが、30万1千円、ほんのわずかなんですが、今言う補助率2分の1で電算システムの改修ということですが、この子ども・子育て支援システム、これどんな感じで30万。ほんのわずかでこれどこをどうするんですか。その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

それから労政費、これはU・J・Iターンの関係ということと、それからワイナリーも同じ加速化交付金の関係でというお話を受けましたが、これは国の交付金がおくれている、どうして、この繰り越しになった理由ですね。国の加速化交付金の関係だというのはわかるんだけど、交付金がおくれているか、その原因ですね。どういう原因でこれを繰り越しているかということ、5番、6番は多分同じ加速化交付金だと思いますが、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

それから、8番の土木費ですね。これ、わかりました。今回の補正でですね、7,150万7千円、これが減額になっております。それから、その次の土木費の昭和橋の関係も45万減額になっているんですが、この45万と今の繰り越しの関係ですね。どういうことで、これは今回45万減らして、それになったから多分、文化センター、中之条のほうへ振りかえたということですが、違うのかな。その辺のところをちょっと理由をお聞きしたいと、こういうことであります。今回の減額補正と繰り越しの関係ですね。その辺をちょっとお聞きをしたいと、こういうことであります。

それから、今の南の1両半をしなの鉄道から購入するということがありますが、これは m^2 1万2,900円、結構なお金のお値段ですが、これしなの鉄道から購入ということですが、どういう単価、この単価の設定というのはどういう決め方で、この単価を設定してるんでしょうか、それをお聞きしたいということ。これはただでもらったんですが、どんどんどんどんお金が行くんだけど、これは今まで累計でですね、どのくらいこれはお金を使っているのか、その辺もお聞きをしたいと思います。以上。

企画調整係長（竹内君） 繰越明許費のうちの電算一般経費の内容でございますけれども、これは平成29年7月からマイナンバーの情報連携が予定をされております。各自治体の庁内ネットワークが広く連携をすることとなるため、より一層のセキュリティー強化を図ることを目的とするものでございます。

今回、国が求めるセキュリティー強化では、マイナンバー利用事務系の端末からの情報持ち出し不可設定、それからこれまでIDとパスワードによるアクセスをしておったんですが、そこに生体認証を加えた2要素の認証によるアクセス制限。それからL2WAN端末とインターネット接続端末との分割ということが必須項目とされている部分でございます。この3項目の

うちL G W A N 端末とインターネット端末の分割については、当町ではもともと物理的に分割をしておりますので対策を講じる必要はございませんが、情報の持ち出し不可設定と2要素認証の2項目について取り組むこととしておりまして、マイナンバー利用事務系の端末計50台への設定を予定しているところでございます。

子育て推進室長（宮嶋君） 保育園一般経費の関係でございまして、平成27年度子どものための教育・保育事業費補助金によりまして今回行う事業でありまして、平成27年度中にですね、各市町村において新しい制度に伴いまして制度管理システムを改修したと。さらにシステムを改修して、保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修を行って、利用者負担額の決定を円滑に処理できるようにということで今回行うものでございます。

まち創生推進室長（関君） 繰越明許費の労働費の関係、それから農林水産業費さかきワイナリー形成事業の関係でございまして、国の加速化交付金が27補正で対応しているものでございます。ですので、各市町村においても補正をして、それを繰り越しをする中で28年度対応をするということになっておるものでございます。以上でございます。

建設課長（青木君） また順次ご説明申し上げます。まず土木費の道路改良事業の舗装の関係でございまして、昭和橋工事との関係でございまして、これは昭和橋が今年度から新しく大規模修繕事業という別の事業が取り入れられたということで、今回落とされた部分については、その設計額の差金でございまして、これをこちらの道路事業のほうへ持っていくということにはできない事業でございまして、

当初、道路事業と同じ交付金事業のほうへ橋梁事業を入れておきましたので、その部分についても本来大規模修繕にいったということで、橋の部分は落としてお返しする部分なんですけれども、県のほうから一部配当をいただいたということで、それを今度道路補修のほうに回すことができたということで、今回この部分について舗装を入札し、事業関係で繰り越しをかけたということで、橋のほうとは別の事業ということでございます。

続きまして、この道路改良のA01号線の用地の関係でございまして、まず先ほど申し上げました繰越分につきましては、年内に契約のほうをまとまりまして、その分についての前払金の残りの分を精算分を繰り越したという部分でございまして、他にも用地交渉を現在しておるところでございまして、平成27年度から国のほうの方針が変わりまして、契約をしていないものについては繰り越しを認めないということが平成27年度から国の方針で変わってきたところでございます。

現在、同じように酒玉工区につきましては、反対側、道路の西側にも用地をお願いして建物を移転しなきゃいけない建物があるんですけども、そこにつきましては代替地をご希望されているということで、代替地交渉を優先的にやってきたという状況でございまして、そういう中で、代替地のほうは年内にはちょっとまだ決まらなかったということで契約まで至らなかった

ということで、県のほうの指導で一旦予算のほうを減額、落としまして、今、28年度に新たに盛るといふ、そういう措置をとった部分でございます。この代替地を要望していた建物につきましては、代替地のほうと話がまとまりまして、28年度早々に執行をしたいということで、現在、県のほうに補助金が交付前に早期に着手できないかということで、現在この建物についてはお願いしているという状況で、県のほうの回答待ちということで、この落とした部分については28年度に執行していくという状況でございます。

それと169系の関係でございますが、この169系のまず単価でございますが、1万2,900円という単価でございますが、これは路線価格をもとに実勢価格を算出するというところで、ここが国土交通省のほうでこの付近の路線価格というものが示されておまして、これから導き出した実勢価格が、おおむねこのあたりは m^2 3万3千円という金額が出てまいります。このあたりを基準といたしまして、鉄道敷に近いですとか認定道路に接していないというような形の中で m^2 、しなの鉄道と協議する中で1万2,900円という価格で交渉をしたということで、価格についてはほぼ適正価格じゃないかというふうに考えているところでございます。

それともう1点、169系の関係でございますが、どのくらい費用が今までかかっているかということでございますが、169系につきましては、鉄道の歴史的遺産ということで非常に価値のある遺産ということで、鉄道ファンを初め皆さんに非常に利用をされておまして、クールシェアですとか、あと町のふード市、その他コンサートですとかイルミネーション、いろいろ利用されておまして、平成25年に設置をしたということでございまして、平成25年度には設置をするに当たりまして、それを持ってきたり、鉄道敷を工事したり、またあそこへ引いて運ぶということで約600万ほど当初にかけております。その後、フェンスをやったりですとか、中に利用者のためのエアコンを設置したりというような形、またあと警備代、照明灯を含めまして、今年度末まででおおむね1,370万円ほど経費がかかっていると、そのような状況でございます。

7番（西沢さん） 最初に歳入3ページの町税の個人町民税現年課税分3千万の増額ですが、増額の理由なんですけれども、調定額の見込みが変わったかというか、あるいは収納率がアップしたのか、その辺の理由についてお尋ねします。

それからその次のページ、4ページの民生費負担金の保育負担金の減額ですが、この理由について。

それから、48ページ教育費の中学校費、公有財産購入費の土地代3,494万1千円につきまして、これ場所と用途はどういう目的で購入されたか。面積、単価についてもお尋ねいたします。

収納対策推進幹（池上君） 町税、個人の町民税現年課税分3千万の増額補正ということでござ

います。主なものとして給与所得者の所得割の金額の増加によりますこと。もう一つ特別徴収の推進が図られたことによる徴収率の上昇を加味し、3千万の増額補正をさせていただきました。

子育て推進室長（宮嶋君） 4ページ、款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の保育負担金の関係でございますが、子ども・子育て支援新制度に伴いまして、町の保育利用負担額、保育料でございますが、9階層から16階層に多段階化の階層改定をし、また保育標準時間と保育短時間の二通りの保育料を改定したことで、それから在園児においては全員が保育標準時間の認定ということになるんですが、その多くの方が保育短時間のほうに認定を変更されたという影響とあわせての減額という内容でございます。

教育文化課長（宮下君） 48ページ、款10教育費、項3中学校費、目1中学校総務費、節17公有財産購入費の土地代でございますが、これにつきましては平成10年3月に坂城町土地開発公社が中学校用地として先行取得をしたテニスコートの北側の土地527m²につきまして買い戻しをいたすものでございます。単価につきましては、6万6,300円でございます。

また、それを買い戻した後の用途ということでございますけれども、この用地につきましては、造成をいたす中で教職員駐車場として15台分を整備し、例えば卒業式、入学式などの行事の際に中学校へ来校する皆さんの利便性の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

12番（大森君） ページ35ページの款6、項1農業費、目3、節19の負担金補助金及び交付金ということで、説明19060の青年就農給付金、これ300万減額になってはいますが、その中身は何でしょうか。同じページの下、さかきワイナリー形成でワイン商品化開発事業補助というこの140万の内容についてお聞きします。その二つお願いします。

産業振興課長（塚田君） ページ35ページ、青年就農給付金についての300万の減額でございます。27年度におきましては青年就農給付金といたしまして8名、6経営体の皆さんに支給をしております。当初予定より2名の方の予定がなくなったということで、2名分の減額を行ったところでございます。

まち創生推進室長（関君） 35ページのワイン商品化開発事業補助でございますが、これにつきましては先ほどご説明させていただきました加速化交付金をもとに、さらなるブランド化推進を進める事業ということで、来年、ワインに関しましては一部4年目、一部3年目のものもあるんですが、商品化していきたいというふうにご検討されているところでございます。6次産業化に向けた坂城のブランド販売網も視野に入れたさらなるイベント等を開催していくための補助ということで、振興公社へ補助したいというふうにご検討しております。以上です。

12番（大森君） 青年就農給付金ですが、当初8人と6経営体ということで2名の予定がなくなったというんですが、そもそも手を挙げていた状況の中で辞退したということ、それともも

う2人を獲得しようという努力をされたが見つからなかったという、その辺のいきさつについて報告ください。

それとワイン商品化の件ですが、これは4年目、試験圃場で栽培したものだけで行うのかどうか。その辺についてどんな内容でしょうか。

産業振興課長（塚田君） この2名分につきましては予定があったわけですが、条件が整わなかったということで新年度に回る方もいらっしゃいます。また、もうちょっと検討させてほしいという、そういう方が残りでございます。

まち創生推進室長（関君） ワイン商品化開発事業補助につきましては、4年目となっている試験圃場、そういったところから栽培されるワイン用ブドウで栽培されるものということで考えているものです。以上です。

14番（入日さん） 33ページの款5労働費、項1労働諸費、目1労政費の中の説明の19045中小企業人材確保推進事業補助金マイナス130万の理由と。それから38ページの款7商工費、項1商工費、目4商工企画費で19044坂城町コトづくりイノベーション補助金300万の減額の理由。それから、その上の目2の商工振興費で出展補助金260万減額の理由。それから、46ページの款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費で外国語指導講師等で332万8千円の減額について。それから最後に48ページの目1の中学校総務費の中で外国語指導講師等で166万4千の減額の理由をお尋ねします。以上です。

まち創生推進室長（関君） 予算につきましては、平成26年度の繰越事業として地方創生の先行型の予算が平成26年度から27年度に繰り越した事業がございます。そちらのほうでコトづくり、また出展補助、外国人指導講師等、あと中小企業の人材確保130万、そういったものにつきましては、そちらのほうで対応をさせていただきまして事業展開をしているというところでございます。以上です。

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第22号 平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第23号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第24号 平成27年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「議案第25号 平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「議案第26号 平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「発委第1号 安全保障関連法の廃止を求める意見書について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（吉川さん） 私は、発委第1号「安全保障関連法の廃止を求める意見書について」に対して、意見書提出に反対の立場から討論を行います。

最初に、参議院本会議において、十分な国会審議がなく可決と意見書にあります。今回は重要法案平均100時間を超える116時間をかけて審議をいたしました。その中であって一部野党は法案の具体的な内容に踏み込まず、ひたすら戦争法案とのイメージを膨らませることにだけに注力しました。国際平和への貢献は、外国の戦争に協力するという意味ではありません。今回の平和安全法制の整備の目的は、日米同盟による抑止力の高レベルの実現にあると考えております。まず、今年に入って北朝鮮では1月の核実験に続き、2月7日には大陸弾道ミサイルの発射をいたしました。このような事態を皆さんはどう考えていますか。今、日本を取り巻く国際情勢は大きく変わってきております。

さて、自衛隊の後方支援活動ですが、憲法上の制約があるため現に戦闘行為が行われている場所では実施しないことを前提としています。あくまでも自国防衛のためのみ武力行使は可能としています。これは従来の専守防衛という考え方を一歩も踏み出してはおりません。また、核兵器については中谷防衛相も日本が非核三原則を堅持し、核拡散防止条約や生物兵器禁止条約を批准するなど大量破壊兵器の拡散防止に取り組んでおり、これらを輸送することはあり得

ないと断言をしております。

最近この法案により徴兵制が発令されるとし、赤紙なるものを学校の門前で配布するなどの残念な行為をお聞きいたしました。いたずらに国民の不安をあおり、余りにも無神経な行為だと憤りを感じております。徴兵制は憲法第18条にのっとり禁じられております。

さて、平和を願わない人はいるでしょうか。今回の平和安全法制の内容は憲法13条における国民の生存権の保有、生命・自由・幸福の追求権を担保するために必要不可欠な内容であります。よって、坂城町議会としてこの廃止を求める意見書提出に議員各位の賢明な判断を願います。以上でこの意見書提出に対しての反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（塩入君） 発委第1号「安全保障関連法の廃止を求める意見書について」に賛成する立場から討論します。

最近テレビを見ていてびっくりしたことがあります。アメリカの海岸でアメリカ軍の海兵隊と日本の自衛隊が一体となって海から水陸両用艇に乗って上陸作戦の訓練をしていました。安全保障関連法のもとにアメリカ軍と一緒に戦争を始めているようなシーンでした。最近至るところで合同練習が行われています。安全保障関連法が3月下旬から実施されます。自衛隊はアメリカ軍と一緒に地球のどこへでも行き後方支援をすることができます。イスラム国の掃討作戦の支援も可能になります。そうすれば、日本はテロの対象になります。今、テロは至るところで起きております。日本もそういうテロの対象に、いつテロの対象にされるかわかりません。

また、南スーダンのPKO活動では、新しく駆けつけ警護という任務が加わりました。今、南スーダンには内乱状態で、どこも危険な状態です。2月にも国連施設が攻撃され、3,700戸が焼かれ19人以上が死亡しました。国連スタッフも2名死亡しました。駆けつけ警護の仕事というのは、仲間を救出するために武器を使用し相手を殺すこともあります。当然双方に犠牲が出ることは明らかです。

自衛隊が武力行使をし犠牲者が出れば、国民から当然憲法違反だという批判が出されます。そこで、安倍政権は憲法9条を変え、自衛隊を軍隊に変えて堂々と武力行使ができるようにするため、憲法改正をこの夏の参議院選の争点にしてきました。安倍首相は憲法9条を変えるのが狙いです。ただいま反対討論でも述べられましたけれども、憲法9条に違反しているこの安全保障関連法に賛成することは、安倍首相の考えに同調することになります。日本を再び戦争する国にするため、手を貸すことになります。

ここでもう一度、憲法の前文のポイントを確認したいと思います。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあります。また、この憲法は人類普遍の原理であり、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除すると高らかにうたっています。この平和憲法を根

本から変え、戦前のような軍国主義国家を再び許してはなりません。これからの日本は平和憲法のもとに軍事以外で人や物資などを支援して国際貢献をすべきです。よって、憲法違反で自衛隊の武力行使を可能にし、後方支援で日本をテロの対象にされる安全保障関連法は直ちに廃止すべきです。以上をもって賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

13番（塚田君） 安全法案関連法案の撤回、廃止を求める意見書に対し、採択、反対の立場から討論いたします。

日本は昭和35年、アメリカと2国間で日米安全保障条約を締結しました。平和を守る手段は言うまでもなく武力ではなく粘り強い対話での外交が重要だが、日米が今まで同盟国として極東アジアの安定に大きな役割を担ってきたことも事実であります。集団的自衛権を求めるか否かは日本の対外施策の根本にもかかわる問題であり、日本憲法の理念、国家の基本戦略にかかわる問題と捉える。

憲法改正論についても現行規定を擁護すべきとの意見、変化に応じ改正すべきとの意見などもあるが、いずれにしても憲法改正発議権のある国政の場で議論を尽くすべきであります。地方議会での判断は避けるべきであると考えます。なぜならば、観念的な思想や固定概念に固執すべきではありません。

近年、日本周辺に現実にあられた国際的な緊張、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、軍事技術も著しく高度化しており、我が国の近隣国では核実験や事実上の長距離弾道ミサイルの発射強行、最近また弾道ミサイルを日本海に向けて発射実験が繰り返されている国があり、今朝6時前に日本海に向かってまた1発発射したという報道がありました。

国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であり、また尖閣諸島問題、軍事拠点化する南シナ海に展開するアジアのある大国は、国際法を無視する行為等当面の問題解決が緊急課題であります。このような、いかなる状況においても国民の安全・安心を守る法律の整備が重要と感じます。したがって、それぞれの意見の反映はみずからの信念に基づき、それに賛同する会の中で活動を行うことが私は重要と考えます。したがって、意見書を採択することに反対を表明いたします。

大変失礼しました。採択じゃなかったようで、前後の採択を取り消しさせていただきます。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（山崎君） 発委第1号「安全保障関連法の廃止を求める意見書について」賛成の立場から討論いたします。

多くの学識経験者が憲法違反であると指摘する集団的自衛権の行使を可能にするなどの平和安全法制整備法と後方支援のため自衛隊を海外へ随時派遣できるようにする国際平和支援法の安全保障関連2法を廃止する法案を野党5党が今国会において衆院に共同提出しました。

密接な関係にある他国が武力攻撃された場合、日本が直接攻撃を受けていなくても武力行使ができるのが集団的自衛権であります。安倍首相の祖父である岸信介首相や、おじである佐藤栄作首相を初め歴代内閣は、憲法9条の解釈上行使できないと繰り返し答弁してきています。ところが、安倍内閣は一転して憲法9条に対してねじ曲げた誇大解釈をして、集団的自衛権が行使できると主張し、ついには大多数の国民の反対の声にも耳を傾けず、強行採決により安全保障関連2法を可決、成立させました。これは国民主権、民意の反映に背く著しい反逆行為であります。

安倍首相は2月20日ごろのラジオ放送において、憲法9条2項を改憲して自衛隊を合法化したいと発言しています。また、今国会においては憲法9条を自身の任期中に改憲したいとまで言及し、国防軍と称す軍隊を保持するとまで言い切りました。これも反逆行為そのものであります。反逆とは国に背くことであります。国民に背くことであります。ロン、ヤスと呼び合い、蜜月の関係であった、風見鶏と称された総理大臣であってもアメリカの言いなりになりました。安保法が解禁されれば、ますます自衛隊は憲法からかけ離れた存在になります。国防軍の保持をするのならば、最初から解釈憲法でなく、国民に審判を仰ぎ明文化憲法を目指すのが筋であります。国民の命と平和な暮らしを守るのが政府の責任であるにもかかわらず、戦地へ自衛隊を派遣し武力行使が可能になり、自衛隊員の生命にも危機が及びます。

第二次世界大戦で日本と同様な敗戦国であるドイツにおいては、憲法改正により後方支援から始まり現在では多国籍軍に兵士を送り、戦死者をも出すまでに至っています。一たび集団的自衛権を行使すれば、後方支援にとどまらず海外での戦争に参戦する道筋をつけるものであります。ドイツと同じ轍を踏んではなりません。よって、憲法9条、永久戦争放棄の平和憲法を堅持するとともに、集団的自衛権の行使を容認する安全保障関連法は廃止することを強く要望するものであります。以上をもちまして、この意見書提出に対しての賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

3番（朝倉君） 発委第1号「安全保障関連法の廃止を求める意見書」提出に対する反対討論を行います。

我が国はご存じのように民主主義に基づき三権分立がなされ、それぞれ間違いなく機能するように監視やチェック体制を有しながら運営がなされておる国でございます。

本意見書にかかわる法案も、衆参両院におきまして十分な時間をかけた議論を政府与党は計画しておったわけでございますけれども、一つの対案も出さずに戦争法案というレッテルを張って政局の議論に終始し、最終的には民主主義のルールによって野党の協力をいただきながら、国会で成立を見た法案でございます。私たちはこの事実を重く理解する義務があると考えているところでございます。

現在、東アジアやその地域における独裁国家北朝鮮、一党独裁国家中国の軍事状況について

は、私が申し上げるまでもなく極めて先行きが心配されることをございます。昨年9月19日に立法院である国会で何らの対案もなく、ただ戦争放棄のレッテル張りをして反対した民主、共産党は、日本をどうやって守っていくんでしょうか。ただ戦争法反対のみで対案も出さず、国会の審議もみずから前向きに議論することなく、政局の優先の戦術でよいのでしょうか。現在の大変混迷する国際情勢を鑑みて、このような改正がなされなければ、この不安定の中の国際情勢に対応できないのが本当の姿ではないでしょうか。

先進国では、自国の安全保障については与党も野党も日本ほど考えに差のある国は本当に見当たりません。また、憲法の改正を提起するのは通常の先進国であれば野党であります。反対に回るのは与党というのが定番でございます。この日本は本当に極めて珍しい国政の状態ではないでしょうか。この法案も民主的に選ばれた国会議員により、十分時間をかけて成立した法案です。私たちが議員という立場で国益を考えての行動が必要ではありませんか。

皆様は戦争、戦争と言われますが、戦争70年を経ても国連憲章、第53条、第77条1項b、第107条に規定されている敵国条項、具体的には第2次世界大戦中に敵国、枢軸国側にいた国が軍事行動を起こした場合には、安保理に諮ることなく当該国に対して制裁を行ってよいという法律がまだ現存するんです。このように憲法以外にも拘束している存在がある中では、いざというときにはどうしてもアメリカとの同盟環境を取りつけておかなければ、我が国の防衛にはなりません。

時間の関係もあり、もっと私は申し上げたいわけでございますけれども、時間の関係がありますので趣旨の反対討論についてはこの辺でやめまして、私の意見を理解していただくために、雑誌に掲載された元自衛官のインタビュー、昨年、法案審議中に信毎に投稿された長野県の主婦のご意見を紹介して、本意見書に対する議員各位の判断の一助としたいということで、ご紹介をしたいと思います。現場で活動に当たる元自衛隊幕僚長のインタビューが掲載されておりました。ご紹介いたします。

中国の人民軍兵士が漁民に偽装して尖閣を乗っ取った場合どうしますか。自衛隊は特殊部隊を編成しております。隊員は304名、隊長は40代で日々訓練を重ねております。これが奪還に向かいます。ほう、それは心強い。しかしですよ、相手にけがを負わせないようにと捕まえる。お手やわらかに捕まえるんです。できますか、そんなこと。ですから、その訓練なんです。相手は拳銃を持っていますよね。もちろん、そうでしょう。撃たれたらどうします。撃たれて初めてこちらも撃ち返します。間に合わないでしょう。捕らまえに近づいてくるのを待ち受けて、捕らまえる前に近づいてくるのを待ち受けて、いきなり腰の後ろのピストルを引っこ抜いて撃たれてみれば、どうしたって先に殺されます。仕方ありません。それが憲法の定めですから。でも、みすみす命を失うのはどう見ても、どう考えてもばかばかしい、しゃくですな。仕方ありません。それが現行の憲法と自衛隊の定めですから。大体引き金に指をかけて撃てば

憲法違反になるか、そんなことを考えては戦えません。国を守る自衛隊の皆さん、海上保安庁の皆さんも体を張って頑張っています。このような事態を解決するために、安倍首相は安民法制の改定を提起し、この3月から施行の段取りになり、国益を考えても私は妥当な判断と考えます。

最後に、昨年8月26日に信毎に投稿された記事を紹介いたします。

安民法制について批判的な意見が多いようですが、私は別の角度から意見を言いたいと思います。平和を望まない人はいないでしょう。しかし、ただ平和、戦争と叫んでいるだけで世界は平和になるのでしょうか。平和であり続けるには不断の努力が必要なことは現実が示しております。家庭においても家族が安心して暮らすためにも鍵をかけたり犬を飼ったり、さまざまな努力をしていると思います。これが犯罪を防ぐことにつながります。今回の法整備はこれと同じで不測の事態が起こらないように、たまたもし起きてしまったとき、憲法に違反しない防衛の限界を決めたに過ぎません。戦争のできる国になったとか、家族が戦地に送られるなどの話ではないと思います。そもそも自衛隊は他国を侵略できるような軍事力を持っていないのですから。戦争すること自体不可能です。不穏な情勢に対して恐れるだけでなく冷静に判断をしていく必要があると思います。これが60代女性の投稿でございます。

反対時間も余り長く及んでは失礼だと思いますので、以上の2例の雑誌や新聞の投稿記事を紹介して、私の反対意見の討論にさせていただきます。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番（中嶋君） 昨日から考えていたわけじゃなくて、坂城町議会でありますから、この場所は。多少バランスも考えたということもあります。ただし、私のことです。是々非々です、これは。そんなところからちょっとメモ書きで失礼かとは思いますが、私なりの考えを述べさせていただきます。

とにかく、私が今申し上げましたように国会議員ではありません。であるから、マスコミ、新聞、テレビ、インターネットぐらいの情報しか得られません、実情です。自分の足で知った情報ではありません、これは。坂城町議会で、ここで一般質問をするときは、私は足で歩いています。聞いたこと切りじゃだめだと。必ず本人に会ったりとか、私はしつこい人間ですから、課長さんたちにえらいご迷惑をおかけしては、これはどうなっているのなんていうようなことをやりながら一般質問はしています。でも、今回は余りにも大きな問題でありますから、自分の足でとにかく知った情報ではない。ただ、その中で今言ったようにマスコミ、新聞、テレビ、インターネットぐらいの中で調べたり、テレビのニュースを見たりすると、これは前に私は一般質問の冒頭にも言った部分かもしれませんが、何か自民党も不思議な自民党になったなど。私も自民党員でしたからね、昔は。ただ、羽田党であったからこそ民主党なんていって、地元の人間だからなんていうようなことについて行っちゃったというような、曲がったのか、正確

に言えば二大政党の一つのそっちだったのかわかりませんが。

ちょっと残念だったのは、自民党はね、もう皆さんご存じのとおり、推薦した憲法学者もだめだって言っちゃったんですよね。あんなところで、あんなことを言わなきゃいいものを。自民党が推薦した、連れてきた人が反対しちゃった。それから内閣、これはテレビでやっていますよ。内閣法制局長官ですね、なかなか立派な人でね、なかなか正当論を言っている人ですよ。それがその人もちょっとおかしいぞと。それから、最高裁判所の長官連中なんていうのは、これはもう日本のね、本当にもうピカイチのあれですよ。言うなればちょっと言葉は悪いかもかもしれませんが、頭のいい人だと私は思っていました。法律をきちっと守る人たち。この経験者あたりも、何か今回に関しては違憲だなんて言い出しちゃっているんですよね。だから、そんなところでしか私なんかは判断できませんよ、正直言って。自分で聞いてきたわけじゃないんだから、実際行って。

それで、そんなようなことを聞いて、今のその人たちの話を聞くと、国は今の報復戦、これはかたきをつくっちゃうということですよ、どっちにしても。昔流の日本人の言葉で言えば、かたきを、やったからやり返す。それで、また今度はやり返す、またやり返す、またやり返す。これが報復戦や、今や世界中で嫌なことが起きていて、こんなことないんじゃないかなんて昭和のころ思っていましたけれども。もしかしたら下手すりゃ日本でもテロなんていうようなおっかないことがあるんじゃないかというような気にもなります。どうも、その報復戦といいましょうか、日本も武士でありましたから、おやじが切られたということになれば、息子は何があってもかたきを討たなきゃいけない。それがあれですか、よかれとした時代があったようです。それが何か世界中に蔓延しちゃって、やられる前にやっちゃえば、それじゃあと。何かちょっとおかしいなと思っています。

それからですね、そういうことを考えると、これも一般質問で私言ったんですが、そうは言っちゃって皆さんね、政党でいえば大体自民党であるとか民主党であるとか、ちょっと今度は民主党は何かごちゃごちゃして名前が変わるなんて言っていますけれども。それからあと公明党であるとか、共産党であるとか、維新の会。この間これを言わなかったからって怒られたんだけど、社民党ね、であるとか。それからまだいろいろみんなの党、いろんなのがあるから、それを総じてその他の党って言いますけれども。それからあとはもう無所属ですよ。そんなことを考えればね、今度は18歳から選挙権にもなるわけですが、これ皆さんよく考えてくださいよ。みんな日本人じゃないかいや、日本人だ。中国や北朝鮮やアメリカじゃないんだ。それで、しかもさっき誰かもおっしゃっていました。戦後70年平和でしたこの国を、だから私に言わせれば、みんなで知恵を絞ってですね、この70年平和だったこれを礎にするんですよ。それでその倍へもう70年ぐらいいは何とかね、あれです。平和にしていかなきゃ俺はいけないと思っているんですよ。それで、孫子の代までですね、戦争に巻き込まれるようなことが

ないように日本国民として、そして我々は坂城町の町会議員ですよ。坂城町町民の恒久平和をまさに願ひまして、いい悪いはともかく、私はとりあえずこれは賛成討論ということにしておきます。以上。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第11「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塚田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成28年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結、条例の新設、条例の一部改正、町道の認定、平成28年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました給与改定条例、27年度一般会計及び特別会計の補正予算など全ての議案に対して原案どおりご決定を賜りありがとうございました。特に平成28年度の一般会計予算につきましては、全員のご賛同を得たということで大変感謝しておりますが、過去調べましたら、最後に全員でご賛同をいただいたのが昭和41年ということで、50年目の出来事ということにな

りました。ありがとうございます。

去る11日、東日本大震災の発生から5年を迎えました。震災が起きた午後2時46分には役場のサイレンにあわせ、亡くなられた方、いまだに行方不明の方々に対し、議員の皆様とともに黙禱をささげました。あわせて、役場の出先機関、社会福祉協議会や葛尾組合、各小・中学校などでも黙禱し、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしました。震災から5年がたった現在も、多くの方々が避難生活を続けられています。復興が加速し、被災された方々が一日も早く普通の生活に戻れることを切に望むところであります。

さて、平成28年度は、まちづくりの基軸である坂城町第5次長期総合計画の後期5カ年計画のスタートの年であります。また、町の将来展望として策定してまいりました坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策も本格的にスタートいたします。

今定例会におきまして、大勢の議員の皆様からご質問いただきました人口減少、少子高齢、産業構造の革新、環境問題、国際化、情報化への対応といった喫緊の課題に対し、これらの計画・展望を軸に将来を見据えながら、「人がともに輝くものづくりのまち」の実現を目指してまいります。

新年度より、移住・定住を推進するため、空き家、農商業への新たな支援制度や子育て支援の拡充など、積極的な取り組みも展開してまいります。特に、町からの防災情報、お知らせが円滑に町民の皆さんに伝わる「つながる あんしん 坂城町」の構築を目指すトータルメディアコミュニケーション構想推進事業、6次産業化への展開を目指すさかきワイナリー形成推進事業、坂城スマートタウン構想推進事業については、町の重点プロジェクトと位置づけ取り組んでまいります。

さて、来週21日から25日までの5日間の日程で、タイ国研修事業として8名の町内在住の高校生がタイへ出発いたします。タイのアユタヤの工業団地に進出しているアルプスツール、水野製作所、宮後工業の町内企業3社及び在タイ日本大使館の見学のほか、タイの歴史・文化に直接触れる異文化体験を行います。この研修を通じて、将来、坂城町を支える若者が国際理解や国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な研修になればと期待しております。

この22日に坂城町消防団任命式が行われます。「自らの地域は自らが守る」との消防精神のもと、新たに任命される本部及び分団長等幹部になる皆さんと、その崇高な消防精神に献身する決意をいただいた新入団員の皆様に辞令が交付されます。新体制のもと、町民の安心・安全な生活を守るため、さらなる活動をお願いいたします。

また、3月26日土曜日、午前10時から南条小学校の竣工式が挙行されます。議員の皆様におかれましては、お忙しいところとは存じますが、ご臨席を賜りたいと思います。また、午後3時からは音楽堂において、竣工記念コンサートを開催いたしますので、大勢の町民の皆様にご来校いただきたいと思います。

また、今議会で可決されました、長野市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約につきましては、3月29日、長野地域9市町村長が一堂に会し、長野市と連携協約の締結を行う合同締結式が開催されます。この連携協約により、坂城町と長野市が相互に役割を分担し、連携・協力する中で、圏域全体の結びつきが強化され、町にとって移住・定住の促進、医療分野の拡充や就職機会の拡大につながることを期待いたします。

また、4月4日は各保育園の入園式、5日には小・中学校、6日には坂城高校の入学式、7日は坂城幼稚園の入園式が行われます。坂城の未来を担う子供たちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福をしていただければと思います。

さて、4月6日から15日までは、春の全国交通安全運動を行います。去る2月24日には国道18号線、中之条地籍におきまして痛ましい交通事故が発生し、1名の方がお亡くなりになっておられます。町といたしましては、引き続き交通事故防止の啓発に力を入れてまいりたいと考えております。

また、21日から30日には、犯罪防止に関する春の地域安全運動が実施されます。町民の皆さんにおかれましては、暖かな春を迎え、何かと外出する機会も多くなる時期でもあります。交通事故や犯罪に遭わない、また巻き込まれないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

また、4月17日日曜日には、第17回目となる千曲川クリーンキャンペーンが行われます。町のシンボルである千曲川の自然環境を守るため、大勢の町民の皆様のご参加をお願いいたします。

春は三寒四温と申しますが、今年はそのとおり寒い日と暖かい日が交互に訪れております。一日も早い本格的な春の日差しが待ち遠しく感じられます。

議員の皆様方におかれましても、健康にご留意され、新年度を迎えていただきたくお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（塚田君） これにて平成28年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚 田 正 平

坂城町議会議員 塚 田 忠

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 塩野入 猛

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. ふるさと納税について イ. 実績は ロ. 今後の取り組みは 2. 新南条小学校について イ. グランドに芝生を 3. 隣保館について イ. 二階の床は ロ. 男女共同トイレは	11番 中嶋 登	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長
2	1. 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略について イ. 起業創出に向けた環境整備事業について ロ. 特産品振興事業について ハ. 商業・サービス業創業支援事業 ニ. 空き家バンク事業について 2. 公共施設等総合管理計画について イ. 公共施設等総合管理計画策定について ロ. 町民との合意形成について	7 番 西沢悦子	町 長 産業振興課長 企画政策課長 建設課長
3	1. 28年度の重点施策について イ. 主な重点施策は	10番 山崎正志	町 長 教 育 長 企画政策課長 子育て推進室長 産業振興課長 建設課長 教育文化課長 収納対策推進幹
4	1. 28年度主要施策について イ. スマートコミュニティー構想 ロ. ワイナリー形成事業 ハ. トータルメディアコミュニケーション 2. マイナンバー制度について イ. 制度の仕組みと現状 ロ. 制度の利用 ハ. 制度実施の流れ	2番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 「大人からのあいさつ運動」について イ. 運動から見えてくるもの ロ. いわゆる師範塾に取り組めないか 2. 「おくるみ」について イ. 「おくるみ」の栽培適地は ロ. シルバー人材センターと「おくるみ」 3. 寄り添う行政 イ. 坂城町のボランティア活動	5 番 柳 沢 収	町 長 教 育 長 建 設 課 長 産 業 振 興 課 長 福 祉 健 康 課 長 企 画 政 策 課 長
6	1. 農業振興について イ. 新規就農者について ロ. 中間管理機構について ハ. 荒廃農地について 2. ワイナリー形成事業について イ. 巨峰ワインについて ロ. 試験醸造のワインについて ハ. ワイナリー創業について	4 番 小宮山定彦	町 長 産 業 振 興 課 長 企 画 政 策 課 長
7	1. どの子ども幸せに暮らせる町へ イ. アベノミクスの功罪は ロ. 「子育て支援日本一をめざす町」を 2. 農業振興と6次産業 イ. 農地の状況は ロ. ワイナリー形成推進事業 ハ. ねずみ大根振興の行方は 3. 松枯れ対策について イ. 農薬の空中散布は中止を	1 2 番 大 森 茂 彦	町 長 総 務 課 長 福 祉 健 康 課 長 教 育 文 化 課 長 収 納 対 策 推 進 幹 産 業 振 興 課 長
8	1. 里山の整備と景観について イ. 里山の整備、景観の維持について ロ. 松くい虫の被害に対する町の対応は 2. 生活改善について イ. 生活改善の実態は ロ. 新生活運動の推進は	3 番 朝 倉 国 勝	町 長 産 業 振 興 課 長 教 育 文 化 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 情報共有で安心のまちづくりを イ. 「つながる あんしん 坂城町」について ロ. ホームページの充実を 2. 安全対策について イ. 通学路について ロ. 専用駐車区画について 3. 予防接種に助成を イ. 大人の風疹について	8 番 吉川まゆみ	町 長 企画政策課長 建設課長 住民環境課長 総務課長 保健センター所長
10	1. これからの町づくりについて イ. 消防団について ロ. 子どもの学習支援について ハ. 老人パワーの活用を	14番 入日時子	町 長 教育長 教育文化課長 子育て推進室長 福祉健康課長 住民環境課長
11	1. スキーバス転落事故の教訓 イ. 町のバス運行管理は 2. 防災行政無線について イ. 現行有線電話はどうなるか 3. 新幹線横坑利用について イ. 横坑利用の見直しを ロ. 新たな利用希望者の受け入れを ハ. 落盤事故を想定した避難施設は	13番 塚田 忠	町 長 企画政策課長 産業振興課長
12	1. 安心・安全な生活道路を イ. 道路のバリアフリー化 ロ. 安全な通学路に ハ. 町道A01号線（産業道路）の拡幅工事は 2. 健康で安心な町に イ. 総合事業に向けての基本計画は ロ. 介護予防事業の充実を ハ. 健康づくりのウォーキングコースを	9 番 塩入弘文	町 長 建設課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
13	1. 産業振興について イ. 町特産品の情報発信について ロ. ふるさと納税について ハ. 就職活動支援について 2. 文化財保護と活用は イ. 古文書・公文書について ロ. 町の各種イベントに合わせ観光施策推進を	6 番 滝 沢 幸 映	町 長 教 育 長 産 業 振 興 課 長 企 画 政 策 課 長

安全保障関連法の廃止を求める意見書

昨年9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法が十分な国会審議を経ることなく可決、成立した。

多くの国民の反対を押し切って成立させたこの法律は、これまでの政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、後方支援のために自衛隊を海外へ随時派遣できるようにするなど、憲法9条に反するものである。

国会の審議を通じて明らかになったように、戦闘地域での兵たん活動や核兵器・劣化ウラン弾・クラスター爆弾などまでも輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものである。国際的な争いを解決する手段に武力を使わないとする、世界に誇り広めるべき崇高なわが国憲法の精神を変えてはならない。

また、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法を違憲と断じている。安全保障関連法は日本の国際的な信頼を損ない、国を報復戦争やテロの危険にさらすことになり、国民も強い不安を感じている。

よって、国会及び政府においては、立憲主義と民主主義、そして多くの民意を尊重し、安全保障関連法を速やかに廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

防衛大臣 中谷元 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚田正平